8　応急対策実施に係る協定

（1）災害復旧資材の緊急調達に関する協力協定

山梨県知事　（以下「甲」という。）と“法人名”（以下「乙」という。）は、県内において地震、風水災害その他の災害発生に際し、応急復旧資材の確保を図るため、次のとおり協定する。

（協力要請）

第1条　甲は、災害時における応急措置のため、緊急に復旧資材の確保を図る必要が生じたときは、乙に対して資材の調達等協力を要請するものとする。

2　乙は、甲の要請があったときは、乙に加入している会員（以下「会員」という。）に周知し、すみやかに資材の調達等必要な措置を講ずることに協力するものとする。

（協力の方法）

第2条　前条第2項により乙は、会員が保有する資材を発注者に対して優先的に供給するよう措置するものとし、この場合、会員が保有する資材のみでは不足すると認められる場合は、県内外から円滑に緊急調達できるよう協力するものとする。

（復旧資材の種類）

第3条　復旧資材の種類は次のとおりとする。

(1)　別表に掲げる応急復旧資材

(2)　その他特に必要とする応急復旧資材

（資材の価格）

第4条　資材の価格は、災害発生時前における価格を基準として適正な価格とする。

（県の協力）

第5条　甲は、乙の要請があったときは、前条により乙が行う緊急調達に関する事項に対して協力するものとする。

（協議事項）

第6条　この協定の実施について疑義が生じた場合、及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議するものとする。

（効力）

第7条　この協定は、協定締結の日から1年間効力を有する。

2　この協定は、甲・乙双方に異議のない場合には、1年を単位として年々自動的に継続するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名捺印のうえ、各自1通を保有する。

昭和59年4月1日
平成元年6月1日

「甲」　山梨県知事　　望月　幸明

「乙」　社団法人　山梨県電気設備協会
社団法人　山梨県消防設備協会
社団法人　山梨県ＬＰガス協会
社団法人　山梨県管工事協会

(別表)

ライフライン災害復旧に必要な資材品目表

電気関係復旧資材		水道関係復旧資材		ガス関係復旧資材	
品 名	規 格	品 名	規 格	品 名	規 格
電線	Fｹｰﾌﾞﾙ 1.6mm×2c	塩化ﾋﾞﾆｰﾙ管	VP13mm 4m	ガス管	SGP1/2B
電線	DV 2.6mm×2c	塩化ﾋﾞﾆｰﾙ管	VP20mm 4m	フレキ管	1/2B
コード	ｺﾞﾑ絶縁 0.75mm×2c	カラン	15mm～20mm	エルボ	1/2B
キーソケット		ソケット		ニップル	1/2B
シーリング		バルブ	15mm～20mm	チーズ	1/2B
開閉器	安全ﾌﾞﾚｰｶ 2P20A	エルボ	15mm～20mm	プラグ	1/2B
電球	40W～100W	チーズ	15mm～20mm	ﾎｰｽｴﾝﾄﾞ	LPｶﾞｽ用 1/2B×9φ
平型ｶﾞｲｼ	一般家庭用	ニップル	15mm～20mm	ｺﾞﾑﾎｰｽ	LPｶﾞｽ用 1/2B×9φ
ﾋﾞﾆｰﾙﾃｰﾌﾟ	20m巻	鋼管	青・赤ﾏｰｸ15mm 5.5m	ﾎｰｽﾊﾞﾝﾄﾞ	LPｶﾞｽ用 1/2B×9φ
露出ｺﾝｾﾝﾄ	1口～3口	鋼管	青・赤ﾏｰｸ20mm 5.5m	ｶﾞｽｶﾗﾝ	LPｶﾞｽ用 1/2B×9φ
		充てん剤		調整器	5K単段低圧
				調整器	6K自動切替式
				ｶﾞｽｺﾝﾛ	2口ｶﾞｽﾃｰﾌﾞﾙ
				ｶﾞｽｺﾝﾛ	1口ｺﾝﾛ
				充てん剤	
				簡易ｶﾞｽｺﾝﾛ	
				ｶｾｯﾄﾎﾞﾝﾍﾞ	

（2） 災害時における応急対策業務に関する基本協定書

山梨県（以下「甲」という。）と一般社団法人山梨県建設業協会（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和３６年法律第２３３号）及び山梨県地域防災計画に基づき、地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）が発生した場合又はそのおそれがある場合の応急対策業務の実施に関し次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害時における民間協力の一環として、甲が管理する道路、河川、治山、林道等の施設の機能の確保及び回復のため、甲と乙との応急対策業務の実施に関する基本事項を定め、災害に対し迅速かつ的確に対応することを目的とする。

（協力要請）

第２条　甲は、前条の目的を達成するため、応急対策業務を実施する必要があると認めたときは、乙に協力を要請する。

２　乙は、前項の要請があったときは、甲に協力するものとする。

（担当区域）

第３条　甲及び乙は、応急対策業務を円滑に実施するために、甲の県土整備部及び森林環境部の各出先事務所と、乙を構成する法人（別紙参照）の各担当区域を、あらかじめ協議の上、定めておくものとする。

（損害補償）

第４条　第２条の協力要請により応急対策業務に従事した者が死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は廃疾となった場合の本人又はその遺族に対する損害補償は、山梨県知事が災害対策基本法第 71 条第１項の規定により、協力命令を発したときに限り、災害応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例（昭和 37 年山梨県条例第 55 号）を適用する。

（細目協定）

第５条　この基本協定を実施するための細目について、甲の県土整備部及び森林環境部の各出先事務所長と、乙を構成する法人（別紙参照）の各会長とは、協定を締結するものとする。

（効力）

第６条　この協定の有効期間は、協定の締結の日から平成 31 年３月 31 日までとする。

ただし、この期間満了の日の 30 日前までに、甲乙いずれからもそれぞれの相手方に対して文書により異議の申出のないときは、更に１年間延長するものとし、その後も同様とする。

（協議事項）

第７条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成 30 年８月１日

甲　　甲府市丸の内一丁目６番１号

山梨県知事　　後　藤　　斎

乙　　甲府市丸の内一丁目 13 番７号

一般社団法人　山梨県建設業協会

会　長　　浅　野　　正

（別紙）

・乙を構成する法人

（地区建設業協会名）

一般社団法人甲府地区建設業協会
一般社団法人塩山建設業協会
一般社団法人笛吹建設業協会
一般社団法人市川建設業協会
一般社団法人身延建設業協会
一般社団法人峡北地区建設業協会
一般社団法人富士・東部建設業協会

（3） 災害時における資機材提供等の支援協力に関する基本協定書

山梨県（以下「甲」という。）と山梨県重機・建設解体工事業協同組合（以下「乙」という。）とは、地震・風水害等の災害が発生した場合又は発生する恐れがある場合の応急対策業務の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害が発生した場合又は発生する恐れがある場合に、応急対策業務に係る資機材提供等の支援により、円滑な県民の救助活動及び災害復旧活動の遂行を図ることを目的とする。

（支援要請）

第２条　甲は第１条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を実施する必要があると認めたときは、乙に協力を要請するものとする。

（１）　保有重機及び建設資機材の提供並びにこれらによる応急対策作業

（２）　生活用水（飲料水以外の生活の中で使用する雑用水をいう。）の供給

（３）　（１）、（２）に対する労務の提供

（４）　避難地・救援物資集積地としての保有用地の提供

２　乙は、甲からの支援要請に基づき、できる限り速やかに乙を構成する会員（以下「乙の会員」という。）と調整し、乙の会員に出動を要請するとともに、派遣する会員名を甲へ報告するものとする。

３　災害により甲が乙に連絡することが不可能な場合や緊急を要する場合、甲は乙の会員に直接支援要請を行うことができるものとする。

（支援要請の手続き）

第３条　甲から乙又は乙の会員への支援要請は文書で行うものとし、要請書は甲、乙がそれぞれ１通保管するものとする。

２　緊急を要するなど前項によりがたい場合は、甲から乙又は乙の会員へ支援要請を口頭又は電話等で行うことができることとするが、この場合においても、甲は、後日速やかに文書にて要請を行うものとする。

３　甲は、乙の会員が業務を実施するために必要な情報や資料を提出するものとする。

（業務の実施）

第４条　出動の指示を受けた乙の会員は、速やかに指示された業務を実施するものとする。

２　乙の会員が当該業務を行うにあたっては、二次災害に注意して作業を進めなければならない。また、当該作業の関係者だけでなく、近隣住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保に努めなければならない。

３　乙の会員は、業務従事者の労働災害補償のため、労働者災害補償保険法の適用を受けられるよう手続きを行うものとする。

（業務内容の報告）

第５条　前条の業務を実施する乙の会員は、乙を経由し、適宜業務の進捗状況を甲に報告するとともに、業務を完了したときは実施結果を文書により報告するものとする。

（業務の実施体制）

第６条　乙は、第３条の業務を早急に実施できるよう事前に必要な技術者等の確保、出動の方法を定め、その実施体制及び連絡系統を示した表を甲に報告するものとする。

（費用負担）

第７条　第３条に基づく支援に要する費用は、原則として甲が負担するものとする。

ただし、支援の要請が市町村からのものであるときは、当該市町村が負担するものとする。

２　前項に規定する費用は、災害発生時直前の当該地域における同種の事業の料金等を基準として、甲または甲の指定する地方自治体と乙が協議のうえ決定するものとする。

３　甲は、前項の費用について、業務終了後、乙から適正な請求書を受理したときは、速やかに甲または甲の指定する地方自治体から乙が指定する口座に振り込みにより支払うものとする。

（損害補償）

第８条　第５条の規定により、業務に従事したものが死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、労働者災害補償保険法等の関係法令に基づき補償を受けるものとする。

（連絡責任者の報告）

第９条　甲と乙は、本協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに相手方に報告するものとする。また、変更があった場合においても直ちに相手方に報告するものとする。

（車両の通行）

第１０条　第３条に基づく支援を乙が行うときには、甲は、業務の実施にかかる車両を緊急通行車両として通行できるように支援するものとする。

（協議事項）

第１１条　この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙が協議して定めるものとする。

（協定の効力）

第１２条　この協定の期間は、協定を締結した日から平成２２年３月３１日までの期間とする。

２　前項に規定する期間満了の１箇月前までに甲、乙いずれかから文書により何ら申し出がないときは、前項の定めにかかわらず、同一条件をもって更に１年間延長するものとし、その後期間満了したときも同様とする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ１通を保有する。

平成２１年９月２日

甲　甲府市丸の内一丁目６番１号
山梨県知事

乙　甲府市城東一丁目３番８号
山梨県重機・建設解体工事業協同組合
理事長

（4） 災害時における資機材提供等の支援協力に関する基本協定書

山梨県（以下「甲」という。）と社団法人　山梨県造園建設業協会（以下「乙」という。）とは、地震・風水害等の災害が発生した場合又は発生する恐れがある場合の応急対策業務の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害が発生した場合又は発生する恐れがある場合に、応急対策業務に係る資機材提供等の支援により、円滑な県民の救助活動及び災害復旧活動の遂行を図ることを目的とする。

（支援要請）

第２条　甲は第１条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を実施する必要があると認めたときは、乙に協力を要請するものとする。

（１）　保有重機及び建設資機材の提供並びにこれらによる応急対策作業

（２）　生活用水（飲料水以外の生活の中で使用する雑用水をいう。）の供給

（３）　（１）、（２）に対する労務の提供

（４）　避難地・救援物資集積地としての保有用地の提供

２　乙は、甲からの支援要請に基づき、できる限り速やかに乙を構成する会員（以下「乙の会員」という。）と調整し、乙の会員に出動を要請するとともに、派遣する会員名を甲へ報告するものとする。

３　災害により甲が乙に連絡することが不可能な場合や緊急を要する場合、甲は乙の会員に直接支援要請を行うことができるものとする。

（支援要請の手続き）

第３条　甲から乙又は乙の会員への支援要請は文書で行うものとし、要請書は甲、乙がそれぞれ１通保管するものとする。

２　緊急を要するなど前項によりがたい場合は、甲から乙又は乙の会員へ支援要請を口頭又は電話等で行うことができることとするが、この場合においても、甲は、後日速やかに文書にて要請を行うものとする。

３　甲は、乙の会員が業務を実施するために必要な情報や資料を提出するものとする。

（業務の実施）

第４条　出動の指示を受けた乙の会員は、速やかに指示された業務を実施するものとする。

２　乙の会員が当該業務を行うにあたっては、二次災害に注意して作業を進めなければならない。また、当該作業の関係者だけでなく、近隣住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保に努めなければならない。

３　乙の会員は、業務従事者の労働災害補償のため、労働者災害補償保険法の適用を受けられるよう手続きを行うものとする。

（業務内容の報告）

第５条　前条の業務を実施する乙の会員は、乙を経由し、適宜業務の進捗状況を甲に報告するとともに、業務を完了したときは実施結果を文書により報告するものとする。

（業務の実施体制）

第６条　乙は、第３条の業務を早急に実施できるよう事前に必要な技術者等の確保、出動の方法を定め、その実施体制及び連絡系統を示した表を甲に報告するものとする。

（費用負担）

第７条　第３条に基づく支援に要する費用は、原則として甲が負担するものとする。

ただし、支援の要請が市町村からのものであるときは、当該市町村が負担するものとする。

２　前項に規定する費用は、災害発生時直前の当該地域における同種の事業の料金等を基準として、甲または甲の指定する地方自治体と乙が協議のうえ決定するものとする。

３　甲は、前項の費用について、業務終了後、乙から適正な請求書を受理したときは、速やかに甲または甲の指定する地方自治体から乙が指定する口座に振り込みにより支払うものとする。

（損害補償）

第８条　第５条の規定により、業務に従事したものが死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、労働者災害補償保険法等の関係法令に基づき補償を受けるものとする。

（連絡責任者の報告）

第９条　甲と乙は、本協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに相手方に報告するものとする。また、変更があった場合においても直ちに相手方に報告するものとする。

（車両の通行）

第１０条　第３条に基づく支援を乙が行うときには、甲は、業務の実施にかかる車両を緊急通行車両として通行できるように支援するものとする。

（協議事項）

第１１条　この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙が協議して定めるものとする。

（協定の効力）

第１２条　この協定の期間は、協定を締結した日から平成２２年３月３１日までの期間とする。

２　前項に規定する期間満了の１箇月前までに甲、乙いずれかから文書により何ら申し出がないときは、前項の定めにかかわらず、同一条件をもって更に１年間延長するものとし、その後期間満了したときも同様とする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ１通を保有する。

平成２１年９月２日

甲　甲府市丸の内一丁目６番１号
山梨県知事

乙　甲斐市篠原２４５６番地の４
社団法人　山梨県造園建設業協会
会長

（５） 災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書

（趣旨）

第１条　この協定は、山梨県地域防災計画に基づき災害時における応急仮設住宅（以下「住宅」という。）の建設に関して、山梨県（以下「甲」という。）が社団法人プレハブ建築協会（以下「乙」という。）に協力を求めるにあたって必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この協定において「住宅」とは、災害救助法第 23 条第１項第１号に規定するところのものをいう。

（所要の手続き）

第３条　甲は住宅建設の要請にあたっては、建築場所、戸数、規模、着工期日その他必要と認める事項を文書をもって乙に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は電話等によることができる。この場合において、甲は後に前記文書をすみやかに乙に提出しなければならない。

（協力）

第４条　乙は前条の要請があったときは、乙の会員である住宅建設業者（以下「丙」という。）のあっせんその他可能な限り甲に協力するものとする。

（住宅建設）

第５条　乙のあっせんを受けた丙は、甲（甲が住宅建設業務を市町村長に委任した場合は、当該市町村長。次条においても同じ。）の要請に基づき住宅建設を行うものとする。

（費用の負担及び支払）

第６条　丙が前条の住宅建設に要した費用は、甲が負担するものとする。

２　甲は、丙の住宅建設終了後検査をし、これを確認したときは丙の請求により前項の費用をすみやかに支払うものとする。

（連絡窓口）

第７条　この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては山梨県県土整備部住宅対策室、乙においては社団法人プレハブ建築協会担当部とする。

（報告）

第８条　乙は、住宅建設について協力できる建設能力等の状況を毎年１回甲に報告するものとする。

ただし、甲が必要と認めた場合は乙に対し随時報告を求めることができる。

（会員名簿等の提供）

第９条　乙は、本協定に係る乙の業務担当部員名簿及び乙に加盟する会員の名簿を毎年１回甲に提供するものとし、部員及び会員に異動があった場合は、甲に報告するものとする。

（協議）

第 10 条　この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲乙協議のうえ、定めるものとする。

（適用）

第 11 条　この協定は平成９年３月 31 日から適用する

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自その１通を保管する。

平成９年３月 31 日

甲　　山梨県甲府市丸の内一丁目６番１号
　　山梨県知事　　天　野　　建

乙　　東京都千代田区霞ヶ関三丁目２番６号

東京倶楽部ビル
社団法人　プレハブ建築協会
会長　　辻　　昇　平

（６）災害時における応急仮設住宅の建設用木材確保に関する協定書

（目的）
第１条　この協定は、山梨県地域防災計画に基づく災害時における木造応急仮設住宅（以下「住宅」という。）の建設用木材確保について、山梨県（以下「甲」という。）、山梨県森林整備生産事業協同組合（以下「乙」という。）、一般社団法人全国木造建設事業協会（以下「丙」という。）、山梨県森林組合連合会、南部町森林組合、甲斐東部材産地形成事業協同組合（以下「丁」という。）が相互に協力することにより、住宅の供給体制を強化することを目的とする。

（定義）
第２条　この協定において「住宅」とは、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）第 4 条第 1 項第 1 号に規定するものをいう。

（木材の販売）
第３条　甲は、丙から住宅の建設用木材の販売要請を受けたときは、可能な範囲内において、丙に県有林材を販売するものとする。

（木材の伐採・搬出）
第４条　乙は、甲から住宅の建設用木材確保への協力要請を受けたときは、県有林材を伐採及び搬出するなど、住宅建設に必要な協力を行うものとする。

（木材の使用）
第５条　丙は、この協定に基づき甲から販売された県有林材を住宅の建設に使用するものとする。

（木材の集積・引き渡し）
第６条　丁は、甲から住宅の建設用木材確保への協力要請を受けたときは、県有林材を集積し、引き渡すなど、住宅建設に必要な協力を行うものとする。

（その他）
第７条　この協定に定めるもののほか、必要な事項については、その都度甲乙丙丁協議の上、定めるものとする。

（適用）
第８条　この協定は平成３０年１２月２６日から施行する。

この協定を証するため、本書６通を作成し、甲乙丙丁記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成３０年１２月２６日

（甲）山梨県甲府市丸の内一丁目６番１号
山梨県知事

（乙）山梨県甲府市徳行四丁目１１番２０号
山梨県森林整備生産事業協同組合
理事長

（丙）東京都中央区八丁堀三丁目４番地１０
京橋北見ビル東館６階
一般社団法人全国木造建設事業協会
理事長

（丁）山梨県中央市極楽寺１２１４番地
山梨県森林組合連合会
代表理事会長

山梨県南巨摩郡南部町内船７７５４番地１
南部町森林組合
代表理事組合長

山梨県大月市初狩町中初狩字近ヶ坂３２７４番地の２
甲斐東部材産地形成事業協同組合
代表理事

（7） 災害時における交通の確保等の業務に関する協定

山梨県（以下「甲」という。）と社団法人山梨県警備業協会（以下「乙」という。）とは、災害時における交通の確保等の業務について、次のとおり協定する。

（目的）

第１条　この協定は、災害時において被災地の被害拡大防止及び救援、救護活動等を円滑に実施するための事項を定め、緊急に必要とする交通誘導その他の警備業務を遂行して、県民生活の安定に寄与することを目的とする。

（業務内容）

第２条　この協定により、甲が乙に要請する業務（以下「要請業務」という。）は、災害時における被災地の被害拡大防止及び救援、救護活動等を円滑にするための交通誘導、避難場所等の警戒活動、救援物資の保管場所の警備活動その他甲が必要と認める警備業務とする。

（出動要請）

第３条　甲は、災害が発生した場合において、山梨県警察本部長（以下「警察本部長」という。）の意見を聞いて必要と認めるときは、警察本部長を経由して、乙に出動を要請するものとする。

２　乙は、甲の出動要請がなされた場合は、可能なかぎりこれに応ずるものとする。

（出動警備員の指定）

第４条　要請業務に従事する警備員は、別に山梨県警察と乙とが協議して定める者をもって充てるものとする。

（業務の解除）

第５条　甲は、要請業務の必要がなくなったときは、警察本部長を経由して乙に対し、すみやかに文書等により業務の解除を連絡するものとする。

２　乙は、業務解除後すみやかに出動警備員について、出勤日、出動時間、業務内容等を文書により警察本部長を経由して甲に報告しなければならない。

（費用の負担等）

第６条　要請業務の実施に伴う費用は、当該地域における通常の実費用を基準として、甲と乙とが協議の上定め、甲が負担する。

２　乙は、業務解除後、所定の方法により費用を甲に請求するものとする。

３　甲は、前項の請求があったときは、内容を精査、確認してその費用を乙に支払うものとする。

（出動警備員の災害補償）

第７条　要請業務の実施により、出動した警備員が災害を受けた場合の補償は、当該警備員の使用者たる警備業者の責において行うものとする。

（損害賠償）

第８条　要請業務の実施により、甲又は第三者に損害を与えた場合の賠償は、当該警備員の使用者たる警備業者の責において行うものとする。

（訓練）

第９条　乙は、この協定に基づく業務を円滑に実施するため、甲が実施する防災訓練に参加するとともに、平素から災害時を想定した訓練に努めるものとする。

（協議）

第10条　この協定に定める事項について疑義が生じたときは、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

（適用）

第11条　この協定は、平成９年３月11日から適用する。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有する。

平成９年３月 11 日

甲　　山梨県知事　　天　野　　建

乙　　社団法人山梨県警備業協会

会長　　望　月　　操　三

災害時における交通の確保等の業務に関する細目協定

山梨県警察（以下「甲」という。）と社団法人山梨県警備業協会（以下「乙」という。）は、山梨県（以下「県」という。）と乙との間で締結された「災害時における交通の確保等の業務に関する協定」（以下「基本協定」という。）第３条の出動要請に基づく業務の実施に関して、次のとおり協定する。

（出動要請）

第１条　県からの乙に対する出動要請は、甲が乙に対して具体的に日時、場所、業務内容及び出動警備員数を示して警備員の出動を文書等により行うものとする。出動期間については、別途協議するものとする。

２　乙は、甲が要請する警備業務を警備業者に委託するものとする。

（業務の連絡）

第２条　甲は、乙が委託した警備業者に対し、具体的業務内容を要請業務の実施地域を管轄する警察署長（以下「署長」という。）を経由して連絡するものとする。

２　出動要請を受けた警備業者は。甲の要請に係る業務について、要請業務の実施地域を管轄する警察署長に、出動警備員及び業務内容等について報告しなければならない。

（業務の実施）

第３条　出動警備員は、所属警備業者の指揮に基づき、甲の要請する業務に従事するものとする。

２　乙は、出動後速やかに警備業者ごとに第１条の出動要請に係る警備員の出動状況を文書により甲に報告しなければならない。甲は、警備員の出動状況について、乙に対して必要の都度、教務内容等の報告を求めることができる。

（出動警備員の資格）

第４条　基本協定に基づく要請業務に従事する警備員は、警備業務ごとに専門的知識、技能を有し、かつ、警備業務の経験が１年以上ある者でなければならない。

２　交通誘導警備業務に警備員を出動させる場合は、当該出動警備員数の中に、警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第５号）で定める検定合格者を４分の１以上含めるものとする。

（出動可能人員の届出）

第５条　乙は、要請業務に応ずるため毎年、年度始めに甲に対して出動可能警備員数を報告するものとする。

（訓練）

第６条　乙は、基本協定に基づく要請業務を円滑に行うため、必要な訓練の実施に努めるものとする。

２　甲は、乙の行う前項の訓練に対して、必要な指導を行うことができる。

（協議）

第７条　この協定に定める事項について疑義が生じたときは、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

（適用）

第８条　この協定は、平成９年３月11日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有する。

平成９年３月１１日

甲　　山梨県警察本部長　加　地　隆　治

乙　　社団法人山梨県警備業協会

会長　　望　月　操　三

（8） アマチュア無線による災害時応援協定書

社団法人日本アマチュア無線連盟山梨県支部（以下「ＪＡＲＬ山梨県支部」という。）と山梨県（以下「県」という。）は、県が災害対策基本法（昭和36年法律第223号、以下「災対法」という。）に基づき実施する災害時における情報の収集伝達に関し、県民の安全と県民生活の早期安定を確保するためには、行政及び民間が連携及び協力し、地域の総力をあげて災害応急対策を推進していくことが重要であるとの共通の認識のもとに、次のとおり協定を締結する。

平成10年8月25日

社団法人　日本アマチュア無線連盟山梨県支部長
秋　山　　亮

山　梨　県　知　事　　天　野　　建

（目的）

第１条　この協定は、県内及びその周辺で大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、ＪＡＲＬ山梨県支部のアマチュア無線局が県に協力して、災害情報の収集伝達を行うために必要な事項について定めることを目的とする。

（性格）

第２条　前条におけるアマチュア無線局の活動は、ボランティア精神に基づく活動とする。

（構成員）

第３条　この協定において、情報の収集伝達を行うものは、ＪＡＲＬ山梨県支部の構成員（以下「構成員」という。）とする。

２　ＪＡＲＬ山梨県支部は、毎年１回構成員名簿の見直しを行い、県に提出するものとする。

（災害）

第４条　この協定において「災害」とは、災対法第２条第１項第１号に定める内容をいう。

（要請）

第５条　県は、災害時において、公衆通信回線網その他の手段による通信連絡が困難又は不可能な場合で災害情報の収集伝達上必要があると認めるときは、ＪＡＲＬ山梨県支部及び構成員に対し、情報の収集伝達について、協力を要請することができる。

（情報の提供）

第６条　ＪＡＲＬ山梨県支部の構成員は、県から協力要請がなくても必要と思われる災害情報については、県に提供することができるものとする。

（連絡系統）

第７条　ＪＡＲＬ山梨県支部と県との情報連絡系統は、別表のとおりとする。

（情報収集連絡の訓練）

第８条　ＪＡＲＬ山梨県支部及び県は、非常災害時の災害情報収集伝達を迅速かつ的確に行うため、毎年共同して訓練を行うものとする。

（雑則）

第９条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、ＪＡＲＬ山梨県支部と県が協議の上定めるものとする。

附則

この協定は平成10年8月25日から実施する。

ＪＡＲＬ山梨県支部と県は、この協定の締結を証するため、本協定書を２通作成し、それぞれ署名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

別表（第７条関係）

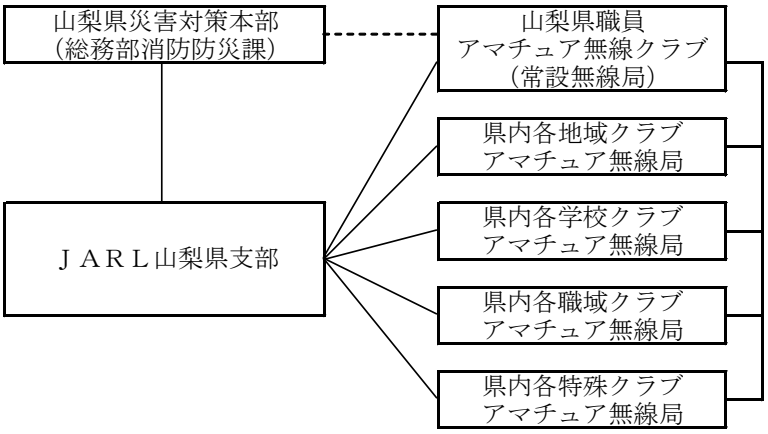
山梨県災害対策本部
（総務部消防防災課）
山梨県職員
アマチュア無線クラブ
（常設無線局）
県内各地域クラブ
アマチュア無線局
県内各学校クラブ
アマチュア無線局
ＪＡＲＬ山梨県支部
県内各職域クラブ
アマチュア無線局
県内各特殊クラブ
アマチュア無線局

（9） 災害時の物資等の緊急輸送に関する協定

山梨県（以下「甲」という。）と社団法人山梨県トラック協会（以下「乙」という。）とは、次のとおり災害時の物資等の緊急輸送に関する協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、地震等による大規模災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、山梨県地域防災計画に基づく災害応急対策として、物資等の緊急時の輸送業務が適正かつ円滑に実施されることを目的とする。

（協力要請）

第２条　甲は、次に掲げる場合において必要があると認めたときは、乙に対し、物資等の緊急輸送を要請することができるものとする。

⑴　県内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。

⑵　県外において災害が発生し、救援の必要があると認められるとき。

⑶　その他甲が必要と認めるとき

（業務の内容）

第３条　甲が乙に協力を要請する輸送業務の内容は、次のとおりとする。

⑴　物資等の緊急輸送に関すること。

⑵　その他物資等の緊急時の輸送に付随する業務として甲が必要と認めるもの。

（要請の方法）

第４条　第２条の要請は、次に掲げる事項を明示した文書（別記様式１）により行うものとする。ただし、文書によるいとまがないときは、口頭又は電話等により要請し、事後、速やかに文書により要請するものとする。

⑴　災害の状況及び輸送業務の要請を必要とする事由

⑵　輸送を必要とする車両、人員、期間、輸送先等

⑶　輸送物資等の種類（数量）

⑷　物資積み込み、取り下ろし場所及び活動内容

⑸　その他参考となる事項

（協力の実施）

第５条　乙は、甲からの協力の要請を受けたときは、やむを得ない事由のない限り、通常業務に優先して最大限の協力を行うものとする。

２　甲は、乙が実施する緊急時の輸送業務が円滑に実施できるよう、情報の提供その他必要な協力を行うものとする。

（報告）

第６条　乙は、前条の規定により輸送業務に従事した場合は、速やかに甲に対し、次に掲げる事項を明示した文書（別記様式２）により報告するものとする。

ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等により報告し、事後、文書を提出するものとする。

⑴　輸送期日、輸送先、輸送距離、車両数、人員、輸送物資等

⑵　事業者名

⑶　その他必要な事項

（経費の負担）

第７条　第５条の規定により実施した輸送業務に要した費用は、甲が負担するものとする。

２　前項に規定する費用は、災害発生時直前における地域の事業者の届出運賃・料金を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。

３　甲は、前項の費用について、輸送業務終了後、乙から請求書を受理したときは、速やかに支払うも

のとする。

（事故等）

第８条　乙の供給した事業用自動車が故障その他の理由により運航を中断したときは、乙は速やかに当該事業用自動車を交換してその供給を継続するものとする。

２　乙は、前項の場合その他事業用自動車の運行に際し、事故が発生したときは、甲に対し速やかにその状況を報告するものとする。

（災害補償の負担等）

第９条　輸送業務の従事員が災害を受けた場合は、労働者災害補償保険法等の関係法令に基づき補償を受けるものとする。

２　前項の外、輸送業務の従事員が災害救助法等を適用すべき災害を受けた場合には、甲が関係法令に基づき補償するものとする。

なお、輸送先において市町村長等からの要請により応急業務に従事中、災害対策基本法等に適用すべき災害を受けた場合は、甲は関係市町村長等に対し、関係法令に基づき適切な災害補償が受けられるよう助言するものとする。

（連絡責任者）

第10条　この協定の実施に関する事務を円滑に進めるため、連絡責任者を置くものとする。

２　前項の連絡責任者は、甲については総務部消防防災課長とし、乙については、専務理事とする。

（協議）

第11条　この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（適用）

第12条　この協定は、締結の日から適用し、甲又は乙が文書をもって協定を終了させる意思を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲、乙が記名押印の上、それぞれ１通を保有する。

平成11年3月15日

甲　甲府市丸の内一丁目６番１号
山梨県知事　天　野　　建

乙　東八代郡石和町唐柏1000-7
社団法人　山梨県トラック協会
会長　宮　川　　睦　武

別記様式１

第　　号
平成　　年　　月　　日

社団法人山梨県トラック協会
会長　○　○　○　○　　殿

山梨県知事　○　○　○　○

緊急物資等輸送要請書

「災害時の物資等の緊急輸送に関する協定」に基づき、下記のとおり輸送業務を要請します。

記

１　災害の状況及び輸送業務の要請を必要とする事由

２　輸送を必要とする車両・輸送内容等

車種（形状）	最大積載量(t)	必要な台数	乗務員数

輸送期間（日時）	輸送先	輸送物資等の種類（数量）

３　物資の積み込み・取り下ろし場所及び活動内容

(1)　積み込み

○場　　所：

○活動内容：

(2)　取り下ろし

○場　　所：

○活動内容：

４　その他参考となる事項

別記様式２

第　　号
平成　　年　　月　　日

山梨県知事　　○　○　○　○　　殿

社団法人山梨県トラック協会
会長　○　○　○　○

緊急物資等輸送実施報告書

「災害時の物資等の緊急輸送に関する協定」に基づき、下記のとおり緊急物資等を輸送しましたので報告します。

記

１　輸送結果

輸送月日 (期間)	輸送先 (区間及び距離)	事業者名	車種(t)・ 台数	乗務員数	物資輸送等の 種類(数量)

２　その他必要な事項

（１０） 災害時における食糧、生活必需品等の輸送協力に関する協定

山梨県（以下「甲」という。）と赤帽山梨県軽自動車運送協同組合（以下「乙」という。）とは、次のとおり災害時における食糧、生活必需品等（以下「物資等」という。）の輸送協力に関する協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、甲の地域内に地震その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における物資の輸送について、甲が乙に自動車による輸送の協力を要請し、相互に協力することにより県民生活の早期安定を図ることを目的とする。

（協力要請及び要請手続き）

第２条　甲は、災害時において、物資輸送のため車両及び運転者等（以下「車両等」という。）を必要とするときは、次に掲げる事項を明らかにした文書（別記様式１）により、乙に協力を要請することができる。ただし、緊急を要するときは口頭で要請し、その後すみやかに文書を送付するものとする。

(1)　災害の状況及び要請する理由

(2)　要請する車両台数

(3)　要請期間及び輸送する物資

(4)　その他必要事項

（物資輸送協力の実施）

第３条　乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、特別な事由がない限りこれに協力し、物資の輸送を行うものとする。

（輸送業務）

第４条　甲の要請により物資の輸送に従事する乙の組合員は、甲の指示により、物資の輸送業務に従事するものとする。

（報告）

第５条　乙は、前２条の規定に基づき輸送業務を実施したときは、次に掲げる事項を口頭で甲に報告するものとし、その後、文書（別記様式２）を送付するものとする。

(1)　従事した車両等の名簿

(2)　従事した日数及び走行距離

(3)　その他必要事項

（経費の負担）

第６条　第３条の規定により実施した輸送業務に要した経費は、甲が負担するものとする。

２　前項の規定により甲が負担する額は、当該災害の発生直前において乙の組合員が国土交通大臣に届け出ている運賃を基準に、甲と乙が協議して決定するものとする。

（経費の請求）

第７条　乙は、組合員の輸送活動実績及び経費を集計し、甲に一括して請求するものとする。

（経費の支払い）

第８条　甲は、前条の規定に基づき乙から経費の支払いの請求があった場合は、速やかに乙に支払うものとする。

（災害補償の負担等）

第９条　輸送業務の従事員が災害を受けた場合は、労働者災害補償保険法等の関係法令に基づき補償を受けるものとする。

２　前項の外、輸送業務の従事員が災害対策基本法等を適用すべき災害を受けた場合は、甲が関係法令に基づき補償するものとする。

なお、輸送先において市町村長等からの要請により応急措置の業務に従事中、災害対策基本法等を

適用すべき災害を受けた場合は、甲は関係市町村長等に対し、関係法令に基づき適切な災害補償が受けられるよう助言するものとする。

（支援体制の整備）

第10条　乙は、災害時における円滑な輸送の協力が図られるよう、広域的な応援体制の整備に努めるものとする。

２　乙は、この協定により協力できる組合員の名簿を毎年、甲に通知するものとする。

（協議）

第11条　甲と乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、必要に応じ協議を行うものとする。

２　この協定に定めのない事項及び物資の輸送について必要な事項は、甲と乙が協議して定めるものとする。

（適用）

第12条　この協定は、締結の日から適用し、甲又は乙が文書をもって協定を終了させる意思を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲、乙が記名押印の上、それぞれ１通を保有する。

平成14年3月20日

甲　　甲府市丸の内一丁目6番1号
山梨県知事　　天野　建

乙　　甲府市徳行一丁目1番21号
赤帽山梨県軽自動車運送協同組合
理事長　　幡野　良治

別記様式１

第　　号
平成　　年　　月　　日

赤帽山梨県軽自動車運送協同組合
理事長　○　○　○　○　　殿

山梨県知事　○　○　○　○

緊急物資等輸送要請書

「災害時における食糧、生活必需品等の輸送協力に関する協定」に基づき、次のとおり輸送業務を要請します。

１　災害の状況及び輸送業務の要請を必要とする事由

２　輸送を必要とする車両・輸送内容等

必要な台数	輸送期間（日時）	輸送先	輸送物資等の種類（数量）

３　物資の積み込み・取り下ろし場所及び活動内容

(1)　積み込み
○場　　所：
○活動内容：

(2)　取り下ろし
○場　　所：
○活動内容：

４　その他参考となる事項

別記様式２

第　　号
平成　年　月　日

山梨県知事　○ ○ ○ ○　殿

赤帽山梨県軽自動車運送協同組合
理事長 ○ ○ ○ ○

緊急物資等輸送実施報告書

「災害時における食糧、生活必需品等の輸送協力に関する協定」に基づき、次のとおり緊急物資を輸送しましたので報告します。

１　輸送結果

輸送月日 （期間）	輸送先 （区間及び距離）	組合員名	台　数	物資輸送等の種類 （数　量）

２　その他必要な事項

(11) 災害時における山梨県と関東郵政局の協力に関する覚書

山梨県知事（以下「甲」という。）と関東郵政局長（以下「乙」という。）は、山梨県内に地震、風水害その他の災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合において、災害対策基本法、災害救助法その他関係法令に定める災害予防、災害応急対策等防災に関しとるべき措置のほか、必要とする措置を山梨県と関東郵政局が相互に協力し円滑に遂行するため、次のとおり覚書を締結する。

（用語の定義）

第１条　この覚書において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第２条第１号に定めるものをいう。

（協力要請）

第２条　甲及び乙は、山梨県内に災害が発生したとき、若しくは発生するおそれがある場合において、次の各号について必要に応じ、相互に協力を要請することができる。

(1)　乙は災害時における郵便・為替貯金・簡易保険に係わる災害特別事務取扱及び援護対策を行う。

(2)　乙が管理する集配郵便局において、必要に応じて、道路の被災状況等に関する情報提供を行うほか、休憩所としてトイレ、飲料水その他施設の提供

(3)　甲が所有し、又は管理する施設及び用地を郵便局集積所等として提供

(4)　乙が所有し、又は管理する施設及び用地を避難場所、応急仮設用地等として提供

(5)　甲又は乙が収集した、被災住民の避難先及び被災状況等の情報の相互提供

(6)　乙による、必要に応じた避難所への郵便差出箱（ポスト）の設置

(7)　前各号に定めるもののほか、支援・協力できる事項

（協力の実施）

第３条　甲及び乙は、前条の規定による要請を受けたときは、その重要性に鑑み、協力するよう努めなければならない。

（経費の負担）

第４条　第２条に規定する協力要請に要した経費は、法令その他特段の定めがあるものを除くほか、要請したものが適正な方法により算出した金額を負担するものとする。

２　前項の定めによりがたいときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

（災害対策本部への参加）

第５条　乙は甲から要請があった場合、必要に応じ甲の設置する災害対策本部に職員を派遣することができる。

（災害情報等の収集・伝達体制の整備）

第６条　甲及び乙は、災害情報等を迅速かつ的確に収集・伝達するため、その方策について協議するものとする。

（防災訓練等への参加）

第７条　甲及び乙は、この覚書に基づく応援が円滑に行われるよう、相互の防災訓練等に参加するよう努めるものとする。

（情報の交換）

第８条　甲及び乙は、この覚書に基づく応援が円滑に行われるよう、防災に係わる計画その他必要な情報を相互に交換するものとする。

（連絡責任者）

第９条　この覚書に関する連絡責任者は、甲においては山梨県総務部消防防災課長、乙においては甲府中央郵便局総務課長とする。

（市町村との連携）

第10条　この覚書は、山梨県内各郵便局長と関係市町村長との間の災害支援協力に関する覚書と連携するものであり、特に各市町村をまたがる広域災害時においては、相互に密接な連携を取り合って実効性を確保するよう努めるものとする。

（協議）

第11条　この覚書に定めのない事項及びこの覚書に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

この覚書の締結を証するため、この書面２通を作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自その１通を保管するものとする。

平成12年6月22日

甲　　山梨県知事　　天野　建

乙　　関東郵政局長　　高原　耕三

（注）本協定中「関東郵政局」を「日本郵政公社南関東支社」と読み替えるものとする。

(12) 地震等大規模災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定

山梨県（以下「甲」という。）と社団法人山梨県産業資源循環協会（以下「乙」という。）は、地震等大規模災害発生時における災害廃棄物処理等の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、山梨県内において地震等大規模災害が発生した場合に、甲が乙に災害廃棄物の撤去、収集・運搬、中間処理・処分の協力を要請するに当たって必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この協定において、「災害廃棄物」とは、地震等大規模災害により倒壊、焼失した建築物等の解体撤去に伴って発生する木くず、コンクリートくず、金属くず等及びこれらの混合物並びに災害に伴い緊急に処理する必要が生じた廃棄物をいう。

（協力要請）

第３条　甲は、県内市町村・一部事務組合（以下「市町村等」という。）が実施する次の各号に掲げる事業（以下「災害廃棄物の処理等」という。）について、市町村等からの要請に基づいて、乙に協力を要請するものとする。

(1) 災害廃棄物の撤去

(2) 災害廃棄物の収集・運搬

(3) 災害廃棄物の中間処理・処分

(4) 前各号に伴う必要な事項

（災害廃棄物の処理等の実施）

第４条　乙は、甲から要請があったときは、必要な人員、車輌、資機材を調達し、市町村等が実施する災害廃棄物の処理等に可能な限り協力するものとする。

２　乙は、災害廃棄物の処理等に当たっては、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。

(2) 災害廃棄物の再利用及び再資源化に配慮し、その分別に努めること。

（情報の提供）

第５条　甲は、大規模災害時に円滑な協力が得られるように、乙に県内の被災、復旧状況等必要な情報を提供するものとする。

２　乙は、災害廃棄物の処理等に関し協力可能な会員の状況を甲へ報告するものとする。

（協力要請の手続き）

第６条　甲は、協力要請に当たっては、次の各号に掲げる事項を文書で乙に通知する。ただし、文書により難い場合は、口頭で要請し、後日、速やかに文書で通知するものとする。

(1) 市町村名

(2) 協力内容

(3) その他必要な事項

（実施報告）

第７条　乙は、災害廃棄物の処理等を実施したときは、次の各号に掲げる事項を文書で甲に報告するものとする。

(1) 市町村名

(2) 実施内容

(3) その他必要な事項

（経費の負担）

第８条　第３条に規定する要請に基づき乙が実施した災害廃棄物の処理等に要した経費については、原則として当該市町村等が負担するものとし、その額は乙と当該市町村等で協議の上決定するものとす

る。

（連絡窓口）

第９条　この協定に関する連絡窓口は、甲においては山梨県森林環境部環整備課、乙においては社団法人山梨県産業資源循環協会事務局とする。

（協会員の状況等の報告）

第１０条　乙は、この協定に基づく廃棄物の処理が円滑に行われるよう、必要機材の確保可能台数等の状況を３年ごとに作成し、これを甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は、乙に随時報告を求めることができる。

（協議）

第１１条　この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲と乙で協議して定める。

この協定を証するため本書２通を作成し、甲乙各１通を保有するものとする。

この協定は、平成１７年５月１２日から効力を発生する。

平成１７年５月１２日

甲　　山梨県甲府市丸の内１丁目６番１号
　　山梨県知事　　山本　栄彦

乙　　山梨県甲府市徳行２丁目２番３７号
　　社団法人山梨県産業資源循環協会
　　会　　長　　古屋　昶

地震等大規模災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定の一部を改定する協定

山梨県（以下「甲」という。）と一般社団法人山梨県産業資源循環協会（以下「乙」という。）との間で、平成１７年５月１２日に締結した協定（以下、「原協定」という。）の一部を次のとおり改定するものとする。

第１条　原協定の前文中「社団法人山梨県産業廃棄物協会」を「一般社団法人山梨県産業資源循環協会」に改める。

第２条　原協定の第１条中、「中間処理・処分」の次に「、仮置場の管理・運営等」を加える。

第３条　原協定の第３条中、第４号を第５号とし、同条に第４号として次の１号を加える。

⑷ 災害廃棄物の仮置場の管理・運営

第４条　原協定の第９条中、「山梨県森林環境部環境整備課」を「山梨県環境・エネルギー部環境整備課」に、「社団法人山梨県産業廃棄物協会」を「一般社団法人山梨県産業資源循環協会」に改める。

この協定は、令和５年４月１日から適用するものする。

この協定を証するため本書２通を作成し、甲乙各１通を保有するものとする。

令和５年３月２０日

甲　山梨県甲府市丸の内１丁目６番１号

山梨県知事　長崎　幸太郎　　印

乙　山梨県甲府市中町２１９番地９

一般社団法人山梨県産業資源循環協会

会　長　　反田　成樹　　印

(13)　災害救助法に基づく救助業務委託契約書

災害救助法（昭和２２年法律第１１８号。以下「法」という。）に基づく救助又はその応援の実施について、山梨県知事（以下「甲」という。）と日本赤十字社山梨県支部事務局長（以下「乙」という。）との間に次のとおり委託契約を締結する。

第１条　乙が甲の委託を受けて救助又はその応援を実施する災害の範囲は、甲が法の適用を認めた場合に限る。

第２条　法第１６条の規定によって、甲が救助又はその応援の実施に関して必要な事項を乙に委託することができる範囲は、次のとおりとする。

（１）避難所の設置

甲が行う避難所の設置の支援として、次の事項を必要に応じて行う。

ア　生活環境の整備

救援物資の配布や衛生管理対策を含めた生活環境の整備を行うこと。

イ　こころのケア

災害の発災直後における被災者の精神的なショック及び避難生活による心労に対し、健康相談等のこころのケアを応急的に行うこと。

（２）医療及び助産

ア　医療

（ア）診察

（イ）薬剤又は治療材料の支給

（ウ）処置、手術、その他の治療及び施術

（エ）病院又は診療所への収容

（オ）看護

イ　助産

（ア）分娩の介助

（イ）分娩前及び分娩後の処置

（ウ）脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

（３）死体の処理

ア　死体の洗浄、縫合、消毒等の処置

イ　検案

（４）その他必要な事項

法第４条に規定される救助の範囲において、必要な事項を委託することができる。

２　前項の規定にかかわらず、緊急の必要があると認めるときは、甲乙協議のうえ、委託の範囲を変更することができる。この場合において、甲は、乙に委託する事項について、書面により明示するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電子メール等によることができるものとし、事後、速やかに文書により当該委託事項を明示するものとする。

第３条　乙が甲の委託を受けて行う事項（以下、「委託事項」という。）の期間は、次のとおりとする。ただし、甲の要請により延長することができる。

（１）避難所の設置の期間は、災害発生の日から７日以内とする。

（２）医療の実施期間は、災害発生の日から１４日以内とする。

（３）助産の実施期間は、災害発生の日の以前又は以後７日以内に分娩した者に対して、分娩し

た日から７日以内とする。
（４）死体の処理期間は、災害発生の日から１０日以内とする。

第４条　法第１９条の規定によって、乙が支弁した費用は、その費用のための寄附金その他の収入を除き、甲が補償する。但し、乙が独自の計画に基づいて実施した業務に要した費用は、乙の負担とする。

第５条　法第１９条の規定による乙が支弁した費用に対する甲が行う補償にかかる請求及びその額は、次によるものとする。
（１）補償の額は、乙が委託事項を実施するために支弁した費用であって、その費用に充当すべき寄附金その他の収入がある場合には、それを控除した額とする。
（２）寄附金その他の収入とは、乙が当該災害の際特に救助又はその応援のために使用することを指定して受けた金品をいい、国又は地方公共団体の災害設備整備に要する補助金、日本赤十字社募金及び一般義援金品は含まないものとする。
（３）補償の請求は「災害救助法第１９条の規定による補償請求書（別紙様式）」の提出によって行うものとする。
（４）補償の請求に際し、提出する書類のうち、乙の支弁費用にかかる証拠書類等については、その写しを添付することとし、正本は乙が保管することとする。

第６条　委託事項を実施するために必要な支弁費用は、次の各号によるものとする。
（１）人件費
　委託事項の実施に従事した救護員の旅費、役務提供の対価に相当する費用（日本赤十字社の有給職員を除く。）、時間外手当及び深夜手当として、日本赤十字社旅費規則、同救護規則第２８条の規定による費用弁償に関する規程及び同職員給与要綱により又は準じて算定した額とする。
　ア　旅費
　イ　役務費
　ウ　時間外手当及び深夜手当
（２）救助費
　ア　避難所の設置
　（ア）生活環境の整備
　　生活環境の整備のために使用した器物の購入費又は借上料等の実費とする。
　（イ）こころのケア
　　こころのケアのために使用した消耗品及び消耗材料等の購入費又は借上料等の実費とする。
　イ　医療及び助産
　　医療及び助産のために使用した薬剤、治療材料、衛生材料、医療器具破損修理等の実費とする。
　ウ　死体の処理
　（ア）死体の洗浄、縫合、消毒等の処置
　　死体の洗浄、縫合、消毒等の処置として一体当たり「山梨県災害救助法施行細則別表第一の十一の（四）の（１）に定める金額」以内の実費とする。
　（イ）検案
　　検案の処置のために使用した材料、器具破損処理等の実費とする。

エ　その他必要な事項

（ア）救護所設置のために使用した救護器材費、消耗器材費、建物等の借上料及び破損修理を含む損料の実費とする。

（イ）上記（ア）のほか、委託事項の実施のために要した費用の実費とする。

（３）輸送費

委託事項の実施のために必要な輸送費についての当該地域における通常の実費とする。

（４）賃金職員等雇上費

委託事項の実施のために必要な賃金職員等雇上費についての当該地域における通常の実費とする。

（５）扶助金

委託事項の実施に従事した救護員（日本赤十字社の有給職員を除く。）が、業務上の理由により負傷し、疾病にかかり又は死亡したとき、その者又はその者の遺族に対し、日本赤十字社法第３２条の規定によって、支給した扶助金の額とする。

ア　療養扶助金

イ　休業扶助金

ウ　障害扶助金

エ　遺族扶助金

オ　葬祭扶助金

カ　打切扶助金

（６）事務費

委託事項の実施のための事務処理に使用した文房具等の消耗品費、通信運搬費等の実費とする。

ア　消耗品費

イ　通信運搬費

ウ　その他

第７条　甲は、必要と認めた場合、委託事項についても直接実施し得るものとする。

第８条　前各条に定めるものの外、必要な事項は、甲・乙両者の協議により定めるものとする。

附　　則

１　この契約の有効期間は、令和　　年　　月　　日から令和４年３月３１日までとする。

ただし、有効期間満了の１ヶ月前に契約当事者のいずれか一方から何等の意思表示がなければ、本契約は更に１年間引続きその効力を有する。以後満期の時においても同様とする。

２　平成１６年６月１６日締結した「災害救助法に基づく救助業務委託契約書」は、令和　　年　　月　　日をもって解除する。

３　本契約の確実を証明するために、本書二通を作り双方署名調印の上各一通を保有するものとする。

令和３年１２月２４日

甲　　甲府市丸の内一丁目６番１号

山梨県知事　　長 崎　 幸 太 郎

乙　　甲府市池田一丁目６番１号
日本赤十字社山梨県支部
事 務 局 長　　吉　原　　美　幸

災害救助法第１９条の規定による補償請求書

災害救助法第１６条の規定による委託事項に基づき、災害に際して実施した救助（の応援）に係る当社が支弁した費用に対する補償を同法第１９条の規定により下記のとおり請求します。

年　　月　　日

日本赤十字社山梨県支部事務局長　　氏 名　　㊞

山　梨　県　知　事　殿

１　請求金額　　金　　円也
　　支弁費用総額　　円
　　寄附金その他の収入額　　円

２　救助の種類及び期間

救助の種類	期　　間	適　　要

３　支弁費用の明細

支弁費用明細書（別紙）のとおり

（別紙）

支弁費用明細書

区　　分	金　　額	備　　考
1　人件費 （1）旅費 （2）役務費 （3）時間外手当及び深夜手当 2　救助費 （1）　避難所の設置 　ア　生活環境の整備 　イ　こころのケア （2）　医療及び助産 　ア　医療 　イ　助産 （3）　死体の処理 　ア　死体の洗浄、縫合、消毒等 　イ　検案 （4）　その他必要な事項 3　輸送費 4　賃金職員等雇上費 5　扶助金 （1）　療養扶助金 （2）　休業扶助金 （3）　障害扶助金 （4）　遺族扶助金 （5）　葬祭扶助金 （6）　打切扶助金 6　事務費 （1）消耗品費 （2）通信運搬費 （3）その他		日本赤十字社救護規則第28条の規定による費用弁償費を計上するものであること。
合　　計		

注）この費用明細書の各費目の明細は内訳として添付すること。

(14)　大規模災害発生時の応急復旧業務の実施に係る相互協力に関する協定

山梨県（以下「県」という。）と中日本高速道路株式会社八王子支社（以下「会社」という。）とは、「山梨県と中日本高速道路株式会社との包括的提携協定書」（平成１８年４月７日締結）に基づき、大規模災害発生時の緊急時における応急復旧業務の実施にあたり、相互に協力することについて、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、大規模災害発生時の緊急時における応急復旧業務の実施にあたり、相互協力に必要な事項を定め、もって災害応急復旧業務の適正かつ円滑な遂行を図ることを目的とする。

（相互協力の内容）

第２条　大規模災害発生時の緊急時における応急復旧業務の相互協力は、次の各号に掲げる内容とし、協力要請された県または会社は、自らが行う業務に支障ない範囲において、応じるものとする。

一　道路の土工部、橋梁部及びトンネル部等の大規模道路構造物の異常、変形及び損傷等の調査、復旧に対する技術的支援

二　応急復旧工事に必要となる資機材の提供

三　休憩施設等の緊急開口部を利用した緊急車輌等の出入り

四　応急復旧業務に必要な情報交換

五　その他応急復旧業務の実施に必要と認められる事項

（協力の要請）

第３条　協力を要請する県または会社は、第２条に定める協力内容を明らかにし、口頭もしくは電話等で協力を要請し、後日速やかに文書を送付するものとする。

（業務内容の報告）

第４条　前条で要請された業務を実施した県または会社は、実施した業務内容及び実施結果を文書をもって報告することとする。

（費用負担）

第５条　第２条に基づく協力に要する費用は、原則として協力を要請した県または会社が負担するものとする。

（補償）

第６条　本協定に基づいて業務に従事した者（以下「従事者」という。）が本業務において負傷若しくは疾病にかかり、または、死亡した場合の補償については、原則として、従事者の使用者の責任において行うものとする。

（情報連絡体制）

第７条　大規模災害発生時の協力が円滑に実施されるために、担当事業部署の名称及び連絡先を相互に交換するものとする。また、必要に応じて、県または会社は情報連絡員を相手先に派遣することができるものとする。

（その他）

第８条　本協定に定めのない事項または本協定の解釈に疑義を生じた事項については、その都度協議をするものとする。

（適用）

第９条　本協定は平成１９年　２月　９日から適用し、有効期間は「山梨県と中日本高速道路株式会社との包括的提携協定書」が締結の間とする。ただし、県または会社が相互協力することが困難になる事由が生じた場合は事前に協議のうえ、本協定を解除することができる。

平成１９年　2月　9日

甲　　山　梨　県
　　県土整備部長　　根　岸　秀　之

乙　　中日本高速道路株式会社八王子支社
　　支　社　長　　今　井　正　平

(15) 災害時における調査・測量・設計の応急対策業務に関する協定書

山梨県知事（以下「甲」という。）と一般社団法人山梨県測量設計業協会長（以下「乙」という。）及び一般社団法人山梨県建設コンサルタンツ協会長（以下「丙」という。）は、災害時における調査・測量・設計業務の実施に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、地震、風水害その他の異常な自然現象による災害（以下「災害」という。）により、甲が管理する道路、河川、砂防、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止対策等の施設（以下「公共土木施設」という。）に被害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、災害復旧工事等に必要な調査・測量・設計の応急対策業務（以下「応急対策業務」という。）を迅速かつ円滑に実施することにより、公共土木施設の機能確保及び回復を早期に図るため、民間団体の協力の確保に関する事項を定め、必要な体制を確立し、もって社会の混乱を防止し、円滑な県民の救助活動及び災害復旧活動に資することを目的とする。

（対象となる災害）

第２条　この協定の対象となる災害は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）に基づく山梨県災害対策本部が設置された場合、又は甲が必要と認める場合の災害とする。

（協力体制）

第３条　乙及び丙は、応急対策業務を実施するための体制及び連絡系統を示した表（以下「実施体制表」という。）をあらかじめ甲に提出するものとする。

なお、実施体制表に変更が生じた場合には、速やかに甲に報告するものとする。

２　乙及び丙は、あらかじめ応急対策業務に関する対応が実施できるよう、必要な技術者等の確保、動員の方法を定めておくものとする。

３　甲は、応急対策業務の実施にあたり、乙及び丙を構成する会員（以下「乙及び丙の会員」という。）が甲又は山梨県県土整備部各出先機関の長と別に契約した応急対策業務以外の委託業務（以下、「別業務」という。）を履行している場合は、応急対策業務の緊急性や乙及び丙の会員の意向を踏まえ、別業務の一時中止又は履行期限の延期等について配慮するものとする。

（支援の要請）

第４条　甲は災害時において、乙及び丙の応急対策業務の支援が必要であると認めたときは、乙及び丙に支援を要請することができるものとする。

２　第１項に規定する甲の支援要請には、山梨県県土整備部各出先機関の長からの支援要請を含むものとする。

３　乙及び丙は、甲からの支援要請に基づき、速やかに乙及び丙の会員と調整し、応急対策業務を実施する者（以下「業務実施者」という。）を選定し、会員名を甲へ報告するものとする。

４　災害により甲が乙及び丙に連絡することが不可能な場合や緊急を要する場合、甲は、乙及び丙の会員に直接支援要請を行うことができるものとする。

５　第１項及び第３項、第４項に規定する手続きは、書面で行うものとする。

（業務の実施）

第５条　業務実施者は、甲の指示に基づき現地へ出動して状況を把握するなど、速やかに応急対策業務を実施するものとする。

２　応急対策業務の範囲は、甲の指示に基づき公共土木施設の機能確保又は回復に係る必要最小限の業務とする。
３　業務実施者は、現地での応急対策業務の実施にあたり、二次災害に注意して作業を進めるものとする。また、応急対策業務の関係者だけでなく、近隣住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保に努めるものとする。
４　業務実施者は、業務内容が判定できるような写真等の資料を整備するとともに、適宜業務の進捗状況を甲に報告するものとする。

（契約の締結）
第６条　甲は、応急対策業務に要した費用を負担するものとし、第５条第４項により報告された資料に基づき、甲の基準により、速やかに業務実施者と業務委託契約を随意契約により締結するものとする。

（被害の補償）
第７条　応急対策業務に従事した者が、負傷もしくは疾病、又は死亡した場合の損害補償は、業務実施者の責任において労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）等により行う。
　ただし、「災害応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例（昭和３７年山梨県条例第５５号）」が適用される場合は、この限りではない。

（協議事項）
第８条　この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙、丙が協議して定めるものとする。

（協定の効力）
第９条　この協定の期間は、協定を締結した日から令和４年３月３１日までの期間とする。
２　前項に規定する期間満了の１箇月前までに、甲、乙、丙のいずれかから書面により何ら申し出がない場合は、前項の定めにかかわらず、同一条件をもって更に１年間継続するものとし、当該継続期間が満了する場合も同様とする。

　この協定を証するため、本書３通を作成し、甲、乙、丙記名押印のうえ、それぞれ１通を保有する。

附則
１　この協定は、令和４年３月２５日から適用する。
２　災害時における調査・設計等の応急対策業務に関する協定書（平成１９年８月２９日）は、廃止する。

　令和４年３月２５日

甲　　山梨県甲府市丸の内一丁目６番１号
　　山梨県知事　　長 崎　幸 太 郎

乙　　山梨県甲府市中小河原町１６１２番地３

一般社団法人　山梨県測量設計業協会
会長　　大　石　　秀　世

丙　　山梨県甲斐市竜王新町２２７７番地１５
一般社団法人　山梨県建設コンサルタンツ協会
会長　　柗　下　　英　志

(16)　災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定書

（趣旨）

第１条　　この協定は、山梨県（以下「甲」という。）が、公益社団法人山梨県宅地建物取引業協会（以下「乙」という。）に対し、災害発生時に被災者の住宅を確保するため、民間賃貸住宅の提供に関して協力を求めるときに必要な事項を定めるものとする。

（協力要請の手続き）

第２条　　甲は、災害救助法適用時に、乙に対して、被災者用の民間賃貸住宅の提供に関する協力要請を行うことができる。

２　前項の規定による要請は、原則として文書によるものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭で要請することとし、後日、速やかに要請文書を乙に送付する。

（協力業務）

第３条　　乙は、前条の規定に基づく甲からの要請があった場合、民間賃貸住宅に関する貸し主への協力依頼、その情報の提供及びその円滑な提供（以下「協力業務」という。）に向けて、甲に可能な限り協力するものとする。

２　乙は、会員の宅地建物取引業者（以下「会員業者」という。）に対して、協力業務への協力を求めるものとする。

３　乙は、会員業者の協力業務が円滑に行われるよう、必要な措置を講ずるものとする。

（連絡窓口）

第４条　　この協定に関する連絡窓口は、甲においては山梨県県土整備部建築住宅課、乙においては公益社団法人山梨県宅地建物取引業協会事務局とする。

（協議事項）

第５条　　この協定の実施に関して定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

（適用等）

第６条　　この協定は平成２８年１１月１８日から適用する。

２　平成２２年4月３０日付けで締結した「災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定」は廃止する。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有する。

平成２８年１１月１８日

甲　山梨県甲府市丸の内一丁目６番１号

山梨県知事　　後　藤　　斎

乙　山梨県甲府市下小河原町２３７番地の５

公益社団法人山梨県宅地建物取引業協会

会　　長　　市　川　　三千雄

(17)　災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定書

（趣旨）

第７条　　この協定は、山梨県（以下「甲」という。）が、公益社団法人全日本不動産協会山梨県本部（以下「乙」という。）に対し、災害発生時に被災者の住宅を確保するため、民間賃貸住宅の提供に関して協力を求めるときに必要な事項を定めるものとする。

（協力要請の手続き）

第８条　　甲は、災害救助法適用時に、乙に対して、被災者用の民間賃貸住宅の提供に関する協力要請を行うことができる。

２　前項の規定による要請は、原則として文書によるものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭で要請することとし、後日、速やかに要請文書を乙に送付する。

（協力業務）

第９条　　乙は、前条の規定に基づく甲からの要請があった場合、民間賃貸住宅に関する貸し主への協力依頼、その情報の提供及びその円滑な提供（以下「協力業務」という。）に向けて、甲に可能な限り協力するものとする。

２　乙は、会員の宅地建物取引業者（以下「会員業者」という。）に対して、協力業務への協力を求めるものとする。

３　乙は、会員業者の協力業務が円滑に行われるよう、必要な措置を講ずるものとする。

（連絡窓口）

第１０条　この協定に関する連絡窓口は、甲においては山梨県県土整備部建築住宅課、乙においては公益社団法人全日本不動産協会山梨県本部事務局とする。

（協議事項）

第１１条　この協定の実施に関して定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

（適用等）

第１２条　この協定は平成２８年１１月１８日から適用する。

２　平成２２年4月３０日付けで締結した「災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定」は廃止する。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有する。

平成２８年１１月１８日

甲　山梨県甲府市丸の内一丁目６番１号

山梨県知事　　後　藤　　斎

乙　山梨県甲府市徳行三丁目１３番２５号岩下ビル２階

公益社団法人全日本不動産協会山梨県本部

本　部　長　　村　松　　清　美

(18)　山梨県被災建築物応急危険度判定士の招集に関する協定書

（趣旨）

第１条　この協定は、地震災害時における山梨県被災建築物応急危険度判定士（以下「判定士」という。）の招集に関し、山梨県（以下「甲」という。）が、山梨県地域防災計画に基づき、社団法人山梨県建築士会（以下「乙」という。）に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この協定において、「判定士」とは、山梨県被災建築物応急危険度判定士認定要綱（平成７年１１月１日施行）第２条第２項に定める判定士のうち県及び市町村等の職員を除く民間の判定士をいう。

（協力要請）

第３条　　甲は、判定士を招集する際、乙に協力を要請することができる。

２　甲は、前項の規定による要請は、原則として文書によるものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭等により要請することができる。この場合、後日、改めて要請文書を乙に送付するものとする。

３　乙は、前項の規定による要請があったときは、乙の会員のうち判定士に該当する者に対して、甲の要請する内容を速やかに伝えるものとする。

（県への報告）

第４条　乙は、要請に応じることが可能な乙の会員の判定士を取りまとめ、速やかに甲に報告するものとする。

（協力のための準備）

第５条　甲は、判定士の承諾を得た上で登録者名簿を乙に交付し、新規登録、更新又は登録事項の変更があった場合は、遅滞なくその氏名等を乙に通知するものとする。

２　乙は、平常時から、判定士に該当する会員に対して甲の要請内容を円滑に伝達するための連絡系統（以下「連絡網」という。）を整備し、地震災害時に備えるものとする。

３　平常時の準備及び地震災害時の活動等は、被災建築物応急危険度判定業務マニュアルに基づき行うものとする。

４　乙は、年度当初に甲に対して連絡網を報告するものとする。

（訓練）

第６条　甲が、訓練のために判定士に連絡を行う必要があるときは、乙はこれに協力するものとする。

（協議）

第７条　この協定に定めるもののほか必要な事項については、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

（適用）

第８条　この協定は、協定締結の日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成２３年７月２０日

甲　　山梨県甲府市丸の内一丁目６番１号
　　山梨県知事

乙　　山梨県甲府市丸の内一丁目１４番１９号
　　社団法人　山梨県建築士会
　　会　長

(19)　災害時における資機材提供等の支援協力に関する協定書

山梨県（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人山梨県地震対策四駆隊（以下「乙」という。）とは、地震・風水害等の災害が発生した場合又は発生する恐れがある場合の応急対策業務の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害が発生した場合又は発生する恐れがある場合に、応急対策業務に係る資機材提供等の支援により、円滑な被災地における情報収集及び被災者の生活支援活動の遂行を図ることを目的とする。

（支援要請）

第２条　甲又は山梨県内の市町村（以下「市町村」という。）は第１条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を実施する必要があると認めたときは、乙に協力を要請するものとする。

（５）　保有車両及び無線機の提供

（６）　（１）に伴う労務提供による応急対策作業

２　乙は、甲又は市町村からの支援要請に基づき、できる限り速やかに乙を構成する者（以下「乙の構成員」という。）と調整し、乙の構成員に出動を要請するとともに、派遣する構成員名を甲又は市町村へ報告するものとする。

３　災害により甲又は市町村が乙に連絡することが不可能な場合や緊急を要する場合、甲又は市町村は乙の構成員に直接支援要請を行うことができるものとする。

（支援要請の手続き）

第３条　甲又は市町村から乙又は乙の構成員への支援要請は文書で行うものとし、要請書は甲又は市町村、乙がそれぞれ１通保管するものとする。

２　緊急を要するなど前項によりがたい場合は、甲又は市町村から乙又は乙の構成員へ支援要請を口頭又は電話等で行うことができることとするが、この場合においても、甲又は市町村は、後日速やかに文書にて要請を行うものとする。

３　前二項の規定により市町村が乙又は乙の構成員に支援を要請する場合、市町村は甲にその内容を報告するものとする。

４　甲又は市町村は、乙の構成員が業務を実施するために必要な情報や資料を提出するものとする。

（業務の実施）

第４条　出動の指示を受けた乙の構成員は、速やかに指示された業務を実施するものとする。

２　乙の構成員が当該業務を行うにあたっては、二次災害に注意して作業を進めなければならない。また、当該作業の関係者だけでなく、近隣住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保に努めなければならない。

３　乙は、業務従事者の災害補償のため、ボランティア活動保険の適用を受けられるよう手続きを行うものとする。

（業務内容の報告）

第５条　前条の業務を実施する乙の構成員は乙を経由し、適宜業務の進捗状況を支援の要請をした甲又は市町村に報告するとともに、業務を完了したときは実施結果を文書により報告するものとする。

２　前項の規定により市町村が乙からの実施結果を文書により報告を受けた場合、市町村は甲にその内容を文書により報告するものとする。

（業務の実施体制）

第６条　乙は、第２条の業務を早急に実施できるよう事前に必要な構成員の確保、出動の方法を定め、その実施体制及び連絡系統を示した表を甲に報告するものとする。

（損害補償）

第７条　第４条の規定により、業務に従事したものが死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、第４条第３項に規定するボランティア活動保険に基づき補償を受けるものとする。

（費用負担）

第８条　第２条に基づく支援に要する燃料費は、原則として甲が負担するものとする。

ただし、支援の要請が市町村からのものであるときは、当該市町村が負担するものとする。

２　前項に規定する費用は、災害発生時直前の当該地域における適正な価格（災害発生前ついては要請時の価格）を基準として、甲又は市町村と乙が協議のうえ決定するものとする。

３　第４条第３項に規定するボランティア活動保険の保険加入に要する費用は、原則として甲又は市町村が負担するものとする。

４　甲又は市町村は、前二項の費用について、業務終了後、乙から適正な請求書を受理したときは、速やかに甲又は市町村から乙が指定する口座に振り込みにより支払うものとする。

（連絡責任者の報告）

第９条　甲と乙は、本協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに相手方に報告するものとする。また、変更があった場合においても同様とする。

（車両の通行）

第１０条　第２条に基づく支援を乙が行うときには、甲は、業務の実施にかかる車両を緊急通行車両として通行できるように支援するものとする。

（協議事項）

第１１条　この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙が協議して定めるものとする。

（協定の効力）

第１２条　この協定の期間は、協定を締結した日から平成２４年３月３１日までの期間とする。

２　前項に規定する期間満了の１箇月前までに甲、乙いずれかから文書により何ら申し出がないときは、前項の定めにかかわらず、同一条件をもって更に１年間延長するものとし、その後期間満了したときも同様とする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ１通を保有する。

平成２３年５月３０日

甲　甲府市丸の内一丁目６番１号
山梨県知事

乙　甲州市勝沼町菱山１３４９番１
特定非営利活動法人　山梨県地震対策四駆隊
理事長

(20)　災害等における応援に関する協定

山梨県（以下「甲」という。）と社団法人山梨県整骨師会（以下「乙」という。）とは、次のとおり災害時等における応援に関する協定を締結する。

（協定の趣旨）

第１条　この協定は、災害が発生した場合又は災害が発生するおそれのある場合（以下「災害時等」という。）において、甲が乙の協力を得て応急対策を実施する必要があると認められるときに、その実施に当たり必要な事項を定めるものとする。

（支援の内容）

第２条　甲は、災害時等に、乙の協力を必要と認めるときは、乙に対し、派遣場所、日時、救護対象人数等を明示して、支援を要請するものとする。

２　乙が実施する業務内容は、避難所等における傷病者の応急救護（柔道整復師法（昭和４５年法律第１９号）に規定された業務の範囲）とする。

（支援の実施）

第３条　乙は、前条の規定により、甲から支援の要請を受けたときは、その緊急性にかんがみ、可能な範囲において、支援を実施するものとする。なお、甲から乙に対し通信の途絶等により要請を行うことができないときは、乙の判断により、支援を実施することができるものとする。

（経費の負担）

第４条　第３条に規定する支援の実施に要した経費は、当該支援を実施した乙が負担するものとする。

（情報の交換）

第５条　甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

（協議）

第６条　この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、決定する。

（協定の有効期間）

第７条　この協定の期間は、協定を締結した日から平成２４年３月３１日までとする。

２　前項に規定する期間満了の１箇月前までに甲、乙のいずれかから文書による申し出がないときは、前項の定めにかかわらず、更に１年間継続するものとし、その後期間が満了したときも同様とする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ１通を保有する。

平成２３年６月１３日

甲　山梨県甲府市丸の内１丁目６番１号
　　山梨県知事　横　内　正　明

乙　山梨県甲府市中央四丁目１２番２１号
　　社団法人　山梨県整骨師会
　　会　　長　向　山　一　夫

(21) 災害時における帰宅困難者支援に関する協定書

山梨県（以下「甲」という。）と株式会社　壱番屋（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、地震等による災害が発生し、交通が途絶した場合において、駅、事業所、学校等に滞留する大量の通勤者、通学者、観光客等のうち、容易に帰宅することができない者（以下「帰宅困難者」という。）の支援を行うため、必要な事項を定める。

（支援ステーションの設置）

第２条　甲は、山梨県内に所在する乙の直営店及び乙のフランチャイズチェーン契約により加盟されている店舗（以下併せて「店舗」という。）に対しこの協定に基づき支援ステーションの設置を依頼するものとする。

２　乙は、フランチャイズチェーン本部として、店舗に最大限の努力を以って協定の履行を求めるものとするが、甲は、乙のフランチャイズチェーン契約上の制限から店舗に協定の履行を強制することが困難な事情があることを承諾し、これを支援ステーション設置における前提とする。

（支援の内容）

第３条　甲は、乙に対し、災害時に次の各号について、支援ステーションとしての協力を要請することができるものとする。

（１）　乙の店舗において、帰宅困難者に対し、水道水、トイレ等の提供をすること。

（２）乙の店舗において、帰宅困難者に対し、地図等による道路情報、ラジオ等で知った通行可能な道路に関する情報を提供すること。

２　前項に規定する店舗は、支援ステーションの設置に賛同する店舗であり、前項に掲げる事項の全部又は一部について支援可能な店舗（以下「支援ステーション協力店舗」という。）とする。

３　甲及び乙は、第１項に定めのない事項について、可能な範囲で相互に協力を求めることができる。

（支援の実施）

第４条　乙は、前条の規定により甲から支援の協力要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、可能な範囲内において、帰宅困難者に対し、支援を実施するものとする。ただし、甲が、乙に対し、通信の途絶等の事由により要請を行うことができないときは、乙は、甲の要請を待たないで、状況に応じ自主的に可能な範囲において支援を実施することができるものとする。

（支援ステーション・ステッカーの掲出）

第５条　乙は支援ステーション協力店舗の取組みについて、広く住民へ周知を図るとともに、防災に対する意識啓発のため、甲が提供する「支援ステーション・ステッカー」を掲出するものとする。

２　甲は、支援ステーション協力店舗へ提出中の「支援ステーション・ステッカー」の劣化を鑑みて、年１回２月１日までに乙に次年度の必要数を確認し、提供するものとする。

（経費の負担）

第６条　第４条に規定する支援の実施に要した経費は、当該支援を実施した者が負担するものとする。

２　第５条の「支援ステーション・ステッカー」を作成する費用は、甲が負担するものとする。

（情報の交換）

第７条　甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うも

のとする。

（協定の効力）

第８条　この協定は、甲の各市町村とその市町村に店舗が所在する乙が、各市町村と個別に協定を締結した場合と同等の効力を有するものとする。

（有効期間）

第９条　この協定の有効期間は、協定書締結日から１年間とする。なお、期間満了の１ヶ月前までに甲乙双方又はいずれか一方からの特段の意思表示がない場合は、この協定はさらに１年間更新されるものとし、以後も同様とする。

（協議）

第10条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各１通を保有する。

平成２４年２月１５日

（甲）山梨県甲府市丸の内１丁目６番１号
山梨県知事　　横内正明　　印

（乙）愛知県一宮市三ツ井６－１２－２３
株式会社　壱番屋
代表取締役社長　浜島俊哉　　印

(22)　災害時における帰宅困難者支援に関する協定書

山梨県（以下「甲」という。）と株式会社オートバックスセブン（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、地震等による災害が発生し、交通が途絶した場合において、駅、事業所、学校等に滞留する大量の通勤者、通学者、観光客等のうち、容易に帰宅することができない者（以下「帰宅困難者」という。）の支援を行うため、必要な事項を定める。

（支援ステーションの設置）

第２条　甲は、山梨県内に所在する乙の直営店及び乙のフランチャイズチェーン契約により加盟している店舗（以下併せて「店舗」という。）に対しこの協定に基づき支援ステーションの設置を依頼するものとする。

２　乙は、フランチャイズチェーン本部として、店舗に最大限の努力を以って協定の履行を求めるものとするが、甲は、乙のフランチャイズチェーン契約上の制限から店舗に協定の履行を強制することが困難な事情があることを承諾し、これを支援ステーション設置における前提とする。

（支援の内容）

第３条　甲は、乙に対し、災害時に次の各号について、支援ステーションとしての協力を要請することができるものとする。

（２）　乙の店舗において、帰宅困難者に対し、水道水、トイレ等の提供をすること。

（２）乙の店舗において、帰宅困難者に対し、地図等による道路情報、ラジオ等で知った通行可能な道路に関する情報を提供すること。

２　前項に規定する店舗は、支援ステーションの設置に賛同する店舗であり、前項に掲げる事項の全部又は一部について支援可能な店舗（以下「支援ステーション協力店舗」という。）とする。

３　甲及び乙は、第１項に定めのない事項について、可能な範囲で相互に協力を求めることができる。

（支援の実施）

第４条　乙は、前条の規定により甲から支援の協力要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、可能な範囲内において、帰宅困難者に対し、支援を実施するものとする。ただし、甲が、乙に対し、通信の途絶等の事由により要請を行うことができないときは、乙は、甲の要請を待たないで、状況に応じ自主的に可能な範囲において支援を実施することができるものとする。

（支援ステーション・ステッカーの掲出）

第５条　乙は支援ステーション協力店舗の取組みについて、広く住民へ周知を図るとともに、防災に対する意識啓発のため、甲が提供する「支援ステーション・ステッカー」を掲出するものとする。

２　甲は、支援ステーション協力店舗へ提出中の「支援ステーション・ステッカー」の劣化を鑑みて、年１回２月１日までに乙に次年度の必要数を確認し、提供するものとする。

（経費の負担）

第６条　第４条に規定する支援の実施に要した経費は、当該支援を実施した者が負担するものとする。

２　第５条の「支援ステーション・ステッカー」を作成する費用は、甲が負担するものとする。

（情報の交換）

第７条　甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うも

のとする。

（協定の効力）

第８条　この協定は、甲の各市町村とその市町村に店舗が所在する乙が、各市町村と個別に協定を締結した場合と同等の効力を有するものとする。

（有効期間）

第９条　この協定の有効期間は、協定書締結日から１年間とする。なお、期間満了の１ヶ月前までに甲乙双方又はいずれか一方からの特段の意思表示がない場合は、この協定はさらに１年間更新されるものとし、以後も同様とする。

（協議）

第10条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各１通を保有する。

平成２４年２月１５日

（甲）山梨県甲府市丸の内１丁目６番１号
山梨県知事　　横内正明　　印

（乙）東京都江東区豊洲五丁目６番５２号
株式会社オートバックスセブン
代表取締役　湧田節夫　　印

(23)　災害時における帰宅困難者支援に関する協定書

山梨県（以下「甲」という。）と株式会社セブン-イレブン・ジャパン（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、地震等による災害が発生し、交通が途絶した場合において、駅、事業所、学校等に滞留する大量の通勤者、通学者、観光客等のうち、容易に帰宅することができない者（以下「帰宅困難者」という。）の支援を行うため、必要な事項を定める。

（支援ステーションの設置）

第２条　甲は、山梨県内に所在する乙の直営店及び乙のフランチャイズチェーン契約により加盟している店舗（以下併せて「店舗」という。）に対しこの協定に基づき支援ステーションの設置を依頼するものとする。

２　乙は、フランチャイズチェーン本部として、店舗に最大限の努力を以って協定の履行を求めるものとするが、甲は、乙のフランチャイズチェーン契約上の制限から店舗に協定の履行を強制することが困難な事情があることを承諾し、これを支援ステーション設置における前提とする。

（支援の内容）

第３条　甲は、乙に対し、災害時に次の各号について、支援ステーションとしての協力を要請することができるものとする。

（３）　乙の店舗において、帰宅困難者に対し、水道水、トイレ等の提供をすること。

（２）乙の店舗において、帰宅困難者に対し、地図等による道路情報、ラジオ等で知った通行可能な道路に関する情報を提供すること。

２　前項に規定する店舗は、支援ステーションの設置に賛同する店舗であり、前項に掲げる事項の全部又は一部について支援可能な店舗（以下「支援ステーション協力店舗」という。）とする。

３　甲及び乙は、第１項に定めのない事項について、可能な範囲で相互に協力を求めることができる。

（支援の実施）

第４条　乙は、前条の規定により甲から支援の協力要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、可能な範囲内において、帰宅困難者に対し、支援を実施するものとする。ただし、甲が、乙に対し、通信の途絶等の事由により要請を行うことができないときは、乙は、甲の要請を待たないで、状況に応じ自主的に可能な範囲において支援を実施することができるものとする。

（支援ステーション・ステッカーの掲出）

第５条　乙は支援ステーション協力店舗の取組みについて、広く住民へ周知を図るとともに、防災に対する意識啓発のため、甲が提供する「支援ステーション・ステッカー」を掲出するものとする。

２　甲は、支援ステーション協力店舗へ提出中の「支援ステーション・ステッカー」の劣化を鑑みて、年１回２月１日までに乙に次年度の必要数を確認し、提供するものとする。

（経費の負担）

第６条　第４条に規定する支援の実施に要した経費は、当該支援を実施した者が負担するものとする。

２　第５条の「支援ステーション・ステッカー」を作成する費用は、甲が負担するものとする。

（情報の交換）

第７条　甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うも

のとする。

（協定の効力）

第８条　この協定は、甲の各市町村とその市町村に店舗が所在する乙が、各市町村と個別に協定を締結した場合と同等の効力を有するものとする。

（有効期間）

第９条　この協定の有効期間は、協定書締結日から１年間とする。なお、期間満了の１ヶ月前までに甲乙双方又はいずれか一方からの特段の意思表示がない場合は、この協定はさらに１年間更新されるものとし、以後も同様とする。

（協議）

第10条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各１通を保有する。

平成２４年２月１５日

（甲）山梨県甲府市丸の内１丁目６番１号
山梨県知事　横内正明　印

（乙）東京都千代田区二番町８番地８
株式会社セブン-イレブン・ジャパン
代表取締役　井阪隆一　印

(24)　災害時における帰宅困難者支援に関する協定書

山梨県（以下「甲」という。）と山崎製パン株式会社（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、地震等による災害が発生し、交通が途絶した場合において、駅、事業所、学校等に滞留する大量の通勤者、通学者、観光客等のうち、容易に帰宅することができない者（以下「帰宅困難者」という。）の支援を行うため、必要な事項を定める。

（支援ステーションの設置）

第２条　甲は、山梨県内に所在する乙の直営店及び乙のフランチャイズチェーン契約により加盟している店舗（以下併せて「店舗」という。）に対しこの協定に基づき支援ステーションの設置を依頼するものとする。

２　乙は、フランチャイズチェーン本部として、店舗に最大限の努力を以って協定の履行を求めるものとするが、甲は、乙のフランチャイズチェーン契約上の制限から店舗に協定の履行を強制することが困難な事情があることを承諾し、これを支援ステーション設置における前提とする。

（支援の内容）

第３条　甲は、乙に対し、災害時に次の各号について、支援ステーションとしての協力を要請することができるものとする。

（４）　乙の店舗において、帰宅困難者に対し、水道水、トイレ等の提供をすること。

（２）乙の店舗において、帰宅困難者に対し、地図等による道路情報、ラジオ等で知った通行可能な道路に関する情報を提供すること。

２　前項に規定する店舗は、支援ステーションの設置に賛同する店舗であり、前項に掲げる事項の全部又は一部について支援可能な店舗（以下「支援ステーション協力店舗」という。）とする。

３　甲及び乙は、第１項に定めのない事項について、可能な範囲で相互に協力を求めることができる。

（支援の実施）

第４条　乙は、前条の規定により甲から支援の協力要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、可能な範囲内において、帰宅困難者に対し、支援を実施するものとする。ただし、甲が、乙に対し、通信の途絶等の事由により要請を行うことができないときは、乙は、甲の要請を待たないで、状況に応じ自主的に可能な範囲において支援を実施することができるものとする。

（支援ステーション・ステッカーの掲出）

第５条　乙は支援ステーション協力店舗の取組みについて、広く住民へ周知を図るとともに、防災に対する意識啓発のため、甲が提供する「支援ステーション・ステッカー」を掲出するものとする。

２　甲は、支援ステーション協力店舗へ提出中の「支援ステーション・ステッカー」の劣化を鑑みて、年１回２月１日までに乙に次年度の必要数を確認し、提供するものとする。

（経費の負担）

第６条　第４条に規定する支援の実施に要した経費は、当該支援を実施した者が負担するものとする。

２　第５条の「支援ステーション・ステッカー」を作成する費用は、甲が負担するものとする。

（情報の交換）

第７条　甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うも

のとする。

（協定の効力）

第８条　この協定は、甲の各市町村とその市町村に店舗が所在する乙が、各市町村と個別に協定を締結した場合と同等の効力を有するものとする。

（有効期間）

第９条　この協定の有効期間は、協定書締結日から１年間とする。なお、期間満了の１ヶ月前までに甲乙双方又はいずれか一方からの特段の意思表示がない場合は、この協定はさらに１年間更新されるものとし、以後も同様とする。

（協議）

第10条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各１通を保有する。

平成２４年２月１５日

（甲）山梨県甲府市丸の内１丁目６番１号
山梨県知事　　横内正明　　印

（乙）東京都千代田区岩本町三丁目１０番１号
山崎製パン株式会社
代表取締役社長　佐藤　卓　　印

(25)　災害時における帰宅困難者支援に関する協定書

山梨県（以下「甲」という。）と株式会社ファミリーマート（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、地震等による災害が発生し、交通が途絶した場合において、駅、事業所、学校等に滞留する大量の通勤者、通学者、観光客等のうち、容易に帰宅することができない者（以下「帰宅困難者」という。）の支援を行うため、必要な事項を定める。

（支援ステーションの設置）

第２条　甲は、山梨県内に所在する乙の直営店及び乙のフランチャイズチェーン契約により加盟している店舗（以下併せて「店舗」という。）に対しこの協定に基づき支援ステーションの設置を依頼するものとする。

２　乙は、フランチャイズチェーン本部として、店舗に最大限の努力を以って協定の履行を求めるものとするが、甲は、乙のフランチャイズチェーン契約上の制限から店舗に協定の履行を強制することが困難な事情があることを承諾し、これを支援ステーション設置における前提とする。

（支援の内容）

第３条　甲は、乙に対し、災害時に次の各号について、支援ステーションとしての協力を要請することができるものとする。

（５）　乙の店舗において、帰宅困難者に対し、水道水、トイレ等の提供をすること。

（２）乙の店舗において、帰宅困難者に対し、地図等による道路情報、ラジオ等で知った通行可能な道路に関する情報を提供すること。

２　前項に規定する店舗は、支援ステーションの設置に賛同する店舗であり、前項に掲げる事項の全部又は一部について支援可能な店舗（以下「支援ステーション協力店舗」という。）とする。

３　甲及び乙は、第１項に定めのない事項について、可能な範囲で相互に協力を求めることができる。

（支援の実施）

第４条　乙は、前条の規定により甲から支援の協力要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、可能な範囲内において、帰宅困難者に対し、支援を実施するものとする。ただし、甲が、乙に対し、通信の途絶等の事由により要請を行うことができないときは、乙は、甲の要請を待たないで、状況に応じ自主的に可能な範囲において支援を実施することができるものとする。

（支援ステーション・ステッカーの掲出）

第５条　乙は支援ステーション協力店舗の取組みについて、広く住民へ周知を図るとともに、防災に対する意識啓発のため、甲が提供する「支援ステーション・ステッカー」を掲出するものとする。

２　甲は、支援ステーション協力店舗へ提出中の「支援ステーション・ステッカー」の劣化を鑑みて、年１回２月１日までに乙に次年度の必要数を確認し、提供するものとする。

（経費の負担）

第６条　第４条に規定する支援の実施に要した経費は、当該支援を実施した者が負担するものとする。

２　第５条の「支援ステーション・ステッカー」を作成する費用は、甲が負担するものとする。

（情報の交換）

第７条　甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うも

のとする。

（協定の効力）

第８条　この協定は、甲の各市町村とその市町村に店舗が所在する乙が、各市町村と個別に協定を締結した場合と同等の効力を有するものとする。

（有効期間）

第９条　この協定の有効期間は、協定書締結日から１年間とする。なお、期間満了の１ヶ月前までに甲乙双方又はいずれか一方からの特段の意思表示がない場合は、この協定はさらに１年間更新されるものとし、以後も同様とする。

（協議）

第10条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各１通を保有する。

平成２４年２月１５日

（甲）山梨県甲府市丸の内１丁目６番１号
山梨県知事　　横内正明　　印

（乙）東京都豊島区東池袋三丁目１番１号
株式会社ファミリーマート
代表取締役社長　上田準二　　印

(26)　災害時における帰宅困難者支援に関する協定書

山梨県（以下「甲」という。）と株式会社モスフードサービス（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、地震等による災害が発生し、交通が途絶した場合において、駅、事業所、学校等に滞留する大量の通勤者、通学者、観光客等のうち、容易に帰宅することができない者（以下「帰宅困難者」という。）の支援を行うため、必要な事項を定める。

（支援ステーションの設置）

第２条　甲は、山梨県内に所在する乙の直営店及び乙のフランチャイズチェーン契約により加盟している店舗（以下併せて「店舗」という。）に対しこの協定に基づき支援ステーションの設置を依頼するものとする。

２　乙は、フランチャイズチェーン本部として、店舗に最大限の努力を以って協定の履行を求めるものとするが、甲は、乙のフランチャイズチェーン契約上の制限から店舗に協定の履行を強制することが困難な事情があることを承諾し、これを支援ステーション設置における前提とする。

（支援の内容）

第３条　甲は、乙に対し、災害時に次の各号について、支援ステーションとしての協力を要請することができるものとする。

（６）　乙の店舗において、帰宅困難者に対し、水道水、トイレ等の提供をすること。

（２）乙の店舗において、帰宅困難者に対し、地図等による道路情報、ラジオ等で知った通行可能な道路に関する情報を提供すること。

２　前項に規定する店舗は、支援ステーションの設置に賛同する店舗であり、前項に掲げる事項の全部又は一部について支援可能な店舗（以下「支援ステーション協力店舗」という。）とする。

３　甲及び乙は、第１項に定めのない事項について、可能な範囲で相互に協力を求めることができる。

（支援の実施）

第４条　乙は、前条の規定により甲から支援の協力要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、可能な範囲内において、帰宅困難者に対し、支援を実施するものとする。ただし、甲が、乙に対し、通信の途絶等の事由により要請を行うことができないときは、乙は、甲の要請を待たないで、状況に応じ自主的に可能な範囲において支援を実施することができるものとする。

（支援ステーション・ステッカーの掲出）

第５条　乙は支援ステーション協力店舗の取組みについて、広く住民へ周知を図るとともに、防災に対する意識啓発のため、甲が提供する「支援ステーション・ステッカー」を掲出するものとする。

２　甲は、支援ステーション協力店舗へ提出中の「支援ステーション・ステッカー」の劣化を鑑みて、年１回２月１日までに乙に次年度の必要数を確認し、提供するものとする。

（経費の負担）

第６条　第４条に規定する支援の実施に要した経費は、当該支援を実施した者が負担するものとする。

２　第５条の「支援ステーション・ステッカー」を作成する費用は、甲が負担するものとする。

（情報の交換）

第７条　甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うも

のとする。

（協定の効力）

第８条　この協定は、甲の各市町村とその市町村に店舗が所在する乙が、各市町村と個別に協定を締結した場合と同等の効力を有するものとする。

（有効期間）

第９条　この協定の有効期間は、協定書締結日から１年間とする。なお、期間満了の１ヶ月前までに甲乙双方又はいずれか一方からの特段の意思表示がない場合は、この協定はさらに１年間更新されるものとし、以後も同様とする。

（協議）

第10条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各１通を保有する。

平成２４年２月１５日

（甲）山梨県甲府市丸の内１丁目６番１号
山梨県知事　　横内正明　　印

（乙）東京都品川区大崎２－１－１
株式会社モスフードサービス
代表取締役社長　櫻田　厚　　印

(27) 災害時における帰宅困難者支援に関する協定書

山梨県（以下「甲」という。）と株式会社吉野家（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、地震等による災害が発生し、交通が途絶した場合において、駅、事業所、学校等に滞留する大量の通勤者、通学者、観光客等のうち、容易に帰宅することができない者（以下「帰宅困難者」という。）の支援を行うため、必要な事項を定める。

（支援ステーションの設置）

第２条　甲は、山梨県内に所在する乙の直営店及び乙のフランチャイズチェーン契約により加盟されている店舗（以下併せて「店舗」という。）に対しこの協定に基づき支援ステーションの設置を依頼するものとする。

２　乙は、フランチャイズチェーン本部として、店舗に最大限の努力を以って協定の履行を求めるものとするが、甲は、乙のフランチャイズチェーン契約上の制限から店舗に協定の履行を強制することが困難な事情があることを承諾し、これを支援ステーション設置における前提とする。

（支援の内容）

第３条　甲は、乙に対し、災害時に次の各号について、支援ステーションとしての協力を要請することができるものとする。

（7）　乙の店舗において、帰宅困難者に対し、水道水、トイレ等の提供をすること。

（2）乙の店舗において、帰宅困難者に対し、地図等による道路情報、ラジオ等で知った通行可能な道路に関する情報を提供すること。

２　前項に規定する店舗は、支援ステーションの設置に賛同する店舗であり、前項に掲げる事項の全部又は一部について支援可能な店舗（以下「支援ステーション協力店舗」という。）とする。

３　甲及び乙は、第１項に定めのない事項について、可能な範囲で相互に協力を求めることができる。

（支援の実施）

第４条　乙は、前条の規定により甲から支援の協力要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、可能な範囲内において、帰宅困難者に対し、支援を実施するものとする。ただし、甲が、乙に対し、通信の途絶等の事由により要請を行うことができないときは、乙は、甲の要請を待たないで、状況に応じ自主的に可能な範囲において支援を実施することができるものとする。

（支援ステーション・ステッカーの掲出）

第５条　乙は支援ステーション協力店舗の取組みについて、広く住民へ周知を図るとともに、防災に対する意識啓発のため、甲が提供する「支援ステーション・ステッカー」を掲出するものとする。

２　甲は、支援ステーション協力店舗へ提出中の「支援ステーション・ステッカー」の劣化を鑑みて、年１回２月１日までに乙に次年度の必要数を確認し、提供するものとする。

（経費の負担）

第６条　第４条に規定する支援の実施に要した経費は、当該支援を実施した者が負担するものとする。

２　第５条の「支援ステーション・ステッカー」を作成する費用は、甲が負担するものとする。

（情報の交換）

第７条　甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うも

のとする。

（協定の効力）

第８条　この協定は、甲の各市町村とその市町村に店舗が所在する乙が、各市町村と個別に協定を締結した場合と同等の効力を有するものとする。

（有効期間）

第９条　この協定の有効期間は、協定書締結日から１年間とする。なお、期間満了の１ヶ月前までに甲乙双方又はいずれか一方からの特段の意思表示がない場合は、この協定はさらに１年間更新されるものとし、以後も同様とする。

（協議）

第10条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各１通を保有する。

平成２４年２月１５日

（甲）山梨県甲府市丸の内１丁目６番１号
山梨県知事　　横内正明　　印

（乙）東京都北区赤羽南１丁目20番１号
株式会社吉野家
代表取締役　社長　安部修二　　印

(28)　災害時における帰宅困難者支援に関する協定書

山梨県（以下「甲」という。）と株式会社ローソン（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、地震等による災害が発生し、交通が途絶した場合において、駅、事業所、学校等に滞留する大量の通勤者、通学者、観光客等のうち、容易に帰宅することができない者（以下「帰宅困難者」という。）の支援を行うため、必要な事項を定める。

（支援ステーションの設置）

第２条　甲は、山梨県内に所在する乙の直営店及び乙のフランチャイズチェーン契約により加盟している店舗（以下併せて「店舗」という。）に対しこの協定に基づき支援ステーションの設置を依頼するものとする。

２　乙は、フランチャイズチェーン本部として、店舗に最大限の努力を以って協定の履行を求めるものとするが、甲は、乙のフランチャイズチェーン契約上の制限から店舗に協定の履行を強制することが困難な事情があることを承諾し、これを支援ステーション設置における前提とする。

（支援の内容）

第３条　甲は、乙に対し、災害時に次の各号について、支援ステーションとしての協力を要請することができるものとする。

（８）　乙の店舗において、帰宅困難者に対し、水道水、トイレ等の提供をすること。

（２）乙の店舗において、帰宅困難者に対し、地図等による道路情報、ラジオ等で知った通行可能な道路に関する情報を提供すること。

２　前項に規定する店舗は、支援ステーションの設置に賛同する店舗であり、前項に掲げる事項の全部又は一部について支援可能な店舗（以下「支援ステーション協力店舗」という。）とする。

３　甲及び乙は、第１項に定めのない事項について、可能な範囲で相互に協力を求めることができる。

（支援の実施）

第４条　乙は、前条の規定により甲から支援の協力要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、可能な範囲内において、帰宅困難者に対し、支援を実施するものとする。ただし、甲が、乙に対し、通信の途絶等の事由により要請を行うことができないときは、乙は、甲の要請を待たないで、状況に応じ自主的に可能な範囲において支援を実施することができるものとする。

（支援ステーション・ステッカーの掲出）

第５条　乙は支援ステーション協力店舗の取組みについて、広く住民へ周知を図るとともに、防災に対する意識啓発のため、甲が提供する「支援ステーション・ステッカー」を掲出するものとする。

２　甲は、支援ステーション協力店舗へ提出中の「支援ステーション・ステッカー」の劣化を鑑みて、年１回２月１日までに乙に次年度の必要数を確認し、提供するものとする。

（経費の負担）

第６条　第４条に規定する支援の実施に要した経費は、当該支援を実施した者が負担するものとする。

２　第５条の「支援ステーション・ステッカー」を作成する費用は、甲が負担するものとする。

（情報の交換）

第７条　甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うも

のとする。

（協定の効力）

第８条　この協定は、甲の各市町村とその市町村に店舗が所在する乙が、各市町村と個別に協定を締結した場合と同等の効力を有するものとする。

（有効期間）

第９条　この協定の有効期間は、協定書締結日から１年間とする。なお、期間満了の１ヶ月前までに甲乙双方又はいずれか一方からの特段の意思表示がない場合は、この協定はさらに１年間更新されるものとし、以後も同様とする。

（協議）

第10条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各１通を保有する。

平成２４年２月１５日

（甲）山梨県甲府市丸の内１丁目６番１号
山梨県知事　　横内正明　　印

（乙）東京都品川区大崎一丁目１１番２号
株式会社ローソン
代表取締役社長　新浪　剛史　　印

(29)　災害等緊急時のヘリコプターの使用に関する協定書

（目的）
第１条　この協定は、山梨県（以下「甲」という。）と株式会社ジャネット（以下「乙」という。）が、乙が所有するヘリコプター（以下「乙のヘリコプター」という。）に係る、甲が災害対策本部又は地震災害警戒本部を設置したとき等の緊急時（以下「災害等緊急時」という。）の使用について必要な事項を定めることを目的とする。
（使用方法）
第２条　甲は、災害等緊急時に、必要に応じ別表１に規定する搬送を乙に要請するものとする。
２　乙は、甲から前項に規定する要請を受けた場合は、優先的に甲の指示に基づき飛行を行なうものとする。ただし、気象条件の不良その他明らかに飛行不能と認められる場合は、飛行しないことができる。
（要請手続、緊急連絡先）
第３条　甲は、乙に搬送を要請するときは、乙の緊急連絡先に電話又はファクシミリ等により行い、後日、様式１によるヘリコプター搬送要請書を送付するものとする。
２　甲及び乙は、協議の上、緊急連絡先を定めるものとする。
（ヘリコプターの手配）
第４条　乙は、乙のヘリコプターが使用不能な場合、他社のヘリコプターを用意するものとする。
（運航料金）
第５条　甲は、運航時間に応じて、別表２の運航料金を乙に支払うものとする。
（運航管理）
第６条　乙は、飛行に必要な航空法上の手続き及び運航管理について、一切の義務と責任を負う。
（飛行時間）
第７条　飛行は、原則として日の出から日没までの間に行なうものとする。ただし、夜間の飛行を妨げるものではない。
（損害賠償）
第８条　乙は別表１の搬送を受ける者が乙のヘリコプターに搭乗中または乗降時に、事故により死亡または負傷した場合には、賠償の責に任ずるものとする。ただし、甲及びその関係者の故意または重大な過失による場合はこの限りでない。
２　乙は、乙のヘリコプターの運航中の事故により第三者に損害を与えた場合には、賠償の責を負うものとする。ただし、甲及びその関係者の故意または重大な過失による場合はこの限りでない。
（協定の効力）
第９条　この協定は、平成２４年３月１４日から効力を有するものとする。
（協定等の見直し）
第 10 条　この協定については、必要に応じ、甲乙協議の上、見直しを実施するものとする。
（定めのない事項の処理）
第 11 条　この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

上記の協定の成立を証するため、この協定書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を所持する。

平成２４年３月１４日

（甲）山梨県甲府市丸の内一丁目６番１号
山梨県知事　　横内正明　　印

（乙）山梨県甲斐市宇津谷４４５番地の１
株式会社ジャネット
代表取締役　　櫻井康雄　　印

別表１

搬送対象者	運航区間
山梨県災害対策本部（地震警戒本部）本部長等	県外の公共又は非公共のヘリポートと県内の非公共ヘリポートの区間

（注）運航区間については、状況により変更する場合がある。

別表２（株式会社ジャネット）
運航料金（国土交通省届け出料金）

運航区分 機　　種	作　業 （円／時間）	空　輸 （円／時間）	滞　留	
			昼　間 （円／時間）	夜　間 （円／泊）
ベル式 B206	348,000	330,600	229,680	48,720
ユーロコプター式 EC135	640,000	585,500	440,000	71,700

（注）
１　「作業」とは、人員の搬送に従事することを、「空輸」とは、作業を実施するための回送のことをいい、運航料金は、分単位で計算し、円未満の端数ができたときは切り下げて計算するものとする。
２　「滞留」とは、甲の都合により、待機することをいい、「夜間」とは。滞留が日没から日の出までに及ぶ場合をいう。
３　昼間の滞留については、その時間が１日２時間を超える場合であっても、２時間分の滞留料金を限度として支払うものとし、滞留料金は時間単位で端数を切り下げて計算するものとする。
　夜間の滞留料金には１泊分の料金を支払うものとする。
４　運航料金には消費税及び地方消費税を加算するものとする。

様式１

第　　号
年　月　日

殿

山梨県知事

ヘリコプター搬送要請書

「災害等緊急時のヘリコプターの使用に関する協定書」に基づき、次のとおり貴社ヘリコプターによる搬送を要請します。

１　搬送を希望する日時　　年　月　日　午前・午後　時　分
２　発　着　地　　から　　まで
３　運航予定時間　　時間　　分
４　搬　送　者　　氏名　　年齢　　歳
５　県担当者（連絡先）　　氏名　　電話番号
ＦＡＸ

(30)　災害等緊急時のヘリコプターの使用に関する協定書

（目的）
第１条　この協定は、山梨県（以下「甲」という。）と東邦航空株式会社（以下「乙」という。）が、乙が所有するヘリコプター（以下「乙のヘリコプター」という。）に係る、甲が災害対策本部又は地震災害警戒本部を設置したとき等の緊急時（以下「災害等緊急時」という。）の使用について必要な事項を定めることを目的とする。
（使用方法）
第２条　甲は、災害等緊急時に、必要に応じ別表１に規定する搬送を乙に要請するものとする。
２　乙は、甲から前項に規定する要請を受けた場合は、優先的に甲の指示に基づき飛行を行なうものとする。ただし、気象条件の不良その他明らかに飛行不能と認められる場合は、飛行しないことができる。
（要請手続、緊急連絡先）
第３条　甲は、乙に搬送を要請するときは、乙の緊急連絡先に電話又はファクシミリ等により行い、後日、様式１によるヘリコプター搬送要請書を送付するものとする。
２　甲及び乙は、協議の上、緊急連絡先を定めるものとする。
（ヘリコプターの手配）
第４条　乙は、乙のヘリコプターが使用不能な場合、他社のヘリコプターを用意するものとする。
（運航料金）
第５条　甲は、運航時間に応じて、別表２の運航料金を乙に支払うものとする。
（運航管理）
第６条　乙は、飛行に必要な航空法上の手続き及び運航管理について、一切の義務と責任を負う。
（飛行時間）
第７条　飛行は、原則として日の出から日没までの間に行なうものとする。ただし、夜間の飛行を妨げるものではない。
（損害賠償）
第８条　乙は別表１の搬送を受ける者が乙のヘリコプターに搭乗中または乗降時に、事故により死亡または負傷した場合には、賠償の責に任ずるものとする。ただし、甲及びその関係者の故意または重大な過失による場合はこの限りでない。
２　乙は、乙のヘリコプターの運航中の事故により第三者に損害を与えた場合には、賠償の責を負うものとする。ただし、甲及びその関係者の故意または重大な過失による場合はこの限りでない。
（協定の効力）
第９条　この協定は、平成２４年３月１４日から効力を有するものとする。
（協定等の見直し）
第 10 条　この協定については、必要に応じ、甲乙協議の上、見直しを実施するものとする。
（定めのない事項の処理）
第 11 条　この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

上記の協定の成立を証するため、この協定書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を所持する。

平成２４年３月１４日

（甲）山梨県甲府市丸の内一丁目６番１号
山梨県知事　横内正明　印

（乙）東京都江東区新木場四丁目７番５１号
東邦航空株式会社
代表取締役社長　宇田川雅之　印

別表１

搬送対象者	運航区間
山梨県災害対策本部（地震警戒本部）本部長等	県外の公共又は非公共のヘリポートと県内の非公共ヘリポートの区間

（注）運航区間については、状況により変更する場合がある。

別表２（東邦航空株式会社）
運航料金（国土交通省届け出料金）

運航区分 機　種	作　業 （円／時間）	空　輸 （円／時間）	滞　留	
			昼　間 （円／時間）	夜　間 （円／泊）
ｱｴﾛｽﾊﾟｼｱﾙ方式 AS350	395,600	371,900	262,300	57,900
ｱｴﾛｽﾊﾟｼｱﾙ方式 AS350B3	467,000	427,100	317,900	71,700
ｱｴﾛｽﾊﾟｼｱﾙ方式 SA315	465,000	425,400	297,000	71,700
ｱｴﾛｽﾊﾟｼｱﾙ方式 AS355	480,000	440,400	317,800	71,700
ユーロコプター式 EC135	640,000	585,500	440,000	71,700
ｱｴﾛｽﾊﾟｼｱﾙ方式 AS365	846,300	791,200	625,700	99,300
ベル式 412	869,100	814,000	650,475	99,300
シコルスキー式 S76	876,700	821,600	633,000	99,300
ｱｴﾛｽﾊﾟｼｱﾙ方式 AS332	1,352,500	1,284,800	981,000	113,100

（注）
１　「作業」とは、人員の搬送に従事することを、「空輸」とは、作業を実施するための回送のことをいい、運航料金は、分単位で計算し、円未満の端数ができたときは切り下げて計算するものとする。
２　「滞留」とは、甲の都合により、待機することをいい、「夜間」とは。滞留が日没から日の出までに及ぶ場合をいう。
３　昼間の滞留については、その時間が１日２時間を超える場合であっても、２時間分の滞留料金を限度として支払うものとし、滞留料金は時間単位で端数を切り下げて計算するものとする。
　夜間の滞留料金には１泊分の料金を支払うものとする。
４　運航料金には消費税及び地方消費税を加算するものとする。

様式１

第　　号
年　月　日

殿

山梨県知事

ヘリコプター搬送要請書

「災害等緊急時のヘリコプターの使用に関する協定書」に基づき、次のとおり貴社ヘリコプターによる搬送を要請します。

１	搬送を希望する日時	年　月　日	午前・午後　時　分
２	発　着　地		から　　まで
３	運航予定時間		時間　　分
４	搬　送　者	氏名	年齢　　歳
５	県担当者（連絡先）	氏名	電話番号 ＦＡＸ

(31) 災害等緊急時のヘリコプターの使用に関する協定書

（目的）
第１条　この協定は、山梨県（以下「甲」という。）とエクセル航空株式会社（以下「乙」という。）が、乙が所有するヘリコプター（以下「乙のヘリコプター」という。）に係る、甲が災害対策本部又は地震災害警戒本部を設置したとき等の緊急時（以下「災害等緊急時」という。）の使用について必要な事項を定めることを目的とする。
（使用方法）
第２条　甲は、災害等緊急時に、必要に応じ別表１に規定する搬送を乙に要請するものとする。
２　乙は、甲から前項に規定する要請を受けた場合は、優先的に甲の指示に基づき飛行を行なうものとする。ただし、気象条件の不良その他明らかに飛行不能と認められる場合は、飛行しないことができる。
（要請手続、緊急連絡先）
第３条　甲は、乙に搬送を要請するときは、乙の緊急連絡先に電話又はファクシミリ等により行い、後日、様式１によるヘリコプター搬送要請書を送付するものとする。
２　甲及び乙は、協議の上、緊急連絡先を定めるものとする。
（ヘリコプターの手配）
第４条　乙は、乙のヘリコプターが使用不能な場合、他社のヘリコプターを用意するものとする。
（運航料金）
第５条　甲は、運航時間に応じて、別表２の運航料金を乙に支払うものとする。
（運航管理）
第６条　乙は、飛行に必要な航空法上の手続き及び運航管理について、一切の義務と責任を負う。
（飛行時間）
第７条　飛行は、原則として日の出から日没までの間に行なうものとする。ただし、夜間の飛行を妨げるものではない。
（損害賠償）
第８条　乙は別表１の搬送を受ける者が乙のヘリコプターに搭乗中または乗降時に、事故により死亡または負傷した場合には、賠償の責に任ずるものとする。ただし、甲及びその関係者の故意または重大な過失による場合はこの限りでない。
２　乙は、乙のヘリコプターの運航中の事故により第三者に損害を与えた場合には、賠償の責を負うものとする。ただし、甲及びその関係者の故意または重大な過失による場合はこの限りでない。
（協定の効力）
第９条　この協定は、平成２４年３月１４日から効力を有するものとする。
（協定等の見直し）
第 10 条　この協定については、必要に応じ、甲乙協議の上、見直しを実施するものとする。
（定めのない事項の処理）
第 11 条　この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

上記の協定の成立を証するため、この協定書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を所持する。

平成２４年３月１４日

（甲）山梨県甲府市丸の内一丁目６番１号
山梨県知事　横内正明　　印

（乙）千葉県浦安市千鳥１４番地
エクセル航空株式会社
代表取締役社長　小島裕二　　印

別表１

搬送対象者	運航区間
山梨県災害対策本部（地震警戒本部）本部長等	県外の公共又は非公共のヘリポートと県内の非公共ヘリポートの区間

（注）運航区間については、状況により変更する場合がある。

別表２（東邦航空株式会社）
運航料金（国土交通省届け出料金）

運航区分 機　種	作　業 （円／時間）	空　輸 （円／時間）	滞　留	
			昼　間 （円／時間）	夜　間 （円／泊）
シコルスキー式 S76	876,700	821,600	633,000	99,300

（注）
１　「作業」とは、人員の搬送に従事することを、「空輸」とは、作業を実施するための回送のことをいい、運航料金は、分単位で計算し、円未満の端数ができたときは切り下げて計算するものとする。
２　「滞留」とは、甲の都合により、待機することをいい、「夜間」とは。滞留が日没から日の出までに及ぶ場合をいう。
３　昼間の滞留については、その時間が１日２時間を超える場合であっても、２時間分の滞留料金を限度として支払うものとし、滞留料金は時間単位で端数を切り下げて計算するものとする。
　夜間の滞留料金には１泊分の料金を支払うものとする。
４　運航料金には消費税及び地方消費税を加算するものとする。

様式１

第　　号
年　月　日

殿

山梨県知事

ヘリコプター搬送要請書

「災害等緊急時のヘリコプターの使用に関する協定書」に基づき、次のとおり貴社ヘリコプターによる搬送を要請します。

１　搬送を希望する日時　　年　月　日　午前・午後　時　分
２　発　着　地　　から　　まで
３　運航予定時間　　時間　　分
４　搬　送　者　　氏名　　年齢　　歳
５　県担当者（連絡先）　　氏名　　電話番号
ＦＡＸ

(32)　災害時における石油燃料の安定供給及び帰宅困難者支援に関する協定書

（目的）

第１条　山梨県（以下「甲」という。）と山梨県石油協同組合（以下「乙」という。）とは、地震等による災害時における災害応急・復旧対策に必要な石油燃料を安定的に供給するため、並びに、災害が発生し、交通が途絶した場合において、駅、事業所、学校等に滞留する大量の通勤者、通学者、観光客等のうち、容易に帰宅することができない者（以下「帰宅困難者」という。）を支援するために必要となる災害時帰宅支援ステーション（以下「支援ステーション」という。）の設置及び帰宅困難者を支援するため、必要な事項を定めるものとする。

（協定の効力）

第２条　この協定は、乙の組合員の給油所（以下「給油所」という。）が所在する山梨県内の市町村（以下「市町村」という。）が、乙と個別に協定を締結した場合と同等の効力を有するものとする。

（支援ステーションの設置）

第３条　甲又は市町村は、乙に対し、この協定に基づき支援ステーションの設置を依頼し、乙はこれを受諾するものとする。

（支援の内容）

第４条　甲又は市町村は、乙に対し、災害時に次の各号について、石油燃料の供給又は支援ステーションとしての協力を要請することができるものとする。

（１）給油所における、災害対策上特に重要な施設等で、甲又は市町村が指定するものに対する石油燃料の供給

（２）給油所における、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 76 条による緊急通行車両その他甲又は市町村が指定する車両に対する石油燃料の供給

（３）給油所における、帰宅困難者に対する、水道水、トイレ等の提供

（４）給油所における、帰宅困難者に対する、地図等による道路情報、ラジオ等で知った通行可能な道路に関する情報の提供

２　前項に規定する給油所は、石油燃料の供給及び支援ステーションの設置に賛同する給油所であり、前項に掲げる事項の全部又は一部について支援可能な給油所とする。

３　甲又は市町村及び乙は、第１項に定めのない事項について、可能な範囲で相互に協力を求めることができる。

（支援の実施）

第５条　乙は、前条の規定により甲又は市町村から支援の協力要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、可能な範囲内において、前条第１項第１号及び第２号に規定する石油燃料の供給を実施するとともに、帰宅困難者に対し、支援を実施するものとする。ただし、甲又は市町村が、乙に対し、通信の途絶等の事由により要請

を行うことができないときは、乙は、甲又は市町村の要請を待たないで、状況に応じ自主的に可能な範囲において支援を実施することができるものとする。

（災害時帰宅支援ステーション・ステッカーの掲出）

第６条　乙は、支援ステーションについて、広く住民へ協力給油所の取組の周知を図り、防災に対する意識啓発のため、甲が提供する「災害時帰宅支援ステーション・ステッカー」を掲出するものとする。

２　甲は、乙の給油所へ掲出中の「災害時帰宅支援ステーション・ステッカー」の劣化に鑑みて、年１回２月１日までに次年度の必要数を確認し、提供するものとする。

（経費の負担）

第７条　第４条第１項第１号及び第２号の規定に基づき乙が供給した石油燃料の対価及び運搬費用については、当該石油燃料の供給を受けた者が負担するものとし、その費用は災害時等の直前における適正

な価格とするものとする。同項第３号及び第４号に規定する支援の実施に要した経費は、当該支援を実施した者が負担するものとする。

２　第６条の「災害時帰宅支援ステーション・ステッカー」を作成する費用は、甲が負担するものとする。

（情報の交換）

第８条　甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

（有効期間）

第９条　この協定は、協定書締結日から平成２５年３月３１日までとし、期間満了の１ヶ月前までに甲乙双方又はいずれか一方からの特段の意思表示がない場合は、さらに１年間更新されるものとし、以後も同様とする。

（協議）

第１０条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙両者署名の上、各１通を保有する。

平成２４年３月２６日

（甲）住　所　　山梨県甲府市丸の内一丁目６番１号
山梨県知事

（乙）住　所　　山梨県甲府市中央四丁目１２番２１号
山梨県石油協同組合　理事長

(33)　災害時における資機材提供等の協力に関する協定書

山梨県（以下「甲」という。）と一般社団法人山梨県情報通信業協会（以下「乙」という。）とは、県内において地震、風水害その他の災害発生に際し、県が運用管理する情報通信基盤等の応急復旧に係る資機材（以下「復旧資機材」という。）の確保を図るため、次のとおり協定する。

（協力要請）

第１条　甲は、災害時における応急措置のため、緊急に復旧資機材の確保を図る必要が生じたときは、乙に対して復旧資機材の提供及び調達等協力を要請するものとする。

２　乙は、甲の要請があったときは、乙に加入している会員（以下「会員」という。）に周知し、すみやかに復旧資機材の提供等に協力するものとする。

３　災害により甲が乙に連絡することが不可能な場合や緊急を要する場合、甲は会員に直接協力要請を行うことができるものとする。

（協力要請の手続き）

第２条　甲から乙又は会員への協力要請は文書で行うものとし、要請書は甲乙がそれぞれ１通保管するものとする。

２　緊急を要するなど前項によりがたい場合は、甲から乙又は会員へ協力要請を口頭又は電話等で行うことができることとするが、この場合においても、甲は、後日すみやかに文書にて要請を行うものとする。

３　甲は、会員が復旧資機材の提供等を行うために必要な情報や資料を提出するものとする。

（協力の方法）

第３条　第１条第２項により乙は、会員が保有する復旧資機材を、甲又は甲の指定する事業者に対して優先的に提供するよう措置するものとし、この場合、会員が保有する復旧資機材のみでは不足すると認められる場合は、甲が円滑に復旧資機材を調達できるよう協力するものとする。

（復旧資機材の種類）

第４条　復旧資機材の種類は次のとおりとする。

（１）別表に掲げる復旧資機材

（２）その他特に必要とする復旧資機材

（無償提供・無償貸与）

第５条　乙は、あらかじめ乙又は会員が、前条に掲げる復旧資機材のうち無償で提供又は貸与できる復旧資機材の数量、種類、所在を明らかにし、文書により相互に確認するものとする。

（費用負担）

第６条　復旧資機材の価格は、前条に規定する復旧資機材を除き、災害発生時前における価格を基準として適正な価格とする。

（県の協力）

第７条　甲は、乙の要請があったときは、第１条により乙又は会員が行う復旧資機材提供等に関する事項が円滑に行われるよう、協力するものとする。

（協議事項）

第８条　この協定の実施について疑義が生じた場合、及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議するものとする。

（効力）

第９条　この協定は、協定締結の日から１年間効力を有する。

２　この協定は、協定終了の日から１ヶ月前までにこの協定の継続について甲乙双方に異議のない場合には、１年を単位として年々自動的に継続するものとする。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲乙両者記名捺印のうえ、各自１通を保有する。

平成２４年4月２５日

甲　甲府市丸の内一丁目６番１号
山梨県知事
乙　甲府市大津町２１９２－８
一般社団法人山梨県情報通信業協会会長

別表　必要となる復旧資機材

品名	規格	備考
光ケーブル	ＳＭ８Ｃ～ＳＭ２００Ｃ以下	
クロージャー	ＮＦ－２７０　三菱（地中・架空）	
クロージャー	ＨＭＣ－ＳＴＥＭ　日立（地中・架空）	
高所作業車		
パワーゲート付トラック		
ＬＡＮケーブル		
ＬＡＮケーブル・コネクタ		
スイッチングＨＵＢ		
ローカルルータ		
無停電装置		

(34)　災害時における障害物除去等の協力に関する協定書

山梨県（以下「甲」という。）と全日本高速道路レッカー事業協同組合（以下「乙」という。）は、山梨県内で地震、風水害その他の大規模災害が発生した場合（以下「大規模災害時」という。）における応急復旧活動の阻害となる障害物の除去等（以下「障害物除去等」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第１条　この協定は、災害対策基本法第６４条第２項に規定する市町村の応急措置について甲が市町村から業務実施の調整依頼を受けた場合において、乙に対して障害物除去業務等の協力を要請するための事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第２条　甲は、市町村から障害物除去等の実施に係る調整依頼を受けたときは、乙に対し、当該市町村への協力の要請を行うものとする。

２　甲が乙に対し前項の規定による要請を行う場合は、「応援業務要請書（様式１）」により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等により要請できるものとし、後日速やかに文書を提出するものとする。

（要請への対応等）

第３条　乙は、前条第１項の要請を受けたときは、乙の組合加入者と調整を行い、乙の組合加入者の保有する資機材を活用し、必要な協力を行うものとする。

２　乙は、応援業務を完了したときは、「応援業務実施報告書（様式２）」により、甲及び当該市町村に報告するものとする。

（経費の負担）

第４条　本協定に基づく業務に要する費用については、災害発生後一定期間は無償とする。なお、無償の期間及び一定期間経過後における経費は、乙及び当該市町村が協議して決定するものとする。

（災害補償）

第５条　本協定に基づく活動の実施により、乙の出動組合員及び装備が災害を受けた場合の補償は、乙の責において行うものとする。

（損害補償）

第６条　本協定に基づく活動の実施により、乙の出動組合員が第三者に損害を与えた場合の補償は、乙の責において行うものとする。

（情報提供）

第７条　甲及び乙は、それぞれ知り得た災害に関する情報を相互に提供するよう努めるものとする。

（連絡責任者）

第８条　甲及び乙は、あらかじめ連絡責任者を定めて相手方に報告し、大規模災害時には相互に連絡する体制をとるものとする。

（自発的活動）

第９条　この協定は、大規模災害時において乙が自発的に実施する障害物除去等の社会貢献活動に制限を加えるものではない。

（有効期間）

第１０条　この協定は、協定を締結した日からその効力を有するものとし、甲及び乙が相手側に対して、書面により協定の終了の通知をしない限り、その効力を継続する。

（協議）

第１１条　この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じた時は、その都度甲及び乙が協議して決定するものとする。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成２４年7月１１日

甲　山梨県甲府市丸の内１丁目６番１号
　　山梨県知事　　横　内　　正　明

乙　東京都港区南青山１－１０－３
　　全日本高速道路レッカー事業協同組合
　　理　事　長　　佐　藤　　正　良

(35) 大規模災害時における法律相談業務に関する協定書

山梨県(以下「甲」という。)と山梨県弁護士会(以下「乙」という。)とは，県内で地震，風水害その他の大規模災害が発生した場合（以下「大規模災害時」という。）において，県民（県内に避難してきた被災者を含む。以下，同じ）に対して行う法律相談業務の体制確保を図るため，次のとおり協定を締結する。

(協議)

第１条　甲は，大規模災害時における県民の不安解消のため，緊急に法律相談を行う必要が生じたときは，乙と協議の上，法律相談会を開催するものとする。

２　諸般の事情から乙において緊急に法律相談を行う必要が生じたと認め，乙から甲に対しその旨の告知があったときも，前項の例による。

３　法律相談会の開催について県内市町村からの要請があった場合には，甲乙双方で協議し，必要な調整を行うものとする。

(相談担当者の連絡)

第２条　乙は，前条記載の協議の結果，法律相談を行う場合には，速やかに法律相談担当者を選出し，甲へ法律相談担当者名簿を提出する。ただし，緊急を要するなど事前に名簿を提出することが能わない場合は，省略することができる。

２　法律相談担当者は，乙の会員弁護士であることを原則とする。ただし，諸般の事情により乙の会員のみによる対応が困難な場合は，乙の会員でない弁護士を派遣することができる。

(相談場所の確保及び広報)

第３条　甲は，法律相談会の開催場所の確保及び相談会を開催する旨の広報を行う。

(報告)

第４条　乙は，実施した法律相談の件数，対象者，相談内容について，随時甲に書面で報告をするものとする。ただし，その具体的範囲は，弁護士が法令上遵守すべき守秘義務に反しないものとする。

(経費)

第５条　甲と乙は，この協定に基づく法律相談業務は，県民に対して無償で提供することを相互に確認する。

２　甲は，乙に対し，この協定に基づく法律相談業務の特殊性に鑑み，これに要する報酬その他の経費は支弁しないものとする。

(平時における準備)

第６条　甲と乙は，この協定が想定する事態に備え，平時において，情報交換や担当窓口の連絡先等の提供に努めるものとする。

(協議解決)

第７条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは，その都度，甲乙協議の上解決するものとする。

(有効期間)

第８条　この協定の有効期間は，協定書締結日から１年間とする。ただし，期間満了の１ヶ月前までに甲乙双方またはいずれか一方から特段の意思表示がない場合は，さらに１年間更新されるものとし，以後も同様とする。

この協定の締結を証するため，本書２通を作成し，甲乙両者署名捺印の上，各１通を保有する。

平成２４年１０月３１日

甲　山梨県甲府市丸の内一丁目６番１号

山梨県知事　　横　内　正　明

乙　山梨県甲府市中央一丁目８番７号
山梨県弁護士会会長　　清水　毅

(36) 大規模災害時における税務相談業務に関する協定書

山梨県(以下「甲」という。)と東京地方税理士会山梨県会(以下「乙」という。)とは，県内で地震，風水害その他の大規模災害が発生した場合（以下「大規模災害時」という。）において，県民（県内に避難してきた被災者を含む。以下，同じ）に対して行う税務相談業務の体制確保を図るため，次のとおり協定を締結する。

(協議)

第１条　甲は，大規模災害時における県民の不安解消のため，緊急に税務相談を行う必要が生じたときは，乙と協議の上，税務相談会を開催するものとする。

２　諸般の事情から乙において緊急に税務相談を行う必要が生じたと認め，乙から甲に対しその旨の告知があったときも，前項の例による。

３　税務相談会の開催について県内市町村からの要請があった場合には，甲乙双方で協議し，必要な調整を行うものとする。

(相談担当者の連絡)

第２条　乙は，前条記載の協議の結果，税務相談を行う場合には，速やかに税務相談担当者を選出し，甲へ税務相談担当者名簿を提出する。ただし，緊急を要するなど事前に名簿を提出することが能わない場合は，省略することができる。

２　税務相談担当者は，乙の会員税理士であることを原則とする。ただし，諸般の事情により乙の会員のみによる対応が困難な場合は，乙の会員でない税理士を派遣することができる。

(相談場所の確保及び広報)

第３条　甲は，税務相談会の開催場所の確保及び相談会を開催する旨の広報を行う。

(報告)

第４条　乙は，実施した税務相談の件数，対象者，相談内容について，随時甲に書面で報告をするものとする。ただし，その具体的範囲は，税理士が法令上遵守すべき守秘義務に反しないものとする。

(経費)

第５条　甲と乙は，この協定に基づく税務相談業務は，県民に対して無償で提供することを相互に確認する。

２　甲は，乙に対し，この協定に基づく税務相談業務の特殊性に鑑み，これに要する報酬その他の経費は支弁しないものとする。

(平時における準備)

第６条　甲と乙は，この協定が想定する事態に備え，平時において，情報交換や担当窓口の連絡先等の提供に努めるものとする。

(協議解決)

第７条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは，その都度，甲乙協議の上解決するものとする。

(有効期間)

第８条　この協定の有効期間は，協定書締結日から１年間とする。ただし，期間満了の１ヶ月前までに甲乙双方またはいずれか一方から特段の意思表示がない場合は，さらに１年間更新されるものとし，以後も同様とする。

この協定の締結を証するため，本書２通を作成し，甲乙両者署名捺印の上，各１通を保有する。

平成２４年１０月３１日

甲　山梨県甲府市丸の内一丁目６番１号
　　山梨県知事　　横　内　正　明

乙　山梨県甲府市中央二丁目 11 番 23 号
　　東京地方税理士会山梨県会
　　会　長　　小　泉　久　司

(37)　災害時における帰宅困難者支援に関する協定書

山梨県（以下「甲」という。）と味の民芸フードサービス株式会社（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、地震等による災害が発生し、交通が途絶した場合において、駅、事業所、学校等に滞留する大量の通勤者、通学者、観光客等のうち、容易に帰宅することができない者（以下「帰宅困難者」という。）の支援を行うため、必要な事項を定める。

（支援ステーションの設置）

第２条　甲は、山梨県内に所在する乙の直営店及び乙のフランチャイズチェーン契約により加盟されている店舗（以下併せて「店舗」という。）に対しこの協定に基づき支援ステーションの設置を依頼するものとする。

２　乙は、フランチャイズチェーン本部として、店舗に最大限の努力を以って協定の履行を求めるものとするが、甲は、乙のフランチャイズチェーン契約上の制限から店舗に協定の履行を強制することが困難な事情があることを承諾し、これを支援ステーション設置における前提とする。

（支援の内容）

第３条　甲は、乙に対し、災害時に次の各号について、支援ステーションとしての協力を要請することができるものとする。

（１）乙の店舗において、帰宅困難者に対し、水道水、トイレ等の提供をすること。

（２）乙の店舗において、帰宅困難者に対し、地図等による道路情報、ラジオ等で知った通行可能な道路に関する情報を提供すること。

２　前項に規定する店舗は、支援ステーションの設置に賛同する店舗であり、前項に掲げる事項の全部又は一部について支援可能な店舗（以下「支援ステーション協力店舗」という。）とする。

３　甲及び乙は、第１項に定めのない事項について、可能な範囲で相互に協力を求めることができる。

（支援の実施）

第４条　乙は、前条の規定により甲から支援の協力要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、可能な範囲内において、帰宅困難者に対し、支援を実施するものとする。ただし、甲が、乙に対し、通信の途絶等の事由により要請を行うことができないときは、乙は、甲の要請を待たないで、状況に応じ自主的に可能な範囲において支援を実施することができるものとする。

（支援ステーション・ステッカーの掲出）

第５条　乙は支援ステーション協力店舗の取組みについて、広く住民へ周知を図るとともに、防災に対する意識啓発のため、甲が提供する「支援ステーション・ステッカー」を掲出するものとする。

２　甲は、支援ステーション協力店舗へ提出中の「支援ステーション・ステッカー」の劣化を鑑みて、年１回２月１日までに乙に次年度の必要数を確認し、提供するものとする。

（経費の負担）

第６条　　第４条に規定する支援の実施に要した経費は、当該支援を実施した者が負担するものとする。

２　第５条の「支援ステーション・ステッカー」を作成する費用は、甲が負担するものとする。

（情報の交換）

第７条　甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うもの

とする。

（協定の効力）

第８条　　この協定は、甲の各市町村とその市町村に店舗が所在する乙が、各市町村と個別に協定を締

結し
た場合と同等の効力を有するものとする。

（有効期間）

第９条　この協定の有効期間は、協定書締結日から１年間とする。なお、期間満了の１ヶ月前までに甲乙双方又はいずれか一方からの特段の意思表示がない場合は、この協定はさらに１年間更新されるものとし、以後も同様とする。

（協議）

第10条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各１通を保有する。

平成２４年１１月９日

（甲）山梨県甲府市丸の内１丁目６番１号
山梨県知事　横内　正明　　印

（乙）東京都立川市錦町三丁目６番６号
中村LKビル２階
味の民芸フードサービス株式会社
代表取締役社長　　鬼澤　修　　印

(38) 地理空間情報の活用促進のための協力に関する協定書

国土地理院と山梨県は，それぞれが保有する地理空間情報の活用促進のために，協力に関する基本的事項について，次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条 本協定は，現在及び将来の国民が安心して豊かな生活を営むことができる経済社会の実現のため，地理空間情報活用推進基本法（平成１９年法律第６３号）の趣旨にのっとり，国土地理院及び山梨県が保有する地理空間情報の相互活用及び情報，技術等の提供に関し，連携及び協力を強化することにより，国民の利便性の向上を図るとともに県勢の発展と安全，安心な地域社会づくりに寄与することを目的とする。

（適用範囲）

第２条 本協定は，地理空間情報の整備及び活用に関する行政事務に対し適用するものとする。

（地理空間情報の提供及び物品の貸与）

第３条 国土地理院及び山梨県は，保有する地理空間情報及び物品について相互に活用するものとし，具体的な提供方法等については，別途定めるものとする。

（災害対応等における協力）

第４条 国土地理院及び山梨県は，災害対応及び防災訓練等において相互に情報の共有を図り，迅速かつ効果的な防災及び減災の推進に向けて協力するものとし，具体的な協力方法等については，別途定めるものとする。

（技術支援）

第５条 国土地理院及び山梨県は，地理空間情報及び物品の相互活用の推進に役立つ技術等の活用について，可能な範囲で相互に支援するものとする。

（窓口の設置）

第６条 国土地理院及び山梨県は，本協定に定める連携及び協力を強化するための担当窓口を設置し，具体的な連携及び協力に関する事項の推進を図るものとする。

（有効期間）

第７条 本協定の有効期間は，協定締結の日から平成２５年３月３１日までとする。ただし，本協定の有効期間満了の日の３０日前までに国土地理院及び山梨県のいずれか

が書面をもって本協定の終了の意思表示をしないときは，この有効期間に関わらず、期間満了日の翌日から更に１年間有効とし，その後も同様とする。

（協議）

第８条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項について疑義が生じたときは，両者が誠意を持って協議解決するものとする。

本協定の締結を証するため，本書２通を作成し，それぞれ署名捺印のうえ，各自その１通を保有するものとする。

平成２４年１１月２８日

茨城県つくば市北郷一番
国土交通省国土地理院長

山梨県甲府市丸の内一丁目６番１号
山 梨 県 知 事

(39) 災害時の医療救護に関する協定書

山梨県（以下「甲」という。）と社団法人山梨県医師会（以下「乙」という。）とは、災害時の医療救護に関して、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第１条　この協定は、山梨県地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（医療救護班の派遣）

第２条　甲は、医療救護活動を実施する上で必要があると認めた場合は、乙に対して医療救護班の派遣を要請するものとする。

２　乙は、前項の要請を受けたときは、速やかに医療救護班を編成し災害現場等の救護所等に派遣するものとする。

（自主出動）

第３条　乙は、甲と連絡がとれないとき又は派遣の要請を待ついとまがないときは、自主的に被災地の情報収集を行い、その結果、緊急に医療救護班を派遣する必要があると認めた場合は、自主的に医療救護班を編成して派遣することができる。

２　乙は、前項の規定により医療救護班を派遣したときは遅延なく甲に報告するものとする。

３　乙が前項の規定により派遣した後において、甲が前条に基づき医療救護班の派遣が必要と認めたときは、乙が派遣したときに要請があったものとみなす。

（医療救護班の業務）

第４条　乙が派遣する医療救護班は、甲又は市町村が避難所及び災害現場等に設置する救護所において医療救護活動を行うものとする。

２　医療救護班の業務は、次のとおりとする。

（１）傷病者のトリアージ（治療の優先順位による患者の振り分け）

（２）傷病者に対する応急処置の実施及び必要な医療の提供

（３）後方医療機関への転送の要否の判断及びその順位の決定

（４）死亡の確認

（５）死体の検案

（６）その他必要な措置

（医療救護班の輸送）

第５条　医療救護班の輸送手段は乙が確保するものとするが、道路等の被災状況により困難な場合には、甲は、必要な措置を講じるものとする。

（医薬品等の供給）

第６条　乙が派遣する医療救護班が使用する医薬品等は、当該医療救護班が携行するもののほか、甲が供給するものとする。

（搬送先医療機関の確保）

第７条　甲は、乙の協力を得て災害拠点病院のほか必要な搬送先医療機関を確保するよう努めるものとする。

（医療費）

第８条　救護所における医療費は、無料とする。

２　搬送先医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

（費用弁償）

第９条　甲の要請に基づき、乙が医療救護活動を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担するものとする。

（１）医療救護班の編成及び派遣に要する経費
（２）医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費
（３）前各号に定めるもののほか、この協定実施のために要した経費のうち甲が必要と認めた経費
２　前項に定める費用の額については、別に定める。

（損害補償）

第１０条　甲は、甲の要請に基づき乙が派遣した医療救護班員が、その業務に従事したために負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡したときには、災害応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例（昭和３７年山梨県条例第５５号）に定めるところによりその損害を補償するものとする。

（細則）

第１１条　この協定を実施するために必要な事項については、山梨県大規模災害時医療救護マニュアル（平成８年）の規定によるほか、別に定める。

（協議）

第１２条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（有効期間）

第１３条　この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して１年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の１か月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がなされないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して１年間この協定は延長されるものとし、以降も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書を２通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成２４年４月１日

甲　山梨県甲府市丸の内１丁目６番１号
山梨県知事　横　内　　正　明

乙　山梨県甲府市丸の内二丁目３２番１１号
社団法人山梨県医師会
会　長　　薬　袋　　健

(40)　災害時の歯科医療救護に関する協定書

山梨県（以下「甲」という。）と社団法人山梨県歯科医師会（以下「乙」という。）とは、災害時の歯科医療救護に関して、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第１条　この協定は、山梨県地域防災計画に基づき、甲が行う歯科医療救護活動に対する乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（歯科医療救護班の派遣）

第２条　甲は、歯科医療救護活動を実施する上で必要があると認めた場合は、乙に対して歯科医療救護班の派遣を要請するものとする。

２　乙は、前項の要請を受けたときは、速やかに歯科医療救護班を編成し災害現場等の救護所等に派遣するものとする。

（自主出動）

第３条　乙は、甲と連絡がとれないとき又は派遣の要請を待ついとまがないときは、自主的に被災地の情報収集を行い、その結果、緊急に歯科医療救護班を派遣する必要があると認めた場合は、自主的に歯科医療救護班を編成して派遣することができる。

２　乙は、前項の規定により歯科医療救護班を派遣したときは遅延なく甲に報告するものとする。

３　乙が前項の規定により派遣した後において、甲が前条に基づき歯科医療救護班の派遣が必要と認めたときは、乙が派遣したときに要請があったものとみなす。

（歯科医療救護班の業務）

第４条　乙が派遣する歯科医療救護班は、甲又は市町村が避難所及び災害現場等に設置する救護所において歯科医療救護活動を行うものとする。

２　歯科医療救護班の業務は、次のとおりとする。

（１）傷病者に対する応急処置の実施及び必要な医療の提供

（２）後方医療機関への転送の要否の判断及びその順位の決定

（３）警察機関等の要請に基づく死体の個人識別、検案等への協力

（４）その他必要な措置

（歯科医療救護班の輸送）

第５条　歯科医療救護班の輸送手段は乙が確保するものとするが、道路等の被災状況により困難な場合には、甲は、必要な措置を講じるものとする。

（医薬品等の供給）

第６条　乙が派遣する歯科医療救護班が使用する医薬品等は、当該歯科医療救護班が携行するもののほか、甲が供給するものとする。

（搬送先医療機関の確保）

第７条　甲は、乙の協力を得て災害拠点病院のほか必要な搬送先医療機関を確保するよう努めるものとする。

（医療費）

第８条　救護所における医療費は、無料とする。

２　搬送先医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

（費用弁償）

第９条　甲の要請に基づき、乙が歯科医療救護活動を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担するものとする。

（１）歯科医療救護班の編成及び派遣に要する経費

（２）歯科医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費

（3）前各号に定めるもののほか、この協定実施のために要した経費のうち甲が必要と認めた経費

2　前項に定める費用の額については、別に定める。

（損害補償）

第１０条　甲は、甲の要請に基づき乙が派遣した歯科医療救護班員が、その業務に従事したために負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡したときには、災害応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例（昭和３７年山梨県条例第５５号）に定めるところによりその損害を補償するものとする。

（細則）

第１１条　この協定を実施するために必要な事項については、山梨県大規模災害時医療救護マニュアル（平成８年）の規定によるほか、別に定める。

（協議）

第１２条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（有効期間）

第１３条　この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して１年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の１か月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がなされないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して１年間この協定は延長されるものとし、以降も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書を２通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成２４年４月１日

甲　山梨県甲府市丸の内１丁目６番１号
山梨県知事　横　内　　正　明

乙　山梨県甲府市大手一丁目４番１号
社団法人山梨県歯科医師会
会　長　　三　塚　　憲　二

(41) 災害時の看護師派遣に関する協定書

山梨県（以下「甲」という。）と公益社団法人山梨県看護協会（以下「乙」という。）とは、災害時の看護師派遣に関して、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第１条　この協定は、山梨県地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（医療救護班の派遣）

第２条　甲は、医療救護活動を実施する上で必要があると認めた場合は、乙に対して看護職員の派遣を要請するものとする。

２　乙は、前項の要請を受けたときは、速やかに看護職員を災害現場等の救護所等に派遣するものとする。

（自主出動）

第３条　乙は、甲と連絡がとれないとき又は派遣の要請を待ついとまがないときは、自主的に被災地の情報収集を行い、その結果、緊急に看護職員を派遣する必要があると認めた場合は、自主的に看護職員を派遣することができる。

２　乙は、前項の規定により看護職員を派遣したときは遅延なく甲に報告するものとする。

３　乙が前項の規定により派遣した後において、甲が前条に基づき看護職員の派遣が必要と認めたときは、乙が派遣したときに要請があったものとみなす。

（看護職員の業務）

第４条　乙が派遣する看護職員は、甲又は市町村が避難所及び災害現場等に設置する救護所において、救護活動及び医師会・歯科医師会が派遣する医療救護班と協働して医療救護活動を行うものとする。

２　看護職員の業務は、次のとおりとする。

（１）傷病者に対する応急手当及び看護

（２）その他状況に応じた必要な措置

（看護職員の輸送）

第５条　看護職員の輸送手段は乙が確保するものとするが、道路等の被災状況により困難な場合には、甲は必要な措置を講じるものとする。

（医薬品等の供給）

第６条　乙が派遣する看護職員が使用する医薬品等は、当該看護職員が携行するもののほか、甲が供給するものとする。

（費用弁償）

第７条　甲の要請に基づき、乙が救護活動及び医師会・歯科医師会が派遣する医療救護班と協働して医療救護活動を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担するものとする。

（１）看護職員の派遣に要する経費

（２）看護職員が携行した医薬品等を使用した場合の実費

（３）前各号に定めるもののほか、この協定実施のために要した経費のうち甲が必要と認めた経費

２　前項に定める費用の額については、別に定める。

（損害補償）

第８条　甲は、甲の要請に基づき乙が派遣した看護職員が、その業務に従事したために負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡したときには、災害応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例（昭和３７年山梨県条例第５５号）に定めるところによりその損害を補償するものとする。

（細則）

第９条　この協定を実施するために必要な事項については、山梨県大規模災害時医療救護マニュアル（平

成８年）の規定によるほか、別に定める。

（協議）

第１０条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

（有効期間）

第１１条　この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して１年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の１か月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がなされないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して１年間この協定は延長されるものとし、以降も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書を２通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成２４年４月１日

甲　山梨県甲府市丸の内１丁目６番１号
山梨県知事　横　内　　正　明

乙　山梨県甲府市東光寺２丁目２５番１号
公益社団法人山梨県看護協会
会　長　　藤　巻　　秀　子

(42)　災害時における薬剤師の医療救護活動に関する協定書

山梨県（以下「甲」という。）と一般社団法人山梨県薬剤師会（以下「乙」という。）とは、災害時の医療救護活動に関して、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第１条　この協定は、山梨県地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（薬剤師の派遣）

第２条　甲は、医療救護活動を実施する上で必要があると認めた場合は、乙に対して薬剤師の派遣を要請するものとする。

２　乙は、前項の要請を受けたときは、速やかに薬剤師で構成する班（以下「薬剤師班」という。）を編成し救護所等に派遣するものとする。なお、薬剤師班には、医療救護活動の状況により必要と認めるときは、補助者（事務員等）を置くことができる。

（自主出動）

第３条　乙は、甲と連絡がとれないとき又は派遣の要請を待ついとまがないときは、自主的に被災地の情報収集を行い、その結果、緊急に薬剤師を派遣する必要があると認めた場合は、自主的に薬剤師班を編成して派遣することができる。

２　乙は、前項の規定により薬剤師班を派遣したときは遅延なく甲に報告するものとする。

３　乙が前項の規定により派遣した後において、甲が前条に基づき薬剤師の派遣が必要と認めたときは、乙が派遣したときに要請があったものとみなす。

（薬剤師班の業務）

第４条　乙が派遣する薬剤師班は、甲又は市町村が避難所、災害現場等に設置する救護所及び医薬品の集積所等において医療救護活動を行うものとする。

２　薬剤師班の業務は、次のとおりとする。

（１）救護所等における傷病者等に対する調剤、服薬指導

（２）救護所及び医薬品等の集積所等における医薬品等の仕分け、管理

（３）その他医療救護活動において必要な業務

（薬剤師班の輸送）

第５条　薬剤師班の輸送手段は乙が確保するものとするが、道路等の被災状況により困難な場合には、甲は、必要な措置を講じるものとする。

（医薬品等の供給）

第６条　乙が派遣する薬剤師班が使用する医薬品等は、当該薬剤師班が携行するもののほか、甲が供給するものとする。

（調剤費）

第７条　救護所等における調剤費は、無料とする。

（費用弁償）

第８条　甲の要請に基づき、乙が医療救護活動を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担するものとする。

（１）薬剤師班の編成及び派遣に要する経費

（２）薬剤師班が携行した医薬品等を使用した場合の実費

（３）前各号に定めるもののほか、この協定実施のために要した経費のうち甲が必要と認めた経費

２　前項に定める費用の額については、別に定める。

（損害補償）

第９条　甲は、甲の要請に基づき乙が派遣した薬剤師班員が、その業務に従事したために負傷し、若し

くは疾病にかかり、又は死亡したときには、災害応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例（昭和３７年山梨県条例第５５号）に定めるところによりその損害を補償するものとする。

（細則）

第１０条　この協定を実施するために必要な事項については、山梨県大規模災害時医療救護マニュアル（平成８年）の規定によるほか、別に定める。

（協議）

第１１条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（有効期間）

第１２条　この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して１年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の１か月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がなされないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して１年間この協定は延長されるものとし、以降も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書を２通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成２４年4月１日

甲　山梨県甲府市丸の内１丁目６番１号
山梨県知事　　横　内　　正　明

乙　山梨県甲府市富士見１丁目２番４号
一般社団法人山梨県薬剤師会
会　長　　幡　野　　仁

(43) 山梨ＤＭＡＴに関する協定書

山梨県知事（以下「甲」という。）と山梨県立中央病院長（以下「乙」という。）は、災害派遣医療チーム（以下「山梨ＤＭＡＴ」という。）の派遣に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害・感染症医療確保事業を実施するため専門的な訓練を受けた医師・看護師・業務調整員が機動性をもって出動し、医療活動を行うことにより、地域の医療提供体制を支援し、傷病者等の生命を守ることを目的とする。

（派遣）

第２条　山梨ＤＭＡＴは、日本ＤＭＡＴ活動要領及び山梨ＤＭＡＴ運営要綱等に基づき、甲が派遣を要請し、乙が派遣するものとする。

２　乙が派遣する山梨ＤＭＡＴは、甲の都道府県内において医療活動を行うことを原則とする。

３　甲又は国が認めた場合には、他の都道府県において第３条に定める医療活動を行うことができる。

（山梨ＤＭＡＴの活動）

第３条　乙が派遣する山梨ＤＭＡＴが行う業務は日本ＤＭＡＴ活動要領及び山梨ＤＭＡＴ運営要綱等に定めるものとする。

（指揮系統等）

第４条　乙が派遣する山梨ＤＭＡＴは、被災した市町村等の災害対策本部等のもとで活動することを基本とする。

２　山梨ＤＭＡＴが被災都道府県からの要請を受けて派遣される場合には、被災都道府県のＤＭＡＴ受入れに係る体制の中で活動する。

（身分）

第５条　乙が派遣する山梨ＤＭＡＴの隊員は、原則として派遣元である乙の職員として医療活動に従事する。

（協定の実施状況等の報告）

第６条　乙は、甲から本協定に基づく措置の実施の状況及び当該措置に係る当該医療機関の派遣状況その他の事項について報告の求めがあったときは、速やかに当該事項を報告するものとする。この場合において、広域災害救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）等により報告を行うものとする。

（平時における準備）

第７条　乙は派遣時に迅速な対応がとれるよう、組織内の連絡、派遣体制の整備に努めるものとする。

２　甲は、山梨ＤＭＡＴ隊員の資質の向上等を図るため、研修、訓練等の企画及び機会の提供に努める。

（費用負担等）

第８条　甲の要請に基づき乙が派遣した山梨ＤＭＡＴが、第３条の業務を実施した場合に要する次の費用は、甲が支弁するものとする。

一　乙が供給した医薬品、医療器具等を使用した場合の実費

二　前号に定めるもののほか、この協定の実施のために要した経費のうち、甲が必要と認めた経費

２　（被災した）市町村又は他都道府県等からの要請に基づき、甲が乙に対して山梨ＤＭＡＴの派遣を要請した場合は、前項に定める費用について、甲が支弁する。

（災害救助法適用時の費用負担）
第９条　甲の要請に基づき、乙が派遣した山梨ＤＭＡＴが、災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）第７条の規定に基づく救助に関する業務に従事した場合は、甲は災害救助法第１８条第２項及び災害救助法施行令（昭和２２年政令第２２５号）第５条に定めるところにより費用を負担する。
（待機に係る費用）
第１０条　山梨ＤＭＡＴ派遣のための待機に要する費用は、甲の要請の有無に関わらず乙の負担とする。
（損害補償）
第１１条　甲は、甲の要請に基づき乙が派遣した山梨ＤＭＡＴの隊員が、第３条の業務に従事したため、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、その損害を補償するものとする。
２　甲は、甲の要請に基づき乙が派遣した山梨ＤＭＡＴの医療活動等において生じた事故等における損害を補償するため、甲の負担により傷害保険に加入させる。
（協議）
第１２条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。
（有効期間）
第１３条　この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して１年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の１か月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がなされないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して１年間この協定は延長されるものとし、以降も同様とする。
（協定の措置を講じていないと認められる場合の措置）
第１４条　甲は、乙が、正当な理由がなく、本協定に基づく措置を講じていないと認めるときは、乙に対し、医療法等に基づく措置を行うことができるものとする。
（感染症法に規定する医療措置協定との関係）
第１５条　甲と乙が、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成１０年法律第 114 号）第３６条の３第１項に規定する医療措置協定に基づく新型インフルエンザ等感染症等に係る人材派遣として山梨ＤＭＡＴの派遣を実施する場合には、本協定が医療措置協定の一部を兼ねるものとし、本協定に定めるもののほか、当該派遣については医療措置協定によるものとする。
附　則
１　この協定は、令和６年４月１日から適用する。
２　平成２４年４月１日付けの協定は、廃止する。

この協定の成立を証するため、本書を２通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その１通を保有する。

令和６年９月６日

甲　山梨県甲府市丸の内１丁目６番１号
山梨県知事　長　崎　　幸　太　郎

乙　山梨県甲府市富士見一丁目１番１号
山梨県立中央病院
院長　　小　嶋　　裕　一　郎

(44) 山梨ＤＭＡＴに関する協定書

山梨県知事（以下「甲」という。）と国民健康保険富士吉田市立病院長（以下「乙」という。）は、災害派遣医療チーム（以下「山梨ＤＭＡＴ」という。）の派遣に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害・感染症医療確保事業を実施するため専門的な訓練を受けた医師・看護師・業務調整員が機動性をもって出動し、医療活動を行うことにより、地域の医療提供体制を支援し、傷病者等の生命を守ることを目的とする。

（派遣）

第２条　山梨ＤＭＡＴは、日本ＤＭＡＴ活動要領及び山梨ＤＭＡＴ運営要綱等に基づき、甲が派遣を要請し、乙が派遣するものとする。

２　乙が派遣する山梨ＤＭＡＴは、甲の都道府県内において医療活動を行うことを原則とする。

３　甲又は国が認めた場合には、他の都道府県において第３条に定める医療活動を行うことができる。

（山梨ＤＭＡＴの活動）

第３条　乙が派遣する山梨ＤＭＡＴが行う業務は日本ＤＭＡＴ活動要領及び山梨ＤＭＡＴ運営要綱等に定めるものとする。

（指揮系統等）

第４条　乙が派遣する山梨ＤＭＡＴは、被災した市町村等の災害対策本部等のもとで活動することを基本とする。

２　山梨ＤＭＡＴが被災都道府県からの要請を受けて派遣される場合には、被災都道府県のＤＭＡＴ受入れに係る体制の中で活動する。

（身分）

第５条　乙が派遣する山梨ＤＭＡＴの隊員は、原則として派遣元である乙の職員として医療活動に従事する。

（協定の実施状況等の報告）

第６条　乙は、甲から本協定に基づく措置の実施の状況及び当該措置に係る当該医療機関の派遣状況その他の事項について報告の求めがあったときは、速やかに当該事項を報告するものとする。この場合において、広域災害救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）等により報告を行うものとする。

（平時における準備）

第７条　乙は派遣時に迅速な対応がとれるよう、組織内の連絡、派遣体制の整備に努めるものとする。

２　甲は、山梨ＤＭＡＴ隊員の資質の向上等を図るため、研修、訓練等の企画及び機会の提供に努める。

（費用負担等）

第８条　甲の要請に基づき乙が派遣した山梨ＤＭＡＴが、第３条の業務を実施した場合に要する次の費用は、甲が支弁するものとする。

一　乙が供給した医薬品、医療器具等を使用した場合の実費

二　前号に定めるもののほか、この協定の実施のために要した経費のうち、甲が必要と認めた経費

２　（被災した）市町村又は他都道府県等からの要請に基づき、甲が乙に対して山梨ＤＭＡＴの派遣を要請した場合は、前項に定める費用について、甲が支弁する。

（災害救助法適用時の費用負担）
第９条　甲の要請に基づき、乙が派遣した山梨ＤＭＡＴが、災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）第７条の規定に基づく救助に関する業務に従事した場合は、甲は災害救助法第１８条第２項及び災害救助法施行令（昭和２２年政令第２２５号）第５条に定めるところにより費用を負担する。
（待機に係る費用）
第１０条　山梨ＤＭＡＴ派遣のための待機に要する費用は、甲の要請の有無に関わらず乙の負担とする。
（損害補償）
第１１条　甲は、甲の要請に基づき乙が派遣した山梨ＤＭＡＴの隊員が、第３条の業務に従事したため、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、その損害を補償するものとする。
２　甲は、甲の要請に基づき乙が派遣した山梨ＤＭＡＴの医療活動等において生じた事故等における損害を補償するため、甲の負担により傷害保険に加入させる。
（協議）
第１２条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。
（有効期間）
第１３条　この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して１年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の１か月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がなされないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して１年間この協定は延長されるものとし、以降も同様とする。
（協定の措置を講じていないと認められる場合の措置）
第１４条　甲は、乙が、正当な理由がなく、本協定に基づく措置を講じていないと認めるときは、乙に対し、医療法等に基づく措置を行うことができるものとする。
（感染症法に規定する医療措置協定との関係）
第１５条　甲と乙が、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成１０年法律第 114 号）第３６条の３第１項に規定する医療措置協定に基づく新型インフルエンザ等感染症等に係る人材派遣として山梨ＤＭＡＴの派遣を実施する場合には、本協定が医療措置協定の一部を兼ねるものとし、本協定に定めるもののほか、当該派遣については医療措置協定によるものとする。
附　則
１　この協定は、令和６年４月１日から適用する。
２　平成２４年４月１日付けの協定は、廃止する。

この協定の成立を証するため、本書を２通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その１通を保有する。

令和６年９月６日

甲　山梨県甲府市丸の内１丁目６番１号
山梨県知事　長　崎　　幸　太　郎

乙　山梨県富士吉田市上吉田東７丁目１１番１号
国民健康保険富士吉田市立病院
院長　松　田　　政　徳

(45) 山梨ＤＭＡＴに関する協定書

山梨県知事（以下「甲」という。）と国立大学法人山梨大学長（以下「乙」という。）は、災害派遣医療チーム（以下「山梨ＤＭＡＴ」という。）の派遣に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害・感染症医療確保事業を実施するため専門的な訓練を受けた医師・看護師・業務調整員が機動性をもって出動し、医療活動を行うことにより、地域の医療提供体制を支援し、傷病者等の生命を守ることを目的とする。

（派遣）

第２条　山梨ＤＭＡＴは、日本ＤＭＡＴ活動要領及び山梨ＤＭＡＴ運営要綱等に基づき、甲が派遣を要請し、乙が派遣するものとする。

２　乙が派遣する山梨ＤＭＡＴは、甲の都道府県内において医療活動を行うことを原則とする。

３　甲又は国が認めた場合には、他の都道府県において第３条に定める医療活動を行うことができる。

（山梨ＤＭＡＴの活動）

第３条　乙が派遣する山梨ＤＭＡＴが行う業務は日本ＤＭＡＴ活動要領及び山梨ＤＭＡＴ運営要綱等に定めるものとする。

（指揮系統等）

第４条　乙が派遣する山梨ＤＭＡＴは、被災した市町村等の災害対策本部等のもとで活動することを基本とする。

２　山梨ＤＭＡＴが被災都道府県からの要請を受けて派遣される場合には、被災都道府県のＤＭＡＴ受入れに係る体制の中で活動する。

（身分）

第５条　乙が派遣する山梨ＤＭＡＴの隊員は、原則として派遣元である乙の職員として医療活動に従事する。

（協定の実施状況等の報告）

第６条　乙は、甲から本協定に基づく措置の実施の状況及び当該措置に係る当該医療機関の派遣状況その他の事項について報告の求めがあったときは、速やかに当該事項を報告するものとする。この場合において、広域災害救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）等により報告を行うものとする。

（平時における準備）

第７条　乙は派遣時に迅速な対応がとれるよう、組織内の連絡、派遣体制の整備に努めるものとする。

２　甲は、山梨ＤＭＡＴ隊員の資質の向上等を図るため、研修、訓練等の企画及び機会の提供に努める。

（費用負担等）

第８条　甲の要請に基づき乙が派遣した山梨ＤＭＡＴが、第３条の業務を実施した場合に要する次の費用は、甲が支弁するものとする。

一　乙が供給した医薬品、医療器具等を使用した場合の実費

二　前号に定めるもののほか、この協定の実施のために要した経費のうち、甲が必要と認めた経費

２　（被災した）市町村又は他都道府県等からの要請に基づき、甲が乙に対して山梨ＤＭＡＴの派遣を要請した場合は、前項に定める費用について、甲が支弁する。

（災害救助法適用時の費用負担）
第９条　甲の要請に基づき、乙が派遣した山梨ＤＭＡＴが、災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）第７条の規定に基づく救助に関する業務に従事した場合は、甲は災害救助法第１８条第２項及び災害救助法施行令（昭和２２年政令第２２５号）第５条に定めるところにより費用を負担する。
（待機に係る費用）
第１０条　山梨ＤＭＡＴ派遣のための待機に要する費用は、甲の要請の有無に関わらず乙の負担とする。
（損害補償）
第１１条　甲は、甲の要請に基づき乙が派遣した山梨ＤＭＡＴの隊員が、第３条の業務に従事したため、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、その損害を補償するものとする。
２　甲は、甲の要請に基づき乙が派遣した山梨ＤＭＡＴの医療活動等において生じた事故等における損害を補償するため、甲の負担により傷害保険に加入させる。
（協議）
第１２条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。
（有効期間）
第１３条　この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して１年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の１か月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がなされないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して１年間この協定は延長されるものとし、以降も同様とする。
（協定の措置を講じていないと認められる場合の措置）
第１４条　甲は、乙が、正当な理由がなく、本協定に基づく措置を講じていないと認めるときは、乙に対し、医療法等に基づく措置を行うことができるものとする。
（感染症法に規定する医療措置協定との関係）
第１５条　甲と乙が、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成１０年法律第 114 号）第３６条の３第１項に規定する医療措置協定に基づく新型インフルエンザ等感染症等に係る人材派遣として山梨ＤＭＡＴの派遣を実施する場合には、本協定が医療措置協定の一部を兼ねるものとし、本協定に定めるもののほか、当該派遣については医療措置協定によるものとする。
附　則
１　この協定は、令和６年４月１日から適用する。
２　平成２４年４月１日付けの協定は、廃止する。

この協定の成立を証するため、本書を２通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その１通を保有する。

令和６年９月６日

甲　山梨県甲府市丸の内１丁目６番１号
山梨県知事　長　崎　　幸　太　郎

乙　山梨県甲府市武田４丁目４番３７号
国立大学法人　山梨大学
学長　中　村　　和　彦

(46) 山梨ＤＭＡＴに関する協定書

山梨県知事（以下「甲」という。）と山梨赤十字病院長（以下「乙」という。）は、災害派遣医療チーム（以下「山梨ＤＭＡＴ」という。）の派遣に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害・感染症医療確保事業を実施するため専門的な訓練を受けた医師・看護師・業務調整員が機動性をもって出動し、医療活動を行うことにより、地域の医療提供体制を支援し、傷病者等の生命を守ることを目的とする。

（派遣）

第２条　山梨ＤＭＡＴは、日本ＤＭＡＴ活動要領及び山梨ＤＭＡＴ運営要綱等に基づき、甲が派遣を要請し、乙が派遣するものとする。

２　乙が派遣する山梨ＤＭＡＴは、甲の都道府県内において医療活動を行うことを原則とする。

３　甲又は国が認めた場合には、他の都道府県において第３条に定める医療活動を行うことができる。

（山梨ＤＭＡＴの活動）

第３条　乙が派遣する山梨ＤＭＡＴが行う業務は日本ＤＭＡＴ活動要領及び山梨ＤＭＡＴ運営要綱等に定めるものとする。

（指揮系統等）

第４条　乙が派遣する山梨ＤＭＡＴは、被災した市町村等の災害対策本部等のもとで活動することを基本とする。

２　山梨ＤＭＡＴが被災都道府県からの要請を受けて派遣される場合には、被災都道府県のＤＭＡＴ受入れに係る体制の中で活動する。

（身分）

第５条　乙が派遣する山梨ＤＭＡＴの隊員は、原則として派遣元である乙の職員として医療活動に従事する。

（協定の実施状況等の報告）

第６条　乙は、甲から本協定に基づく措置の実施の状況及び当該措置に係る当該医療機関の派遣状況その他の事項について報告の求めがあったときは、速やかに当該事項を報告するものとする。この場合において、広域災害救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）等により報告を行うものとする。

（平時における準備）

第７条　乙は派遣時に迅速な対応がとれるよう、組織内の連絡、派遣体制の整備に努めるものとする。

２　甲は、山梨ＤＭＡＴ隊員の資質の向上等を図るため、研修、訓練等の企画及び機会の提供に努める。

（費用負担等）

第８条　甲の要請に基づき乙が派遣した山梨ＤＭＡＴが、第３条の業務を実施した場合に要する次の費用は、甲が支弁するものとする。

一　乙が供給した医薬品、医療器具等を使用した場合の実費

二　前号に定めるもののほか、この協定の実施のために要した経費のうち、甲が必要と認めた経費

２　（被災した）市町村又は他都道府県等からの要請に基づき、甲が乙に対して山梨ＤＭＡＴの派遣を要請した場合は、前項に定める費用について、甲が支弁する。

（災害救助法適用時の費用負担）
第９条　甲の要請に基づき、乙が派遣した山梨ＤＭＡＴが、災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）第７条の規定に基づく救助に関する業務に従事した場合は、甲は災害救助法第１８条第２項及び災害救助法施行令（昭和２２年政令第２２５号）第５条に定めるところにより費用を負担する。
（待機に係る費用）
第１０条　山梨ＤＭＡＴ派遣のための待機に要する費用は、甲の要請の有無に関わらず乙の負担とする。
（損害補償）
第１１条　甲は、甲の要請に基づき乙が派遣した山梨ＤＭＡＴの隊員が、第３条の業務に従事したため、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、その損害を補償するものとする。
２　甲は、甲の要請に基づき乙が派遣した山梨ＤＭＡＴの医療活動等において生じた事故等における損害を補償するため、甲の負担により傷害保険に加入させる。
（協議）
第１２条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。
（有効期間）
第１３条　この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して１年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の１か月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がなされないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して１年間この協定は延長されるものとし、以降も同様とする。
（協定の措置を講じていないと認められる場合の措置）
第１４条　甲は、乙が、正当な理由がなく、本協定に基づく措置を講じていないと認めるときは、乙に対し、医療法等に基づく措置を行うことができるものとする。
（感染症法に規定する医療措置協定との関係）
第１５条　甲と乙が、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成１０年法律第 114 号）第３６条の３第１項に規定する医療措置協定に基づく新型インフルエンザ等感染症等に係る人材派遣として山梨ＤＭＡＴの派遣を実施する場合には、本協定が医療措置協定の一部を兼ねるものとし、本協定に定めるもののほか、当該派遣については医療措置協定によるものとする。
附　則
１　この協定は、令和６年４月１日から適用する。
２　平成２５年２月１日付けの協定は、廃止する。

この協定の成立を証するため、本書を２通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その１通を保有する。

令和６年９月６日

甲　山梨県甲府市丸の内１丁目６番１号
山梨県知事　長　崎　　幸　太　郎

乙　山梨県南都留郡富士河口湖町船津６６６３番地１
山梨赤十字病院
院長　伊　藤　　誠　司

(47) 大規模災害発生時における飲料水の運搬協力に関する協定書

山梨県（以下「甲」という。）とサントリー株式会社（以下「乙」という。）は、大規模災害発生時における飲料水の運搬協力に関して、次の通り協定を締結する。

（協力要請）

第１条　甲は、大規模災害発生時における被災住民等への飲料水の応急給水を円滑に実施するため、市町村の要請を基に必要数等を調整し、乙に対して、乙の使用する車両を利用した飲料水の運搬について協力を要請することができる。

２　乙は、前項の規定に基づく協力要請（以下「協力要請」という。）を受けたときは、可能な範囲内でこれに応じるものとする。

（協力要請の手続）

第２条　協力要請は、口頭、電話、ファックス、メール等可能な通信手段により行い、甲は、後日、速やかに乙に対して協力要請する旨の文書を送付する。

２　甲は、協力要請を行う際に、乙に対して、乙の協力を必要とする期間を明示しなければならない。

３　甲は、必要があると認めるときは、乙に対して、乙の協力期間の延長を要請することができる。

（運転者の手配）

第３条　協力要請に応じることにより乙が実施する飲料水の運搬（以下「運搬協力」という。）において、乙の使用する車両を運転する者の手配は、乙が行う。

（飲料水の注入）

第４条　協力要請に応じることにより乙が運搬する飲料水は、甲が指示する水道事業者の配水池又は乙の所有する井戸から注入しなければならない。

（水質管理）

第５条　協力要請に応じて、乙が搬送する飲料水の水質管理は、保健所の指導を基に市町村が行う。

（経費の負担）

第６条　乙が協力要請に応じることにより必要となる経費（以下「協力経費」という。）は、原則として運搬協力を受けた市町村が負担する。

２　協力経費の算出は、別に定める基準によるものとする。

３　乙は、市町村が協力経費を支弁するいとまがなく、かつ、市町村から要請があった場合には、協力経費を一時繰り替えて支弁するものとする。

４　前３項によりがたい場合、別に協議して定める。

（運搬協力の実績通知）

第７条　乙は、運搬協力の実績を別に定めるところにより甲及び市町村に通知する。

（便宜供与）

第８条　甲は、市町村と協議調整し、運搬協力に従事する者に対する宿舎の斡旋その他の便宜を供与するものとする。

（情報の交換）

第９条　甲及び乙は、この協定を円滑に実施するために必要な情報を相互に交換する。

（連絡責任者）

第１０条　甲及び乙は、この協定を円滑に実施するための相互連絡を担当する責任者をあらかじめ定める。

（実施細目）

第１１条　この協定の実施に関する必要な細目については、別に協議して定める。

（補足）

第１２条　この協定に定めのない事項及び協定の内容に疑義が生じた場合には、その都度協議して定める。

附　則

この協定は、平成１８年4月１日から適用する

この協定の締結を証するため、この協定書を２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その１通を保有する。

平成１８年3月３０日

甲　　山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
山梨県福祉保健部長　　杉　原　初　男

乙　　東京都港区台場二丁目三番三号
サントリー株式会社
ロジスティック推進部長　　岡　村　芳　郎

(48)　災害時における調査及び復旧支援協力に関する協定

山梨県県土整備部流域下水道事務所長(以下「甲」という。)と公益社団法人日本下水道管路管理業協会会長(以下「乙」という。)とは、甲の管轄する地域において地震、風水害等の災害(以下「災害」という。)により流域下水道管路施設が被災したときに行う、管路施設調査及び復旧支援協力に関して次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条　この協定は、この甲に対する協力に関して基本的な事項を定め、災害により被災した流域下水道管路施設の機能の早期復旧を行うことを目的とする。

(協力要請)

第2条　甲は乙に対し、災害により被災した流域下水道管路施設の調査及び復旧に関し支援を要請することができる。この場合、甲からごに対し支援内容を記した要請書により支援要請を行うものとする。ただし、緊急時の支援要請は、要請書によらず電話等で行うことができるものとする。この場合、甲は乙に対し、後日速やかに要請書を交付するものとする。 ―

2　乙は、前項により甲の要請する実務を行うために、必要な人員、機材等をもって、 要請された業務を遂行しなければならない。

3　第1項の復旧支援協力の要請に関する手の連絡窓口は、山梨県県土整備部流城下水道事務所工務課、この連絡窓口は公益社団法人日本下水道管路管理業協会関東支部山梨県部会とする。

(協力業務)

第3条　この協定に基づき、乙が行う支援業務は下記のとおりとする。

(報告)

1)　災害により被災した流域下水道管路施設の調査及び応急復旧のために必要な業務。

2)　その他、甲、乙間で協議し必要と思われる業務。

第4条　乙は、甲の要請により行った支援業務が終了したときは、速やかに甲に対し所定の書式による報告を行うものとする。

2　乙は、毎年4月1日現在において災害発生時の支援に備えて、協力会社、提供可能な車両等の機器及び人員を甲に対して報告するものとする。

(費用)

第5条　この協定に基づき、甲が乙に対して支援要請した業務に係る費用は、甲の負担とする。

2　甲は、乙から前条第1項により提出された資料をもとに、速やかに随意契約を締結するものとする。

(損害補償)

第6条　第2条の規定に基づき、応急対策業務に従事したものが、当該業務により負傷しもしくは疾病にかかり又は死亡した場合は、労働者災害補償保険法に基づき補償を受けるものとする。

これによらない場合は、甲乙の協議の上処理するものとする。

(広域災害)

第7条　甲が管轄する地域において、平成8年1月に作成された「下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づく下水道対策本部が設置された場合は、下水道対策本部の指揮による活動を優先し、乙もこれに従うものとする。

(協定の効力)

第8条　この協定の有効期限は、締結の日から平成25年3月31日までとする。ただし、 期間満了の1ヶ月前までに甲、乙いずれからもそれぞれ相手方に対して文書により異議の申出のないときは、更に1年間延長するものとし、その後において期間満了したときも同様とする。

(その他)
第9条　本協定に定めのない事項や各条項に疑義が生じた場合には、甲、乙双方による協議の上決定するものとする。

本協定成立の証として本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各々1通を保有する。

平成24年6月26日

甲　山梨県県土整備部
流域下水道事務所長
小林　　巖

乙　公益社団法人
日本下水道管路管理業協会
会　　長　　長谷川　健司

(49) 災害発生時等の物資の保管等に関する協定書

山梨県（以下「甲」という。）と山梨県倉庫協会（以下「乙」という。）は、次のとおり、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の緊急・救援輸送に係る物資（以下「物資」という。）の保管等に関する協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、地震、火山噴火、風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲から乙に対して行う物資の保管等の要請に関する必要事項を定める。

（物資の保管及び物流専門家の派遣に関する要請）

第２条　甲は、物資を保管する上で、乙の応援を必要と認めるときは、乙に対し、次に掲げる事項を明示して、文書により要請する。但し、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後、速やかに文書を提出する。

（１）災害の状況及び応援を要請する事由
（２）必要とする保管倉庫の地域
（３）応援を必要とする期間
（４）主な保管品目及び数量
（５）その他参考となる事項

２　甲は、前項に掲げる要請の他、物資の保管管理等を実施する上で、乙の応援を必要と認めるときは、乙に対し、物資の保管等に関する助言を行う物流専門家の派遣を要請することがある。

３　乙は前２項の規定による甲の要請があったときは、可能な限り協力し、物資の保管又は物流専門家の派遣を行う。

（保管倉庫（場所）の選定及び報告）

第３条　乙は、前条第１項の要請に対し、速やかに甲に対して、保管倉庫（施設）を選定し、次に掲げる事項を文書により報告する。但し、文書をもって報告するいとまがないときは、口頭で報告し、その後、速やかに文書を提出する。

（１）物資の保管を行う事業者名（必要とする保管場所に事業者がないときはその旨）
（２）保管倉庫（施設）の所在地、名称、面積
（３）保管期間
（４）保管品目及び数量
（５）その他

２　乙は、前条第２項の要請に対し、甲に対して、次に掲げる事項を文書により報告する。但し、文書をもって報告するいとまがないときは、口頭で報告し、その後、速やかに文書を提出する。

（１）派遣する者の所属及び氏名
（２）派遣期間及び派遣場所
（３）その他

３　乙は、第１項の要請に備えて、災害時において優先的に活用を検討する倉庫（トラックターミナル）をあらかじめ指定し、甲に書面で報告する。なお、変更があった場合も同様とする。

（経費の負担）

第４条　物資の保管に要した費用（保管料、荷役料及び実費負担額（パレット使用料等の費用をい

う。））は甲が負担する。
2　前項の費用のうち倉庫に係る保管料及び荷役料は、災害発生時の山梨県の事業者が定める料金を基準として、甲乙協議の上、決定する。
3　第２条第２項の規定による派遣に要した費用に関する乙の負担については、甲乙協議の上、決定する。
4　乙は、前２項の決定をする前に、前条第１項第１号の事業者又は同条第２項第１号の派遣者の同意を得なければならない。

（保管料等の支払い）
第５条　乙は、前条の規定により甲が負担することとなる費用（以下「保管料等」という。）を甲に請求する。
2　甲は、前項の請求があった場合には、その日から起算して３０日以内に、保管料等を支払う。但し、予算措置を必要とする場合は、予算措置後３０日以内に支払う。

（事故等）
第６条　事故の発生等により第３条第１項第１号の事業者による物資の保管の継続が困難な事由が発生した場合は、乙は、速やかに他の倉庫（トラックターミナル）の提供その他の措置を講じ物資の継続保管に努める。
2　乙は、物資の保管の実施に際し事故が発生したときは、甲に対し速やかにその状況を報告する。

（災害補償）
第７条　本協定により業務に従事した者が、当該業務に従事したことに関し死亡・負傷・疾病等にかかった場合は、次に掲げる場合を除き、その損害の補償について、甲乙誠意をもって協議する。
（１）当該業務に従事する者の故意又は重大な過失による場合
（２）当該損害につき、乙又は当該業務に従事する者が締結した損害保険契約により、保険給付を受けることができる場合（保険会社により補填されない損害は除く。）
（３）当該損害が第三者の行為によるものであって、当該第三者から損害賠償を受けることができる場合（第三者からの賠償で補填されない損害は除く。）

（関係市町村との連絡）
第８条　本協定に基づく物資の保管及び物流専門家の派遣に係る業務の実施に当たり関係市町村との連絡調整は、原則として甲が実施する。

（情報提供）
第９条　甲、乙は、それぞれが知り得た災害に関する諸情報をお互いに提供するよう努める。

（担当部署及び連絡責任者）
第１０条　甲、乙は、本協定に基づく物資の保管等に関する担当部署を定めるとともに、連絡責任者を選任する。
2　甲、乙は、前項の規定により担当部署を定め、連絡責任者を選任した場合は、相互に通知する。

（実施細目）
第１１条　この協定の実施に関し必要な手続きその他の事項は、甲、乙協議して実施細目で決める。

（協議）
第１２条　この協定に定めがない事項について疑義が生じた時は、その都度甲、乙が協議して定めるものとする。

（有効期間）
第１３条　この協定の有効期間は、協定締結の日から令和６年３月３１日までの間とする。但し、期間満了の日の１ヶ月前までに、甲、乙のいずれかの者が何らかの意思表示をしない限り、その効力を維持する。

（協定の改訂）
第１４条　この協定は、甲、乙のいずれかの申し出があったときは、協議して解除又は改訂することができる。

（実施日）
第１５条　この協定は、協定締結の日から実施する。

附　則　平成２５年２月１３日付けの協定は、廃止する。

この協定を証するため、本書を２通作成し、各者記名押印の上、それぞれ１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

甲　　山梨県甲府市丸の内一丁目６番１号

山梨県知事　　長崎　幸太郎

乙　　山梨県甲府市飯田三丁目２番４４号　山梨ＪＡ会館南別館

山梨県倉庫協会　会長　　坂本　宗隆

(50) 災害時の広域応援業務に関する協定書

山梨県（以下「甲」という。）と一般社団法人山梨県建設業協会（以下「乙」という。）とは、災害時の広域応援業務に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）及び山梨県地域防災計画に基づき、災害時における民間協力の一環として、災害が発生した場合又はそのおそれがある場合に、被害の拡大防止や被災施設の早期復旧などに資するため、工事請負契約に先立つ協力要請により、広域応援業務として応急工事を実施し、公共の福祉を確保することを目的とする。

（定義）

第２条　この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　災害　地震、風水害その他の異常な自然現象等による被害をいう。

(2)　公共施設　道路、河川、砂防、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止、治山、林道等の甲の所管する施設をいう。

(3)　広域応援　県内に甚大な被害を及ぼし、「災害時における応急対策業務に関する基本協定」及び「災害時における応急対策業務に関する細目協定」では応急対策業務が十分に実施できないと認める場合に、応援を必要とする甲の要請に基づき、乙が行う広域的な応援をいう。

（対象となる災害）

第３条　この協定の対象となる災害は、公共施設の被災、土砂の崩壊等により危険な状況が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が広域応援を必要と認める災害とする。

（広域応援協力者）

第４条　乙は、「災害時における応急対策業務に関する細目協定書」第３条第１項の規定による災害応急対策協力者の中から、この協定に賛同する広域応援協力者（以下「協力者」という。）を選定する。

２　乙は、協力者を取りまとめた名簿及び協力者ごとの災害時出動態勢として人員編成、建設資材等の数量を取りまとめた資機材・編成人員報告書を、協定締結後速やかに甲に提出するものとする。

３　乙は、協力者がやむを得ない理由により広域応援業務を実施することが困難となったとき又は新たな協力者が広域応援業務を実施しようとするときは、別紙様式１により甲に提出するものとする。

（広域応援計画）

第５条　乙は、協力者の体制を踏まえ、災害の発生を地域ごとに想定し、円滑に広域応援業務が実施できる応援体制及び同体制に係る指示系統、その他広域応援業務の実施に必要な事項を定めた広域応援計画を策定し、甲に提出するものとする。

２　前項の広域応援計画の実効性を確保するため、乙及び協力者は、合同で広域応援に関する訓練（以下「訓練」という。）を年１回以上行い、訓練の結果を甲に報告するものとする。

（広域応援要請及び応援施工者）

第６条　甲は、甲の県土整備部又は森林環境部の各出先事務所（以下「事務所」という。）から連絡を受け、広域応援が必要と認める場合は、速やかに乙に協力を要請する。

２　乙は、甲からの要請を受けた場合は、直ちに第４条第１項の協力者の中から応急工事施工者（以下「応援施工者」という。）を選定し、その結果を甲及び事務所に報告するものとする。

３　事務所と乙は、広域応援要請に係る文書を取り交わすとともに、当該文書を保管するものとする。

４　事務所は、必要があると認めるときは、応援施工者の変更又は追加を乙に要請することができる。

（工事の実施）

第７条　乙は、前条第１項の規定による甲の要請があったときは、同条第２項において選定した応援施工者により、事務所の指示に従い、速やかに応急工事に着手するものとする。

２　前項の応急工事の限度は、必要最小限度の工事とする。

３　応援施工者は、応急工事の施工に当たっては、第三者に損害を与えないよう特段の注意を払わなければならない。
４　応援施工者は、業務従事者の労働災害補償のため、労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）の適用を受けられるように手続をとるものとする。
５　応援施工者は、工事内容が判定できる写真等の資料を整備するとともに、適宜、応急工事の進捗状況及を事務所に報告するものとする。

（請負契約の締結）

第８条　事務所は、要請に基づき実施を指示した応急工事について、工事施工者と協議の上、速やかに随意契約を締結するものとする。
２　応援施工者は、前項の随意契約を締結したときは、速やかにその旨を乙に報告するものとする。

（乙から甲への報告）

第９条　乙は、第４条の協力者の名簿及び資機材・編成人員報告書並びに第５条の広域応援計画について、その内容に変更が生じたとき、甲が特に報告を求めたとき及び毎年４月１日に報告するものとする。

（損害補償）

第１０条　第６条の協力要請により広域応援業務に従事した者が死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は廃疾した場合におけるその者に対する損害は、応援施工者が補償するものとする。ただし、山梨県知事が災害対策基本法第７１条第１項の規定により、協力命令を発したときは、災害応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例（昭和３７年山梨県条例第５５号）を適用する。

（協定の効力）

第１１条　この協定の有効期間は、協定の締結の日から令和８年３月３１日までとする。ただし、この期間満了の日の３０日前までに、甲乙いずれからもそれぞれ相手方に対して文書により異議の申出のないときは、更に１年間延長するものとし、その後も同様とする。

（協議事項）

第１２条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

（協定の解除）

第１３条　甲は、乙が正当な理由がなくこの協定に違反したとき又は第４条及び第５条に定める応援体制が維持できなくなったと認めるときは、この協定を解除することができる。

附　則

１　この協定は、発行日から適用する。
２　令和５年４月１日付けの協定は、廃止する。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

令和７年　６月　１日

甲　　甲府市丸の内一丁目６番１号
山梨県知事　　長　崎　幸　太　郎

乙　　甲府市丸の内一丁目１３番７号
一般社団法人山梨県建設業協会
会　長　　浅　野　正　一

(51) 防災への取り組みに関する協定書

山梨県（以下「甲」といいます）と Google Ireland Limited（以下「乙」といいます）は、甲の地域および住民に深刻な影響が及びうる大規模災害時への準備および対応についての甲と乙およびその関係会社（以下「Google」といいます）の協力に関連する両当事者の合意を証するため、本協定書を締結します。なお、本協定書は、甲および乙の双方が本書に署名または記名押印した日（以下「効力発生日」といいます）からその効力を発生するものとします。

第１条（災害対応サービス）

1. 本協定書において、「災害対応サービス」とは、Google が提供する、自然災害や人道的危機（総称して、以下「災害等」といいます）に際して、重要な情報をよりアクセスしやすい形で提供することを目的とする製品およびサービスをいいます。本協定書の効力発生日における災害対応サービスの例には、別紙１に記載するものがあります。なお、災害対応サービスの内容は、随時、追加、中止または変更されることがあります。

2. Google は、甲の地域および住民に深刻な影響が及びうる災害等が生じた場合、その裁量により、災害対応サービスを提供するか否か、および、その具体的な活動内容を決定します。

第２条（本件協力）

1. 甲は、甲の地域および住民に深刻な影響が及びうる災害等に関連する Google による災害対応サービスの開発および実施に協力すること（以下「本件協力」といいます）ができます。本件協力の例として、以下に列挙する項目があります。

(1) 甲が保有または管理する、災害対応サービスに関連する情報（以下「本件情報」といいます）を提供すること。

(2) 災害対応サービスに関連する技術的な協力を行うこと。

(3) 災害対応サービスについての広報に協力すること。

(4) その他、災害対応サービスの提供、改善、周知など、Google による災害対応サービスの開発および実施に関連する事項を行うこと。

2. 甲が本件協力を行うか否か、また、本件協力の対象とする項目については、甲の裁量により決定します。甲は、本件協力を開始する場合でも、本件協力を特定の項目について実施および継続する義務をGoogleに対して負うことはなく、また、その裁量により本件協力を随時、変更、中止または終了することができます。ただし、本件協力の実施の方法については、Googleと協議し同意を得るものとします。

第３条（秘密保持義務及び広報等）

本協定書に関連して相互に開示する非公開の情報の取り扱いについては、本協定書別紙３の条件に従うものとします。

第４条（費用等）

本協定書に関連して各当事者に生じる費用（甲については本件協力の実施のための費用を含み、乙については災害対応サービスの提供のための費用を含みます）については、別途両当事者が書面で同意する場合を除き、甲および乙がそれぞれ自ら負担するものとします。

第５条（期間等）

1. 本協定書は、効力発生日よりその効力を生じ、１年間（以下、「当初期間」といいます）その効力を有します。ただし、当初期間の末日から30日前までに両当事者のいずれかが相手方に対して書面により終了の通知をしない限り、同一の条件で１年間自動的に更新されるものとし、以後、同様とします。
2. 両当事者は、いずれも、相手方に対する書面による30日前の通知により、理由の如何を問わず、本協定書を相手方に対する責任を負わずに終了することができます。
3. 本協定書が終了した後も、第３条、第４条、本項および第６条ならびに別紙２第３条および第４条の規定は引き続きその効力を有するものとします。なお、本協定書が終了した後も、Googleは、その裁量により災害対応サービスの提供を行うことができるものとします。

第６条（準拠法および裁判管轄）

本協定書は日本法を準拠法とします。本協定書に関する紛争については、東京地方裁判所が専属的裁判管轄を有するものとします。

(52)　災害時における緊急輸送等に関する協定書

（趣旨）

第１条　この協定は、地震、風水害、火山噴火、その他災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、山梨県（以下「甲」という。）が山梨県タクシー協会（以下「乙」という。）に対し行う緊急輸送等の要請に関し、必要な事項を定める。

（緊急輸送等の対象）

第２条　この協定における緊急輸送等の対象は、次に掲げるものとする。

（１）災害に伴う傷病者の輸送

（２）応急対策に必要な人員及び機材の輸送

（３）災害の状況、被害情報の収集

（４）その他甲が必要と認めるもの

（要請）

第３条　甲は、乙に対して災害時の緊急輸送等の要請をしようとするときは、次に掲げる事項を明示した文書により行うものとする。ただし、文書によるいとまがないときは、電話等により要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

（１）緊急輸送を要する理由

（２）輸送する人員数等

（３）乗車場所及び降車場所

（４）災害の状況、被害情報を収集する地域

（５）その他参考となる事項

（実施）

第４条　乙は、甲から緊急輸送の要請を受けたとき、又は乙が緊急輸送等の必要性を認知したときは、公共交通機関としての責務を十分に自覚し、やむを得ない事由のない限り、通常業務に優先して実施するものとする。

２　甲は、乙が実施する緊急時の輸送業務が円滑に実施できるよう、情報の提供その他必要な協力を行うものとする。

（報告）

第５条　乙は、緊急輸送を実施した場合は、速やかに甲に対し文書により報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は電話等により報告し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

（費用）

第６条　甲の要請により第４条の規定による緊急輸送に要した費用は、甲が負担するものとする。　ただし、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第６８条第１項又は第７４条第１項の規定により、他の地方公共団体等の要請に応じて、緊急輸送を行った場合の費用負担は、同法第９２条に定めるところによる。

２　前項の費用の算出方法については、道路運送法（昭和２６年法律第１８３号）第９条の３の規定により、乙に属するタクシー会社が国土交通大臣に認可された運賃・料金を基準として、甲乙協議して定めるものとする。

（支払方法）

第７条　費用の支払方法については、利用者が利用区間、運賃を確認したサインのある領収書等を請求書に添付し、請求するものとする。

（事故等）

第８条　乙が供給した事業用自動車が故障その他の理由により運行を中断したときは、乙は速やかに当該事業用自動車を交換してその運行を継続するものとする。

２　乙は、前項の場合その他事業用自動車の運行に際し、事故等が発生したときは、甲に対し速やかにその状況を報告するものとする。

（補償）

第９条　第３条の規定による緊急輸送を行ない負傷等により損害を受けた従事者は、次に掲げる場合を除き、「災害応急処置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例（昭和３７年１２月２８日条例第５５号）」に規定する従事者として、同条例に規定する損害補償の適用を受ける。

（１）従事者の故意又は重大な過失による場合

（２）当該損害が第三者の行為による場合

（３）当該損害につき損害保険契約により、給付を受けることができる場合

（連絡責任者）

第１０条　この協定に関する連絡責任者は、甲においては防災危機管理課長、乙においては専務理事が従事する。

（協議）

第１１条　この協定に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めがない事項については、必要に応じて甲乙協議の上、別途定めるものとする。

（適用）

第１２条　この協定は、締結の日から適用する。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各１通を保有する。

平成２５年3月２１日

甲　山梨県甲府市丸の内一丁目６番１号
山梨県知事

乙　山梨県笛吹市石和町唐柏１０００番地
7
山梨県タクシー協会
会　長

(53)　災害時における帰宅困難者支援に関する協定書

山梨県（以下「甲」という。）と株式会社ダスキン（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、地震等による災害が発生し、交通が途絶した場合において、駅、事業所、学校等に滞留する大量の通勤者、通学者、観光客等のうち、容易に帰宅することができない者（以下「帰宅困難者」という。）の支援を行うため、必要な事項を定める。

（支援ステーションの設置）

第２条　甲は、山梨県内に所在する乙の直営店及び乙のフランチャイズチェーン契約により加盟されているミスタードーナツ店舗（以下併せて「店舗」という。）に対しこの協定に基づき支援ステーションの設置を依頼するものとする。

２　乙は、フランチャイズチェーン本部として、店舗に最大限の努力を以って協定の履行を求めるものとするが、甲は、乙のフランチャイズチェーン契約上の制限から店舗に協定の履行を強制することが困難な事情があることを承諾し、これを支援ステーション設置における前提とする。

（支援の内容）

第３条　甲は、乙に対し、災害時に次の各号について、支援ステーションとしての協力を要請することができるものとする。

（１）乙の店舗において、帰宅困難者に対し、水道水、トイレ等の提供をすること。

（２）乙の店舗において、帰宅困難者に対し、地図等による道路情報、ラジオ等で知った通行可能な道路に関する情報を提供すること。

２　前項に規定する店舗は、支援ステーションの設置に賛同する店舗であり、前項に掲げる事項の全部又は一部について支援可能な店舗（以下「支援ステーション協力店舗」という。）とする。

３　甲及び乙は、第１項に定めのない事項について、可能な範囲で相互に協力を求めることができる。

（支援の実施）

第４条　乙は、前条の規定により甲から支援の協力要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、可能な範囲内において、帰宅困難者に対し、支援を実施するものとする。ただし、甲が、乙に対し、通信の途絶等の事由により要請を行うことができないときは、乙は、甲の要請を待たないで、状況に応じ自主的に可能な範囲において支援を実施することができるものとする。

（支援ステーション・ステッカーの掲出）

第５条　乙は支援ステーション協力店舗の取組みについて、広く住民へ周知を図るとともに、防災に対する意識啓発のため、甲が提供する「支援ステーション・ステッカー」を掲出するものとする。

２　甲は、支援ステーション協力店舗へ掲出中の「支援ステーション・ステッカー」の劣化を鑑みて、年１回２月１日までに乙に次年度の必要数を確認し、提供するものとする。

（経費の負担）

第６条　第４条に規定する支援の実施に要した経費は、当該支援を実施した者が負担するものとする。

２　第５条の「支援ステーション・ステッカー」を作成する費用は、甲が負担するものとする。

（情報の交換）

第７条　甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

（協定の効力）

第８条　この協定は、甲の各市町村とその市町村に店舗が所在する乙が、各市町村と個別に協定を締結した場合と同等の効力を有するものとする。

（有効期間）
第９条　この協定の有効期間は、協定書締結日から１年間とする。なお、期間満了の１ヶ月前までに甲乙双方又はいずれか一方からの特段の意思表示がない場合は、この協定はさらに１年間更新されるものとし、以後も同様とする。

（協議）
第 10 条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各１通を保有する。

平成２５年3月２５日

（甲）山梨県甲府市丸の内１丁目６番１号
山梨県知事

（乙）大阪府吹田市豊津町１番３３号
株式会社ダスキン
代表取締役社長

(54)　大規模災害時における防疫業務の協力に関する協定書

山梨県（以下「甲」という。）と一般社団法人山梨県ペストコントロール協会（以下乙」という。）とは、大規模災害時の防疫活動に関して、次のとおり協定を締結する。

(総則)

第１条　この協定は、山梨県地域防災計画に基づき、大規模災害時において、「甲」と「乙」とが相互に協力して感染症の発生の予防及びそのまん延防止を図るため、防疫業務の協力に関する事項について必要な事項を定めるものとする。

(協力要請)

第２条　甲は、大規模災害発生に伴い、感染症発生の恐れがある場合又は感染症が発生しその被害が拡大する恐れがある場合において、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成１０年法律第１１４号）第２７条第２項、第２８条第２項及び第２９条第２項に基づく市町村による防疫業務が、当該市町村の被災が甚大である等の理由により実施できず、その市町村からの要請に基づき甲が防疫業務を実施する場合に、必要と認めるときは、乙に防疫業務の実施を要請するものとする。

(業務の実施)

第３条　乙は、甲から防疫業務の実施要請があった場合、甲の指定する日時及び場所に速やかに出動し、甲の指示に従い、業務を行うものとする。

２　防疫業務に必要な薬剤及び機材は、乙が確保するものとする。

(乙の責務)

第４条　乙は、次の事項について充分配慮するものとする。

(1)　出動要請に迅速に対応できるよう、機材等は常時使用可能な状態に整備し、また使用する薬剤を確保する等、常に体制を整えておくこと。

(2)　研修会等を開催し、常に防疫業務に関する技術の向上を図ること。

(3)　業務実施にあたっては細心の注意を払い、事故防止に努めること。

(4)　業務実施にあたっては、患者及び関係者等に対して、人権等への配慮がなされるように万全を期すこと。

(5)　業務上知り得た事項を第三者に漏らさないこと。

(6)　乙が被災し、防疫業務が実施できない場合、他の都道府県のペストコントロール協会の協力を得て業務を実施できる体制を整備すること。

(費用弁償)

第５条　甲の要請に基づき乙が防疫業務を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

(1)　防疫作業班の編成及び派遣に要する経費

(2)　防疫業務に使用した薬剤等の実費

(3)　前２号に定めるもののほか、この協定実施のために要した経費のうち甲が必要と認めた経費

(細則)

第６条　この協定の実施に際し必要な事項は、細則で定めるものとする。

(協議)

第７条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(有効期間)

第８条　この協定の有効期間は、協定の日から起算して１年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日から１か月前までに甲乙いずれからも何ら意思表示がなされないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して、１年間この協定は延長されるものとし、以降も同様する。

この協定の締結を証するため、本書を２通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成２５年4月２６日

甲　山梨県甲府市丸の内１丁目６番１号
　　山梨県知事

乙　山梨県甲府市徳行３丁目９番２８号
　　一般社団法人 山梨県ペストコントロール協会
　　代表理事

(55) 大規模災害時における障害物の除去等の協力に関する協定書

山梨県（以下「甲」という。）と山梨県カーリサイクル協同組合（以下「乙」という。）は、大規模災害時における応急復旧活動の阻害となる障害物の除去等の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、山梨県内において大規模災害が発生した際、市町村が実施する応急措置について、甲が市町村から業務実施の調整依頼を受けた場合において、乙に対して要請する障害物の除去等の協力に関して必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第２条　甲は、市町村から障害物の除去等の実施に係る調整依頼を受けたときは、乙に対し、「応援業務要請書（様式１）」により当該市町村への協力の要請を行う。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、後日、速やかに文書で通知するものとする。

（業務の実施）

第３条　乙は、前条の要請を受けたときは、乙の組合員の保有する機材を活用し、必要な協力を行うものとする。

２　乙は、応援業務を完了したときは、「応援業務実施報告書（様式２）」により、甲及び当該市町村に報告するものとする。

（費用の負担）

第４条　本協定に基づく応援業務に要する費用については、原則として当該市町村が負担するものとし、その額は、乙と当該市町村が協議して定めるものとする。

（災害補償）

第５条　本協定に基づく応援業務の実施により、乙の組合員及び機材が損害を受けた場合の補償は、乙の責において行うものとする。

（損害補償）

第６条　本協定に基づく応援業務の実施により、第三者に損害を与えた場合の補償は、乙の責において行うものとする。ただし、当該市町村が除去等を要請した対象物に係る補償については、乙と当該市町村が協議して定めるものとする。

（協議）

第７条　この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成２５年９月１１日

甲 山梨県甲府市丸の内１丁目６番１号
山梨県知事

乙 山梨県南アルプス市寺部１９９５番地
山梨県カーリサイクル協同組合
理 事 長

(56)　大規模災害時における行政書士業務相談に関する協定書

山梨県(以下「甲」という。)と山梨県行政書士会(以下「乙」という。)とは，県内で地震，風水害その他の大規模災害が発生した場合（以下「大規模災害時」という。）において，県民（県内に避難してきた被災者を含む。以下，同じ）に対して行う行政書士業務に関する相談業務（以下「行政書士業務相談」という。）の体制確保を図るため，次のとおり協定を締結する。

(協議)

第１条　甲は，大規模災害時における県民の不安解消のため，緊急に行政書士業務相談を行う必要が生じたときは，乙と協議の上，行政書士業務相談会を開催するものとする。

２　諸般の事情から乙において緊急に行政書士業務相談を行う必要が生じたと認め，乙から甲に対しその旨の告知があったときも，前項の例による。

３　行政書士業務相談会の開催について県内市町村からの要請があった場合には，甲乙双方で協議し，必要な調整を行うものとする。

(相談担当者の連絡)

第２条　乙は，前条記載の協議の結果，行政書士業務相談を行う場合には，速やかに行政書士業務相談担当者を選出し，甲へ行政書士業務相談担当者名簿を提出する。ただし，緊急を要するなど事前に名簿を提出することが能わない場合は，省略することができる。

２　行政書士業務相談担当者は，乙の会員行政書士であることを原則とする。ただし，諸般の事情により乙の会員のみによる対応が困難な場合は，乙の会員でない行政書士を派遣することができる。

(相談場所の確保及び広報)

第３条　甲は，行政書士業務相談会の開催場所の確保及び行政書士業務相談会を開催する旨の広報を行う。

(報告)

第４条　乙は，実施した行政書士業務相談の件数，対象者，相談内容について，随時甲に書面で報告をするものとする。ただし，その具体的範囲は，行政書士が法令上遵守すべき守秘義務に反しないものとする。

(経費)

第５条　甲と乙は，この協定に基づく行政書士業務相談は，県民に対して無償で提供することを相互に確認する。

２　甲は，乙に対し，この協定に基づく行政書士業務相談の特殊性に鑑み，これに要する報酬その他の経費は支弁しないものとする。

(平時における準備)

第６条　甲と乙は，この協定が想定する事態に備え，平時において，情報交換や担当窓口の連絡先等の提供に努めるものとする。

(協議解決)

第７条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは，その都度，甲乙協議の上解決するものとする。

(有効期間)

第８条　この協定の有効期間は，協定書締結日から１年間とする。ただし，期間満了の１ヶ月前までに甲乙双方またはいずれか一方から特段の意思表示がない場合は，さらに１年間更新されるものとし，以後も同様とする。

この協定の締結を証するため，本書２通を作成し，甲乙両者署名の上，各１通を保有する。

平成２５年１２月２０日

甲　山梨県甲府市丸の内一丁目６番１号
　　山梨県知事
乙　山梨県甲府市丸の内三丁目２７番５号
　　山梨県行政書士会
　　会長

(57) 災害時におけるＬＰガス供給等に関する協定書

山梨県（以下「甲」という。）と　一般社団法人山梨県エルピーガス協会（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における被災者及び避難者等を支援するために必要となるＬＰガスの供給等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害時における避難所や救護所、防災拠点施設等への緊急用燃料として液化ガス等（燃焼器など必要な設備を含む。以下「ＬＰガス等」という。）の供給等に関し、必要な事項を定める。

（要請）

第２条　甲は、次に掲げる場合に、乙に対して、ＬＰガス等の供給を要請できるものとする。

（１）　災害時に、県内市町村から甲に対し、ＬＰガス等の供給のあっせんを求められたとき、又は甲自らが調達の必要を認めたとき

（２）　県外の災害時に、国又は他の都道府県から甲に対し、ＬＰガス等の供給に関する支援の要請があったとき

２　甲は、前項に定めるものの他、一般消費者等に係るＬＰガス等の保安の確保及びＬＰガス等の供給のために必要な業務を要請できるものとする。

３　甲は、前項の要請にあたっては、乙に対して、別紙１により要請するものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請したうえで、事後に文書を提出するものとする。

（協力の実施）

第３条　乙は、甲から前条の要請を受けたときは、やむを得ない事由のない限り、これを受諾し、速やかに協力を実施するものとする。

２　前項の規定により供給したＬＰガス等について、使用者が、その使用を終了したときは、乙は、甲の指示に基づき、これを撤去するものとする。

３　乙は、前条の協力を実施したときは、別紙２により甲へ実施状況を報告するものとする。

（費用の負担）

第４条　第３条の協力に要する費用（人件費を除く）は、甲が負担する。ただし、甲が県内市町村からの要請に基づきあっせんした場合は、供給等を受けた市町村が費用を負担するものとする。

２　前項に規定する費用については、別紙２に基づき、災害時前における適正価格を基準として甲と乙とが協議の上、決定するものとする。

（情報交換等）

第５条　甲及び乙は、平常時から相互の連絡体制及びＬＰガスの供給等について情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

２　乙は、災害時において、県内のＬＰガス販売事業者及び一般消費者等の被害状況及び復旧状況について、甲へ情報提供するものとする。

（協議事項）

第６条　この協定に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、その都度、甲、乙協議の上、これを定めるものとする。

（有効期間）

第７条　この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙のいずれかが文書を　もって協定の終了を通知しない限り、その効力が継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自１通を保有する。

平成２６年3月２８日

甲　山梨県知事

乙　一般社団法人　山梨県エルピーガス協会
　　会　長

（58）山梨ＤＭＡＴに関する協定書

山梨県知事（以下「甲」という。）と韮崎市国民健康保険韮崎市立病院管理者（以下「乙」という。）は、災害派遣医療チーム（以下「山梨ＤＭＡＴ」という。）の派遣に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害・感染症医療確保事業を実施するため専門的な訓練を受けた医師・看護師・業務調整員が機動性をもって出動し、医療活動を行うことにより、地域の医療提供体制を支援し、傷病者等の生命を守ることを目的とする。

（派遣）

第２条　山梨ＤＭＡＴは、日本ＤＭＡＴ活動要領及び山梨ＤＭＡＴ運営要綱等に基づき、甲が派遣を要請し、乙が派遣するものとする。

２　乙が派遣する山梨ＤＭＡＴは、甲の都道府県内において医療活動を行うことを原則とする。

３　甲又は国が認めた場合には、他の都道府県において第３条に定める医療活動を行うことができる。

（山梨ＤＭＡＴの活動）

第３条　乙が派遣する山梨ＤＭＡＴが行う業務は日本ＤＭＡＴ活動要領及び山梨ＤＭＡＴ運営要綱等に定めるものとする。

（指揮系統等）

第４条　乙が派遣する山梨ＤＭＡＴは、被災した市町村等の災害対策本部等のもとで活動することを基本とする。

２　山梨ＤＭＡＴが被災都道府県からの要請を受けて派遣される場合には、被災都道府県のＤＭＡＴ受入れに係る体制の中で活動する。

（身分）

第５条　乙が派遣する山梨ＤＭＡＴの隊員は、原則として派遣元である乙の職員として医療活動に従事する。

（協定の実施状況等の報告）

第６条　乙は、甲から本協定に基づく措置の実施の状況及び当該措置に係る当該医療機関の派遣状況その他の事項について報告の求めがあったときは、速やかに当該事項を報告するものとする。この場合において、広域災害救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）等により報告を行うものとする。

（平時における準備）

第７条　乙は派遣時に迅速な対応がとれるよう、組織内の連絡、派遣体制の整備に努めるものとする。

２　甲は、山梨ＤＭＡＴ隊員の資質の向上等を図るため、研修、訓練等の企画及び機会の提供に努める。

（費用負担等）

第８条　甲の要請に基づき乙が派遣した山梨ＤＭＡＴが、第３条の業務を実施した場合に要する次の費用は、甲が支弁するものとする。

一　乙が供給した医薬品、医療器具等を使用した場合の実費

二　前号に定めるもののほか、この協定の実施のために要した経費のうち、甲が必要と認めた経費

２　（被災した）市町村又は他都道府県等からの要請に基づき、甲が乙に対して山梨ＤＭＡＴの派遣を要請した場合は、前項に定める費用について、甲が支弁する。

（災害救助法適用時の費用負担）
第９条　甲の要請に基づき、乙が派遣した山梨ＤＭＡＴが、災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）第７条の規定に基づく救助に関する業務に従事した場合は、甲は災害救助法第１８条第２項及び災害救助法施行令（昭和２２年政令第２２５号）第５条に定めるところにより費用を負担する。
（待機に係る費用）
第１０条　山梨ＤＭＡＴ派遣のための待機に要する費用は、甲の要請の有無に関わらず乙の負担とする。
（損害補償）
第１１条　甲は、甲の要請に基づき乙が派遣した山梨ＤＭＡＴの隊員が、第３条の業務に従事したため、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、その損害を補償するものとする。
２　甲は、甲の要請に基づき乙が派遣した山梨ＤＭＡＴの医療活動等において生じた事故等における損害を補償するため、甲の負担により傷害保険に加入させる。
（協議）
第１２条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。
（有効期間）
第１３条　この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して１年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の１か月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がなされないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して１年間この協定は延長されるものとし、以降も同様とする。
（協定の措置を講じていないと認められる場合の措置）
第１４条　甲は、乙が、正当な理由がなく、本協定に基づく措置を講じていないと認めるときは、乙に対し、医療法等に基づく措置を行うことができるものとする。
（感染症法に規定する医療措置協定との関係）
第１５条　甲と乙が、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成１０年法律第 114 号）第３６条の３第１項に規定する医療措置協定に基づく新型インフルエンザ等感染症等に係る人材派遣として山梨ＤＭＡＴの派遣を実施する場合には、本協定が医療措置協定の一部を兼ねるものとし、本協定に定めるもののほか、当該派遣については医療措置協定によるものとする。
附　則
１　この協定は、令和６年４月１日から適用する。
２　平成２６年４月１日付けの協定は、廃止する。

この協定の成立を証するため、本書を２通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その１通を保有する。

令和６年９月６日

甲　山梨県甲府市丸の内１丁目６番１号
山梨県知事　長　崎　　幸　太　郎
乙　山梨県韮崎市本町３丁目５番３号
韮崎市国民健康保険韮崎市立病院
管理者　井　上　　泰　輔

(59) 山梨ＤＭＡＴに関する協定書

山梨県知事（以下「甲」という。）と大月市立中央病院長（以下「乙」という。）は、災害派遣医療チーム（以下「山梨ＤＭＡＴ」という。）の派遣に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害・感染症医療確保事業を実施するため専門的な訓練を受けた医師・看護師・業務調整員が機動性をもって出動し、医療活動を行うことにより、地域の医療提供体制を支援し、傷病者等の生命を守ることを目的とする。

（派遣）

第２条　山梨ＤＭＡＴは、日本ＤＭＡＴ活動要領及び山梨ＤＭＡＴ運営要綱等に基づき、甲が派遣を要請し、乙が派遣するものとする。

２　乙が派遣する山梨ＤＭＡＴは、甲の都道府県内において医療活動を行うことを原則とする。

３　甲又は国が認めた場合には、他の都道府県において第３条に定める医療活動を行うことができる。

（山梨ＤＭＡＴの活動）

第３条　乙が派遣する山梨ＤＭＡＴが行う業務は日本ＤＭＡＴ活動要領及び山梨ＤＭＡＴ運営要綱等に定めるものとする。

（指揮系統等）

第４条　乙が派遣する山梨ＤＭＡＴは、被災した市町村等の災害対策本部等のもとで活動することを基本とする。

２　山梨ＤＭＡＴが被災都道府県からの要請を受けて派遣される場合には、被災都道府県のＤＭＡＴ受入れに係る体制の中で活動する。

（身分）

第５条　乙が派遣する山梨ＤＭＡＴの隊員は、原則として派遣元である乙の職員として医療活動に従事する。

（協定の実施状況等の報告）

第６条　乙は、甲から本協定に基づく措置の実施の状況及び当該措置に係る当該医療機関の派遣状況その他の事項について報告の求めがあったときは、速やかに当該事項を報告するものとする。この場合において、広域災害救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）等により報告を行うものとする。

（平時における準備）

第７条　乙は派遣時に迅速な対応がとれるよう、組織内の連絡、派遣体制の整備に努めるものとする。

２　甲は、山梨ＤＭＡＴ隊員の資質の向上等を図るため、研修、訓練等の企画及び機会の提供に努める。

（費用負担等）

第８条　甲の要請に基づき乙が派遣した山梨ＤＭＡＴが、第３条の業務を実施した場合に要する次の費用は、甲が支弁するものとする。

一　乙が供給した医薬品、医療器具等を使用した場合の実費

二　前号に定めるもののほか、この協定の実施のために要した経費のうち、甲が必要と認めた経費

２　（被災した）市町村又は他都道府県等からの要請に基づき、甲が乙に対して山梨ＤＭＡＴの派遣を要請した場合は、前項に定める費用について、甲が支弁する。

（災害救助法適用時の費用負担）
第９条　甲の要請に基づき、乙が派遣した山梨ＤＭＡＴが、災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）第７条の規定に基づく救助に関する業務に従事した場合は、甲は災害救助法第１８条第２項及び災害救助法施行令（昭和２２年政令第２２５号）第５条に定めるところにより費用を負担する。
（待機に係る費用）
第１０条　山梨ＤＭＡＴ派遣のための待機に要する費用は、甲の要請の有無に関わらず乙の負担とする。
（損害補償）
第１１条　甲は、甲の要請に基づき乙が派遣した山梨ＤＭＡＴの隊員が、第３条の業務に従事したため、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、その損害を補償するものとする。
２　甲は、甲の要請に基づき乙が派遣した山梨ＤＭＡＴの医療活動等において生じた事故等における損害を補償するため、甲の負担により傷害保険に加入させる。
（協議）
第１２条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。
（有効期間）
第１３条　この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して１年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の１か月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がなされないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して１年間この協定は延長されるものとし、以降も同様とする。
（協定の措置を講じていないと認められる場合の措置）
第１４条　甲は、乙が、正当な理由がなく、本協定に基づく措置を講じていないと認めるときは、乙に対し、医療法等に基づく措置を行うことができるものとする。
（感染症法に規定する医療措置協定との関係）
第１５条　甲と乙が、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成１０年法律第 114 号）第３６条の３第１項に規定する医療措置協定に基づく新型インフルエンザ等感染症等に係る人材派遣として山梨ＤＭＡＴの派遣を実施する場合には、本協定が医療措置協定の一部を兼ねるものとし、本協定に定めるもののほか、当該派遣については医療措置協定によるものとする。
附　則
１　この協定は、令和６年４月１日から適用する。
２　平成２６年４月１日付けの協定は、廃止する。

この協定の成立を証するため、本書を２通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その１通を保有する。

令和６年９月６日

甲　山梨県甲府市丸の内１丁目６番１号
山梨県知事　長　崎　　幸　太　郎

乙　山梨県大月市大月町花咲１２２５番地
大月市立中央病院
院長　山　口　　達　也

(60) 山梨ＤＭＡＴに関する協定書

山梨県知事（以下「甲」という。）と峡南医療センター企業団企業長（以下「乙」という。）は、災害派遣医療チーム（以下「山梨ＤＭＡＴ」という。）の派遣に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害・感染症医療確保事業を実施するため専門的な訓練を受けた医師・看護師・業務調整員が機動性をもって出動し、医療活動を行うことにより、地域の医療提供体制を支援し、傷病者等の生命を守ることを目的とする。

（派遣）

第２条　山梨ＤＭＡＴは、日本ＤＭＡＴ活動要領及び山梨ＤＭＡＴ運営要綱等に基づき、甲が派遣を要請し、乙が派遣するものとする。

２　乙が派遣する山梨ＤＭＡＴは、甲の都道府県内において医療活動を行うことを原則とする。

３　甲又は国が認めた場合には、他の都道府県において第３条に定める医療活動を行うことができる。

（山梨ＤＭＡＴの活動）

第３条　乙が派遣する山梨ＤＭＡＴが行う業務は日本ＤＭＡＴ活動要領及び山梨ＤＭＡＴ運営要綱等に定めるものとする。

（指揮系統等）

第４条　乙が派遣する山梨ＤＭＡＴは、被災した市町村等の災害対策本部等のもとで活動することを基本とする。

２　山梨ＤＭＡＴが被災都道府県からの要請を受けて派遣される場合には、被災都道府県のＤＭＡＴ受入れに係る体制の中で活動する。

（身分）

第５条　乙が派遣する山梨ＤＭＡＴの隊員は、原則として派遣元である乙の職員として医療活動に従事する。

（協定の実施状況等の報告）

第６条　乙は、甲から本協定に基づく措置の実施の状況及び当該措置に係る当該医療機関の派遣状況その他の事項について報告の求めがあったときは、速やかに当該事項を報告するものとする。この場合において、広域災害救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）等により報告を行うものとする。

（平時における準備）

第７条　乙は派遣時に迅速な対応がとれるよう、組織内の連絡、派遣体制の整備に努めるものとする。

２　甲は、山梨ＤＭＡＴ隊員の資質の向上等を図るため、研修、訓練等の企画及び機会の提供に努める。

（費用負担等）

第８条　甲の要請に基づき乙が派遣した山梨ＤＭＡＴが、第３条の業務を実施した場合に要する次の費用は、甲が支弁するものとする。

一　乙が供給した医薬品、医療器具等を使用した場合の実費

二　前号に定めるもののほか、この協定の実施のために要した経費のうち、甲が必要と認めた経費

２　（被災した）市町村又は他都道府県等からの要請に基づき、甲が乙に対して山梨ＤＭＡＴの派遣を要請した場合は、前項に定める費用について、甲が支弁する。

（災害救助法適用時の費用負担）
第９条　甲の要請に基づき、乙が派遣した山梨ＤＭＡＴが、災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）第７条の規定に基づく救助に関する業務に従事した場合は、甲は災害救助法第１８条第２項及び災害救助法施行令（昭和２２年政令第２２５号）第５条に定めるところにより費用を負担する。
（待機に係る費用）
第１０条　山梨ＤＭＡＴ派遣のための待機に要する費用は、甲の要請の有無に関わらず乙の負担とする。
（損害補償）
第１１条　甲は、甲の要請に基づき乙が派遣した山梨ＤＭＡＴの隊員が、第３条の業務に従事したため、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、その損害を補償するものとする。
２　甲は、甲の要請に基づき乙が派遣した山梨ＤＭＡＴの医療活動等において生じた事故等における損害を補償するため、甲の負担により傷害保険に加入させる。
（協議）
第１２条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。
（有効期間）
第１３条　この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して１年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の１か月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がなされないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して１年間この協定は延長されるものとし、以降も同様とする。
（協定の措置を講じていないと認められる場合の措置）
第１４条　甲は、乙が、正当な理由がなく、本協定に基づく措置を講じていないと認めるときは、乙に対し、医療法等に基づく措置を行うことができるものとする。
（感染症法に規定する医療措置協定との関係）
第１５条　甲と乙が、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成１０年法律第 114 号）第３６条の３第１項に規定する医療措置協定に基づく新型インフルエンザ等感染症等に係る人材派遣として山梨ＤＭＡＴの派遣を実施する場合には、本協定が医療措置協定の一部を兼ねるものとし、本協定に定めるもののほか、当該派遣については医療措置協定によるものとする。
附　則
１　この協定は、令和６年４月１日から適用する。
２　平成２６年４月１日付けの協定は、廃止する。

この協定の成立を証するため、本書を２通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その１通を保有する。

令和６年９月６日

甲　山梨県甲府市丸の内１丁目６番１号
山梨県知事　長　崎　　幸　太　郎

乙　山梨県南巨摩郡富士川町鰍沢３４０－１
峡南医療センター企業団
企業長　河　野　　哲　夫

(61) 山梨ＤＭＡＴに関する協定書

山梨県知事（以下「甲」という。）と公益財団法人山梨厚生会山梨厚生病院管理者（以下「乙」という。）は、災害派遣医療チーム（以下「山梨ＤＭＡＴ」という。）の派遣に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害・感染症医療確保事業を実施するため専門的な訓練を受けた医師・看護師・業務調整員が機動性をもって出動し、医療活動を行うことにより、地域の医療提供体制を支援し、傷病者等の生命を守ることを目的とする。

（派遣）

第２条　山梨ＤＭＡＴは、日本ＤＭＡＴ活動要領及び山梨ＤＭＡＴ運営要綱等に基づき、甲が派遣を要請し、乙が派遣するものとする。

２　乙が派遣する山梨ＤＭＡＴは、甲の都道府県内において医療活動を行うことを原則とする。

３　甲又は国が認めた場合には、他の都道府県において第３条に定める医療活動を行うことができる。

（山梨ＤＭＡＴの活動）

第３条　乙が派遣する山梨ＤＭＡＴが行う業務は日本ＤＭＡＴ活動要領及び山梨ＤＭＡＴ運営要綱等に定めるものとする。

（指揮系統等）

第４条　乙が派遣する山梨ＤＭＡＴは、被災した市町村等の災害対策本部等のもとで活動することを基本とする。

２　山梨ＤＭＡＴが被災都道府県からの要請を受けて派遣される場合には、被災都道府県のＤＭＡＴ受入れに係る体制の中で活動する。

（身分）

第５条　乙が派遣する山梨ＤＭＡＴの隊員は、原則として派遣元である乙の職員として医療活動に従事する。

（協定の実施状況等の報告）

第６条　乙は、甲から本協定に基づく措置の実施の状況及び当該措置に係る当該医療機関の派遣状況その他の事項について報告の求めがあったときは、速やかに当該事項を報告するものとする。この場合において、広域災害救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）等により報告を行うものとする。

（平時における準備）

第７条　乙は派遣時に迅速な対応がとれるよう、組織内の連絡、派遣体制の整備に努めるものとする。

２　甲は、山梨ＤＭＡＴ隊員の資質の向上等を図るため、研修、訓練等の企画及び機会の提供に努める。

（費用負担等）

第８条　甲の要請に基づき乙が派遣した山梨ＤＭＡＴが、第３条の業務を実施した場合に要する次の費用は、甲が支弁するものとする。

一　乙が供給した医薬品、医療器具等を使用した場合の実費

二　前号に定めるもののほか、この協定の実施のために要した経費のうち、甲が必要と認めた経費

２　（被災した）市町村又は他都道府県等からの要請に基づき、甲が乙に対して山梨ＤＭＡＴの派遣を要請した場合は、前項に定める費用について、甲が支弁する。

（災害救助法適用時の費用負担）
第９条　甲の要請に基づき、乙が派遣した山梨ＤＭＡＴが、災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）第７条の規定に基づく救助に関する業務に従事した場合は、甲は災害救助法第１８条第２項及び災害救助法施行令（昭和２２年政令第２２５号）第５条に定めるところにより費用を負担する。
（待機に係る費用）
第１０条　山梨ＤＭＡＴ派遣のための待機に要する費用は、甲の要請の有無に関わらず乙の負担とする。
（損害補償）
第１１条　甲は、甲の要請に基づき乙が派遣した山梨ＤＭＡＴの隊員が、第３条の業務に従事したため、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、その損害を補償するものとする。
２　甲は、甲の要請に基づき乙が派遣した山梨ＤＭＡＴの医療活動等において生じた事故等における損害を補償するため、甲の負担により傷害保険に加入させる。
（協議）
第１２条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。
（有効期間）
第１３条　この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して１年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の１か月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がなされないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して１年間この協定は延長されるものとし、以降も同様とする。
（協定の措置を講じていないと認められる場合の措置）
第１４条　甲は、乙が、正当な理由がなく、本協定に基づく措置を講じていないと認めるときは、乙に対し、医療法等に基づく措置を行うことができるものとする。
（感染症法に規定する医療措置協定との関係）
第１５条　甲と乙が、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成１０年法律第 114 号）第３６条の３第１項に規定する医療措置協定に基づく新型インフルエンザ等感染症等に係る人材派遣として山梨ＤＭＡＴの派遣を実施する場合には、本協定が医療措置協定の一部を兼ねるものとし、本協定に定めるもののほか、当該派遣については医療措置協定によるものとする。
附　則
１　この協定は、令和６年４月１日から適用する。
２　平成２６年４月１日付けの協定は、廃止する。

この協定の成立を証するため、本書を２通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その１通を保有する。

令和６年９月６日

甲　山梨県甲府市丸の内１丁目６番１号
山梨県知事　長　崎　　幸　太　郎

乙　山梨県山梨市落合８６０
公益財団法人山梨厚生会　山梨厚生病院
院長　　山　寺　　陽　一

(62) 山梨ＤＭＡＴに関する協定書

山梨県知事（以下「甲」という。）と医療法人社団協友会笛吹中央病院管理者（以下「乙」という。）は、災害派遣医療チーム（以下「山梨ＤＭＡＴ」という。）の派遣に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害・感染症医療確保事業を実施するため専門的な訓練を受けた医師・看護師・業務調整員が機動性をもって出動し、医療活動を行うことにより、地域の医療提供体制を支援し、傷病者等の生命を守ることを目的とする。

（派遣）

第２条　山梨ＤＭＡＴは、日本ＤＭＡＴ活動要領及び山梨ＤＭＡＴ運営要綱等に基づき、甲が派遣を要請し、乙が派遣するものとする。

２　乙が派遣する山梨ＤＭＡＴは、甲の都道府県内において医療活動を行うことを原則とする。

３　甲又は国が認めた場合には、他の都道府県において第３条に定める医療活動を行うことができる。

（山梨ＤＭＡＴの活動）

第３条　乙が派遣する山梨ＤＭＡＴが行う業務は日本ＤＭＡＴ活動要領及び山梨ＤＭＡＴ運営要綱等に定めるものとする。

（指揮系統等）

第４条　乙が派遣する山梨ＤＭＡＴは、被災した市町村等の災害対策本部等のもとで活動することを基本とする。

２　山梨ＤＭＡＴが被災都道府県からの要請を受けて派遣される場合には、被災都道府県のＤＭＡＴ受入れに係る体制の中で活動する。

（身分）

第５条　乙が派遣する山梨ＤＭＡＴの隊員は、原則として派遣元である乙の職員として医療活動に従事する。

（協定の実施状況等の報告）

第６条　乙は、甲から本協定に基づく措置の実施の状況及び当該措置に係る当該医療機関の派遣状況その他の事項について報告の求めがあったときは、速やかに当該事項を報告するものとする。この場合において、広域災害救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）等により報告を行うものとする。

（平時における準備）

第７条　乙は派遣時に迅速な対応がとれるよう、組織内の連絡、派遣体制の整備に努めるものとする。

２　甲は、山梨ＤＭＡＴ隊員の資質の向上等を図るため、研修、訓練等の企画及び機会の提供に努める。

（費用負担等）

第８条　甲の要請に基づき乙が派遣した山梨ＤＭＡＴが、第３条の業務を実施した場合に要する次の費用は、甲が支弁するものとする。

一　乙が供給した医薬品、医療器具等を使用した場合の実費

二　前号に定めるもののほか、この協定の実施のために要した経費のうち、甲が必要と認めた経費

２　（被災した）市町村又は他都道府県等からの要請に基づき、甲が乙に対して山梨ＤＭＡＴの派遣を要請した場合は、前項に定める費用について、甲が支弁する。

（災害救助法適用時の費用負担）
第９条　甲の要請に基づき、乙が派遣した山梨ＤＭＡＴが、災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）第７条の規定に基づく救助に関する業務に従事した場合は、甲は災害救助法第１８条第２項及び災害救助法施行令（昭和２２年政令第２２５号）第５条に定めるところにより費用を負担する。
（待機に係る費用）
第１０条　山梨ＤＭＡＴ派遣のための待機に要する費用は、甲の要請の有無に関わらず乙の負担とする。
（損害補償）
第１１条　甲は、甲の要請に基づき乙が派遣した山梨ＤＭＡＴの隊員が、第３条の業務に従事したため、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、その損害を補償するものとする。
２　甲は、甲の要請に基づき乙が派遣した山梨ＤＭＡＴの医療活動等において生じた事故等における損害を補償するため、甲の負担により傷害保険に加入させる。
（協議）
第１２条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。
（有効期間）
第１３条　この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して１年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の１か月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がなされないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して１年間この協定は延長されるものとし、以降も同様とする。
（協定の措置を講じていないと認められる場合の措置）
第１４条　甲は、乙が、正当な理由がなく、本協定に基づく措置を講じていないと認めるときは、乙に対し、医療法等に基づく措置を行うことができるものとする。
（感染症法に規定する医療措置協定との関係）
第１５条　甲と乙が、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成１０年法律第 114 号）第３６条の３第１項に規定する医療措置協定に基づく新型インフルエンザ等感染症等に係る人材派遣として山梨ＤＭＡＴの派遣を実施する場合には、本協定が医療措置協定の一部を兼ねるものとし、本協定に定めるもののほか、当該派遣については医療措置協定によるものとする。
附　則
１　この協定は、令和６年４月１日から適用する。
２　平成２６年４月１日付けの協定は、廃止する。

この協定の成立を証するため、本書を２通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その１通を保有する。

令和６年９月６日

甲　山梨県甲府市丸の内１丁目６番１号
山梨県知事　長　崎　　幸　太　郎

乙　山梨県笛吹市石和町四日市場４７－１
医療法人社団協友会　笛吹中央病院
管理者　瀧　山　　嘉　久

(63) 山梨ＤＭＡＴに関する協定書

山梨県知事（以下「甲」という。）と市立甲府病院開設者甲府市長（以下「乙」という。）は、災害派遣医療チーム（以下「山梨ＤＭＡＴ」という。）の派遣に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害・感染症医療確保事業を実施するため専門的な訓練を受けた医師・看護師・業務調整員が機動性をもって出動し、医療活動を行うことにより、地域の医療提供体制を支援し、傷病者等の生命を守ることを目的とする。

（派遣）

第２条　山梨ＤＭＡＴは、日本ＤＭＡＴ活動要領及び山梨ＤＭＡＴ運営要綱等に基づき、甲が派遣を要請し、乙が派遣するものとする。

２　乙が派遣する山梨ＤＭＡＴは、甲の都道府県内において医療活動を行うことを原則とする。

３　甲又は国が認めた場合には、他の都道府県において第３条に定める医療活動を行うことができる。

（山梨ＤＭＡＴの活動）

第３条　乙が派遣する山梨ＤＭＡＴが行う業務は日本ＤＭＡＴ活動要領及び山梨ＤＭＡＴ運営要綱等に定めるものとする。

（指揮系統等）

第４条　乙が派遣する山梨ＤＭＡＴは、被災した市町村等の災害対策本部等のもとで活動することを基本とする。

２　山梨ＤＭＡＴが被災都道府県からの要請を受けて派遣される場合には、被災都道府県のＤＭＡＴ受入れに係る体制の中で活動する。

（身分）

第５条　乙が派遣する山梨ＤＭＡＴの隊員は、原則として派遣元である乙の職員として医療活動に従事する。

（協定の実施状況等の報告）

第６条　乙は、甲から本協定に基づく措置の実施の状況及び当該措置に係る当該医療機関の派遣状況その他の事項について報告の求めがあったときは、速やかに当該事項を報告するものとする。この場合において、広域災害救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）等により報告を行うものとする。

（平時における準備）

第７条　乙は派遣時に迅速な対応がとれるよう、組織内の連絡、派遣体制の整備に努めるものとする。

２　甲は、山梨ＤＭＡＴ隊員の資質の向上等を図るため、研修、訓練等の企画及び機会の提供に努める。

（費用負担等）

第８条　甲の要請に基づき乙が派遣した山梨ＤＭＡＴが、第３条の業務を実施した場合に要する次の費用は、甲が支弁するものとする。

一　乙が供給した医薬品、医療器具等を使用した場合の実費

二　前号に定めるもののほか、この協定の実施のために要した経費のうち、甲が必要と認めた経費

２　（被災した）市町村又は他都道府県等からの要請に基づき、甲が乙に対して山梨ＤＭＡＴの派遣を要請した場合は、前項に定める費用について、甲が支弁する。

（災害救助法適用時の費用負担）
第９条　甲の要請に基づき、乙が派遣した山梨ＤＭＡＴが、災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）第７条の規定に基づく救助に関する業務に従事した場合は、甲は災害救助法第１８条第２項及び災害救助法施行令（昭和２２年政令第２２５号）第５条に定めるところにより費用を負担する。
（待機に係る費用）
第１０条　山梨ＤＭＡＴ派遣のための待機に要する費用は、甲の要請の有無に関わらず乙の負担とする。
（損害補償）
第１１条　甲は、甲の要請に基づき乙が派遣した山梨ＤＭＡＴの隊員が、第３条の業務に従事したため、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、その損害を補償するものとする。
２　甲は、甲の要請に基づき乙が派遣した山梨ＤＭＡＴの医療活動等において生じた事故等における損害を補償するため、甲の負担により傷害保険に加入させる。
（協議）
第１２条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。
（有効期間）
第１３条　この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して１年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の１か月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がなされないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して１年間この協定は延長されるものとし、以降も同様とする。
（協定の措置を講じていないと認められる場合の措置）
第１４条　甲は、乙が、正当な理由がなく、本協定に基づく措置を講じていないと認めるときは、乙に対し、医療法等に基づく措置を行うことができるものとする。
（感染症法に規定する医療措置協定との関係）
第１５条　甲と乙が、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成１０年法律第 114 号）第３６条の３第１項に規定する医療措置協定に基づく新型インフルエンザ等感染症等に係る人材派遣として山梨ＤＭＡＴの派遣を実施する場合には、本協定が医療措置協定の一部を兼ねるものとし、本協定に定めるもののほか、当該派遣については医療措置協定によるものとする。
附　則
１　この協定は、令和６年４月１日から適用する。
２　平成２６年４月１日付けの協定は、廃止する。

この協定の成立を証するため、本書を２通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その１通を保有する。

令和６年９月６日

甲　山梨県甲府市丸の内１丁目６番１号
山梨県知事　長　崎　　幸　太　郎

乙　山梨県甲府市増坪町３６６番地
市立甲府病院開設者
甲府市長　樋　口　　雄　一

(64) 災害時における医療ガス等の供給に関する協定書

山梨県（以下「甲」という。）と一般社団法人日本産業・医療ガス協会関東地域本部山梨県支部（以下「乙」という。）とは、災害時における医療ガス等の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第１条　甲は、災害時における医療ガス等の確保を図る必要があると認めたときは、乙に対し乙の加盟協会員の保有する医療ガス等の供給を要請することができる。

（要請事項の措置）

第２条　乙は、甲から要請を受けたときは、要請事項について速やかに措置するとともに、その措置状況を甲に連絡するものとする。

（医療用ガス等の範囲）

第３条　医療ガス等の範囲は、次のとおりとし、乙の加盟協会員において措置可能な品目及び数量とする。

（１）医療ガス

（２）医療ガスの使用にあたり必要となる資機材等

（３）その他甲が指定するもの

（供給要請の方法）

第４条　前条に掲げる医療ガス等の供給要請は文書によることとするが、緊急の場合には電話等によることができるものとする。

（緊急措置）

第５条　やむを得ない事情のため、前条による手続きがとれないときは、甲は直接乙の加盟協会員に対し医療ガス等の供給を要請することができるものとする。この場合、甲はそれに伴う措置状況を、事後速やかに乙に連絡するものとする。

（医療ガス等の引渡し）

第６条　医療ガス等の引渡し場所は、甲が指定するものとし、引渡し場所までの医療ガス等の運搬は、乙又は乙の指定する者が行うものとし、当該場所において甲の職員が品目及び数量を確認のうえ、引渡しを受けるものとする。ただし、甲による確認が困難な場合は、甲の職員以外の者に委託して確認を行うことができるものとする。

（医療ガス等を使用する施設の安全等の確認）

第７条　甲は、医療ガス等を使用する施設の安全性等を確認する必要があると認める場合には、乙に対し当該施設の安全性等の確認について協力を要請することができるものとする。

（費用負担）

第８条　この協定に基づき供給された医療ガス等について、その供給に要した費用は、医療ガス等の供給を受けた者が支払うものとする。

（医療ガス等の価格）

第９条　甲が引渡しを受けた医療ガス等の価格は、災害発生直前における適正な価格を基準として、甲乙協議して定める。

（連絡責任者の報告）

第 10 条　甲及び乙は、この協定の成立に係る連絡責任者を協定終了後速やかに相手方に報告するものとする。また、変更があった場合は、直ちに相手方に報告するものとする。

（安全の確保及び車両の通行）

第 11 条　甲の要請に基づき乙又は乙の加盟協会員が供給作業等を実施する場合は、甲は、その作業者の安全確保に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

２　甲は、乙が医療ガス等を供給する際には、その用に供する車両を緊急又は優先車両として通行できるように支援する。

（協議）

第12条　この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第13条　この協定は、成立の日から１年間その効力を発生するものとし、有効期間満了日までに双方いずれからも意思表示がないときには更新されたものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため本書を２通作成し、甲乙記名押印の上各１通を保有するものとする。

平成２６年　６月　５日

甲　山梨県甲府市丸の内一丁目６番１号
山梨県知事

乙　山梨県南アルプス市下今諏訪４２３番地
一般社団法人　日本産業・医療ガス協会
関東地域本部　山梨県支部

(65) 山梨県が発信する土砂災害情報及び雨量・河川水位情報提供に関する協定書

山梨県（以下「甲」という。）と株式会社ＣＡＴＶ富士五湖（以下「乙」）という。）は、山梨県の東部・富士五湖地域における土砂災害及び雨量・河川水位情報の提供について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条　土砂および洪水災害から住民の生命・財産を守るため、災害関連情報を提供することにより警戒避難体制を強化し、人的被害の軽減を図るため、甲及び乙が協力し、住民に対して災害関連情報を迅速かつ正確に提供することを目的とする。

（協力体制）

第2条　甲及び乙は、この協定に基づく業務を行う場合、互いに最大限の協力をするものとする。

（放送要請の手続き）

第3条　甲が災害関連情報の放送要請を行うにあたっては、乙のテレビ放送の特性（運営方法及び放送範囲）を十分に考慮するものとする。

（放送の実施）

第4条　乙は、甲から受けた災害関連情報に関して、可能な範囲と精度において放送するものとし、速やかにこれに協力するものとする。

1　放送は、「土砂災害の危険性が高まっている地域」や雨量・河川水位情報で乙が運用している「ケーブルテレビ地上デジタルデータ放送」を利用するものとする。

2　災害関連情報の放送は、乙の自主放送チャンネルで行うものとする。

（放送の範囲）

第5条　放送の範囲は、乙の放送エリアとする。（別紙１）

（平時の協力）

第6条　甲及び乙は、災害関連情報の迅速かつ正確な提供を円滑にするために、平時から次の事項について、相互に協力するものとする。

1　保有するシステムの適切な維持管理に努める。

2　定期点検及び修理等により情報提供を停止する場合は、事前に相互に連絡、調整するものとする。

3　障害により情報提供に支障が発生した場合には、相互に連絡を取り迅速な復旧に努めるものとする。

（連絡責任者）

第7条　第 3 条に規定する放送要請に関する事項の伝達を確実かつ円滑に行うため、甲及び乙は、それぞれの連絡責任者（別紙２）を定め、あらかじめ相互に通知するものとする。

（二次利用権）

第8条　乙は甲の提供する災害関連情報に基づいて作成された、ケーブルテレビ地上デジタルデータ放送用の情報画面を、第１条の目的に以外のことに利用してはならない。

2 乙は、他の者に対し、本協定でいう「ケーブルテレビ地上デジタルデータ放送用の情報画面」を利用させる場合には、甲と協議しなければならない。また、第5条でいう、「放送の範囲」を超えて放送する場合も同様とする。

（その他）

第9条　この協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときには、その都度、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（有効期間）

第10条　本協定の有効期間は平成26年10月31日から平成27年10月31日までとする。ただし、期間満了の１か月前までに、甲乙のいずれからも何ら意思表示がない場合には、さらに１年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

この協定の締結を証するため、本協定書を２通作成し、各自１通を保有する。

平成２６年１０月３１日

甲　山梨県県土整備部部長
大野 昌仁

乙　山梨県富士吉田市中曽根 4-10-26
株式会社ＣＡＴＶ富士五湖
代表取締役　武川 以爾身

（別紙１）

放送エリア

富士吉田市、西桂町、富士河口湖町の一部（勝山・足和田・西湖）、鳴沢村、山中湖村

（別紙２）

連絡責任者

山梨県砂防課	傾斜地保全担当	TEL055-223-1713
山梨県砂防課	システム保守点検事業者	毎年４月に確認のこと
山梨県治水課	災害担当	TEL055-223-1702
山梨県治水課	システム保守点検事業者	毎年４月に確認のこと
株式会社ＣＡＴＶ富士五湖	営業課　渡邊 成儀	TEL 0555-22-1714
株式会社ＣＡＴＶ富士五湖	情報通信課　宮下 睦	TEL 0555-22-1714

(66) 異常豪雪時における道路除雪等の相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条　この協定は、山梨県又は長野県において、異常豪雪が発生し、自らの県では十分な道路除雪等が実施できない場合において、相互応援により、県境部分にかかる各県管理道路除雪等をより効果的かつ円滑に遂行するため、必要な事項について定めるものとする。

(情報連絡体制)

第2条　相互応援に関する連絡担当課について、山梨県は県土整備部道路管理課、長野県は建設部道路管理課とし、さらに実務調整に関する連絡先を山梨県中北建設事務所峡北支所、長野県佐久建設事務所及び長野県諏訪建設事務所とする。異常豪雪が発生したときは、関係する担当所属間において速やかに必要な情報交換を行うものとする。

(応援の内容)

第3条　応援の内容は、次のとおりとする。

（1）通行規制に係る相互連携

（2）県境付近にかかる相互除排雪

（3）前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

2　対象とする県境部分の管理道路は次のとおりとする。

国道	１４１号
主要地方道	茅野北杜韮崎線、北杜富士見線

(応援の要請)

第4条　県境部分の各県管理道路の応援について、道路利用者の利便性向上等のために連携して対応した方がよいと判断した場合は、判断した県が、前条に定める応援の内容を明確にし、応援の要請を文書で行うものとする。なお、そのいとまがない場合は口頭又は電話での要請もできるものとする。要請を受けた場合の対応は、両者合意のもとで調整の上、可及的すみやかに行うものとする。

(業務内容の報告)

第5条　前条で要請を受けた業務を実施した県は、実施した業務内容及び実施結果を文書で報告するものとする。

(費用の負担)

第6条　第3条に基づく応援に要した費用は、応援を要請した県の負担とする。

2　応援を受けた県が前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ応援を受けた県から要請があった場合は、応援した県は、当該費用を一時繰替え支弁するものとする。

（その他）

第７条　この協定に定めのない事項で、特に必要が生じた場合は、その都度両県が協議して定めるものとする。

（適用）

第８条　この協定は、平成２６年１１月　７　日から適用する。

この協定を証するため、本書２通を作成し、双方記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

平成２６年１１月　７　日

山梨県県土整備部長　　大　野　昌　仁

長野県建設部長　　奥　村　康　博

(67) 災害時における機材のレンタル供給に関する協定書

山梨県（以下「甲」という。）と株式会社アクティオ（以下「乙」という。）とは、災害発生時における機材（乙が所有する機材であって、レンタルの用に供するもの。以下「機材」という。）のレンタル供給について、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第１条　甲は、次に掲げる場合において、乙に対し、供給が可能な機材の供給を要請することができる。

（１）山梨県内において災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。

（２）山梨県外の災害応急対策のため、国又は関係都道府県から、機材の調達斡旋を要請されたとき。

（供給機材の範囲）

第２条　甲が乙に供給を要請する機材は、支援物資にかかる荷役・輸送用資機材のほか、応急対策全般にかかる資機材のうち、要請時点で、乙が供給できる機材とする。

（要請の方法）

第３条　第１条の要請は、別紙第１号様式をもって行うものとする。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（要請に基づく乙の協力）

第４条　乙は、前条第１項の要請を受けたときは、可能な範囲で機材の優先レンタル供給に努めるものとする。

（機材の運搬、引渡し）

第５条　機材の引渡し場所、運搬経路は、甲が乙と協議の上、指定するものとし、引渡場所までの機材の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、甲又は甲の指定する者が行うものとする。

２　甲は、引渡し場所に職員又は甲が指定する者を派遣し、機材を確認の上、受領するものとする。

３　乙は、機材の引渡しが完了した場合は、速やかに別紙第２号様式により甲に報告するものとする。

（車両の通行）

第６条　甲は、乙が前条第１項の規定により機材を運搬する車両を緊急通行車両として通行できるように可能な範囲で支援するものとする。

（機材のレンタル費用等）

第７条　乙が供給した機材の賃貸に係る費用は、甲又は甲の指定する地方自治体が負担するものとする。

２　乙が供給した機材の賃貸価格は、災害発生直前における適正な価格（災害発生前の取引については取引時の適正な価格）とする。

３　乙が行なった運搬に係る費用は、甲乙協議の上決定する。

（費用の支払い）

第８条　甲が借り受けた機材の賃貸に係る費用は、乙からの請求後、速やかに甲又は甲の指定する地方自治体から乙に支払うものとする。

（災害補償）

第９条　この協定に基づいて業務に従事した者が、この協定に基づく業務に起因して死亡し、負傷し、又は疾病にかかったときの災害補償については、労働災害に関わる関係法令に定めるところによるものとする。

（連絡体制）

第 10 条　甲及び乙は、機材の供給に支障をきたさないよう、事前に連絡責任者を定め、相互に文書で報告するものとする。

２　甲及び乙は、前項の報告を毎年４月に行うものとし、連絡責任者に変更が生じた場合は、その都度行うものとする。

（有効期限）

第 11 条　この協定は、締結の日から起算して１年間とする。ただし、有効期間満了日まで、甲、乙いずれからも意思表示がないときは同一条件で更新されたものとし、以後も同様とする。

２　この協定を解除する場合は、甲乙双方又はいずれか一方が解除日１か月前までに書面により相手方に通知するものとする。

（協議）

第 12 条　この協定において疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議を行い、円満に解決を図るものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

平成２６年１２月　１日

甲 山梨県甲府市丸の内一丁目６番１号
山梨県知事

乙 東京都中央区日本橋３丁目１２番２号
株式会社アクティオ
代表取締役副社長

(68) 災害時における機材のレンタル供給に関する協定書

山梨県（以下「甲」という。）と甲陽建機リース株式会社（以下「乙」という。）とは、災害発生時における機材（乙が所有する機材であって、レンタルの用に供するもの。以下「機材」という。）のレンタル供給について、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第１条　甲は、次に掲げる場合において、乙に対し、供給が可能な機材の供給を要請することができる。

（１）山梨県内において災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。

（２）山梨県外の災害応急対策のため、国又は関係都道府県から、機材の調達斡旋を要請されたとき。

（供給機材の範囲）

第２条　甲が乙に供給を要請する機材は、支援物資にかかる荷役・輸送用資機材のほか、応急対策全般にかかる資機材のうち、要請時点で、乙が供給できる機材とする。

（要請の方法）

第３条　第１条の要請は、別紙第１号様式をもって行うものとする。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（要請に基づく乙の協力）

第４条　乙は、前条第１項の要請を受けたときは、可能な範囲で機材の優先レンタル供給に努めるものとする。

（機材の運搬、引渡し）

第５条　機材の引渡し場所、運搬経路は、甲が乙と協議の上、指定するものとし、引渡場所までの機材の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、甲又は甲の指定する者が行うものとする。

２　甲は、引渡し場所に職員又は甲が指定する者を派遣し、機材を確認の上、受領するものとする。

３　乙は、機材の引渡しが完了した場合は、速やかに別紙第２ 号様式により甲に報告するものとする。

（車両の通行）

第６条　甲は、乙が前条第１項の規定により機材を運搬する車両を緊急通行車両として通行できるように可能な範囲で支援するものとする。

（機材のレンタル費用等）

第７条　乙が供給した機材の賃貸に係る費用は、甲又は甲の指定する地方自治体が負担するものとする。

２　乙が供給した機材の賃貸価格は、災害発生直前における適正な価格（災害発生前の取引については取引時の適正な価格）とする。

３　乙が行なった運搬に係る費用は、甲乙協議の上決定する。

（費用の支払い）

第８条 甲が借り受けた機材の賃貸に係る費用は、乙からの請求後、速やかに甲又は甲の指定する地方自治体から乙に支払うものとする。

（災害補償）

第９条 この協定に基づいて業務に従事した者が、この協定に基づく業務に起因して死亡し、負傷し、又は疾病にかかったときの災害補償については、労働災害に関わる関係法令に定めるところによるものとする。

（連絡体制）

第 10 条　甲及び乙は、機材の供給に支障をきたさないよう、事前に連絡責任者を定め、相互に文書で報告するものとする。

２　甲及び乙は、前項の報告を毎年４月に行うものとし、連絡責任者に変更が生じた場合は、その都度

行うものとする。

（有効期限）

第 11 条　この協定は、締結の日から起算して１年間とする。ただし、有効期間満了日まで、甲、乙いずれからも意思表示がないときは同一条件で更新されたものとし、以後も同様とする。

２　この協定を解除する場合は、甲乙双方又はいずれか一方が解除日１か月前までに書面により相手方に通知するものとする。

（協議）

第 12 条　この協定において疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議を行い、円満に解決を図るものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

平成２６年１２月 １日

甲 山梨県甲府市丸の内一丁目６番１号
山梨県知事

乙 山梨県甲府市国玉町７９７番地
甲陽建機リース株式会社
代表取締役

(69) 災害時における支援協力に関する協定書

山梨県（以下「甲」という。）と学校法人日本航空学園（以下「乙」という。）は、山梨県内に地震、風水害、その他の災害が発生した、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、県民の安全確保等の応急対策を迅速に推進するため、災害時の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、山梨県内における災害時において、県民の安全確保等の応急対策を迅速に行うため甲及び乙の協力体制について、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第２条　甲は、災害時において必要があるときは、次に掲げる施設及び資機材など（以下「施設等」という。）について、乙に協力を要請するものとする。ただし、乙の業務に支障がある場合、その他やむを得ない事情により、当該協力要請に応じられない場合は、この限りではない。

(1) 救助・救援ヘリコプターの受入・活動拠点としての乙の施設等の使用
(2) 救援物資等の集積・保管場所としての乙の施設等の使用
(3) 応急対策を迅速に行うための乙の施設等の使用
(4) 前各号に定めるもののほか、特に必要と認められる事項

（協力要請の手続）

第３条　甲は乙に前条に規定する協力を要請する場合は、使用内容を明らかにし、文書により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話、口頭等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（連絡員の派遣等）

第４条　甲及び乙は、災害時における情報交換等を行うため、必要に応じて乙の所在地、甲が設置する災害対策本部等に連絡員を派遣することができる。

２　第２条第１項第１号による救助・救援ヘリコプターの受入・活動に係る飛行統制及び運航支援については、乙がこれを行うものとする。

（施設等の使用）

第５条　施設等の使用期間は、原則として１ヶ月以内とする。ただし、災害時の状況によりこれを超えて使用する場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

２　前項の規定にかかわらず、乙の業務に必要あるときは、甲に施設等の使用の中止を求めることができる。この場合において、甲は速やかに原状に復して返還するものとする。

（費用の負担）

第６条　甲の要請に基づき乙の施設等を使用した場合に要する費用は、甲の負担とするものとする。

２　甲は、施設等を使用後は速やかに原状に復して返還するとともに、施設等に破損等が生じた場合は、その回復に等に必要な費用を負担するものとする。

（実施細目）

第７条　この協定の実施に必要な事項については、実施細目に定める。

（情報交換）

第８条　甲及び乙は、この協定を円滑に推進し、また、災害時において有効なものとするために、平常時から連絡を密にし、相互に情報交換を行うものとする。

（協議）

第９条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

（有効期間）

第 10 条　この協定の有効期間は、この協定の締結の日より１年間とする。ただし、有効期間満了の日

の１ ヶ月前までに、甲乙いずれからも書面による申し出がないときは、有効期間は、同一の内容でさらに１年間更新されるものとし、以降も同様とする。

この協定締結の証として本協定書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成２６年１２月２６日

甲 甲府市丸の内一丁目６番１号
山梨県知事

乙 甲斐市宇津谷４４５番地
学校法人 日本航空学園
理事長

(70) 山梨ＤＭＡＴに関する協定書

山梨県知事（以下「甲」という。）と白根徳洲会病院管理者（以下「乙」という。）は、災害派遣医療チーム（以下「山梨ＤＭＡＴ」という。）の派遣に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害・感染症医療確保事業を実施するため専門的な訓練を受けた医師・看護師・業務調整員が機動性をもって出動し、医療活動を行うことにより、地域の医療提供体制を支援し、傷病者等の生命を守ることを目的とする。

（派遣）

第２条　山梨ＤＭＡＴは、日本ＤＭＡＴ活動要領及び山梨ＤＭＡＴ運営要綱等に基づき、甲が派遣を要請し、乙が派遣するものとする。

２　乙が派遣する山梨ＤＭＡＴは、甲の都道府県内において医療活動を行うことを原則とする。

３　甲又は国が認めた場合には、他の都道府県において第３条に定める医療活動を行うことができる。

（山梨ＤＭＡＴの活動）

第３条　乙が派遣する山梨ＤＭＡＴが行う業務は日本ＤＭＡＴ活動要領及び山梨ＤＭＡＴ運営要綱等に定めるものとする。

（指揮系統等）

第４条　乙が派遣する山梨ＤＭＡＴは、被災した市町村等の災害対策本部等のもとで活動することを基本とする。

２　山梨ＤＭＡＴが被災都道府県からの要請を受けて派遣される場合には、被災都道府県のＤＭＡＴ受入れに係る体制の中で活動する。

（身分）

第５条　乙が派遣する山梨ＤＭＡＴの隊員は、原則として派遣元である乙の職員として医療活動に従事する。

（協定の実施状況等の報告）

第６条　乙は、甲から本協定に基づく措置の実施の状況及び当該措置に係る当該医療機関の派遣状況その他の事項について報告の求めがあったときは、速やかに当該事項を報告するものとする。この場合において、広域災害救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）等により報告を行うものとする。

（平時における準備）

第７条　乙は派遣時に迅速な対応がとれるよう、組織内の連絡、派遣体制の整備に努めるものとする。

２　甲は、山梨ＤＭＡＴ隊員の資質の向上等を図るため、研修、訓練等の企画及び機会の提供に努める。

（費用負担等）

第８条　甲の要請に基づき乙が派遣した山梨ＤＭＡＴが、第３条の業務を実施した場合に要する次の費用は、甲が支弁するものとする。

一　乙が供給した医薬品、医療器具等を使用した場合の実費

二　前号に定めるもののほか、この協定の実施のために要した経費のうち、甲が必要と認めた経費

２　（被災した）市町村又は他都道府県等からの要請に基づき、甲が乙に対して山梨ＤＭＡＴの派遣を要請した場合は、前項に定める費用について、甲が支弁する。

（災害救助法適用時の費用負担）
第９条　甲の要請に基づき、乙が派遣した山梨ＤＭＡＴが、災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）第７条の規定に基づく救助に関する業務に従事した場合は、甲は災害救助法第１８条第２項及び災害救助法施行令（昭和２２年政令第２２５号）第５条に定めるところにより費用を負担する。
（待機に係る費用）
第１０条　山梨ＤＭＡＴ派遣のための待機に要する費用は、甲の要請の有無に関わらず乙の負担とする。
（損害補償）
第１１条　甲は、甲の要請に基づき乙が派遣した山梨ＤＭＡＴの隊員が、第３条の業務に従事したため、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、その損害を補償するものとする。
２　甲は、甲の要請に基づき乙が派遣した山梨ＤＭＡＴの医療活動等において生じた事故等における損害を補償するため、甲の負担により傷害保険に加入させる。
（協議）
第１２条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。
（有効期間）
第１３条　この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して１年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の１か月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がなされないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して１年間この協定は延長されるものとし、以降も同様とする。
（協定の措置を講じていないと認められる場合の措置）
第１４条　甲は、乙が、正当な理由がなく、本協定に基づく措置を講じていないと認めるときは、乙に対し、医療法等に基づく措置を行うことができるものとする。
（感染症法に規定する医療措置協定との関係）
第１５条　甲と乙が、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成１０年法律第 114 号）第３６条の３第１項に規定する医療措置協定に基づく新型インフルエンザ等感染症等に係る人材派遣として山梨ＤＭＡＴの派遣を実施する場合には、本協定が医療措置協定の一部を兼ねるものとし、本協定に定めるもののほか、当該派遣については医療措置協定によるものとする。
附　則
１　この協定は、令和６年４月１日から適用する。
２　平成２６年１２月２６日付けの協定は、廃止する。

この協定の成立を証するため、本書を２通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その１通を保有する。

令和６年９月６日

甲　山梨県甲府市丸の内１丁目６番１号
山梨県知事　長　崎　　幸　太　郎

乙　山梨県南アルプス市西野 2294-2
医療法人徳洲会　白根徳洲会病院
管理者　　石　川　　真

(71) 家畜伝染病等災害発生時における物資供給に関する基本協定書

山梨県（以下「甲」という。）とＮＰＯ法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は家畜伝染病等災害発生時における物資の供給に関し、以下のとおり基本協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザその他の家畜の伝染病が発生し又は発生の恐れがある場合等災害発生時（以下「家畜伝染病発生時等」という。）において、甲が乙から物資を調達するために必要な事項を定めるものとする。

（供給等の協力要請）

第２条　甲は、家畜伝染病発生時等において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第３条　甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、甲が指定する物資とする。

（要請の方法）

第４条　第２条の要請は、調達する物資名と数量・規格等を記載した「物資供給要請書（別記様式第１号）」をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまが無いときは、電話、ファクシミリ等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第５条　乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、可能な範囲で物資の優先供給に努めるものとする。

（引渡し）

第６条　物資の引渡場所は、原則として甲が指定するものとし、甲は、乙がこの協定に基づき物資を供給する際に利用する車両の、緊急通行車両としての確認について配慮するものとする。

２　乙は、物資の引渡しが終了した後、その結果を速やかに「物資供給報告書（別記様式第２号）」により甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第７条　第５条の規定に基づき乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費（以下「費用」という。）は、甲が負担するものとする。

２　前項に規定する費用は、乙が甲に物資を供給するに当たり負担した実費額を基準とし、甲と乙が協議の上決定する。

（費用の支払い）

第８条　前条の規定に基づき甲が負担する費用は、乙の請求後速やかに支払うものとする。ただし、甲において予算措置を必要とする場合は、予算措置後速やかに支払うものとする。

（情報交換）

第９条　甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、家畜伝染病発生時等に備えるものとする。

（協議）

第１０条　この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

（有効期間）

第１１条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、甲と乙は、本協定書２通を作成し、双方記名押印の上、各１通を保有す

る。

平成２７年1月２０日

甲 山梨県甲府市丸の内一丁目６番１号
山梨県知事

乙 新潟県新潟市南区清水４５０１番地１
ＮＰＯ法人コメリ災害対策センター
理事長

（72）災害時における住宅の早期復興に向けた協力に関する協定書

山梨県（以下「甲」という。）及び独立行政法人住宅金融支援機構（以下「乙」という。）は、地震、風水害等の災害時における被災した県民の住宅の早期復興を支援するために、甲が実施する施策への乙の協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（情報の交換）

第１条　甲及び乙は、この協定に基づき、被災した県民の住宅の早期復興への支援が円滑に行われるように次の情報を適時適確に交換する。

一　住宅に関連する防災、被災した住宅の再建等に関する施策及び融資制度

二　被害状況、被災した県民から寄せられた住宅の復興等に関する要望

三　第７条に定める連絡窓口となる部署名並びに連絡責任者及び補助者の職名及び氏名

四　第７条に定める連絡窓口との連絡方法

五　その他住宅の早期復興への支援に関し必要な事項

（住宅相談窓口開設）

第２条　乙は、甲からの協力要請に応じて、「住宅相談窓口」を速やかに開設し、被災した県民からの住宅再建及び住宅ローンの返済に関する相談に対応し、県民の住宅の早期復興を支援するものとする。

２　甲は、前項の「住宅相談窓口」の開設及び運営に当たって、必要に応じ、場所の確保その他乙から要請を受けた事項について、乙に協力するものとする。

（職員の派遣）

第３条　乙は、前条の相談に対応するため、職員を派遣するものとする。

２　乙は、前条の相談への対応のほか、甲から県民の住宅の早期復興を支援するため特に要請を受けたときは、甲と協議の上、職員を派遣する。

（住宅ローン返済中の県民への支援）

第４条　乙は、乙の住宅ローンを返済中に被災した県民に対して、当該住宅ローンの支払の猶予や返済期間の延長等の措置を諸規定に従って講ずるものとする。

（周知）

第５条　乙は、乙の災害復興住宅融資の実施、第２条の「住宅相談窓口」の開設及び前条の措置について、被災した県民に対して積極的に周知するものとする。

２　甲は、被災地の市町村の窓口等を通じて、前項の周知に協力するものとする。

（施策実施上の課題等の調整）

第６条　甲及び乙は、住宅に関連する防災、被災した住宅の再建等に関する甲の施策及び乙の災害関連業務の円滑な実施に資するため、甲がこれらの施策を実施するに当たり発生する乙の融資及び債権管理上の課題等への対応について、あらかじめ調整を行うものとする。

（連絡窓口）

第７条　甲及び乙は、この協定に関する連絡窓口をそれぞれ設置するものとする。

（協議）

第８条　この協定に定めるもののほか、被災した県民の住宅の早期復興支援に当たり必要な事項については、その都度、甲及び乙が充分な協議の上、定めるものとする。

（適用等）

第９条　この協定は、平成 27. 3. 31 日から適用する。

２　山梨県知事と住宅金融公庫首都圏支店長との間で締結した平成17年９月１日付け「災害時における住宅復興に向けた協力に係る基本協定」は廃止する。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

27. 3. 31

平成　　年　　月　　日

甲　山梨県

山梨県知事　　後　藤　　斎

乙　独立行政法人住宅金融支援機構

理事長　　宍　戸　信　春

(73) 山梨ＤＭＡＴに関する協定書

山梨県知事（以下「甲」という。）と社会医療法人加納岩加納岩総合病院長（以下「乙」という。）は、災害派遣医療チーム（以下「山梨ＤＭＡＴ」という。）の派遣に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害・感染症医療確保事業を実施するため専門的な訓練を受けた医師・看護師・業務調整員が機動性をもって出動し、医療活動を行うことにより、地域の医療提供体制を支援し、傷病者等の生命を守ることを目的とする。

（派遣）

第２条　山梨ＤＭＡＴは、日本ＤＭＡＴ活動要領及び山梨ＤＭＡＴ運営要綱等に基づき、甲が派遣を要請し、乙が派遣するものとする。

２　乙が派遣する山梨ＤＭＡＴは、甲の都道府県内において医療活動を行うことを原則とする。

３　甲又は国が認めた場合には、他の都道府県において第３条に定める医療活動を行うことができる。

（山梨ＤＭＡＴの活動）

第３条　乙が派遣する山梨ＤＭＡＴが行う業務は日本ＤＭＡＴ活動要領及び山梨ＤＭＡＴ運営要綱等に定めるものとする。

（指揮系統等）

第４条　乙が派遣する山梨ＤＭＡＴは、被災した市町村等の災害対策本部等のもとで活動することを基本とする。

２　山梨ＤＭＡＴが被災都道府県からの要請を受けて派遣される場合には、被災都道府県のＤＭＡＴ受入れに係る体制の中で活動する。

（身分）

第５条　乙が派遣する山梨ＤＭＡＴの隊員は、原則として派遣元である乙の職員として医療活動に従事する。

（協定の実施状況等の報告）

第６条　乙は、甲から本協定に基づく措置の実施の状況及び当該措置に係る当該医療機関の派遣状況その他の事項について報告の求めがあったときは、速やかに当該事項を報告するものとする。この場合において、広域災害救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）等により報告を行うものとする。

（平時における準備）

第７条　乙は派遣時に迅速な対応がとれるよう、組織内の連絡、派遣体制の整備に努めるものとする。

２　甲は、山梨ＤＭＡＴ隊員の資質の向上等を図るため、研修、訓練等の企画及び機会の提供に努める。

（費用負担等）

第８条　甲の要請に基づき乙が派遣した山梨ＤＭＡＴが、第３条の業務を実施した場合に要する次の費用は、甲が支弁するものとする。

一　乙が供給した医薬品、医療器具等を使用した場合の実費

二　前号に定めるもののほか、この協定の実施のために要した経費のうち、甲が必要と認めた経費

２　（被災した）市町村又は他都道府県等からの要請に基づき、甲が乙に対して山梨ＤＭＡＴの派遣を要請した場合は、前項に定める費用について、甲が支弁する。

（災害救助法適用時の費用負担）
第９条　甲の要請に基づき、乙が派遣した山梨ＤＭＡＴが、災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）第７条の規定に基づく救助に関する業務に従事した場合は、甲は災害救助法第１８条第２項及び災害救助法施行令（昭和２２年政令第２２５号）第５条に定めるところにより費用を負担する。
（待機に係る費用）
第１０条　山梨ＤＭＡＴ派遣のための待機に要する費用は、甲の要請の有無に関わらず乙の負担とする。
（損害補償）
第１１条　甲は、甲の要請に基づき乙が派遣した山梨ＤＭＡＴの隊員が、第３条の業務に従事したため、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、その損害を補償するものとする。
２　甲は、甲の要請に基づき乙が派遣した山梨ＤＭＡＴの医療活動等において生じた事故等における損害を補償するため、甲の負担により傷害保険に加入させる。
（協議）
第１２条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。
（有効期間）
第１３条　この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して１年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の１か月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がなされないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して１年間この協定は延長されるものとし、以降も同様とする。
（協定の措置を講じていないと認められる場合の措置）
第１４条　甲は、乙が、正当な理由がなく、本協定に基づく措置を講じていないと認めるときは、乙に対し、医療法等に基づく措置を行うことができるものとする。
（感染症法に規定する医療措置協定との関係）
第１５条　甲と乙が、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成１０年法律第 114 号）第３６条の３第１項に規定する医療措置協定に基づく新型インフルエンザ等感染症等に係る人材派遣として山梨ＤＭＡＴの派遣を実施する場合には、本協定が医療措置協定の一部を兼ねるものとし、本協定に定めるもののほか、当該派遣については医療措置協定によるものとする。
附　則
１　この協定は、令和６年４月１日から適用する。
２　平成２７年４月１日付けの協定は、廃止する。

この協定の成立を証するため、本書を２通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その１通を保有する。

令和６年９月６日

甲　山梨県甲府市丸の内１丁目６番１号
山梨県知事　長　崎　　幸　太　郎

乙　山梨県山梨市上神内川 1309 番地
社会医療法人加納岩　加納岩総合病院
院長　中　澤　　良　太

(74) 災害にかかる情報発信等に関する基本協定書

山梨県およびヤフー株式会社（以下「ヤフー」という）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

第１条（本協定の目的）

本協定は、山梨県内の地震、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、山梨県が県民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ県の情報発信機能の低下を軽減させるため、山梨県とヤフーが互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

第２条（本協定における取組み）

1. 本協定における取組みの内容は次の中から、山梨県およびヤフーの両者の協議により具体的な内容および方法について合意が得られたものを実施するものとする。
   (1) ヤフーが、山梨県の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、山梨県の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
   (2) 山梨県が、県内の避難所等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
   (3) 山梨県が、県内の避難勧告、避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
   (4) 山梨県が、災害発生時の県内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
   (5) 山梨県が、県内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、ヤフーが、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
   (6) ヤフーが、ヤフーの提供するブログサービスにおいて山梨県が運営するブログ（以下「災害ブログ」という）にアクセスするための web リンクをヤフーサービス上に掲載するなどして、災害ブログを一般に広く周知すること。
   (7) 山梨県が、県内の避難所に避難している避難者の名簿を作成する場合、ヤフーが提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。
2. 山梨県およびヤフーは、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
3. 第 1 項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、山梨県およびヤフーは、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

第３条（費用）

前条に基づく山梨県およびヤフーの対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

第４条（情報の周知）

ヤフーは、山梨県から提供を受ける情報について、山梨県が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、ヤフーは、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

第５条（本協定の公表）

本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、山梨県およびヤフーは、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

第６条（本協定の期間）

本協定の有効期間は、本協定締結日から１年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに１年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

第７条（協議）

本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、山梨県およびヤフーは、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書2 通を作成し、山梨県とヤフー両者記名押印のうえ各１通を保有する。

2014 年 1 月 27 日

山梨県：山梨県甲府市丸の内1 丁目6 番1 号
山梨県知事

ヤフー：東京都港区赤坂九丁目7 番1 号
ヤフー株式会社
代表取締役

(75)　災害時における医療機器品等の供給に関する協定書

山梨県（以下「甲」という。）と山梨県医療機器販売業協会（以下「乙」という。）とは、災害時における医療機器等の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第１条　甲は、災害時における医療機器等の確保を図る必要があると認めたときは、乙に対し乙の会員の保有する医療機器等の供給を要請することができる。

（医療機器等の範囲）

第２条　甲が乙に供給を要請する医療機器等は、乙の会員において措置可能な品目及び数量で、次に掲げるものとする。

（１）カテーテル、注射器、ダイアライザー等の医療機器

（２）その他甲が指定するもの

（要請の方法）

第３条　第１条の要請は、文書により行うものとする。ただし、文書により要請するいとまがないときは、口頭により要請し、事後、速やかに文書を交付するものとする。

２　やむを得ない事情により乙に連絡がつかない場合には、甲は直接乙の会員に対し要請することができるものとする。この場合、甲はそれに伴う措置状況を事後に速やかに乙に連絡するものとする。

（要請に基づく措置）

第４条　乙は、第１条の要請を受けたときは、その要請事項について速やかに適切な措置をとるとともに、その措置の状況を甲に連絡するものとする。

（医療機器等の引渡し）

第５条　医療機器等の引渡し場所は、甲が指定するものとし、当該場所で甲の職員が品目及び数量を確認のうえ、乙又は乙の会員から引渡しを受けるものとする。ただし、甲による確認が困難な場合は、甲の職員以外の者に委託して確認を行うことができるものとする。

（医療機器等の価格）

第６条　甲が引渡しを受けた医療機器等の価格は、災害発生時直前における適正な価格（引渡しのための搬送を行った場合は、その搬送費を含む。）を基準として、甲乙協議して定める。

（費用の負担）

第７条　この協定に基づき供給された医療機器等について、その供給に要した費用は、医療機器等の供給を受けた者が負担するものとする。

（連絡責任者等の報告）

第８条　甲及び乙は、この協定の成立に係る連絡責任者、連絡手段等を協定終了後速やかに相手方に報告するものとする。また、変更があった場合は、直ちに相手方に報告するものとする。

（搬送態勢の確保）

第９条　医療機器等の搬送は乙又は乙の会員が行うものとし、甲は、搬送の用に供する車両を緊急又は優先車両として通行できるように支援する。

（協議事項）

第１０条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第１１条　この協定は、成立の日から１年間その効力を発生するものとし、有効期限満了日までに双方いずれからも意思表示がないときには更新されたものとし、以後も同様とする。

この協定の成立を証するため本書を２通作成し、甲乙署名押印のうえ、各自その１通を保有するものとする。

平成２７年7月２日

甲　山梨県甲府市丸の内一丁目６番１号
　　山梨県知事
乙　山梨県中央市流通団地北５
　　山梨県医療機器販売業協会
　　理事長

(76)　災害者支援の協力に関する協定書

山梨県（以下「甲」という。）と山梨県理容生活衛生同業組合（以下「乙」という。）とは、被災者支援の協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第１条　この協定は、山梨県地域防災計画、災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）その他関係法令に基づき甲又は市町村が行う被災者支援に関する乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この協定で「災害」とは、地震、風水害その他の異常な自然現象等による被害をいう。

２　この協定で「被災者支援」とは、災害に遭った者の保護又は災害に際しての公衆衛生の保全に係る次に掲げるものとする。

一　生活必需品の提供

二　その他前号に係る役務の提供

（協力の要請）

第３条　甲は、前条第２項の実施について、必要があると認めたときは、乙にその実施の協力を要請するものとする。

２　災害が発生した地域の市町村は、前条第２項の実施について、必要があると認めたときは、甲にその実施の協力を要請することができるものとする。甲は、この要請を受けたときは、乙にその実施の協力を要請するものとする。

３　乙は、前２項の要請を受けたときは、乙に所属する組合員に速やかにその実施を要請するものとする。

４　乙は、組合員に要請を行ったときは、遅滞なく甲にその旨を連絡するものとする。

（協力業務）

第４条　甲が乙に協力を要請する被災者支援に係る業務は、次に掲げるものとする。

一　組合員が保有するタオルの提供

二　その他前号に係る役務

（要請の方法）

第５条　第３条第１項及び第２項の規定による要請は、原則として文書によるものとし、市町村から甲への要請は様式第１号により、甲から乙への要請は様式第２号により行うものとする。ただし、緊急の場合は、口頭等で要請することができ、その場合は、遅滞なく該当する様式による文書を要請先に送付するものとする。

（要請への対応）

第６条　乙は、甲から前条の規定による要請を受けたときは、やむを得ない事由がある場合を除き、要請された業務を実施するものとする。

２　乙は、甲から前条の規定による要請を受けたときは、応諾の可否を速やかに甲及び甲に要請を行った市町村（以下「要請市町村」という。）に様式第３号により通知するものとする。

（実施報告）

第７条　乙は、甲からの第５条の規定による要請により第４条の業務を実施したときは、遅滞なく実施状況を甲及び要請市町村に様式第４号により報告するものとする。

（費用の負担）

第８条　乙が第４条に規定する業務の実施に要した費用は、乙が負担するものとする。ただし、災害救助法が適用される場合は、同法に係る規定によるものとする。

（秘密の保持）

第９条　乙は、業務上、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

（責任者の設置）

第10条　甲、乙は、この協定の締結後速やかに連絡及び調整に関する連絡調整責任者をそれぞれ設置し、互いに報告するものとする。

（協議）

第11条　この協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第12条　この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して１年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の１か月前までに、甲、乙の一方から書面をもって協定解除の申し入れがない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して１年間この期間は延長され、その後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を２通作成し、甲、乙は署名押印の上、各自その１通を保有する。

平成２７年９月３０日

甲　山梨県甲府市丸の内一丁目６番１号
山梨県知事

乙　山梨県甲府市南口町４番８号
山梨県理容生活衛生同業組合
理事長

(77)　災害者支援の協力に関する協定書

山梨県（以下「甲」という。）と山梨県美容業生活衛生同業組合（以下「乙」という。）とは、被災者支援の協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第１条　この協定は、山梨県地域防災計画、災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）その他関係法令に基づき甲又は市町村が行う被災者支援に関する乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この協定で「災害」とは、地震、風水害その他の異常な自然現象等による被害をいう。

２　この協定で「被災者支援」とは、災害に遭った者の保護又は災害に際しての公衆衛生の保全に係る次に掲げるものとする。

一　生活必需品の提供

二　その他前号に係る役務の提供

（協力の要請）

第３条　甲は、前条第２項の実施について、必要があると認めたときは、乙にその実施の協力を要請するものとする。

２　災害が発生した地域の市町村は、前条第２項の実施について、必要があると認めたときは、甲にその実施の協力を要請することができるものとする。甲は、この要請を受けたときは、乙にその実施の協力を要請するものとする。

３　乙は、前２項の要請を受けたときは、乙に所属する組合員に速やかにその実施を要請するものとする。

４　乙は、組合員に要請を行ったときは、遅滞なく甲にその旨を連絡するものとする。

（協力業務）

第４条　甲が乙に協力を要請する被災者支援に係る業務は、次に掲げるものとする。

一　組合員が保有するタオルの提供

二　その他前号に係る役務

（要請の方法）

第５条　第３条第１項及び第２項の規定による要請は、原則として文書によるものとし、市町村から甲への要請は様式第１号により、甲から乙への要請は様式第２号により行うものとする。ただし、緊急の場合は、口頭等で要請することができ、その場合は、遅滞なく該当する様式による文書を要請先に送付するものとする。

（要請への対応）

第６条　乙は、甲から前条の規定による要請を受けたときは、やむを得ない事由がある場合を除き、要請された業務を実施するものとする。

２　乙は、甲から前条の規定による要請を受けたときは、応諾の可否を速やかに甲及び甲に要請を行った市町村（以下「要請市町村」という。）に様式第３号により通知するものとする。

（実施報告）

第７条　乙は、甲からの第５条の規定による要請により第４条の業務を実施したときは、遅滞なく実施状況を甲及び要請市町村に様式第４号により報告するものとする。

（費用の負担）

第８条　乙が第４条に規定する業務の実施に要した費用は、乙が負担するものとする。ただし、災害救助法が適用される場合は、同法に係る規定によるものとする。

（秘密の保持）

第９条　乙は、業務上、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

（責任者の設置）

第10条　甲、乙は、この協定の締結後速やかに連絡及び調整に関する連絡調整責任者をそれぞれ設置し、互いに報告するものとする。

（協議）

第11条　この協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第12条　この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して１年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の１か月前までに、甲、乙の一方から書面をもって協定解除の申し入れがない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して１年間この期間は延長され、その後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を２通作成し、甲、乙は署名押印の上、各自その１通を保有する。

平成２７年９月３０日

甲　山梨県甲府市丸の内一丁目６番１号
山梨県知事

乙　山梨県甲府市緑が丘二丁目１３番３６号
山梨県美容業生活衛生同業組合
理事長

(78)　災害者支援の協力に関する協定書

山梨県（以下「甲」という。）と山梨県クリーニング生活衛生同業組合（以下「乙」という。）とは、被災者支援の協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第１条　この協定は、山梨県地域防災計画、災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）その他関係法令に基づき甲又は市町村が行う被災者支援に関する乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この協定で「災害」とは、地震、風水害その他の異常な自然現象等による被害をいう。

２　この協定で「被災者支援」とは、災害に遭った者の保護又は災害に際しての公衆衛生の保全に係る次に掲げるものとする。

一　クリーニングサービスの提供

二　その他前号に係る役務の提供

（協力の要請）

第３条　甲は、前条第２項の実施について、必要があると認めたときは、乙にその実施の協力を要請するものとする。

２　災害が発生した地域の市町村は、前条第２項の実施について、必要があると認めたときは、甲にその実施の協力を要請することができるものとする。甲は、この要請を受けたときは、乙にその実施の協力を要請するものとする。

３　乙は、前２項の要請を受けたときは、乙に所属する組合員に速やかにその実施を要請するものとする。

４　乙は、組合員に要請を行ったときは、遅滞なく甲にその旨を連絡するものとする。

（協力業務）

第４条　甲が乙に協力を要請する被災者支援に係る業務は、次に掲げるものとする。

一　避難所で利用された毛布等のクリーニング

二　その他前号に係る役務

（要請の方法）

第５条　第３条第１項及び第２項の規定による要請は、原則として文書によるものとし、市町村から甲への要請は様式第１号により、甲から乙への要請は様式第２号により行うものとする。ただし、緊急の場合は、口頭等で要請することができ、その場合は、遅滞なく該当する様式による文書を要請先に送付するものとする。

（要請への対応）

第６条　乙は、甲から前条の規定による要請を受けたときは、やむを得ない事由がある場合を除き、要請された業務を実施するものとする。

２　乙は、甲から前条の規定による要請を受けたときは、応諾の可否を速やかに甲及び甲に要請を行った市町村（以下「要請市町村」という。）に様式第３号により通知するものとする。

（実施報告）

第７条　乙は、甲からの第５条の規定による要請により第４条の業務を実施したときは、遅滞なく実施状況を甲及び要請市町村に様式第４号により報告するものとする。

（費用の負担）

第８条　乙が第４条に規定する業務の実施に要した費用は、法令その他特別の定めがあるものを除くほか、要請市町村が負担するものとする。

２　前項に規定する費用については、法令その他特別の定めがあるものを除くほか、災害発生直前にお

ける適正価格を基準に乙及び要請市町村が協議して定めるものとする。ただし、乙又は要請市町村が協議に甲を加えることを必要とした場合は、協議に甲を加えることができるものとする。

（秘密の保持）

第９条　乙は、業務上、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

（責任者の設置）

第10条　甲、乙は、この協定の締結後速やかに連絡及び調整に関する連絡調整責任者をそれぞれ設置し、互いに報告するものとする。

（協議）

第11条　この協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第12条　この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して１年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の１か月前までに、甲、乙の一方から書面をもって協定解除の申し入れがない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して１年間この期間は延長され、その後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を２通作成し、甲、乙は署名押印の上、各自その１通を保有する。

平成２７年９月３０日

甲　山梨県甲府市丸の内一丁目６番１号
山梨県知事

乙　山梨県甲府市朝日一丁目９番１０号
山梨県クリーニング生活衛生同業組合
理事長

(79)　災害者支援の協力に関する協定書

山梨県（以下「甲」という。）と山梨県旅館生活衛生同業組合（以下「乙」という。）とは、（災害時における）被災者支援の協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第１条　この協定は、山梨県地域防災計画、災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）その他関係法令に基づき甲又は市町村が行う被災者支援に関する乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この協定で「災害」とは、地震、風水害その他の異常な自然現象等による被害をいう。

２　この協定で「被災者支援」とは、災害に遭った者の保護又は災害に際しての公衆衛生の保全に係る次に掲げるものとする。

一　宿泊及び入浴サービスの提供

二　食事の提供

三　その他前号に係る役務の提供

（協力の要請）

第３条　甲は、前条第２項の実施について、必要があると認めたときは、乙にその実施の協力を要請するものとする。

２　災害が発生した地域の市町村は、前条第２項の実施について、必要があると認めたときは、甲にその実施の協力を要請することができるものとする。甲は、この要請を受けたときは、乙にその実施の協力を要請するものとする。

３　乙は、前２項の要請を受けたときは、乙に所属する組合員に速やかにその実施を要請するものとする。

４　乙は、組合員に要請を行ったときは、遅滞なく甲にその旨を連絡するものとする。

（協力業務）

第４条　甲が乙に協力を要請する被災者支援に係る業務は、次に掲げるものとする。

一　組合員の宿泊施設を利用した宿泊並びに宿泊に付随する入浴及び食事の提供

二　その他前号に係る役務

（要請の方法）

第５条　第３条第１項及び第２項の規定による要請は、原則として文書によるものとし、市町村から甲への要請は様式第１号により、甲から乙への要請は様式第２号により行うものとする。ただし、緊急の場合は、口頭等で要請することができ、その場合は、遅滞なく該当する様式による文書を要請先に送付するものとする。

（要請への対応）

第６条　乙は、甲から前条の規定による要請を受けたときは、やむを得ない事由がある場合を除き、要請された業務を実施するものとする。

２　乙は、甲から前条の規定による要請を受けたときは、応諾の可否を速やかに甲及び甲に要請を行った市町村（以下「要請市町村」という。）に様式第３号により通知するものとする。

（実施報告）

第７条　乙は、甲からの第５条の規定による要請により第４条の業務を実施したときは、遅滞なく実施状況を甲及び要請市町村に様式第４号により報告するものとする。

（費用の負担）

第８条　乙が第４条に規定する業務の実施に要した費用は、法令その他特別の定めがあるものを除くほか、要請市町村が負担するものとする。

２　前項に規定する費用については、法令その他特別の定めがあるものを除くほか、災害発生直前における適正価格を基準に乙及び要請市町村が協議して定めるものとする。ただし、乙又は要請市町村が協議に甲を加えることを必要とした場合は、協議に甲を加えることができるものとする。

（秘密の保持）

第９条　乙は、業務上、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

（責任者の設置）

第10条　甲、乙は、この協定の締結後速やかに連絡及び調整に関する連絡調整責任者をそれぞれ設置し、互いに報告するものとする。

（協議）

第11条　この協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第12条　この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して１年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の１か月前までに、甲、乙の一方から書面をもって協定解除の申し入れがない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して１年間この期間は延長され、その後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を２通作成し、甲、乙は署名押印の上、各自その１通を保有する。

平成２７年９月３０日

甲　山梨県甲府市丸の内一丁目６番１号
山梨県知事

乙　山梨県甲府市湯村三丁目１０番５号
山梨県旅館生活衛生同業組合
理事長

(80)　災害者支援の協力に関する協定書

山梨県（以下「甲」という。）と山梨県鮨商生活衛生同業組合（以下「乙」という。）とは、被災者支援の協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第１条　この協定は、山梨県地域防災計画、災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）その他関係法令に基づき甲又は市町村が行う被災者支援に関する乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この協定で「災害」とは、地震、風水害その他の異常な自然現象等による被害をいう。

２　この協定で「被災者支援」とは、災害に遭った者の保護又は災害に際しての公衆衛生の保全に係る次に掲げるものとする。

一　食事の提供

二　その他前号に係る役務の提供

（協力の要請）

第３条　甲は、前条第２項の実施について、必要があると認めたときは、乙にその実施の協力を要請するものとする。

２　災害が発生した地域の市町村は、前条第２項の実施について、必要があると認めたときは、甲にその実施の協力を要請することができるものとする。甲は、この要請を受けたときは、乙にその実施の協力を要請するものとする。

３　乙は、前２項の要請を受けたときは、乙に所属する組合員に速やかにその実施を要請するものとする。

４　乙は、組合員に要請を行ったときは、遅滞なく甲にその旨を連絡するものとする。

（協力業務）

第４条　甲が乙に協力を要請する被災者支援に係る業務は、次に掲げるものとする。

一　弁当等の食事の提供

二　その他前号に係る役務

（要請の方法）

第５条　第３条第１項及び第２項の規定による要請は、原則として文書によるものとし、市町村から甲への要請は様式第１号により、甲から乙への要請は様式第２号により行うものとする。ただし、緊急の場合は、口頭等で要請することができ、その場合は、遅滞なく該当する様式による文書を要請先に送付するものとする。

（要請への対応）

第６条　乙は、甲から前条の規定による要請を受けたときは、やむを得ない事由がある場合を除き、要請された業務を実施するものとする。

２　乙は、甲から前条の規定による要請を受けたときは、応諾の可否を速やかに甲及び甲に要請を行った市町村（以下「要請市町村」という。）に様式第３号により通知するものとする。

（実施報告）

第７条　乙は、甲からの第５条の規定による要請により第４条の業務を実施したときは、遅滞なく実施状況を甲及び要請市町村に様式第４号により報告するものとする。

（費用の負担）

第８条　乙が第４条に規定する業務の実施に要した費用は、法令その他特別の定めがあるものを除くほか、要請市町村が負担するものとする。

２　前項に規定する費用については、法令その他特別の定めがあるものを除くほか、災害発生直前にお

ける適正価格を基準に乙及び要請市町村が協議して定めるものとする。ただし、乙又は要請市町村が協議に甲を加えることを必要とした場合は、協議に甲を加えることができるものとする。

（秘密の保持）

第９条　乙は、業務上、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

（責任者の設置）

第10条　甲、乙は、この協定の締結後速やかに連絡及び調整に関する連絡調整責任者をそれぞれ設置し、互いに報告するものとする。

（協議）

第11条　この協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第12条　この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して１年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の１か月前までに、甲、乙の一方から書面をもって協定解除の申し入れがない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して１年間この期間は延長され、その後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を２通作成し、甲、乙は署名押印の上、各自その１通を保有する。

平成２７年９月３０日

甲　山梨県甲府市丸の内一丁目６番１号
山梨県知事

乙　山梨県甲府市朝気一丁目５番１０号
山梨県鮨商生活衛生同業組合
理事長

(81)　災害者支援の協力に関する協定書

山梨県（以下「甲」という。）と山梨県食肉生活衛生同業組合（以下「乙」という。）とは、被災者支援の協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第１条　この協定は、山梨県地域防災計画、災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）その他関係法令に基づき甲又は市町村が行う被災者支援に関する乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この協定で「災害」とは、地震、風水害その他の異常な自然現象等による被害をいう。

２　この協定で「被災者支援」とは、災害に遭った者の保護又は災害に際しての公衆衛生の保全に係る次に掲げるものとする。

一　食事の提供

二　その他前号に係る役務の提供

（協力の要請）

第３条　甲は、前条第２項の実施について、必要があると認めたときは、乙にその実施の協力を要請するものとする。

２　災害が発生した地域の市町村は、前条第２項の実施について、必要があると認めたときは、甲にその実施の協力を要請することができるものとする。甲は、この要請を受けたときは、乙にその実施の協力を要請するものとする。

３　乙は、前２項の要請を受けたときは、乙に所属する組合員に速やかにその実施を要請するものとする。

４　乙は、組合員に要請を行ったときは、遅滞なく甲にその旨を連絡するものとする。

（協力業務）

第４条　甲が乙に協力を要請する被災者支援に係る業務は、次に掲げるものとする。

一　弁当等の食事の提供

二　その他前号に係る役務

（要請の方法）

第５条　第３条第１項及び第２項の規定による要請は、原則として文書によるものとし、市町村から甲への要請は様式第１号により、甲から乙への要請は様式第２号により行うものとする。ただし、緊急の場合は、口頭等で要請することができ、その場合は、遅滞なく該当する様式による文書を要請先に送付するものとする。

（要請への対応）

第６条　乙は、甲から前条の規定による要請を受けたときは、やむを得ない事由がある場合を除き、要請された業務を実施するものとする。

２　乙は、甲から前条の規定による要請を受けたときは、応諾の可否を速やかに甲及び甲に要請を行った市町村（以下「要請市町村」という。）に様式第３号により通知するものとする。

（実施報告）

第７条　乙は、甲からの第５条の規定による要請により第４条の業務を実施したときは、遅滞なく実施状況を甲及び要請市町村に様式第４号により報告するものとする。

（費用の負担）

第８条　乙が第４条に規定する業務の実施に要した費用は、法令その他特別の定めがあるものを除くほか、要請市町村が負担するものとする。

２　前項に規定する費用については、法令その他特別の定めがあるものを除くほか、災害発生直前にお

ける適正価格を基準に乙及び要請市町村が協議して定めるものとする。ただし、乙又は要請市町村が協議に甲を加えることを必要とした場合は、協議に甲を加えることができるものとする。

（秘密の保持）

第９条　乙は、業務上、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

（責任者の設置）

第10条　甲、乙は、この協定の締結後速やかに連絡及び調整に関する連絡調整責任者をそれぞれ設置し、互いに報告するものとする。

（協議）

第11条　この協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第12条　この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して１年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の１か月前までに、甲、乙の一方から書面をもって協定解除の申し入れがない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して１年間この期間は延長され、その後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を２通作成し、甲、乙は署名押印の上、各自その１通を保有する。

平成２７年９月３０日

甲　山梨県甲府市丸の内一丁目６番１号
山梨県知事

乙　山梨県甲府市丸の内三丁目６番１号
山梨県食肉生活衛生同業組合
理事長

(82)　災害者支援の協力に関する協定書

山梨県（以下「甲」という。）と山梨県公衆浴場業生活衛生同業組合（以下「乙」という。）とは、被災者支援の協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第１条　この協定は、山梨県地域防災計画、災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）その他関係法令に基づき甲又は市町村が行う被災者支援に関する乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この協定で「災害」とは、地震、風水害その他の異常な自然現象等による被害をいう。

２　この協定で「被災者支援」とは、災害に遭った者の保護又は災害に際しての公衆衛生の保全に係る次に掲げるものとする。

一　入浴サービスの提供

二　その他前号に係る役務の提供

（協力の要請）

第３条　甲は、前条第２項の実施について、必要があると認めたときは、乙にその実施の協力を要請するものとする。

２　災害が発生した地域の市町村は、前条第２項の実施について、必要があると認めたときは、甲にその実施の協力を要請することができるものとする。甲は、この要請を受けたときは、乙にその実施の協力を要請するものとする。

３　乙は、前２項の要請を受けたときは、乙に所属する組合員に速やかにその実施を要請するものとする。

４　乙は、組合員に要請を行ったときは、遅滞なく甲にその旨を連絡するものとする。

（協力業務）

第４条　甲が乙に協力を要請する被災者支援に係る業務は、次に掲げるものとする。

一　組合員の入浴施設を利用した入浴サービスの提供

二　その他前号に係る役務

（要請の方法）

第５条　第３条第１項及び第２項の規定による要請は、原則として文書によるものとし、市町村から甲への要請は様式第１号により、甲から乙への要請は様式第２号により行うものとする。ただし、緊急の場合は、口頭等で要請することができ、その場合は、遅滞なく該当する様式による文書を要請先に送付するものとする。

（要請への対応）

第６条　乙は、甲から前条の規定による要請を受けたときは、やむを得ない事由がある場合を除き、要請された業務を実施するものとする。

２　乙は、甲から前条の規定による要請を受けたときは、応諾の可否を速やかに甲及び甲に要請を行った市町村（以下「要請市町村」という。）に様式第３号により通知するものとする。

（実施報告）

第７条　乙は、甲からの第５条の規定による要請により第４条の業務を実施したときは、遅滞なく実施状況を甲及び要請市町村に様式第４号により報告するものとする。

（費用の負担）

第８条　乙が第４条に規定する業務の実施に要した費用は、乙が負担するものとする。ただし、災害救助法が適用される場合は、同法に係る規定によるものとする。

（秘密の保持）

第９条　乙は、業務上、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

（責任者の設置）
第10条　甲、乙は、この協定の締結後速やかに連絡及び調整に関する連絡調整責任者をそれぞれ設置し、互いに報告するものとする。
（協議）
第11条　この協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定めるものとする。
（有効期間）
第12条　この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して１年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の１か月前までに、甲、乙の一方から書面をもって協定解除の申し入れがない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して１年間この期間は延長され、その後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を２通作成し、甲、乙は署名押印の上、各自その１通を保有する。

平成２７年９月３０日

甲　山梨県甲府市丸の内一丁目６番１号
山梨県知事

乙　山梨県甲府市住吉四丁目６番２３号
山梨県公衆浴場業生活衛生同業組合
理事長

(83) 災害時における遺体の処理及び埋葬の協力に関する協定書

山梨県（以下「甲」という。）と山梨県葬祭事業協同組合（以下「乙」という。）及び全日本葬祭業協同組合連合会（以下「丙」という。）とは、災害時における遺体の処理及び埋葬の協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第１条　この協定は、山梨県地域防災計画、災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）その他関係法令に基づき甲又は市町村が行う災害時における遺体の処理及び埋葬に関する乙又は丙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この協定で「災害」とは、地震、風水害その他の異常な自然現象等による被害をいう。

２　この協定で「遺体の処理及び埋葬」とは、災害に際しての公衆衛生の保全に係る次に掲げるものとする。

一　遺体の処理及び埋葬に係る物品の提供

二　その他前号に係る役務の提供

（協力の要請）

第３条　甲は、前条第２項の実施について、必要があると認めたときは、乙にその実施の協力を要請するものとする。ただし、乙が要請に応じられない場合は、丙に協力を要請することができるものとする。

２　災害が発生した地域の市町村は、前条第２項の実施について、必要があると認めたときは、甲にその実施の協力を要請することができるものとする。甲は、この要請を受けたときは、乙又は丙にその実施の協力を要請するものとする。

３　乙又は丙は、前２項の要請を受けたときは、乙又は丙に所属する組合員に速やかにその実施を要請するものとする。

４　乙又は丙は、組合員に要請を行ったときは、遅滞なく甲にその旨を連絡するものとする。

（協力業務）

第４条　甲が乙又は丙に協力を要請する遺体の処理及び埋葬に係る業務は、次に掲げるものとする。

一　遺体の処理及び埋葬に係る棺、葬祭用品等の提供並びに葬祭作業及び遺体の搬送

二　前号の棺、葬祭用品等は、次のとおりとする。

①　桐棺（内張付き、納棺用品一式を含む。）、遺体収納袋

②　ドライアイス、防腐剤等遺体安置用品

③　骨つぼ、その他必要な用品

三　その他第一号に係る役務

（要請の方法）

第５条　第３条第１項及び第２項の規定による要請は、原則として文書によるものとし、市町村から甲への要請は様式第１号により、甲から乙又は丙への要請は様式第２号により行うものとする。ただし、緊急の場合は、口頭等で要請することができ、その場合は、遅滞なく該当する様式による文書を要請先に送付するものとする。

２　乙は、前項の規定による甲からの要請を受け、必要があると認めるときは、丙に協力を求めることができる。ただし、丙に協力を求めた場合、乙は、遅滞なく甲にその旨を連絡するものとする。

（要請への対応）

第６条　乙又は丙は、甲から前条各項の規定による要請を受けたときは、やむを得ない事由がある場合を除き、要請された業務を実施するものとする。

２　乙又は丙は、甲から前条各項の規定による要請を受けたときは、応諾の可否を速やかに甲及び甲に要請を行った市町村（以下「要請市町村」という。）に様式第３号により通知するものとする。

（実施報告）

第７条　乙又は丙は、甲からの第５条各項の規定による要請により第４条の業務を実施したときは、遅滞なく実施状況を甲及び要請市町村に様式第４号により報告するものとする。

（費用の負担）

第８条　乙又は丙が第４条に規定する業務の実施に要した費用は、法令その他特別の定めがあるものを除くほか、要請市町村が負担するものとする。

２　前項に規定する費用については、法令その他特別の定めがあるものを除くほか、災害発生直前における適正価格を基準に乙又は丙及び要請市町村が協議して定めるものとする。ただし、乙、丙又は要請市町村が協議に甲を加えることを必要とした場合は、協議に甲を加えることができるものとする。

（秘密の保持）

第９条　乙又は丙は、業務上、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

（責任者の設置）

第 10 条　甲、乙又は丙は、この協定の締結後速やかに連絡及び調整に関する連絡調整責任者をそれぞれ設置し、互いに報告するものとする。

（協議）

第 11 条　この協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、甲、乙又は丙が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第 12 条　この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して１年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の１か月前までに、甲、乙又は丙の一方から書面をもって協定解除の申し入れがない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して１年間この期間は延長され、その後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を３通作成し、甲、乙及び丙は署名押印の上、各自その１通を保有する。

平成２７年１０月１４日

甲　山梨県甲府市丸の内一丁目６番１号
山梨県知事

乙　山梨県韮崎市本町二丁目１０番９号
山梨県葬祭事業協同組合
理事長

丙　東京都港区港南二丁目４番１２号
港南ＹＫビル４階

全日本葬祭業協同組合連合会
会長

(84)　災害時における遺体の処理及び埋葬等の協力に関する協定書

山梨県（以下「甲」という。）と一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会（以下「乙」という。）とは、災害時における遺体の処理及び埋葬の協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第１条　この協定は、山梨県地域防災計画、災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）その他関係法令に基づき甲又は市町村が行う災害時における遺体の処理及び埋葬に関する乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この協定で「災害」とは、地震、風水害その他の異常な自然現象等による被害をいう。

２　この協定で「遺体の処理及び埋葬等」とは、災害に際しての公衆衛生の保全に係る次に掲げるものとする。

一　遺体の処理及び埋葬に係る物品の提供

二　前号に係る役務の提供

三　その他甲の要請により乙が応じられる事項

（協力の要請）

第３条　甲は、前条第２項の実施について、必要があると認めたときは、乙にその実施の協力を要請するものとする。

２　災害が発生した地域の市町村は、前条第２項の実施について、必要があると認めたときは、甲にその実施の協力を要請することができるものとする。甲は、この要請を受けたときは、乙にその実施の協力を要請するものとする。

３　乙は、前２項の要請を受けたときは、乙に所属する会員に速やかにその実施を要請するものとする。

４　乙は、会員に要請を行ったときは、遅滞なく甲にその旨を連絡するものとする。

（協力業務）

第４条　甲が乙に協力を要請する遺体の処理及び埋葬等に係る業務は、次に掲げるものとする。

一　遺体の処理及び埋葬に係る棺、葬祭用品等の提供並びに葬祭作業及び遺体の搬送

二　前号の棺、葬祭用品等は、次のとおりとする。

①　桐棺（内張付き、納棺用品一式を含む。）、遺体収納袋

②　ドライアイス、防腐剤等遺体安置用品

③　骨つぼ、その他必要な用品

三　第一号に係る役務

四　その他甲の要請により乙が応じられる事項

（要請の方法）

第５条　第３条第１項及び第２項の規定による要請は、原則として文書によるものとし、市町村から甲への要請は様式第１号により、甲から乙への要請は様式第２号により行うものとする。ただし、緊急の場合は、口頭等で要請することができ、その場合は、遅滞なく該当する様式による文書を要請先に送付するものとする。

（要請への対応）

第６条　乙は、甲から前条の規定による要請を受けたときは、やむを得ない事由がある場合を除き、要請された業務を実施するものとする。

２　乙は、甲から前条の規定による要請を受けたときは、応諾の可否を速やかに甲及び甲に要請を行った市町村（以下「要請市町村」という。）に様式第３号により通知するものとする。

（実施報告）
第７条　乙は、甲からの第５条の規定による要請により第４条の業務を実施したときは、遅滞なく実施状況を甲及び要請市町村に様式第４号により報告するものとする。
（費用の負担）
第８条　乙が第４条に規定する業務の実施に要した費用は、法令その他特別の定めがあるものを除くほか、要請市町村が負担するものとする。
２　前項に規定する費用については、法令その他特別の定めがあるものを除くほか、災害発生直前における適正価格を基準に乙及び要請市町村が協議して定めるものとする。ただし、乙又は要請市町村が協議に甲を加えることを必要とした場合は、協議に甲を加えることができるものとする。
（秘密の保持）
第９条　乙は、業務上、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
（責任者の設置）
第 10 条　甲、乙は、この協定の締結後速やかに連絡及び調整に関する連絡調整責任者をそれぞれ設置し、互いに報告するものとする。
（協議）
第 11 条　この協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定めるものとする。
（有効期間）
第 12 条　この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して１年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の１か月前までに、甲、乙の一方から書面をもって協定解除の申し入れがない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して１年間この期間は延長され、その後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を２通作成し、甲、乙は署名押印の上、各自その１通を保有する。

平成２９年１２月１４日

甲　山梨県甲府市丸の内一丁目６番１号

山梨県知事

乙　東京都港区西新橋１丁目１８番１２号
ＣＯＭＳ虎ノ門６階
一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会

会長

(85) 災害時における機材のレンタル供給に関する協定書

山梨県（以下「甲」という。）と株式会社ヨシカワ（以下「乙」という。）とは、災害発生時における機材（乙が所有する機材であって、レンタルの用に供するもの。以下「機材」という。）のレンタル供給について、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第１条　甲は、次に掲げる場合において、乙に対し、供給が可能な機材の供給を要請することができる。

（１）山梨県内において災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。

（２）山梨県外の災害応急対策のため、国又は関係都道府県から、機材の調達斡旋を要請されたとき。

（供給機材の範囲）

第２条　甲が乙に供給を要請する機材は、支援物資にかかる荷役・輸送用資機材のほか、応急対策全般にかかる資機材のうち、要請時点で、乙が供給できる機材とする。

（要請の方法）

第３条　第１条の要請は、別紙第１号様式をもって行うものとする。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（要請に基づく乙の協力）

第４条　乙は、前条第１項の要請を受けたときは、可能な範囲で機材の優先レンタル供給に努めるものとする。

（機材の運搬、引渡し）

第５条　機材の引渡し場所、運搬経路は、甲が乙と協議の上、指定するものとし、引渡場所までの機材の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、甲又は甲の指定する者が行うものとする。

２　甲は、引渡し場所に職員又は甲が指定する者を派遣し、機材を確認の上、受領するものとする。

３　乙は、機材の引渡しが完了した場合は、速やかに別紙第２号様式により甲に報告するものとする。

（車両の通行）

第６条　甲は、乙が前条第１項の規定により機材を運搬する車両を緊急通行車両として通行できるように可能な範囲で支援するものとする。

（機材のレンタル費用等）

第７条　乙が供給した機材の賃貸に係る費用は、甲又は甲の指定する地方自治体が負担するものとする。

２　乙が供給した機材の賃貸価格は、災害発生直前における適正な価格（災害発生前の取引については取引時の適正な価格）とする。

３　乙が行なった運搬に係る費用は、甲乙協議の上決定する。

（費用の支払い）

第８条　甲が借り受けた機材の賃貸に係る費用は、乙からの請求後、速やかに甲又は甲の指定する地方自治体から乙に支払うものとする。

（災害補償）

第９条　この協定に基づいて業務に従事した者が、この協定に基づく業務に起因して死亡し、負傷し、又は疾病にかかったときの災害補償については、労働災害に関わる関係法令に定めるところによるものとする。

（連絡体制）

第 10 条　甲及び乙は、機材の供給に支障をきたさないよう、事前に連絡責任者を定め、相互に文書で報告するものとする。

２　甲及び乙は、前項の報告を毎年４月に行うものとし、連絡責任者に変更が生じた場合は、その都度行うものとする。

（有効期限）

第 11 条　この協定は、締結の日から起算して１年間とする。ただし、有効期間満了日まで、甲、乙いずれからも意思表示がないときは同一条件で更新されたものとし、以後も同様とする。

２　この協定を解除する場合は、甲乙双方又はいずれか一方が解除日１か月前までに書面により相手方に通知するものとする。

（協議）

第 12 条　この協定において疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議を行い、円満に解決を図るものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

平成２７年１２月１８日

甲　山梨県甲府市丸の内一丁目６番１号
山梨県知事

乙　石川県金沢市北安江三丁目１番３３号
株式会社ヨシカワ
代表取締役社長 吉 川 義 一

(86)　災害時における汚泥等洗浄応急対策の協力に関する協定書

山梨県（以下「甲」という。）と山梨県塗装工業会（以下「乙」という。）及び一般社団法人日本塗装工業会山梨県支部(以下「丙」という。)とは、大規模な災害が発生した場合における甲の管理する建築物の汚泥等洗浄応急対策に係る業務に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、甲が必要と認める公共施設及び避難所等の建物に被害が発生したときの汚泥等洗浄応急対策に係る業務（以下、「応急対策業務」という。）の実施に関し、甲が乙及び丙に対して支援協力を得るにあたって必要な事項を定め、建築物の早期復旧を図ることを目的とする。

（支援協力の要請）

第２条　甲は、応急対策業務のために、乙及び丙の会員の有する技術、労力及び資機材の必要があると認めるときは、乙及び丙に対し支援協力を要請することが出来る。

２　要請は応援要請書によるものとするが、緊急を要する時は、電話等の通信方法により行い、後日速やかに応援要請書を送付する。

３　乙及び丙は前項の要請があったときは、可能な限り、協力するものとし、協力する場合は別に定める応急対策業務応諾書を甲に送付する。

（経費の負担）

第３条　乙及び丙が甲の要請により実施した応急対策業務に要した費用は、乙及び丙が負担するものとする。

（報告）

第４条　乙及び丙は応急対策業務を完了した場合は、速やかに甲に報告する。

（体制の確保）

第５条　甲乙丙は、あらかじめ応急対策業務に関する連絡窓口を定め、必要な情報を交換する。

２　乙及び丙は災害時に応急対策業務を速やかに実施できる体制を平常時から確保する。

（災害情報の提供）

第６条　乙及び丙は応急対策業務実施中に覚知した災害等の情報を積極的に甲に提供する。

（災害補償）

第７条　応急対策業務に従事した者が、当該応急対策業務の実施により負傷又は死亡した場合の災害補償については、乙及び丙の責任において行う。ただし、「災害応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例(昭和３７年山梨県条例第５５号)」が適用される場合は、甲が補償する。

（有効期限）

第８条　この協定は、締結の日から効力を有するものとし、甲乙丙いずれかが文書をもって協定の終了を通知しない限りその効力を持続する。

（雑則）

第９条　この協定に定めのない事項について定めをする必要が生じたとき、又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、その都度、甲乙丙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書３通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成２８年 3月２２日

甲 山梨県甲府市丸の内１丁目６番１号
山 梨 県 知 事

乙 山梨県甲府市蓬沢町１１４６
山梨県塗装工業会
会 長

丙 山梨県富士吉田市上吉田５３９７
一般社団法人日本塗装工業会山梨県支部支部長

(87)災害情報の発信に関する協定

山梨県（以下「甲」という。）とファーストメディア株式会社（以下「乙」という。）は、災害に係る情報提供等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

（本協定の目的）

第１条　本協定は、富士山噴火をはじめ、県内で発生する災害に備え、甲が山梨県民や観光客、富士山登山者等（以下「県民等」という。）に対して必要な情報を提供する手段を充実させるため、甲と乙が互いに協力することを目的とする。

（本協定の実施内容）

第２条　前条の目的を達成するため、本協定で実施する協力内容は以下のとおりとする。

１　甲が県民等に対して避難情報等を発する必要がある場合、乙は自社サービスの一部機能を甲に利用させるとともに、甲の要請に応じて、乙が知りうる県民等の位置情報等を甲に提供する。

２　甲は、県内の土砂災害警戒区域や浸水想定区域等の危険区域、富士山の既存路、避難対象エリア等の富士山噴火に関する情報を乙に提供し、乙は提供された情報を平時から自社サービス上に掲載するなどして、県民等に対し周知を図る。

３　甲は、山梨県内の避難所、避難場所等の情報を乙に提供し、乙は、提供された情報を自社サービス上に掲載するなどし、県民等に対し周知する。

４　乙は、県内を観光する外国人等に対しても災害情報を提供できるよう、提供する情報の多言語化に努める。

５　より多くの県民等に災害情報等を提供できるよう、甲と乙は協力して、乙が提供するサービスの周知に務める。

（費用の負担）

第３条　前条に基づく甲乙それぞれの作業については、別段の合意がない限り無償で行われるものとし、その一切の経費は、各自が負担するものとする。

（二次利用）

第４条　乙は、本協定で得た情報を、第三者に提供する場合は、あらかじめ甲に報告しなければならない。

（本協定の有効期間）

第５条　本協定の有効期間は協定締結日から平成２９年３月３１日までとする。

２　前項の規定にかかわらず、期間満了の日の２か月前に甲又は乙から何らの意思表示がないときは、協定期間は更に１年延長するものとし、その後もこの例による。

（疑義等の決定）

第６条　本協定について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有する。

平成２８年6月３０日

甲　　山梨県甲府市丸の内１−6−1
山梨県
山梨県知事

乙　　東京都千代田区神田神保町１丁目４２番４号
ファーストメディア株式会社
代表取締役社長

(88) 山梨県が発信する土砂災害情報及び雨量情報提供に関する協定書

山梨県（以下「甲」という。）と山梨ＣＡＴＶ株式会社（以下「乙」）という。）は、山梨県の峡東地域における土砂災害及び雨量情報の提供について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条　土砂および洪水災害から住民の生命・財産を守るため、災害関連情報を提供することにより警戒避難体制を強化し、人的被害の軽減を図るため、甲及び乙が協力し、住民に対して災害関連情報を迅速かつ正確に提供することを目的とする。

（協力体制）

第2条　甲及び乙は、この協定に基づく業務を行う場合、互いに最大限の協力をするものとする。

（放送要請の手続き）

第3条　甲が災害関連情報の放送要請を行うにあたっては、乙のテレビ放送の特性（運営方法及び放送範囲）を十分に考慮するものとする。

（放送の実施）

第4条　乙は、甲から受けた災害関連情報に関して、可能な範囲と精度において放送するものとし、速やかにこれに協力するものとする。

1　放送は、「土砂災害の危険性が高まっている地域」や雨量情報で、乙が運用している「JC-data」「JC-Smart」を利用するものとする。

2　災害関連情報の放送は、乙の自主放送チャンネルで行うものとする。

（放送の範囲）

第5条　放送の範囲は、乙の放送エリアとする。（別紙１）

（平時の協力）

第6条　甲及び乙は、災害関連情報の迅速かつ正確な提供を円滑にするために、平時から次の事項について、相互に協力するものとする。

1　保有するシステムの適切な維持管理に努める

2　定期点検及び修理等により情報提供を停止する場合は、事前に相互に連絡、調整するものとする。

3　障害により情報提供に支障が発生した場合には、相互に連絡を取り迅速な復旧に努めるものとする。

（連絡責任者）

第7条　第 3 条に規定する放送要請に関する事項の伝達を確実かつ円滑に行うため、甲及び乙は、それぞれの連絡責任者（別紙２）を定め、あらかじめ相互に通知するものとする。

（二次利用権）

第 8 条　乙は甲の提供する災害関連情報に基づいて作成された、ケーブルテレビ地上デジタルデータ放送用の情報画面を、第 1 条の目的に以外のことに利用してはならない。

2　乙は、他の者に対し、本協定でいう「ケーブルテレビ地上デジタルデータ放送用の情報画面」を利用させる場合には、甲と協議しなければならない。また、第５条でいう、「放送の範囲」を超えて放送する場合も同様とする。

（その他）

第9条　この協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときには、その都度、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（有効期間）

第 10 条　本協定の有効期間は平成 28 年７月 4 日から平成 29 年 7 月 3 日までとする。ただし、期間満了の１か月前までに、甲乙のいずれからも何ら意思表示がない場合には、さらに１年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

この協定の締結を証するため、本協定書を２通作成し、各自１通を保有する。

平成２８年　　7月　4日

甲　　山梨県県土整備部部長
　　大久保勝徳

乙　　山梨市上神内川１２３０
　　山梨 CATV 株式会社
　　代表取締役　中村昌二

（別紙１）

放送エリア

「JC-data」山梨市

「JC-Smart」スマートフォンアプリが閲覧できる環境

（別紙２）

連絡責任者

山梨県砂防課	傾斜地保全担当	TEL055-223-1713
山梨県砂防課	システム保守点検事業者	毎年４月に確認のこと
山梨ＣＡＴＶ株式会社	技術管理部	TEL　0553-22-6822

(89) 山梨県が発信する土砂災害関連情報及び雨量・河川水位情報提供に関する協定書

山梨県（以下「甲」という。）と白根ケーブルネットワーク株式会社（以下「乙」という。）は、山梨県の峡西地域における土砂災害関連情報及び雨量・河川水位情報（以下「災害関連情報」という。）の提供について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　土砂及び洪水災害から住民の生命・財産を守るため、災害関連情報を提供することにより警戒避難体制を強化し、人的被害の軽減を図るため、甲及び乙が協力し、住民に対して災害関連情報を迅速かつ正確に提供することを目的とする。

（協力体制）

第２条　甲及び乙は、この協定に基づく業務を行う場合、互いに最大限の協力をするものとする。

（放送等要請の手続き）

第３条　甲が災害関連情報の放送及び次条第３項に定めるスマートフォン用アプリケーションによる情報提供（以下「放送等」という。）の要請を行うにあたっては、乙のテレビ放送等の特性（運営方法及び放送範囲等）を十分に考慮するものとする。

（放送等の実施）

第４条　乙は、甲から受けた災害関連情報に関して、可能な範囲と精度において放送等するものとし、速やかにこれに協力するものとする。

２　放送等の内容は、災害関連情報とする。

３　災害関連情報の放送等は、乙の自主放送チャンネル及びスマートフォン用アプリケーションで行うものとする。

（放送等の範囲）

第５条　放送等の範囲は、乙の放送エリアとする。（別紙１）

（平時の協力）

第６条　甲及び乙は、災害関連情報の迅速かつ正確な提供を円滑にするために、平時から次の事項について、相互に協力するものとする。

一　保有するシステムの適切な維持管理に努めるものとする。

二　定期点検及び修理等により情報提供を停止する場合は、事前に相互に連絡、調整するものとする。

三　障害により情報提供に支障が発生した場合には、相互に連絡を取り迅速な復旧に努めるものとする。

（連絡責任者）

第７条　第３条に規定する放送要請に関する事項の伝達を確実かつ円滑に行うため、甲及び乙は、それぞれの連絡責任者（別紙２）を定め、あらかじめ相互に通知するものとする。

（二次利用権）

第８条　乙は甲の提供する災害関連情報に基づいて作成された、ケーブルテレビ地上デジタルデータ放送用の情報画面を、第１条の目的以外のことに利用してはならない。

２　乙は、他の者に対し、本協定でいう「ケーブルテレビ地上デジタルデータ放送用の情報画面及びデータ」を利用させる場合には、甲と協議しなければならない。また、第５条でいう、「放送の範囲」を超えて放送する場合も同様とする。

（その他）

第９条　この協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときには、その都度、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（有効期間）

第１０条　本協定の有効期間は平成２８年１０月１日から平成２９年９月３０日までとする。ただし、期間満了の１か月前までに、甲乙のいずれからも何ら意思表示がない場合には、さらに１年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

この協定の締結を証するため、本協定書を２通作成し、各自１通を保有する。

平成２８年９月１６日

甲　山梨県　県土整備部
部長　大久保　勝徳

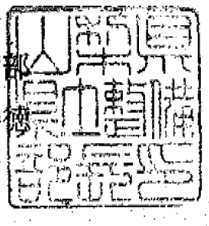

山梨県南アルプス市飯野 2970
乙　白根ケーブルネットワーク株式会社
代表取締役社長　金丸　一光

（別紙１）

放送エリア

南アルプス市（白根・芦安）

※スマートフォン用アプリケーションについては、エリア外での利用を認めることとする。

（別紙２）

連絡責任者

山梨県砂防課	傾斜地保全担当	TEL055-223-1713
山梨県砂防課	システム保守点検事業者	毎年４月に確認のこと
山梨県治水課	災害担当	TEL055-223-1702
山梨県治水課	システム保守点検事業者	毎年４月に確認のこと
白根ケーブルネットワーク株式会社	業務課データ放送担当	TEL055-282-6611

(90) 山梨県が発信する土砂災害関連情報及び雨量・河川水位情報提供に関する協定書

山梨県（以下「甲」という。）と富士川シーエーティーヴィ株式会社（以下「乙」という。）は、山梨県の峡西・峡南地域における土砂災害関連情報及び雨量・河川水位情報（以下「災害関連情報」という。）の提供について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　土砂及び洪水災害から住民の生命・財産を守るため、災害関連情報を提供することにより警戒避難体制を強化し、人的被害の軽減を図るため、甲及び乙が協力し、住民に対して災害関連情報を迅速かつ正確に提供することを目的とする。

（協力体制）

第２条　甲及び乙は、この協定に基づく業務を行う場合、互いに最大限の協力をするものとする。

（放送等要請の手続き）

第３条　甲が災害関連情報の放送及び次条第３項に定めるスマートフォン用アプリケーションによる情報提供（以下「放送等」という。）の要請を行うにあたっては、乙のテレビ放送等の特性（運営方法及び放送範囲等）を十分に考慮するものとする。

（放送等の実施）

第４条　乙は、甲から受けた災害関連情報に関して、可能な範囲と精度において放送等するものとし、速やかにこれに協力するものとする。

２　放送等の内容は、災害関連情報とする。

３　災害関連情報の放送等は、乙の自主放送チャンネル及びスマートフォン用アプリケーションで行うものとする。

（放送等の範囲）

第５条　放送等の範囲は、乙の放送エリアとする。（別紙１）

（平時の協力）

第６条　甲及び乙は、災害関連情報の迅速かつ正確な提供を円滑にするために、平時から次の事項について、相互に協力するものとする。

一　保有するシステムの適切な維持管理に努めるものとする。

二　定期点検及び修理等により情報提供を停止する場合は、事前に相互に連絡、調整するものとする。

三　障害により情報提供に支障が発生した場合には、相互に連絡を取り迅速な復旧に努めるものとする。

（連絡責任者）

第７条　第３条に規定する放送要請に関する事項の伝達を確実かつ円滑に行うため、甲及び乙は、それぞれの連絡責任者（別紙２）を定め、あらかじめ相互に通知するものとする。

（二次利用権）

第８条　乙は甲の提供する災害関連情報に基づいて作成された、ケーブルテレビ地上デジタルデータ放送用の情報画面を、第１条の目的以外のことに利用してはならない。

２　乙は、他の者に対し、本協定でいう「ケーブルテレビ地上デジタルデータ放送用の情報画面及びデータ」を利用させる場合には、甲と協議しなければならない。また、第５条でいう、「放送の範囲」を超えて放送する場合も同様とする。

（その他）

第９条　この協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときには、その都度、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（有効期間）

第１０条　本協定の有効期間は平成２８年１０月１日から平成２９年９月３０日までとする。ただし、期間満了の１か月前までに、甲乙のいずれからも何ら意思表示がない場合には、さらに１年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

この協定の締結を証するため、本協定書を２通作成し、各自１通を保有する。

平成２８年９月１６日

甲　山梨県　県土整備部
部長　大久保　勝徳

乙　山梨県南巨摩郡富士川町最勝寺 767-1
富士川シーエーティーヴィ株式会社
代表取締役社長　望月

（別紙１）

放送エリア

南アルプス市（甲西地区)、富士川町、市川三郷町の一部

※スマートフォン用アプリケーションについては、エリア外での利用を認めることとする。

（別紙２）

連絡責任者

山梨県砂防課	傾斜地保全担当	TEL055-223-1713
山梨県砂防課	システム保守点検事業者	毎年４月に確認のこと
山梨県治水課	災害担当	TEL055-223-1702
山梨県治水課	システム保守点検事業者	毎年４月に確認のこと
富士川シーエーティーヴィ株式会社	放送部データ放送担当	TEL0556-22-1777

(91) 山梨県が発信する土砂災害関連情報及び雨量・河川水位情報提供に関する協定書

山梨県（以下「甲」という。）と有限会社峡西シーエーテーブイ（以下「乙」という。）は、山梨県の峡西地域における土砂災害関連情報及び雨量・河川水位情報（以下「災害関連情報」という。）の提供について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　土砂及び洪水災害から住民の生命・財産を守るため、災害関連情報を提供することにより警戒避難体制を強化し、人的被害の軽減を図るため、甲及び乙が協力し、住民に対して災害関連情報を迅速かつ正確に提供することを目的とする。

（協力体制）

第２条　甲及び乙は、この協定に基づく業務を行う場合、互いに最大限の協力をするものとする。

（放送等要請の手続き）

第３条　甲が災害関連情報の放送及び次条第３項に定めるスマートフォン用アプリケーションによる情報提供（以下「放送等」という。）の要請を行うにあたっては、乙のテレビ放送等の特性（運営方法及び放送範囲等）を十分に考慮するものとする。

（放送等の実施）

第４条　乙は、甲から受けた災害関連情報に関して、可能な範囲と精度において放送等するものとし、速やかにこれに協力するものとする。

２　放送等の内容は、災害関連情報とする。

３　災害関連情報の放送等は、乙の自主放送チャンネル及びスマートフォン用アプリケーションで行うものとする。

（放送等の範囲）

第５条　放送等の範囲は、乙の放送エリアとする。（別紙１）

（平時の協力）

第６条　甲及び乙は、災害関連情報の迅速かつ正確な提供を円滑にするために、平時から次の事項について、相互に協力するものとする。

一　保有するシステムの適切な維持管理に努めるものとする。

二　定期点検及び修理等により情報提供を停止する場合は、事前に相互に連絡、調整するものとする。

三　障害により情報提供に支障が発生した場合には、相互に連絡を取り迅速な復旧に努めるものとする。

（連絡責任者）

第７条　第３条に規定する放送要請に関する事項の伝達を確実かつ円滑に行うため、甲及び乙は、それぞれの連絡責任者（別紙２）を定め、あらかじめ相互に通知するものとする。

（二次利用権）

第８条　乙は甲の提供する災害関連情報に基づいて作成された、ケーブルテレビ地上デジタルデータ放送用の情報画面を、第１条の目的以外のことに利用してはならない。

２　乙は、他の者に対し、本協定でいう「ケーブルテレビ地上デジタルデータ放送用の情報画面及びデータ」を利用させる場合には、甲と協議しなければならない。また、第５条でいう、「放送の範囲」を超えて放送する場合も同様とする。

（その他）

第９条　この協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときには、その都度、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（有効期間）

第１０条　本協定の有効期間は平成２８年１０月１日から平成２９年９月３０日までとする。ただし、期間満了の１か月前までに、甲乙のいずれからも何ら意思表示がない場合には、さらに１年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

この協定の締結を証するため、本協定書を２通作成し、各自１通を保有する。

平成２８年９月１６日

甲　　山梨県　県土整備部
　　部長　大久保　勝徳

乙　　山梨県南アルプス市小笠原 1106 番地 2
　　有限会社[illegible]テーブイ
　　代表取締役社長　[illegible]　久

（別紙１）

放送エリア

南アルプス市（櫛形・若草）

※スマートフォン用アプリケーションについては、エリア外での利用を認めることとする。

（別紙２）

連絡責任者

山梨県砂防課	傾斜地保全担当	TEL055-223-1713
山梨県砂防課	システム保守点検事業者	毎年４月に確認のこと
山梨県治水課	災害担当	TEL055-223-1702
山梨県治水課	システム保守点検事業者	毎年４月に確認のこと
有限会社峡西シーエーテーブイ	放送部データ放送担当 中澤　康秀	TEL055-283-8383

(92)　災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定

山梨県（以下「甲」という。）と公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会（以下「乙」という。）は災害時における民間賃貸住宅の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、災害時における被災者の応急的な住宅として利用する民間賃貸住宅の提供に関し、甲が乙に協力を求めるときに必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第２条　甲は、災害が発生し必要と認める場合、乙に対し、被災者に提供可能な民間賃貸住宅の情報提供及びその円滑な提供に向けた協力を要請できるものとする。

（協力）

第３条　乙は、前条に基づく要請があった場合は、民間賃貸住宅の情報提供及びその円滑な提供について、甲に可能な限り協力するものとする。

（協議）

第４条　この協定の実施に関し必要な事項等については、甲と乙の協議のうえ定めるものとする。

（雑則）

第５条　この協定は、平成２８年３月１０日から適用する。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自１通を保有するものとする。

平成２８年３月１０日

甲　　山梨県
　　山梨県知事　　後藤　斎

乙　　公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会
　　会　長　　川口　雄一郎

(93)　災害時における木造応急仮設住宅の建設に関する協定書

（趣旨）
第１条　この協定は、山梨県地域防災計画に基づく災害時における木造応急仮設住宅（以下「住宅」という。）の建設に関して、山梨県（以下「甲」という。）が一般社団法人全国木造建設事業協会（以下「乙」という。）に協力を要請するに当たって必要な事項を定めるものとする。
（定義）
第２条　この協定において「住宅」とは、災害救助法（昭和22年法律第118号）第23条第１項第１号に規定するものをいう。
（協力要請）
第３条　甲は、住宅の建設に関して乙に協力を要請しようとするときは、建設場所、戸数、規模、着工期日及びその他必要と認める事項を、書面により乙に連絡するものとする。
２　前項の規定にかかわらず、緊急を要する場合は、電話その他の方法によることができる。この場合において、甲は、速やかに前項の書面を乙に提出しなければならない。
（協力）
第４条　乙は、前条の要請があったときは、乙の会員である建設業者（以下「丙」という。）の斡旋を行うほか、可能な限り甲に協力するものとする。
（住宅建設）
第５条　乙の斡旋を受けた丙は、甲（甲が住宅建設業務を市町村の長に委任した場合は、当該市町村の長。以下、次条に同じ。）の指示に従い住宅建設を行うものとする。
（費用の負担及び支払い）
第６条　丙が前条の住宅建設に要した費用は、甲が負担するものとする。
２　甲は、丙の住宅建設完了後に検査をし、適正に実施されていることを確認したときは、丙の請求により前項の費用を速やかに支払うものとする。
（連絡窓口）
第７条　この協定の実施に関する業務の窓口は、甲においては山梨県県土整備部住宅対策室とし、乙においては一般社団法人全国木造建設事業協会とする。
（報告）
第８条　乙は、住宅建設について協力できる生産能力及び建設能力等の状況について、毎年１回、甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は、甲は乙に対して随時報告を求めることができる。
（会員名簿等の提供）
第９条　乙は、この協定に係る乙の業務担当者名簿及び乙に加盟する会員の名簿を毎年１回、甲に提供するものとし、担当者又は会員に異動があったときは、その都度甲に報告するものとする。
（協議）
第１０条　この協定に定めるもののほか、必要な事項については、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。
（適用）
第１１条　この協定は平成２８年３月３日から施行する。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成２８年３月３日

（甲）山梨県甲府市丸の内１丁目６番１号

山梨県知事

（乙）東京都中央区八丁堀三丁目４番地１０
京橋北見ビル東館６階
一般社団法人全国木造建設事業協会
理事長

(94)　災害時における県有建築物の応急対策業務に関する協定書

山梨県（以下「甲」という。）と一般社団法人山梨県建設業協会（以下「乙」という。）とは、大規模災害が発生した場合における甲の管理する建築物（以下「県有建築物」という。）の応急対策業務に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、大規模災害により被害を受けた県有建築物の機能の確保及び回復のため、応急対策業務の実施に関する基本事項を定め、災害に対し迅速かつ的確に対応することを目的とする。

（協力要請）

第２条　甲は、応急復旧が必要と判断された県有建築物（付帯する建築設備及び外構を含む。以下同じ。）に係る応急対策業務について、乙に協力を要請することが出来る。

２　前項の規定による要請は、原則として文書によるものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭で要請することとし、後日、速やかに要請文書を乙に送付する。

（協力業務）

第３条　乙は前条の要請があったときは、当該応急対策業務を実施する会員（以下「応急対策業務実施会員」という。）を選定し甲に報告するほか、可能な限り甲に協力するものとする。

（応急対策業務の内容）

第４条　第２条第１項の応急対策業務の内容は次のとおりとする。

一　県有建築物の応急措置、応急復旧工事及び損傷個所等の被害状況把握

二　その他特に必要とする事項

（連絡窓口）

第５条　甲乙は、あらかじめ応急対策業務に関する連絡窓口を定め、必要な情報を交換するものとする。

（会員名簿等の提供）

第６条　乙は、前条の連絡窓口担当者名簿及びこの協定に賛同する会員の名簿を甲に提供するものとし、当該担当者または会員に異動があったときは、その都度甲に報告するものとする。

（災害情報の提供）

第７条　乙及び応急対策業務実施会員は、業務実施中に覚知した災害等の情報を積極的に甲に提供するものとする。

（業務実施の報告）

第８条　応急対策業務実施会員は、速やかに次に掲げる事項を甲に報告するものとする。

一　実施した業務の内容、人員及び期間

二　使用消費した材料、資材、燃料

三　使用した機械及び稼働期間

四　その他必要な事項

（費用の負担）

第９条　甲の要請に基づく応急対策業務の実施に係る費用は甲が負担する。費用の請求及び支払方法は、別途協議のうえ定めるものとする。

（災害補償）

第 10 条　応急対策業務に従事した者が、当該業務の実施により負傷又は死亡した場合の災害補償は、山梨県知事が災害対策基本法第７１条第１項の規程により、協力命令を発したときに限り、「災害応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例(昭和３７年山梨

県条例第５５号)」を適用する。

(協議)

第11条　この協定に定めのない事項について、定めをする必要が生じたとき、又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、その都度甲と乙が協議して定めるものとする。

(有効期限)

第12条　この協定は、締結の日から効力を有するものとし、甲乙いずれかが書面をもって協定の終了を通知しない限りその効力を持続する。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

平成２８年１０月２８日

甲　　山梨県甲府市丸の内一丁目６番１号

山 梨 県 知 事……

乙　　山梨県甲府市丸の内一丁目１３番７号
一般社団法人　山梨県建設業協会

会　　長……

(95)　災害時における県有建築物の応急対策業務に関する協定書

山梨県（以下「甲」という。）と一般社団法人山梨県管工事協会（以下「乙」という。）とは、大規模災害が発生した場合における甲の管理する建築物（以下「県有建築物」という。）の応急対策業務に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、大規模災害により被害を受けた県有建築物の機能の確保及び回復のため、応急対策業務の実施に関する基本事項を定め、災害に対し迅速かつ的確に対応することを目的とする。

（協力要請）

第２条　甲は、応急復旧が必要と判断された県有建築物（付帯する建築設備及び外構を含む。以下同じ。）に係る応急対策業務について、乙に協力を要請することが出来る。

２　前項の規定による要請は、原則として文書によるものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭で要請することとし、後日、速やかに要請文書を乙に送付する。

（協力業務）

第３条　乙は前条の要請があったときは、当該応急対策業務を実施する会員（以下「応急対策業務実施会員」という。）を選定し甲に報告するほか、可能な限り甲に協力するものとする。

（応急対策業務の内容）

第４条　第２条第１項の応急対策業務の内容は次のとおりとする。

一　県有建築物の応急措置、応急復旧工事及び損傷個所等の被害状況把握

二　その他特に必要とする事項

（連絡窓口）

第５条　甲乙は、あらかじめ応急対策業務に関する連絡窓口を定め、必要な情報を交換するものとする。

（会員名簿等の提供）

第６条　乙は、前条の連絡窓口担当者名簿及びこの協定に賛同する会員の名簿を甲に提供するものとし、当該担当者または会員に異動があったときは、その都度甲に報告するものとする。

（災害情報の提供）

第７条　乙及び応急対策業務実施会員は、業務実施中に覚知した災害等の情報を積極的に甲に提供するものとする。

（業務実施の報告）

第８条　応急対策業務実施会員は、速やかに次に掲げる事項を甲に報告するものとする。

一　実施した業務の内容、人員及び期間

二　使用消費した材料、資材、燃料

三　使用した機械及び稼働期間

四　その他必要な事項

（費用の負担）

第９条　甲の要請に基づく応急対策業務の実施に係る費用は甲が負担する。費用の請求及び支払方法は、別途協議のうえ定めるものとする。

（災害補償）

第 10 条　応急対策業務に従事した者が、当該業務の実施により負傷又は死亡した場合の災害補償は、山梨県知事が災害対策基本法第７１条第１項の規程により、協力命令を発したときに限り、「災害応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例（昭和３７年山梨

県条例第５５号)」を適用する。

(協議)

第13条　この協定に定めのない事項について、定めをする必要が生じたとき、又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、その都度甲と乙が協議して定めるものとする。

(有効期限)

第14条　この協定は、締結の日から効力を有するものとし、甲乙いずれかが書面をもって協定の終了を通知しない限りその効力を持続する。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

平成２８年１０月２８日

甲　　山梨県甲府市丸の内一丁目６番１号

山 梨 県 知 事……

乙　　山梨県甲府市下石田二丁目３０番２５号
一般社団法人　山梨県管工事協会

会　　長……

(96)　災害時における県有建築物の応急対策業務に関する協定書

山梨県（以下「甲」という。）と一般社団法人山梨県電設協会（以下「乙」という。）とは、大規模災害が発生した場合における甲の管理する建築物（以下「県有建築物」という。）の応急対策業務に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、大規模災害により被害を受けた県有建築物の機能の確保及び回復のため、応急対策業務の実施に関する基本事項を定め、災害に対し迅速かつ的確に対応することを目的とする。

（協力要請）

第２条　甲は、応急復旧が必要と判断された県有建築物（付帯する建築設備及び外構を含む。以下同じ。）に係る応急対策業務について、乙に協力を要請することが出来る。

２　前項の規定による要請は、原則として文書によるものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭で要請することとし、後日、速やかに要請文書を乙に送付する。

（協力業務）

第３条　乙は前条の要請があったときは、当該応急対策業務を実施する会員（以下「応急対策業務実施会員」という。）を選定し甲に報告するほか、可能な限り甲に協力するものとする。

（応急対策業務の内容）

第４条　第２条第１項の応急対策業務の内容は次のとおりとする。

一　県有建築物の応急措置、応急復旧工事及び損傷個所等の被害状況把握

二　その他特に必要とする事項

（連絡窓口）

第５条　甲乙は、あらかじめ応急対策業務に関する連絡窓口を定め、必要な情報を交換するものとする。

（会員名簿等の提供）

第６条　乙は、前条の連絡窓口担当者名簿及びこの協定に賛同する会員の名簿を甲に提供するものとし、当該担当者または会員に異動があったときは、その都度甲に報告するものとする。

（災害情報の提供）

第７条　乙及び応急対策業務実施会員は、業務実施中に覚知した災害等の情報を積極的に甲に提供するものとする。

（業務実施の報告）

第８条　応急対策業務実施会員は、速やかに次に掲げる事項を甲に報告するものとする。

一　実施した業務の内容、人員及び期間

二　使用消費した材料、資材、燃料

三　使用した機械及び稼働期間

四　その他必要な事項

（費用の負担）

第９条　甲の要請に基づく応急対策業務の実施に係る費用は甲が負担する。費用の請求及び支払方法は、別途協議のうえ定めるものとする。

（災害補償）

第 10 条　応急対策業務に従事した者が、当該業務の実施により負傷又は死亡した場合の災害補償は、山梨県知事が災害対策基本法第７１条第１項の規程により、協力命令を発したときに限り、「災害応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例（昭和３７年山梨

県条例第５５号)」を適用する。

(協議)

第15条　この協定に定めのない事項について、定めをする必要が生じたとき、又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、その都度甲と乙が協議して定めるものとする。

(有効期限)

第16条　この協定は、締結の日から効力を有するものとし、甲乙いずれかが書面をもって協定の終了を通知しない限りその効力を持続する。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

平成２８年１０月２８日

甲　　山梨県甲府市丸の内一丁目６番１号
山 梨 県 知 事

乙　　山梨県甲府市住吉四丁目４番１７号
一般社団法人　山梨県電設協会
会　　長

（97）関東ブロック大規模広域災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定

茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県及び静岡県（以下「都県」という。）と、別記の宅地建物取引業協会（以下「宅建協会」という。）は、大規模広域災害（二以上の都道府県の区域にわたり被害が発生し、又は一の都道府県の区域において甚大な被害が発生し、広域的な対応が必要な災害をいう。）が発生した場合における民間賃貸住宅の被災者への提供等に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、大規模広域災害時において、都県が、災害により住宅を滅失し自己の資力によっては居住する住宅を確保できない被災者（以下単に「被災者」という。）のための応急的な住宅（以下「応急借上げ住宅」という。）として、民間賃貸住宅を提供するため、宅建協会に協力を求めるに当たり、基本的な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第２条　都県は、大規模広域災害が発生し必要と認める場合、自都県に所在する宅建協会に対し、応急借上げ住宅として被災者に提供可能な民間賃貸住宅の情報提供及びその円滑な提供に向けた協力を要請するとともに、他の都県に対し、被災者への応急借上げ住宅の提供を要請することができるものとする。

２　前項の要請を受けた都県は、自都県に所在する宅建協会に対し、応急借上げ住宅として被災者に提供可能な民間賃貸住宅の情報提供及びその円滑な提供に向けた協力を要請することができるものとする。

（協力）

第３条　宅建協会は、前条の規定に基づく都県からの要請があった場合、応急借上げ住宅として提供可能な民間賃貸住宅に関する情報提供及びその円滑な提供に向けて、都県に可能な限り協力するものとする。

（都県の役割）

第４条　都県は、応急借上げ住宅の提供に関する次の各号に掲げる事務を行う。

一　応急借上げ住宅として提供する民間賃貸住宅の募集に関すること

二　応急借上げ住宅の借上げに関すること

三　応急借上げ住宅入居者の入居許可及び退居に関すること

四　応急借上げ住宅の賃料等の支払いに関すること

五　その他関係者との調整に関すること

２　都県は、前項に掲げる業務の一部を、宅建協会に委託することができる。

（宅建協会の役割）

第５条　宅建協会は、第３条に基づき都県に協力するため、応急借上げ住宅の提供に関する次の各号に掲げる事務を行う。

一　応急借上げ住宅の制度の事前周知並びに民間賃貸住宅の所有者及び転貸を目的とする賃借人に対する応急借上げ住宅としての提供依頼及び意向確認に関すること

二　応急借上げ住宅として都県が借り上げようとする民間賃貸住宅の被災後の使用の適否に係る確認に関すること
三　応急借上げ住宅として活用可能な民間賃貸住宅の情報提供に関すること
四　都県からの委託を受けた業務に関すること
五　その他関係者との調整に関すること

（個別協定との関係）
第６条　この協定は、都県が民間賃貸住宅の被災者への提供等に関して、宅建協会と個別に締結している協定（この協定の適用日以降に締結するものを含む。）の効力を妨げるものではない。

（協議）
第７条　この協定の実施に関し必要な事項等については、都県及び宅建協会の協議の上定めるものとする。

（雑則）
第８条　第６条の個別協定を締結していない都県においては、大規模広域災害に該当しない災害についても、この協定（第２条第２項を除く。）の規定を準用できる。

第９条　この協定は、平成２９年　３月２７日から適用する。

この協定を証するため、本書を作成し、記名押印のうえ、各自１通を保有する。

（別記）
公益社団法人茨城県宅地建物取引業協会
公益社団法人栃木県宅地建物取引業協会
一般社団法人群馬県宅地建物取引業協会
公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会
一般社団法人千葉県宅地建物取引業協会
公益社団法人東京都宅地建物取引業協会
公益社団法人神奈川県宅地建物取引業協会
公益社団法人山梨県宅地建物取引業協会
公益社団法人静岡県宅地建物取引業協会

平成２９年　３月２７日

茨城県知事
栃木県知事
群馬県知事
埼玉県知事
千葉県知事
東京都知事
神奈川県知事
山梨県知事

静岡県知事

公益社団法人茨城県宅地建物取引業協会
公益社団法人栃木県宅地建物取引業協会
一般社団法人群馬県宅地建物取引業協会
公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会
一般社団法人千葉県宅地建物取引業協会
公益社団法人東京都宅地建物取引業協会
公益社団法人神奈川県宅地建物取引業協会
公益社団法人山梨県宅地建物取引業協会
公益社団法人静岡県宅地建物取引業協会

(98) 関東ブロック大規模広域災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定

茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県及び静岡県（以下「都県」という。）と、別記の全日本不動産協会都県本部（以下「不動産協会都県本部」という。）は、大規模広域災害（二以上の都道府県の区域にわたり被害が発生し、又は一の都道府県の区域において甚大な被害が発生し、広域的な対応が必要な災害をいう。）が発生した場合における民間賃貸住宅の被災者への提供等に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、大規模広域災害時において、都県が、災害により住宅を滅失し自己の資力によっては居住する住宅を確保できない被災者（以下単に「被災者」という。）のための応急的な住宅（以下「応急借上げ住宅」という。）として、民間賃貸住宅を提供するため、不動産協会都県本部に協力を求めるに当たり、基本的な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第２条　都県は、大規模広域災害が発生し必要と認める場合、自都県に所在する不動産協会都県本部に対し、応急借上げ住宅として被災者に提供可能な民間賃貸住宅の情報提供及びその円滑な提供に向けた協力を要請するとともに、他の都県に対し、被災者への応急借上げ住宅の提供を要請することができるものとする。

２　前項の要請を受けた都県は、自都県に所在する不動産協会都県本部に対し、応急借上げ住宅として被災者に提供可能な民間賃貸住宅の情報提供及びその円滑な提供に向けた協力を要請することができるものとする。

（協力）

第３条　不動産協会都県本部は、前条の規定に基づく都県からの要請があった場合、応急借上げ住宅として提供可能な民間賃貸住宅に関する情報提供及びその円滑な提供に向けて、都県に可能な限り協力するものとする。

（都県の役割）

第４条　都県は、応急借上げ住宅の提供に関する次の各号に掲げる事務を行う。

一　応急借上げ住宅として提供する民間賃貸住宅の募集に関すること

二　応急借上げ住宅の借上げに関すること

三　応急借上げ住宅入居者の入居許可及び退居に関すること

四　応急借上げ住宅の賃料等の支払いに関すること

五　その他関係者との調整に関すること

２　都県は、前項に掲げる業務の一部を、不動産協会都県本部に委託することができる。

（不動産協会都県本部の役割）

第５条　不動産協会都県本部は、第３条に基づき都県に協力するため、応急借上げ住宅の提供に関する次の各号に掲げる事務を行う。

一　応急借上げ住宅の制度の事前周知並びに民間賃貸住宅の所有者及び転貸を目的とする賃借人に対する応急借上げ住宅としての提供依頼及び意向確認に関すること

二　応急借上げ住宅として都県が借り上げようとする民間賃貸住宅の被災後の使用の適否に係る確認に関すること
三　応急借上げ住宅として活用可能な民間賃貸住宅の情報提供に関すること
四　都県からの委託を受けた業務に関すること
五　その他関係者との調整に関すること

（個別協定との関係）
第６条　この協定は、都県が民間賃貸住宅の被災者への提供等に関して、不動産協会都県本部と個別に締結している協定（この協定の適用日以降に締結するものを含む。）の効力を妨げるものではない。

（協議）
第７条　この協定の実施に関し必要な事項等については、都県及び不動産協会都県本部の協議の上定めるものとする。

（雑則）
第８条　第６条の個別協定を締結していない都県においては、大規模広域災害に該当しない災害についても、この協定（第２条第２項を除く。）の規定を準用できる。

第９条　この協定は、平成２９年　３月２７日から適用する。

この協定を証するため、本書を作成し、記名押印のうえ、各自１通を保有する。

（別記）
公益社団法人全日本不動産協会茨城県本部
公益社団法人全日本不動産協会栃木県本部
公益社団法人全日本不動産協会群馬県本部
公益社団法人全日本不動産協会埼玉県本部
公益社団法人全日本不動産協会千葉県本部
公益社団法人全日本不動産協会東京都本部
公益社団法人全日本不動産協会神奈川県本部
公益社団法人全日本不動産協会山梨県本部
公益社団法人全日本不動産協会静岡県本部
平成２９年　３月２７日

茨城県知事
栃木県知事
群馬県知事
埼玉県知事
千葉県知事
東京都知事
神奈川県知事
山梨県知事

静岡県知事
公益社団法人全日本不動産協会茨城県本部
公益社団法人全日本不動産協会栃木県本部
公益社団法人全日本不動産協会群馬県本部
公益社団法人全日本不動産協会埼玉県本部
公益社団法人全日本不動産協会千葉県本部
公益社団法人全日本不動産協会東京都本部
公益社団法人全日本不動産協会神奈川県本部
公益社団法人全日本不動産協会山梨県本部
公益社団法人全日本不動産協会静岡県本部

（99）関東ブロック大規模広域災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定

茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県及び静岡県（以下「都県」という。）と、公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会及び公益社団法人東京共同住宅協会（以下「関係団体」という。）は、大規模広域災害（二以上の都道府県の区域にわたり被害が発生し、又は一の都道府県の区域において甚大な被害が発生し、広域的な対応が必要な災害をいう。）が発生した場合における民間賃貸住宅の被災者への提供等に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、大規模広域災害時において、都県が、災害により住宅を滅失し自己の資力によっては居住する住宅を確保できない被災者（以下単に「被災者」という。）のための応急的な住宅（以下「応急借上げ住宅」という。）として、民間賃貸住宅を提供するため、関係団体に協力を求めるに当たり、基本的な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第２条　都県は、大規模広域災害が発生し必要と認める場合、公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会（東京都にあっては、関係団体）に対し、応急借上げ住宅として被災者に提供可能な民間賃貸住宅の情報提供及びその円滑な提供に向けた協力を要請するとともに、他の都県に対し、被災者への応急借上げ住宅の提供を要請することができるものとする。

２　前項の他の県からの要請を受けた東京都は、公益社団法人東京共同住宅協会に対し、応急借上げ住宅として被災者に提供可能な民間賃貸住宅の情報提供及びその円滑な提供に向けた協力を要請することができるものとする。

（協力）

第３条　関係団体は、前条の規定に基づく都県からの要請があった場合、応急借上げ住宅として提供可能な民間賃貸住宅に関する情報提供及びその円滑な提供に向けて、都県に可能な限り協力するものとする。

（都県の役割）

第４条　都県は、応急借上げ住宅の提供に関する次の各号に掲げる事務を行う。

一　応急借上げ住宅として提供する民間賃貸住宅の募集に関すること

二　応急借上げ住宅の借上げに関すること

三　応急借上げ住宅入居者の入居許可及び退居に関すること

四　応急借上げ住宅の賃料等の支払いに関すること

五　その他関係者との調整に関すること

２　都県は、前項に掲げる業務の一部を、関係団体に委託することができる。

（関係団体の役割）

第５条　関係団体は、第３条に基づき都県に協力するため、応急借上げ住宅の提供に関する次の各号に掲げる事務を行う。

一　応急借上げ住宅の制度の事前周知並びに民間賃貸住宅の所有者及び転貸を目的とする賃

借人に対する応急借上げ住宅としての提供依頼及び意向確認に関すること
二　応急借上げ住宅として都県が借り上げようとする民間賃貸住宅の被災後の使用の適否に係る確認に関すること
三　応急借上げ住宅として活用可能な民間賃貸住宅の情報提供に関すること
四　都県からの委託を受けた業務に関すること
五　その他関係者との調整に関すること

（個別協定との関係）
第６条　この協定は、都県が民間賃貸住宅の被災者への提供等に関して、関係団体と個別に締結している協定（この協定の適用日以降に締結するものを含む。）の効力を妨げるものではない。

（協議）
第７条　この協定の実施に関し必要な事項等については、都県及び関係団体の協議の上定めるものとする。

（雑則）
第８条　第６条の個別協定を締結していない都県においては、大規模広域災害に該当しない災害についても、この協定の規定を準用できる。

第９条　この協定は、平成２９年　３月２７日から適用する。

この協定を証するため、本書を作成し、記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成２９年　３月２７日

茨城県知事
栃木県知事
群馬県知事
埼玉県知事
千葉県知事
東京都知事
神奈川県知事
山梨県知事
静岡県知事
公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会
公益社団法人東京共同住宅協会

(100)災害時の支援等に関する協定

財務省関東財務局及び財務省関東財務局甲府財務事務所（以下、併せて「甲」という。）並びに山梨県（以下「乙」という。）は、山梨県内で地震、風水害等の災害が発生した場合（以下、このような場合を「災害が発生した場合」という。）における甲から乙に対する災害支援の円滑な遂行を図るため、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目　的）

第１条　本協定は、災害が発生した場合において、甲・乙間の連携により初動時の情報収集及び伝達を迅速に実施し、利用可能な公務員宿舎及び未利用国有地の提供、また、災害対応業務に係る職員派遣を実施することにより、乙における円滑かつ迅速な災害復旧事務の遂行及び県民生活の安定を図ることを目的とする。

（被害情報の収集・伝達）

第２条　甲及び乙は、災害が発生した場合、相互に連絡し、情報の収集及び伝達を迅速に行うものとする。

２　前項の目的を達するため、甲及び乙は、災害時に速やかに連絡をとることができる体制を予め整備しておくものとする。

（利用可能な公務員宿舎の提供）

第３条　甲は、災害が発生した場合における応急措置の用に供する目的で、国有財産法（昭和 23 年法律第 73 号）第 18 条及び第 19 条が準用する第 22 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、甲が管理する利用可能な国家公務員宿舎を乙に無償で貸し付け又は使用させるものとし、そのために必要な措置を講じるものとする。

２　甲は、前項に定める無償使用が可能な国家公務員宿舎に関する情報を四半期毎に乙に提供するものとする。

（利用可能な未利用国有地の提供）

第４条　甲は、災害が発生した場合における応急措置の用に供する目的で、国有財産法第 22 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、甲所有の利用可能な未利用国有地を乙に無償で貸し付けるものとし、そのために必要な措置を講じるものとする。

２　甲は、前項に定める無償使用が可能な未利用国有地に関する情報を四半期毎に乙に提供するものとする。

（災害対応業務に係る職員派遣）

第５条　甲は、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用される等相当規模の災害が発生した場合、職員を派遣して、以下の事務又は作業に従事させ、乙における災害復旧を支援するものとする。

⑴ 情報の収集・提供（リエゾン（情報連絡員）含む）
⑵ 被害情報のとりまとめ等に関する事務
⑶ 関係機関への支援要請、受入等に関する事務
⑷ 支援物資の受入等に関する事務
⑸ 災害派遣等従事車両証明書の発行に関する事務
⑹ その他乙及び乙管内市町村に対する支援を円滑に行うための事務及び作業

２　甲は、災害救助法が適用される等相当規模の災害が発生した場合、職員を派遣して、以下の事務又は

作業に従事させ、乙管内の市町村における災害復旧を支援するものとする。

⑴ 情報の収集・提供（リエゾン（情報連絡員）含む）

⑵ り災証明書申請受付及び発行に関する事務

⑶ り災建物判定にかかる現地調査補助

⑷ 有価物（現金、保険証、貴金属等の遺失物）の分別等作業

⑸ 災害ボランティア及び支援物資等の受付事務

⑹ 避難施設運営補助（支援物資運搬、避難施設巡回等）

⑺ その他当該市町村に対する支援を円滑に行うための事務及び作業

（支援の要請）

第６条　乙は、災害が発生した場合において、甲に対して第３条から第５条までに掲げる支援を要請する必要があるものと判断した場合、財務省関東財務局甲府財務事務所総務課に対する電話連絡等の口頭での要請を行うものとし、その後、速やかに要請内容を記載した書面を甲に提出するものとする。

（支援の実施）

第７条　甲は、乙から第６条に基づく要請を受けた場合、甲における業務継続可能な体制を考慮した上で、可能な範囲での支援を行うものとする。

（費用負担）

第８条　支援に係る費用は、原則として甲が負担するものとする。ただし、災害救助法の適用により乙が負担すべき費用は乙が負担するものとする。

（訓練等）

第９条　甲は、災害が発生した際の甲・乙間での第２条から第５条までに掲げる対応が迅速に図られるよう、乙が実施する訓練等に対し、積極的に協力するよう努めるものとする。

（その他）

第 10 条　甲及び乙は、本協定に定めのない事項に関しては、その都度、協議の上、決定するものとする。

（協定の発効）

第 11 条　本協定は、平成２９年６月２日から効力を発するものとする。

本協定の締結を証するため、本書を３通作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有する。

平成２９年６月２日

甲

埼玉県さいたま市中央区新都心１番地１

財務省関東財務局

局長

山梨県甲府市丸の内１丁目１番１８号

財務省関東財務局甲府財務事務所
所長

乙
山梨県甲府市丸の内１－６－１
山梨県
知事

(101)災害発生時等の物資の保管等に関する協定

山梨県（以下「甲」という。）と富岳通運株式会社並びに都留貨物自動車株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の緊急・救援輸送に係る物資（以下「物資」という。）の保管等に関する協定を締結する。

（趣旨）

第２条　この協定は、地震、火山噴火、風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲から乙に対して行う物資の保管等の要請に関する必要事項を定める。

（物資の保管等に関する要請）

第２条　甲は、物資の保管等を行う上で、乙の応援を必要と認めるときは、乙に対し、次に掲げる事項を明示して、文書により要請する。但し、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後、速やかに文書を提出する。

（１）災害の状況及び応援を要請する事由

（２）必要とする保管倉庫の名称

（３）応援を必要とする期間

（４）主な保管品目及び数量

（５）その他参考となる事項

２　乙は前項の規定による甲の要請があったときは、可能な限り協力し、物資の保管等を行う。

（保管倉庫の報告）

第３条　乙は、前条第１項の要請に対し、速やかに甲に対して、次に掲げる事項を文書により報告する。但し、文書をもって報告するいとまがないときは、口頭で報告し、その後、速やかに文書を提出する。

（１）保管倉庫（施設）の名称、使用可能面積

（２）保管期間

（３）保管品目及び数量

（４）その他

（経費の負担）

第４条　物資の保管等に要した費用（保管料、荷役料及び実費負担額（パレット使用料等の費用をいう。））は甲が負担する。

２　前項の費用のうち倉庫に係る保管料及び荷役料は、災害発生時の山梨県の事業者が定める料金を基準として、甲乙協議の上、決定する。

（保管料等の支払い）

第５条　乙は、前条の規定により甲が負担することとなる費用（以下「保管料等」という。）を甲に請求する。

２　甲は、前項の請求があった場合には、その日から起算して３０日以内に、保管料等を支払う。但し、予算措置を必要とする場合は、予算措置後３０日以内に支払う。

（事故等）

第６条　事故の発生等により第３条第１項第１号の事業者による物資の保管等の継続が困難な事由が発生した場合は、乙は、速やかに他の倉庫の提供その他の措置を講じ物資の継続保管に努める。
２　乙は、物資の保管等の実施に際し事故が発生したときは、甲に対し速やかにその状況を報告する。

（災害補償）
第７条　本協定により業務に従事した者が、当該業務に従事したことに関し死亡・負傷・疾病等にかかった場合は、次に掲げる場合を除き、その損害の補償について、甲乙誠意をもって協議する。
（１）当該業務に従事する者の故意又は重大な過失による場合
（２）当該損害につき、乙又は当該業務に従事する者が締結した損害保険契約により、保険給付を受けることができる場合（保険会社により補填されない損害は除く。）
（３）当該損害が第三者の行為によるものであって、当該第三者から損害賠償を受けることができる場合（第三者からの賠償で補填されない損害は除く。）

（関係市町村との連絡）
第８条　本協定に基づく物資の保管等に係る業務の実施に当たり関係市町村との連絡調整は、原則として甲が実施する。

（情報提供）
第９条　甲、乙は、それぞれが知り得た災害に関する諸情報をお互いに提供するよう努める。

（担当部署及び連絡責任者）
第１０条　甲、乙は、本協定に基づく物資の保管等に関する担当部署を定めるとともに、連絡責任者を選任する。
２　甲、乙は、前項の規定により担当部署を定め、連絡責任者を選任した場合は、相互に通知する。

（実施細目）
第１１条　この協定の実施に関し必要な手続きその他の事項は、甲、乙協議して実施細目で決める。

（協議）
第１２条　この協定に定めがない事項について疑義が生じた時は、その都度甲、乙が協議して定めるものとする。

（有効期間）
第１３条　この協定の有効期間は、協定締結の日から平成３０年３月３１日までの間とする。但し、期間満了の日の１ヶ月前までに、甲、乙のいずれかの者が何らかの意思表示をしない限り、その効力を維持する。

（協定の改訂）
第１４条　この協定は、甲、乙のいずれかの申し出があったときは、協議して解除又は改訂することができる。

（実施日）
第１５条　この協定は、協定締結の日から実施する。

この協定を証するため、本書を３通作成し、各者記名捺印の上、それぞれ１通を保有する。

平成２９年１１月１６日

甲　　山梨県甲府市丸の内一丁目６番１号
山梨県知事　　後藤　斎

乙　　山梨県甲府市西下条町１１６７番地８
富岳通運株式会社　代表取締役　　浅沼　克秀

山梨県富士吉田市下吉田六丁目２番１号
都留貨物自動車株式会社　代表取締役社長　田畑　英太郎

（102）災害時における緊急輸送等に関する協定書

（趣旨）

第１条　この協定は、地震、風水害、火山噴火、その他自然災害、またはテロ、弾道ミサイル攻撃等の武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、山梨県（以下「甲」という。）が一般社団法人山梨県バス協会（以下「乙」という。）に対し行う緊急輸送等の要請に関し、必要な事項を定める。

（緊急輸送等の対象）

第２条　この協定における緊急輸送等の対象は、次に掲げるものとする。

（１）災害に伴う被災者（滞留者を含む。）の輸送

（２）応急対策に必要な人員及び機材の輸送

（３）ボランティアの輸送

（４）その他甲が必要と認めるもの

（要請）

第３条　甲は、前条に掲げる緊急輸送等の要請をしようとするときは、乙又は乙の協会員に対し、輸送要請書（様式１）を送付することにより行うものとする。ただし、文書によるいとまがないときは、電話等により要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

２　甲は、前項の規定により、乙の協会員に直接要請したときは、乙に対し速やかにその旨を報告するものとする。

（実施）

第４条　乙又は乙の協会員は、甲から緊急輸送の要請を受けたときやむを得ない事由のない限り、通常業務に優先して実施するものとする。

２　甲は、乙又は乙の協会員が実施する緊急時の輸送業務が円滑に実施できるよう、情報の提供その他必要な協力を行うものとする。

（報告）

第５条　乙又は乙の協会員は、緊急輸送を実施した場合は、速やかに甲に対し文書により報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は電話等により報告し、事後、速やかに輸送実施報告書（様式２）を提出するものとする。

（費用の負担）

第６条　甲の要請により第４条の規定による緊急輸送に要した費用（運賃及び料金、有料道路通行料、車両借上料等の実費負担額）は、甲が負担するものとする。ただし、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第６８条第１項又は第７４条第１項の規定により、他の地方公共団体等の要請に応じて、緊急輸送を行った場合の費用負担は、同法第９２条に定めるところによる。

２　前項の費用の算出方法については、道路運送法（昭和２６年法律第１８３号）第９条３項、同法第９条の２第１項の規定により届け出た旅客の運賃及び料金を基準として、甲乙協議して定めるものとする。

（費用の請求及び支払）

第７条　乙の協会員は、業務の終了後、当該業務に要した費用について甲に請求するものとする。

２　甲は、前項の規定による請求があったときは、内容を確認し、その費用を乙の協会員に支払うものとする。

（事故等）

第８条　乙の協会員が供給したバスが故障その他の理由により運行を中断したときは、乙の協会員は速やかに当該バスを交換してその運行を継続するものとする。

２　乙の協会員は、バスの運行に際し、事故等が発生したときは、甲及び乙に対し、事故報告書（様

式３）を提出し、速やかにその状況を報告するものとする。

（輸送及び第三者に対する責任）

第９条　乙の協会員は、バスの運行に際し、自己の責めに帰すべき理由によりバスの利用者及び第三者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。

（補償）

第１０条　第３条の規定による緊急輸送を行ない負傷等により損害を受けた従事者は、次に掲げる場合を除き、「災害応急処置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例（昭和３７年１２月２８日条例第５５号）」に規定する従事者として、同条例に規定する損害補償の適用を受ける。

（１）従事者の故意又は重大な過失による場合

（２）当該損害が第三者の行為による場合

（３）当該損害につき損害保険契約により、給付を受けることができる場合

（名簿の提出）

第１１条　乙は、所属する協会員のうち、この協定に基づく業務に協力できるものの連絡先を記載した名簿を毎年度１回甲に提出するものとする。

（秘密の保持）

第１２条　甲及び乙又は乙の協会員は、この協定に基づく業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らし、又は利用してはならない。業務が終了又は解除された後においても同様とする。

（協議）

第１３条　この協定に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めがない事項については、必要に応じて甲乙協議の上、別途定めるものとする。

（適用）

第１４条　この協定の有効期間は、協定締結の日から平成３０年３月３１日までの間とする。但し、期間満了の日の１ヶ月前までに、甲、乙のいずれかの者が何らかの意思表示をしない限り、その効力を維持する。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各１通を保有する。

平成２９年12月２６日

甲　山梨県甲府市丸の内一丁目６番１号
山梨県知事

乙　山梨県笛吹市石和町唐柏１０００番地７
一般社団法人山梨県バス協会
会　　長

様式１（第３条関係）

要請　第　　号（※１）
平成　年　月　日

一般社団法人山梨県バス協会会長　殿

山梨県知事

輸送要請書

災害時における緊急輸送等に関する協定第３条により、下記のとおり出動を要請します。

記

（１）	輸送日時		
（２）	緊急輸送を要請する理由（※２）		ア　災害に伴う被災者（滞留者を含む。）の輸送 イ　応急対策に必要な人員及び機材の輸送 ウ　ボランティアの輸送 エ　その他（　　）
（３）	輸送する人員数及び台数		
（４）	乗車（積み込み）場所及び降車（取り降ろし）場所		
（５）	災害現場で業務の実施を指示する部署及び担当者名	所属名 担当者名	
		連絡先 （※３）	固定電話： 携帯電話：

※１　当該災害で何回目の出動要請書かを明確にするため記入して下さい。
※２　ア・イ・ウ・エの該当するものに○をして下さい。
※３　固定、携帯両方を記入して下さい。

様式２（第５条関係）

平成　年　月　日

山梨県知事　殿

一般社団法人山梨県バス協会長

輸送実施報告書

災害時における緊急輸送等に関する協定第５条に基づき、下記のとおり緊急輸送を終了しましたので報告します。

記

（１）	輸送年月日及び終了時間	
（２）	輸送区間	
（３）	輸送人員数（機材数量）	
（４）	会社名	
	運転者名	
（５）	その他必要な事項	

様式３（第８条関係）

平成　年　月　日

山梨県知事　殿

一般社団法人山梨県バス協会長

事故等報告書

災害時における緊急輸送等に関する協定第８条に基づき、下記のとおり事故等の報告をします。

記

（1）	発生日時	
（2）	発生場所	
（3）	当時の状況	
（4）	当時の処置	
（5）	事故等の原因	
（6）	輸送人員数	
（7）	その他	

（103）山梨県が発信する土砂災害関連情報及び雨量情報提供に関する協定書

山梨県（以下「甲」という。）と河口湖有線テレビ放送有限会社（以下「乙」という。）は、山梨県南都留郡富士河口湖町における土砂災害関連情報及び雨量情報（以下「災害関連情報」という。）の提供について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　土砂及び洪水災害から住民の生命・財産を守るため、災害関連情報を提供することにより警戒避難体制を強化し、人的被害の軽減を図るため、甲及び乙が協力し、住民に対して災害関連情報を迅速かつ正確に提供することを目的とする。

（協力体制）

第２条　甲及び乙は、この協定に基づく業務を行う場合、互いに最大限の協力をするものとする。

（放送等要請の手続き）

第３条　甲が災害関連情報の放送要請を行うにあたっては、乙のテレビ放送の特性（運営方法及び放送範囲）を十分に考慮するものとする。

（放送等の実施）

第４条　乙は、甲から受けた災害関連情報に関して、可能な範囲と精度において放送するものとし、速やかにこれに協力するものとする。

2　放送の内容は、災害関連情報とする。

3　災害関連情報の放送は、乙の自主放送チャンネルで行うものとする。

（放送の範囲）

第５条　放送の範囲は、乙の放送エリアとする。（別紙１）

（平時の協力）

第６条　甲及び乙は、災害関連情報の迅速かつ正確な提供を円滑にするために、平時から次の事項について、相互に協力するものとする。

一　保有するシステムの適切な維持管理に努めるものとする。

二　定期点検及び修理等により情報提供を停止する場合は、事前に相互に連絡、調整するものとする。

三　障害により情報提供に支障が発生した場合には、相互に連絡を取り迅速な復旧に努めるものとする。

（連絡責任者）

第７条　第３条に規定する放送要請に関する事項の伝達を確実かつ円滑に行うため、甲及び乙は、それぞれの連絡責任者（別紙２）を定め、あらかじめ相互に通知するものとする。

（二次利用権）

第８条　乙は甲の提供する災害関連情報に基づいて作成された、ケーブルテレビ地上デジタルデータ放送用の情報画面を、第１条の目的以外のことに利用してはならない。

2　乙は、他の者に対し、本協定でいう「ケーブルテレビ地上デジタルデータ放送用の情報画面」を利用させる場合には、甲と協議しなければならない。また、第５条でいう、「放送の範囲」を超えて放送する場合も同様とする。

（その他）

第９条　この協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときには、その都度、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（有効期間）

第１０条　本協定の有効期間は平成３０年２月１日から平成３１年３月３１日までとする。ただし、期

間満了の１か月前までに、甲乙のいずれからも何ら意思表示がない場合には、さらに１年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

この協定の締結を証するため、本協定書を２通作成し、各自１通を保有する。

平成３０年2月１日

甲　　山梨県　県土整備部
　　部長　垣下　禎裕

山梨県南都留郡富士河口湖町
船津３６３７
乙　　河口湖有線テレビ放送有限会社
代表取締役社長　井出　治彦

(104) 災害時リハビリテーション支援チームの派遣に関する協定書

山梨県（以下、併せて「甲」という。）と山梨県災害リハビリテーション支援関連団体協議会（以下「乙」という。）は、大規模災害時における災害支援活動に関して、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（総則）

第１条　本協定は、山梨県地域防災計画に基づき、甲の要請により乙が甲に協力して行う災害支援活動に関して、必要な事項を定めるものとする。

（災害支援）

第２条　甲は、災害時において甲が行う災害支援活動を実施する上で必要があると認めた場合は、乙に対して協力を要請するものとする。

２　乙は、前項の要請を受けたときは、速やかに災害時リハビリテーション支援チームを編成、派遣し、甲が指示する現場等において災害支援活動を実施するものとする。

（災害支援班の業務）

第３条　乙が派遣する災害時リハビリテーション支援チームは、甲又は市町村が避難所及び災害現場等に設置する避難所等において災害支援活動を行うものとする。

２　災害支援班の主な業務は、次のとおりとする。

（１）要支援者の基本動作能力の評価及び援助方法の指導（補装具等の評価及び提供を含む）

（２）要支援者の日常生活能力の評価及び援助方法の指導（自助具等の評価及び提供を含む）

（３）要支援者のコミュニケーション、摂食・嚥下能力の評価及び援助方法の指導

（４）避難所における要支援者を対象とした環境整備の評価及び対応

（５）生活不活発状態に対する指導及び支援

（６）その他必要な支援

（災害時リハビリテーション支援チームの輸送）

第４条　災害時リハビリテーション支援チームの輸送手段は乙が確保するものとするが、道路等の被災状況により困難な場合には、甲は、必要な措置を講じるものとする。

（支援用物品等の供給）

第５条　乙が派遣する災害時リハビリテーション支援チームが使用する支援用物品等は、当該災害支援班が携行するもののほか、甲が供給するものとする。

（連絡責任者の指定）

第６条　協力要請の手続を円滑に行うため、甲乙両者は事前に連絡責任者及び副連絡責任者を定め文書で報告するものとする。

（医療費）

第７条　第２条に規定する活動場所における被災者の医療費等は、無料とする。

（費用弁償）

第８条　甲の要請に基づき、乙が災害支援活動を実施した場合に要する費用は、災害発生時に甲乙協議してきめる

ものとする。

（損害補償）

第９条　甲は、甲の要請に基づき乙が派遣した災害時リハビリテーション支援チームが、その業務に従事したために負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡したときには、災害応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例（昭和37年山梨県条例第55号）に定めるところによりその損害を補償するものとする。

（細則）

第10条　この協定を実施するために必要な事項について、別に定める。

（協議）

第11条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（有効期間）

第12条　本協定の有効期間は、協定締結の日から起算して１年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の１か月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がなされないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して１年間本協定は延長されるものとし、以降も同様とする。

本協定の締結を証するため、本書を２通作成し、甲乙２者記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成３０年１月２５日

甲

山梨県甲府市丸の内１丁目６番１号

山梨県知事　　後　藤　　斎

乙

山梨県笛吹市春日居町国府４３６

山梨県災害リハビリテーション支援関連団体協議会

代表　　天　野　　達　也

（105）山梨県災害派遣精神医療チーム派遣に関する協定書

山梨県知事（以下「甲」という。）と地方独立行政法人山梨県立病院機構山梨県立北病院（以下「乙」という。）は、山梨県災害派遣精神医療チーム運営要綱（以下「運営要綱」という。）第５条に基づき、大規模自然災害、大事故災害及び新型インフルエンザ等感染症等（以下「大規模災害等」という。）発生時における山梨県の災害派遣精神医療チーム（以下「山梨ＤＰＡＴ」という。）の派遣等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、大規模災害等が発生した際に、精神科医療の提供及び精神保健活動を行う山梨ＤＰＡＴが、県内外の被災地域において、被災者や支援者に対して精神保健医療活動を行うことにより、災害時の心のケアの充実を図ることを目的とする。

（派遣等）

第２条　甲は、運営要綱第７条の規定により、山梨ＤＰＡＴの派遣が必要と認めるときは、乙に対してその派遣を要請するものとする。

２　乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合には、山梨ＤＰＡＴを県が指定する災害現場等に派遣するものとする。

ただし、山梨ＤＰＡＴ構成員（以下、「構成員」という。）が所属する精神科医療機関が被災した場合にあっては、派遣の可否について甲と協議することができる。

（指揮系統等）

第３条　山梨ＤＰＡＴに対する指揮及び活動の連絡調整は、運営要綱第９条に定める統括者及び甲が指定する者が行うものとする。

２　県内の災害等に際し派遣する場合は、山梨ＤＰＡＴは「山梨県災害時心のケアマニュアル」に基づき活動するものとする。

３　県外の災害等に際し運営要綱第８条に基づき山梨ＤＰＡＴを派遣する場合は、被災都道府県のＤＰＡＴの受入れに係る体制の中で活動するものとする。

４　前３項の規定にかかわらず、構成員の身分については、構成員が所属する医療機関の管理下にあるものとする。

（活動内容）

第４条　山梨ＤＰＡＴは、被災地域内で運営要綱第１０条に定める活動を行うものとする。

２　山梨ＤＰＡＴは、移動、生活手段等については、自ら確保しながら継続した活動を行うことを基本とする。なお、薬や医療器具については、山梨県立北病院と調整する。

（協定の実施状況等の報告）

第５条　乙は、甲からの本協定に基づく措置の実施の状況及び当該措置に係る当該医療機関の派遣状況その他の事項について報告の求めがあったときは、速やかに当該事項を報告するものとする。

（平時における準備）

第６条　乙は派遣時に迅速な対応がとれるよう、組織内の連絡、派遣体制の整備に努めるものとする。

２　甲は、山梨 DPAT 隊員の資質の向上等を図るため、研修、訓練等の企画及び機会の提供に努める。

（費用負担）
第７条　災害救助法（昭和２２年法律第１１８号。以下「法」という。）が適用された場合、甲は、山梨ＤＰＡＴを派遣した乙に対し法の定めるところにより費用を負担する。
２　前項に定めるもののほか、山梨ＤＰＡＴの派遣に要した費用のうち甲が必要と認めた費用については、甲が費用を負担する。

（傷害保険の加入）
第８条　甲は、乙が派遣した山梨ＤＰＡＴが第４条に規定する業務に従事したことに伴う事故等に対応するため、甲の負担により、派遣される構成員を傷害保険に加入させるものとする。

（定めのない事項）
第９条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲と乙で協議して定めるものとする。

（有効期間）
第１０条　この協定の有効期間は、協定締結日の翌年３月３１日までの期間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の１月前までに、甲、乙いずれからも何らかの意思表示がない場合は、有効期間満了の日から起算して１年間延長されるものとし、以後も同様とする。

（協定の措置を講じていないと認められる場合の措置）
第１１条　甲は、乙が、正当な理由がなく、本協定に基づく措置を講じていないと認めるときは、乙に対し、医療法等に基づく措置を行うことができるものとする。

（感染症法に規定する医療措置協定との関係）
第１２条　甲と乙が、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成１０年法律第１１４号）第３６条の３第１項に規定する医療措置協定に基づく新型インフルエンザ等感染症等に係る人材派遣として山梨ＤＰＡＴの派遣を実施する場合には、本協定が医療措置協定の一部を兼ねるものとし、本協定に定めるもののほか、当該派遣については医療措置協定によるものとする。

附 則
１ この協定は、令和６年４月１日から適用する。
２ 平成３０年３月１３日付けの協定は、廃止する。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙が記名押印の上、それぞれ１通を保管する。
令和６年４月１日

甲
山梨県甲府市丸の内１丁目６番１号
山梨県知事 長 崎 幸 太 郎
乙
山梨県韮崎市旭町上條南割３３１４―１３
地方独立行政法人山梨県立病院機構
山梨県立北病院
院長 宮 田 量 治

（106）山梨県災害派遣精神医療チーム派遣に関する協定書

山梨県知事（以下「甲」という。）と国立大学法人山梨大学（以下「乙」という。）は、山梨県災害派遣精神医療チーム運営要綱（以下「運営要綱」という。）第５条に基づき、大規模自然災害、大事故災害及び新型インフルエンザ等感染症等（以下「大規模災害等」という。）発生時における山梨県の災害派遣精神医療チーム（以下「山梨ＤＰＡＴ」という。）の派遣等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、大規模災害等が発生した際に、精神科医療の提供及び精神保健活動を行う山梨ＤＰＡＴが、県内外の被災地域において、被災者や支援者に対して精神保健医療活動を行うことにより、災害時の心のケアの充実を図ることを目的とする。

（派遣等）

第２条　甲は、運営要綱第７条の規定により、山梨ＤＰＡＴの派遣が必要と認めるときは、乙に対してその派遣を要請するものとする。

２　乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合には、山梨ＤＰＡＴを県が指定する災害現場等に派遣するものとする。

ただし、山梨ＤＰＡＴ構成員（以下、「構成員」という。）が所属する精神科医療機関が被災した場合にあっては、派遣の可否について甲と協議することができる。

（指揮系統等）

第３条　山梨ＤＰＡＴに対する指揮及び活動の連絡調整は、運営要綱第９条に定める統括者及び甲が指定する者が行うものとする。

２　県内の災害等に際し派遣する場合は、山梨ＤＰＡＴは「山梨県災害時心のケアマニュアル」に基づき活動するものとする。

３　県外の災害等に際し運営要綱第８条に基づき山梨ＤＰＡＴを派遣する場合は、被災都道府県のＤＰＡＴの受入れに係る体制の中で活動するものとする。

４　前３項の規定にかかわらず、構成員の身分については、構成員が所属する医療機関の管理下にあるものとする。

（活動内容）

第４条　山梨ＤＰＡＴは、被災地域内で運営要綱第１０条に定める活動を行うものとする。

２　山梨ＤＰＡＴは、移動、生活手段等については、自ら確保しながら継続した活動を行うことを基本とする。なお、薬や医療器具については、山梨県立北病院と調整する。

（協定の実施状況等の報告）

第５条　乙は、甲からの本協定に基づく措置の実施の状況及び当該措置に係る当該医療機関の派遣状況その他の事項について報告の求めがあったときは、速やかに当該事項を報告するものとする。

（平時における準備）

第６条　乙は派遣時に迅速な対応がとれるよう、組織内の連絡、派遣体制の整備に努めるものとする。

２　甲は、山梨 DPAT 隊員の資質の向上等を図るため、研修、訓練等の企画及び機会の提供に努める。

（費用負担）

第７条　災害救助法（昭和２２年法律第１１８号。以下「法」という。）が適用された場合、甲は、山梨ＤＰＡＴを派遣した乙に対し法の定めるところにより費用を負担する。
２　前項に定めるもののほか、山梨ＤＰＡＴの派遣に要した費用のうち甲が必要と認めた費用については、甲が費用を負担する。

（傷害保険の加入）
第８条　甲は、乙が派遣した山梨ＤＰＡＴが第４条に規定する業務に従事したことに伴う事故等に対応するため、甲の負担により、派遣される構成員を傷害保険に加入させるものとする。

（定めのない事項）
第９条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲と乙で協議して定めるものとする。

（有効期間）
第１０条　この協定の有効期間は、協定締結日の翌年３月３１日までの期間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の１月前までに、甲、乙いずれからも何らかの意思表示がない場合は、有効期間満了の日から起算して１年間延長されるものとし、以後も同様とする。

（協定の措置を講じていないと認められる場合の措置）
第１１条　甲は、乙が、正当な理由がなく、本協定に基づく措置を講じていないと認めるときは、乙に対し、医療法等に基づく措置を行うことができるものとする。

（感染症法に規定する医療措置協定との関係）
第１２条　甲と乙が、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成１０年法律第１１４号）第３６条の３第１項に規定する医療措置協定に基づく新型インフルエンザ等感染症等に係る人材派遣として山梨ＤＰＡＴの派遣を実施する場合には、本協定が医療措置協定の一部を兼ねるものとし、本協定に定めるもののほか、当該派遣については医療措置協定によるものとする。

附 則
１ この協定は、令和６年４月１日から適用する。
２ 平成３０年３月１３日付けの協定は、廃止する。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙が記名押印の上、それぞれ１通を保管する。

令和６年４月１日

甲
山梨県甲府市丸の内１丁目６番１号
山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

乙
山梨県甲府市武田４丁目４番３７号
国立大学法人山梨大学
学長 中 村 和 彦

（107）山梨県災害派遣精神医療チーム派遣に関する協定書

山梨県知事（以下「甲」という。）と山梨県精神科病院協会（以下「乙」という。）は、山梨県災害派遣精神医療チーム運営要綱（以下「運営要綱」という。）第５条に基づき、大規模自然災害、大事故災害及び新型インフルエンザ等感染症等（以下「大規模災害等」という。）発生時における山梨県の災害派遣精神医療チーム（以下「山梨ＤＰＡＴ」という。）の派遣等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、大規模災害等が発生した際に、精神科医療の提供及び精神保健活動を行う山梨ＤＰＡＴが、県内外の被災地域において、被災者や支援者に対して精神保健医療活動を行うことにより、災害時の心のケアの充実を図ることを目的とする。

（派遣等）

第２条　甲は、運営要綱第７条の規定により、山梨ＤＰＡＴの派遣が必要と認めるときは、乙に対してその派遣を要請するものとする。

２　乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合には、山梨ＤＰＡＴを県が指定する災害現場等に派遣するものとする。

ただし、山梨ＤＰＡＴ構成員（以下、「構成員」という。）が所属する精神科医療機関が被災した場合にあっては、派遣の可否について甲と協議することができる。

（指揮系統等）

第３条　山梨ＤＰＡＴに対する指揮及び活動の連絡調整は、運営要綱第９条に定める統括者及び甲が指定する者が行うものとする。

２　県内の災害等に際し派遣する場合は、山梨ＤＰＡＴは「山梨県災害時心のケアマニュアル」に基づき活動するものとする。

３　県外の災害等に際し運営要綱第８条に基づき山梨ＤＰＡＴを派遣する場合は、被災都道府県のＤＰＡＴの受入れに係る体制の中で活動するものとする。

４　前３項の規定にかかわらず、構成員の身分については、構成員が所属する医療機関の管理下にあるものとする。

（活動内容）

第４条　山梨ＤＰＡＴは、被災地域内で運営要綱第１０条に定める活動を行うものとする。

２　山梨ＤＰＡＴは、移動、生活手段等については、自ら確保しながら継続した活動を行うことを基本とする。なお、薬や医療器具については、山梨県立北病院と調整する。

（協定の実施状況等の報告）

第５条　乙は、甲からの本協定に基づく措置の実施の状況及び当該措置に係る当該医療機関の派遣状況その他の事項について報告の求めがあったときは、速やかに当該事項を報告するものとする。

（平時における準備）

第６条　乙は派遣時に迅速な対応がとれるよう、組織内の連絡、派遣体制の整備に努めるものとする。

２　甲は、山梨 DPAT 隊員の資質の向上等を図るため、研修、訓練等の企画及び機会の提供に努める。

（費用負担）

第７条　災害救助法（昭和２２年法律第１１８号。以下「法」という。）が適用された場合、甲は、山梨ＤＰＡＴを派遣した乙に対し法の定めるところにより費用を負担する。
２　前項に定めるもののほか、山梨ＤＰＡＴの派遣に要した費用のうち甲が必要と認めた費用については、甲が費用を負担する。

（傷害保険の加入）
第８条　甲は、乙が派遣した山梨ＤＰＡＴが第４条に規定する業務に従事したことに伴う事故等に対応するため、甲の負担により、派遣される構成員を傷害保険に加入させるものとする。

（定めのない事項）
第９条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲と乙で協議して定めるものとする。

（有効期間）
第１０条　この協定の有効期間は、協定締結日の翌年３月３１日までの期間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の１月前までに、甲、乙いずれからも何らかの意思表示がない場合は、有効期間満了の日から起算して１年間延長されるものとし、以後も同様とする。

（協定の措置を講じていないと認められる場合の措置）
第１１条　甲は、乙が、正当な理由がなく、本協定に基づく措置を講じていないと認めるときは、乙に対し、医療法等に基づく措置を行うことができるものとする。

（感染症法に規定する医療措置協定との関係）
第１２条　甲と乙が、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成１０年法律第１１４号）第３６条の３第１項に規定する医療措置協定に基づく新型インフルエンザ等感染症等に係る人材派遣として山梨ＤＰＡＴの派遣を実施する場合には、本協定が医療措置協定の一部を兼ねるものとし、本協定に定めるもののほか、当該派遣については医療措置協定によるものとする。

附 則
１ この協定は、令和６年４月１日から適用する。
２ 平成３０年３月１３日付けの協定は、廃止する。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙が記名押印の上、それぞれ１通を保管する。

令和６年４月１日

甲
山梨県甲府市丸の内１丁目６番１号
山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

乙
山梨県山梨市上神内川１３６３
山梨県精神科病院協会
会長 久 保 田 正 春

⑽8 災害時における災害応急対策業務及び建設資材調達に関する包括的協定書

国土交通省関東地方整備局長（以下「甲」という。）並びに茨城県知事、栃木県知事、群馬県知事、埼玉県知事、千葉県知事、東京都知事、神奈川県知事、山梨県知事、長野県知事、さいたま市長、千葉市長、横浜市長、川崎市長、相模原市長、独立行政法人水資源機構理事長、東日本高速道路株式会社関東支社長、中日本高速道路株式会社東京支社長、中日本高速道路株式会社八王子支社長及び首都高速道路株式会社代表取締役社長（以下これらを総称して「乙」という。）と一般社団法人日本建設業連合会関東支部長（以下「丙」という。）は、災害時における災害応急対策業務及び建設資材等の調達（以下「業務等」という。）に関し、次のとおり包括的協定を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、地震・大雨等の異常な自然現象等により生ずる災害及び予測できない災害が発生、又はそのまま放置すれば直ちに災害が発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に行う業務等に必要な事項を定め、被害の拡大防止と被災施設の早期復旧に資することを目的とする。

（業務等の対象）

第２条　業務等の対象は、甲若しくは甲の所掌する事務所及び管理所（以下「甲の事務所等」という。）の長又は乙若しくは乙の所掌する地方機関及び事務所等（以下「乙の地方機関等」という。）の長が、管理中又は施工中の公共施設（高速道路会社にあっては自社施設を含む。）とする。

２　前項に規定する対象以外であっても、甲若しくは甲の事務所等の長又は乙若しくは乙の地方機関等の長が、特に必要と判断し、第３条、第４条又は第６条の規定により、丙に業務等を要請した場合は、丙及び丙の会員は、特別な理由がある場合を除き、これに応じるものとする。

（災害応急対策業務）

第３条　甲又は乙は、災害時に、必要と認めるときは、被災状況に応じて、丙に災害応急対策業務の実施を要請するものとする。

２　甲又は乙は、前項の規定により災害応急対策業務の実施に向けて出動を要請する丙の会員を特定するため、別に定める様式により、丙の会員の使用可能な建設機械、資材の状況、作業可能人員に関する情報等（以下「資機材及び人員に関する情報」という。）の収集及び報告を、丙に要請するものとする。

３　丙は、前項の規定により要請を受けたときは、速やかに、第１項の規定により要請を受けた災害応急対策業務に応じるための丙の会員の資機材及び人員に関する情報を収集し、当該要請をした甲又は乙に報告するものとする。

ただし、関東地方整備局管内（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県及び長野県）で震度６弱以上の地震が発生した場合、丙は、前項の規定によらず、資機材及び人員に関する情報の収集を開始するものとする。

４　甲又は乙は、前項の規定により報告を受けた丙の会員の資機材及び人員に関する情報により、災害応急対策業務を実施する丙の会員を特定し、出動を要請するものとする。

５　甲又は乙は、前項の規定により出動を要請する丙の会員を特定した場合は、その内容を丙に通知するものとする。

６　丙の会員は、甲又は乙から第４項の規定により出動の要請があった場合、出来る限り速やかに、甲若しくは甲の事務所等の長又は乙若しくは乙の地方機関等の長の指示により、災害応急対策業務を実施するものとする。

（建設資材等調達）

第４条　甲又は乙は、災害時に、必要と認めるときは、被災状況に応じて、別に定める様式にて、丙に建設資材等の調達（以下「調達」という。）を要請できるものとする。

２　丙は、前項の規定により要請を受けたときは、速やかに建設資材等の在庫情報を収集し、甲及び当該要請をした乙に報告するものとする。

３　甲又は乙は、前項の規定により報告される建設資材の在庫情報により、丙に調達の具体的な内容を指示するものとする。

４　丙は、前項の規定により調達の指示を受けたときは、出来る限り速やかに、甲若しくは甲の事務所等の長又は乙若しくは乙の地方機関等の長の指示する場所へ、調達した建設資材等を運搬するものとする。

（連絡体制の整備等）

第５条　甲、乙及び丙は、緊急時の連絡体制（丙の会員への緊急時の連絡体制を含む。）を整えるものとし、その連絡体制表を保有するものとする。

２　丙は、丙の会員への連絡体制及び丙の会員が有する技術者、建設機械、建設資材等（以下「要員・資機材等」という。）の数を把握し、また、災害時における建設資機材等の確保、運搬及び人員確保の方法について定め、毎年４月末までに甲及び乙に報告するものとする。

３　丙の会員は、災害時において迅速に業務等ができるよう、要員・資機材等の確保に努め、前項の報告に大幅な変更が生じた場合は丙を通じて速やかに甲及び乙に報告するものとする。

（大規模災害時等の場合）

第６条　甲は、複数の都県又は政令指定都市にわたる広域的な大規模災害が発生又は発生するおそれがある場合（以下「大規模災害時等」という。）は、第３条及び第４条の規定にかかわらず、乙が行う丙への要請に対して、秩序ある業務の遂行のため必要な調整を行うことができるものとする。

この場合、乙が第３条及び第４条の規定により行う丙への要請は、甲を通じて一元的に行うものとする。なお、甲又は丙は、乙の業務等の要請を一元的に行う場合は乙に連絡するものとする。

２　前項の規定により甲が一元的に実施を要請する業務等については、関係する乙又は乙の地方機関等の長が、第３条第６項並びに第４条第３項及び第４項の指示を行うものとする。

（本協定の効力）

第７条　本協定は、甲若しくは甲の事務所等又は乙若しくは乙の地方機関等と丙が締結する同じ目的の協定を妨げるものではないが、大規模災害時等においては、本協定を優先するものとし、甲は、第６条の規定により必要な調整を行うことができるものとする。

また、本協定は、甲若しくは甲の事務所等又は乙若しくは乙の地方機関等が締結する他団体との同じ目的の協定（災害応急対策業務等に関する協定）を妨げるものではない。

（契約の締結）

第８条　　甲若しくは甲の事務所等の長及び乙若しくは乙の地方機関等の長は、第３条の規定により丙の会員に出動を要請したときは、遅滞なく、丙の会員と当該出動の内容に係る契約を締結するものとし、第４条の規定により丙に調達を要請したときは、遅滞なく、丙と当該調達の内容に係る契約を締結するものとする。

２　第６条の規定により甲が一元的に丙に要請した乙の業務等については、業務等を必要とした乙若しくは乙の地方機関等の長が、遅滞なく、当該業務に係る契約を丙の会員と締結するものとし、調達については丙と契約を締結するものとする。

（訓練の実施）

第９条　　甲、乙又は丙は、防災訓練の参加依頼があった場合には、可能な限り参加するものとし、甲、乙、丙相互のスキルアップ及び協力体制の充実･強化を図るものとする。

（有効期限）

第 10 条　　本協定の有効期間は、協定締結日から平成３１年３月３１日までとする。

ただし、期間満了の１ヶ月前までに甲、乙又は丙のいずれからも申出のない時は、本協定の有効期間を更に１年間延長するものとし、その後も同様とする。

（損害の報告）

第 11 条　　丙又は丙の会員は、業務等の実施に伴い、第三者に損害を及ぼした場合又は人員及び建設資機材等に損害が生じた場合は、その事実の発生後、遅滞なく、書面により、その状況について、当該業務等を要請した機関に報告するとともに、その措置について当該業務等を要請した機関と協議して、定めるものとする。また、第６条の規定により甲が一元的に丙に要請した業務等については、当該業務等を必要とした乙又は乙の地方機関等の長に対して同様の報告及び協議を行うものとする。

（その他）

第 12 条　　本協定に定めのない事項又は本協定に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙及び丙が協議してこれを定めるものとする。

本協定の証として、本書２１通を作成し、甲、乙及び丙が記名捺印の上、各々１通を保有するものとする。

平成３０年３月２８日

甲　埼玉県さいたま市中央区新都心２－１
国土交通省　関東地方整備局長　　泊　　宏

乙　茨城県水戸市笠原町９７８番６

茨 城 県 知 事　　大井川　和　彦

栃木県宇都宮市塙田１丁目１番２０号
栃 木 県 知 事　　福　田　富　一

群馬県前橋市大手町１丁目１番１号
群 馬 県 知 事　　大　澤　正　明

埼玉県さいたま市浦和区高砂３丁目１５番１号
埼 玉 県 知 事　　上　田　清　司

千葉県千葉市中央区市場町１番１号
千 葉 県 知 事　　鈴　木　栄　治

東京都新宿区西新宿２丁目８番１号
東 京 都 知 事　　小　池　百合子

神奈川県横浜市中区日本大通１
神 奈 川 県 知 事　　黒　岩　祐　治

山梨県甲府市丸の内１丁目６番１号
山 梨 県 知 事　　後　藤　　斎

長野県長野市大字南長野字幅下６９２番地の２
長 野 県 知 事　　阿　部　守　一

埼玉県さいたま市浦和区常盤６丁目４番４号
さ い た ま 市 長　　清　水　勇　人

千葉県千葉市中央区千葉港１番１号
千 葉 市 長　　熊　谷　俊　人

神奈川県横浜市中区港町１番１号

横 浜 市 長　　林　　文　子

神奈川県川崎市川崎区宮本町１番地
川 崎 市 長　　福　田　紀　彦

神奈川県相模原市中央区中央２丁目１１番１５号
相 模 原 市 長　　加　山　俊　夫

埼玉県さいたま市中央区新都心１１番地２
独立行政法人水資源機構 理事長　　甲　村　謙　友

埼玉県さいたま市大宮区桜木町１丁目１１番地２０
東日本高速道路株式会社　関東支社長　　髙　橋　知　道

東京都港区虎ノ門４丁目３番１号
中日本高速道路株式会社　東京支社長　　源　島　良　一

東京都八王子市宇津木町２３１番地
中日本高速道路株式会社 八王子支社長　　野　口　英　正

東京都千代田区霞が関１丁目４番１号
首都高速道路株式会社 代表取締役社長　　宮　田　年　耕

丙　東京都中央区八丁堀２－５－１　東京建設会館
一般社団法人　日本建設業連合会 関東支部長　大　嶋　匡　博

（109）新型インフルエンザ等発生時の医薬品等の供給に関する協定書

山梨県（以下「甲」という。）と山梨県医薬品卸協同組合（以下「乙」という。）とは、新型インフルエンザ等発生時の医薬品の供給等について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、新型インフルエンザ等（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第２条第１号に定める新型インフルエンザ等感染症及び新感染症）が発生した場合において、甲及び乙が相互協力し、医薬品の安定的な供給等により、そのまん延を防止し、県民の生命及び健康を保護するために必要な事項について定めるものとする。

（協力）

第２条　乙は法第３条第５項に規定する指定地方公共機関の責務に準じ、その業務について、甲と協力して、新型インフルエンザ等対策を実施するものとする。

２　乙は組合員に対して協定の趣旨を周知し、医薬品等の流通状況の把握及び安定供給等について、積極的な対策を講じることとする。

３　前項に規定する事項の詳細な内容については、甲、乙が協議の上、定めるものとする。

（相互連携）

第３条　甲及び乙は、対策の円滑な推進を図るため、各種情報共有を行う等、相互の連携の強化に努めるものとする。

（有効期間）

第４条　この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して１年間とする。ただし、有効期間満了日までに、甲、乙双方いずれからも意思表示がないときは、同一条件で更新されたものとし、以後も同様とする。

２　この協定を解除する場合は、甲乙いずれか一方が書面により、相手方に通知するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙押印の上、各自１通を保有する。

平成31年1月31日

甲　山梨県甲府市丸の内一丁目６番１号

山梨県知事　後藤　斎

乙　山梨県中央市山之神流通団地北２番地
山梨県医薬品卸共同組合
理事長　秋田　和人

（110）災害時における段ボール製品の調達に関する協定

山梨県（以下「甲」という。）と、東日本段ボール工業組合（以下「乙」という。）は、災害時における段ボール製品の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、山梨県内で災害（災害対策基本法第２条第１号に規定する災害をいう。以下同じ。）が発生し、又は発生するおそれがある場合における避難所に必要な物資（以下「物資」という。）の調達について定めるものとする。

（協力要請）

第２条　災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲は、物資を必要とするときは、文書により、乙に対し、物資の供給等について協力を要請することができる。ただし、甲が緊急を要すると認めるときは、口頭、電話、電子メール等により行うことができるものとし、その場合は事後に速やかに書面を提出するものとする。

（協力の実施及び受諾等）

第３条　乙は、前条の規定による要請があったときは、乙の組合員のうち、以下の条件を満たすものを選定する。

(1) 山梨県内、最寄りの場所等に事業所を有するもの

(2) 生産設備が被災しておらず、甲の要請を満たす生産能力を有しているもの

(3) 甲の要請に優先的に対応することが可能なもの

２　乙は、前項で選定した複数の組合員のうち、当該組合員の承諾を得たときは、甲に対して次の事項を連絡するものとする。

(1) 組合員の名称、所在地

(2) 連絡窓口、連絡方法

(3) 物資の種類、数量、提供可能時期

(4) その他必要な事項

３　甲は、乙から前項の連絡を受けた後、同項の承諾をした乙の組合員（以下「組合員」という。）と物資の調達に必要な基本的条件について協議するものとする。

協議事項は以下の通りとする。

なお、甲及び組合員は、合意内容を書面にして正本各１部を保有し、乙には写し１部を提出する。

(1) 物資（種類、数量、対価）

(2) 引渡し時期

(3) 引渡し場所

(4)搬送手段・費用

(5)その他必要な事項

４　乙及び組合員は、可能な範囲において物資の供給等に協力するよう努めるものとし、甲は、乙及び組合員が物資の供給等を迅速かつ安全に行うことができるよう必要な協力を行うものとする。

（物資の種類）

第４条　物資の種類は、次に掲げるものとする。

(1) 段ボール製簡易ベッド

(2) 段ボール製シート

(3) 段ボール製間仕切り

(4) その他組合員の取扱商品

（物資の引渡し）

第５条　組合員は、第３条第３項の甲及び組合員の協議により合意された場所等で甲に物資を引き渡すものとする。その際、甲は指定する者をもってこれを確認させ、受け取るものとする。

２　組合員は、引渡し、搬送等の終了後、速やかに書面により物資の種類、数量等を甲及び乙に報告するものとする。

３　乙は、組合員又は搬送関係者（搬送業者等）に最大限の努力をもって協定を履行するよう求めるが、

履行することが困難な事情がある場合、甲はこれを承諾し、対応策について乙及び組合員と協議する。

（費用）
第６条　組合員が供給する物資の対価及び搬送等の費用については、相当額を甲が負担するものとする。
２　前項の物資の対価及び搬送等の費用については、災害発生時の直近の価格を基準とし、甲及び組合員が協議の上決定するものとする。

（連絡体制等）
第７条　甲及び乙は、この協定に関する窓口を定め、相手方に通知しなければならない。また、連絡窓口を変更したときも同様とする。
２　乙は、災害時において甲の要請に即応するため、組合員に対する連絡体制の確立を図るものとする。

（車両の通行等）
第８条　甲は，第２条の要請に基づき組合員が物資を搬送等する際に、「緊急通行車両」として、緊急又は優先車両としての通行に可能な限り配慮するものとする。

（協議等）
第９条　この協定に定める事項を円滑に推進するため、甲及び乙は、情報を共有するとともに、随時協議を行うものとする。
２　甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、組合員の生産能力及び災害時の連絡体制について報告を求めることができる。
３　乙は、日頃より、本協定の趣旨及び手続等について組合員の理解を深めるよう努力するものとする。

（実施細目等）
第１０条　この協定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

（他の協定との関係）
第１１条　この協定は、甲又は乙が既に他の者と締結している災害協力協定、今後個別に締結する災害協力協定等を妨げ、あるいは妨げられるものではない。

（有効期間）
第１２条　この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙のいずれかが、解約の予定日の１か月前までに文書により解約又は変更の申し出をしない限り、その効力を継続するものとする。

（その他）
第１３条　この協定に定めのない事項、疑義を生じた事項、解釈等については、その都度、甲と乙が協議の上決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各１通を保管するものとする。

平成３１年４月２３日

甲　　山梨県甲府市丸の内一丁目６番１号

山梨県知事　長崎　幸太郎

乙　　東京都中央区八丁堀四丁目１番４号　八丁堀中央ビル８階

東日本段ボール工業組合　理事長　齋藤　英男

（111）災害による家屋の応急復旧に関する協定

山梨県（以下「甲」という。）と、一般社団法人災害復旧職人派遣協会（以下「乙」という。）は、災害による家屋の応急復旧に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、山梨県内外で災害（災害対策基本法第２条第１号に規定する災害をいう。以下同じ。）が発生した場合における損壊した屋根の応急復旧について定めるものとする。

（要請）

第２条　山梨県内外で災害が発生した場合において、甲は、屋根の応急復旧を必要とするときは、文書により乙に対し、協力を要請することができる。ただし、甲が緊急を要すると認めるときは、口頭、電話、電子メール等により行うことができるものとし、その場合は事後に速やかに書面を提出するものとする。

（実施）

第３条　乙は、前条の規定による要請があり、受諾した場合は、可能な範囲において損壊した屋根の応急復旧に必要な専門技能員を派遣するよう努めるものとし、甲は、乙が迅速な活動をできるよう必要な協力を行うものとする。

（費用）

第４条　専門技能員の派遣に要した費用（交通費、宿泊費）については、県の規定による額を甲が負担するものとする。

２　乙は、応急復旧業務の終了後、甲に書面（様式１）により業務終了を報告し、前項に定める費用について甲に請求するものとする。

３　甲は、前項の規定による請求があったときは、内容を確認し、その費用を乙に支払うものとする。

（第三者に及ぼした損害）

第５条　甲は、乙が本協定に基づく活動によって第三者に損害を及ぼしたときは、責任を負わないものとする。

（活動報告）

第６条　乙は、甲の求めに応じて、応急復旧業務により得た知見や業務の内容等について、報告を行うものとする。

（連絡体制等）

第７条　甲及び乙は、この協定に関する窓口を定め、相手方に通知しなければならない。また、連絡窓口を変更したときも同様とする。

２　乙は、災害時において甲の要請に即応するため、連絡体制の確立を図るものとする。

（協議等）

第８条　この協定に定める事項を円滑に推進するため、甲及び乙は、情報を共有するとともに、随時協議を行うものとする。

（他の協定との関係）
第９条　この協定は、甲又は乙が既に他の者と締結している災害協力協定、今後個別に締結する災害協力協定等を妨げ、あるいは妨げられるものではない。

（有効期間）
第１０条　この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙のいずれかが、解約の予定日の１か月前までに文書により解約又は変更の申し出をしない限り、その効力を継続するものとする。

（その他）
第１１条　この協定に定めのない事項、疑義を生じた事項、解釈等については、その都度、甲と乙が協議の上決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各１通を保管するものとする。

令和元年６月２１日

甲　　山梨県甲府市丸の内一丁目６番１号

山梨県知事　長崎　幸太郎

乙　　山梨県大月市猿橋町殿上６３０番地１
一般社団法人災害復旧職人派遣協会
代 表 理 事　石 岡　　博 実

(112) 災害時における道路標識等の安全確保に関する協定

山梨県(以下「甲」という。)と一般社団法人全国道路標識・標示業協会関東支部山梨県協会(以下「乙」という。)とは、山梨県内において地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生する恐がある場合、道路標識等の応急対策業務の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条　この協定は、災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合に、応急対策業務に係わる資機材及び労務等の提供に関し、甲と乙の基本事項を定め、もって災害の拡大防止と円滑な早期復旧・救援活動について、迅速かつ的確に対応することを目的とする。

（支援要請）

第2条　甲は第１条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を実施する必要があると認めたときは、乙に支援を要請するものとする。

(1)　保有機械、労務の提供による、応急対策作業

(2)　避難場所、救援物資等の集積地としての保有地の提供

(3)　標識等の安全性について、道路標識点検診断士による点検業務

(4)　迂回路等の看板や路面標示、バリケード等の安全施設の提供と設置作業

2　乙は、甲からの支援要請に基づき、できる限り速やかに乙を構成する会員と調整し、乙の会員に出動を要請するとともに、派遣する会員名を甲へ報告するものとする。

（支援要請の手続き）

第3条　甲から乙への支援要請は文書で行うものとし、要請書は甲、乙がそれぞれ１通保管するものとする。

2　緊急を要するなど前項によりがたい場合は、甲から乙へ支援要請を口頭又は電話等で行うこととするが、この場合においても、甲は、後日速やかに文書で要請を行うものとする。

3　甲は、乙が業務を実施するために必要な情報や資料を提供するものとする。

（業務の実施）

第4条　支援要請の指示を受けた乙は、速やかに要請された業務を実施するものとする。

2　乙が当該業務を行うにあたっては、二次災害に注意して作業を進めなければならない。また、当該作業の関係者だけでなく、近隣住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保に努めなければならない。

3　乙は、業務従事者の労働災害補償のため、労働者災害補償保険法の適用を受けられるよう手続きを行うものとする。

（業務内容の報告）

第5条　前条の業務を実施する乙は、甲に適宜業務の進歩状況を報告するとともに、業務を完了したときは実施結果を文書により報告するものとする。

（業務の実施体制）

第6条　乙は、第3条の業務を早急に実施できるよう事前に必要な技術者等の確保、出動の方法を定め、その実施体制及び連絡系統を示した表を甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第7条　第2条1項の支援要請に係わる費用は甲が負担する。費用の請求及び支払い方法は、別途協議のうえ定めるものとする。

（損害補償）

第8条　第2条の支援要請により応急対策業務に従事した者が死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は廃疾となった場合の本人又はその遺族に対する損害補償は、山梨県知事が災害対策基本法第71条第1項の規定により、協力命令を発したときに限り、災害に際し応急処置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例（昭和37年山梨県条例第55号）を適用する。

（連絡責任者の報告）

第9条　甲と乙は、本協定にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに相手方に報告するものとする。また、変更があった場合においても直ちに相手方に報告するものとする。

（協議事項）

第10条　この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙が協議して定めるものとする。

（協定の効力）

第11条　この協定の期間は、協定を締結した日から令和2年3月31日までの期間とする。

2　前項に規定する期間満了の1箇月前までに甲、乙いずれかから文書により何ら申し出がないときは、前項の定めにかかわらず、同一条件をもって更に1年間延長するものとし、その後期間満了したときも同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名捺印のうえ、それぞれ1通を保有する。

令和元年8月28日

甲　山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号

山梨県知事

乙　山梨県韮崎市穴山町三ツ石8786

一般社団法人　全国道路標識・標示業協会
関東支部　山梨県協会
会　　長

(113)災害時における臨床検査技師の派遣に関する基本協定

山梨県（以下「甲」という。）と一般社団法人山梨県臨床検査技師会（以下「乙」という。）とは、災害時における臨床検査技師の派遣に関して、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第１条　この協定は、山梨県内において地震等の災害が発生し、山梨県地域防災計画及び山梨県国民保護計画に基づき、山梨県保健医療救護対策本部が設置された場合における避難所への臨床検査技師の派遣、健康管理的検査（医師の指示のもと）を甲が必要とする場合に対する乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（臨床検査技師の派遣）

第２条　甲は、避難所へ臨床検査技師を派遣し、健康管理的検査を実施する必要があると認めた場合は、乙に対して臨床検査技師の派遣を要請するものとする。

２　乙は、前項の要請を受けたときは、速やかに臨床検査技師を避難所に派遣するものとする。

（自主出動）

第３条　乙は、甲と連絡がとれないとき又は派遣の要請を待ついとまがないときは、自主的に避難所の情報収集を行い、その結果、緊急に臨床検査技師を派遣する必要があると認めた場合は、自主的に臨床検査技師を派遣することができる。

２　乙は、前項の規定により臨床検査技師を派遣したときは遅延なく甲に報告するものとする。

３　乙が前項の規定により派遣した後において、甲が前条に基づき臨床検査技師の派遣が必要と認めたときは、乙が派遣したときに要請があったものとみなす。

（臨床検査技師の業務）

第４条　乙が派遣する臨床検査技師は、避難所において、医師の指示のもと健康管理的検査を行うものとする。

２　臨床検査技師の業務は、次のとおりとする。

（１）　DVT検診

下肢エコー（血栓径９㎜以上は拡張所見ありとする、静脈瘤などの所見）

（２）採血　（医師の指示のもと採血・測定）

下肢エコーにおいて陽性と認められた避難者や検査が必要な避難者に対し、採血及びPOCTを実施

✧　D-ダイマー測定

（2.0 μg/mℓ以上で医師の指示のもと医療機関へ紹介状、重症例では救急車手配）

✧　心筋マーカー（トロポニンT、H-FABP等POCT検査）

（３）インフルエンザ等感染性疾患の検体採取及びPOCTによる検査

（４）弾性ストッキング着脱指導

（５）その他、甲より依頼を受け、乙が対応可能と判断した検査

（臨床検査技師の輸送）

第５条　臨床検査技師の輸送手段は乙が確保するものとするが、道路等の被災状況により困難な場合には、甲は必要な措置を講じるものとする。

（検査機器・検査試薬等の供給）

第６条　乙が派遣する臨床検査技師が使用する検査機器・検査試薬等は、当該臨床検査技師が携

行するもののほか、甲が供給するものとする。

（検査費）

第７条　避難所における健康管理的検査費は、無料とする。

（費用弁償）

第８条　甲の要請に基づき、乙が健康管理的検査を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担するものとする。

（１）臨床検査技師の派遣に要する経費

（２）臨床検査技師が携行した検査試薬等を使用した場合の実費

（３）前各号に定めるもののほか、この協定実施のために要した経費のうち甲が必要と認めた経費

２　前項に定める費用の額については、別に定める。

（損害補償）

第９条　甲は、甲の要請に基づき乙が派遣した臨床検査技師が、その業務に従事したために負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡したときには、災害応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例（昭和３７年山梨県条例第５５号）に定めるところによりその損害を補償するものとする。

（細則）

第１０条　この協定を実施するために必要な事項については、山梨県大規模災害時保健医療救護マニュアル（平成８年）の規定によるほか、別に定める。

（協議）

第１１条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（有効期間）

第１２条　この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して１年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の１か月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がなされないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して１年間この協定は延長されるものとし、以降も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書を２通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その１通を保有する。

令和元年１０月２５日

甲　山梨県甲府市丸の内１丁目６番１号
山梨県知事

乙　山梨県甲府市
一般社会法人山梨県臨床検査技師会
会　長

(114)災害時における臨床検査薬等の供給に関する基本協定

山梨県（以下「甲」という。）と関東甲信越臨床検査薬卸連合会（以下「乙」という。）とは、災害時における臨床検査薬等の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第１条　甲は、災害時における臨床検査薬等の確保を図る必要があると認めたときは、乙に対し乙の会員の保有する臨床検査薬等の供給を要請することができる。

（臨床検査薬等の範囲）

第２条　甲が乙に供給を要請する臨床検査薬等は、乙の会員において措置可能な品目及び数量で、次に掲げるものとする。

（１）各種臨床検査薬と臨床検査機器

（２）その他甲が指定するもの

（要請の方法）

第３条　第１条の要請は、文書により行うものとする。ただし、文書により要請するいとまがないときは、口頭により要請し、事後、速やかに文書を交付するものとする。

２　やむを得ない事情により乙に連絡がつかない場合には、甲は直接乙の会員に対し要請することができるものとする。この場合、甲はそれに伴う措置状況を事後に速やかに乙に連絡するものとする。

（要請に基づく措置）

第４条　乙は、第１条の要請を受けたときは、その要請事項について速やかに適切な措置をとるとともに、その措置の状況を甲に連絡するものとする。

（臨床検査薬等の引渡し）

第５条　臨床検査薬等の引渡し場所は、甲が指定するものとし、当該場所で甲の職員が品目及び数量を確認のうえ、乙又は乙の会員から引渡しを受けるものとする。ただし、甲による確認が困難な場合は、甲の職員以外の者に委託して確認を行うことができるものとする。

（臨床検査薬等の価格）

第６条　甲が引渡しを受けた臨床検査薬等の価格は、災害発生時直前における適正な価格を基準として、甲乙協議して定める。

（費用の負担）

第７条　この協定に基づき供給された臨床検査薬等について、その供給に要した費用は、臨床検査薬等の供給を受けた者が負担するものとする。ただし、臨床検査薬等の搬送に要した費用については、乙が負担するものとする。

（連絡責任者等の報告）

第８条　甲及び乙は、この協定の成立に係る連絡責任者、連絡手段等を協定成立後速やかに相手方に報告するものとする。また、変更があった場合は、直ちに相手方に報告するものとする。

（搬送体制の確保）

第９条　臨床検査薬等の搬送は乙又は乙の会員が行うものとし、甲は、搬送の用に供する車両を緊急又は優先車両として通行できるように支援する。

（協議事項）

第１０条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第１１条　この協定は、成立の日から１年間その効力を発生するものとし、有効期間満了日までに双方いずれからも意思表示がないときには、有効期間満了日の翌日から１年間延長されるものとし、以後も同様とする。

この協定の成立を証するため本書を２通作成し、甲乙署名押印のうえ、各自その１通を保有するものとする。

令和元年１０月２５日

甲　山梨県甲府市丸の内一丁目６番１号

山梨県知事

乙　群馬県高崎市大八木町８０１番地

関東甲信越臨床検査薬卸連合会

会長

(115)災害時における電力復旧のための連携等に関する基本協定

山梨県（以下「甲」という。）と東京電力パワーグリッド株式会社山梨総支社（以下「乙」という。）は、災害が発生した場合又はそのおそれのある場合の協力関係の構築等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第１条　本協定は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）及び山梨県地域防災計画、防災業務計画（東京電力パワーグリッド株式会社）に基づき、甲は県民の生命、身体及び財産の保護の役割を担うこと、乙は電力の早期復旧の役割を担うことを相互に確認し、災害の発生に備え、平時から甲及び乙双方の連絡体制をはじめとする協力関係を構築する。また、災害による大規模停電が発生した場合における情報共有や、早期の電力復旧のために行う停電復旧作業等において、甲及び乙が相互に協力することを目的とする。

（連絡体制）
第２条　甲及び乙は、平時から災害発生時の連携を図るため双方の連絡体制を構築する。
２　乙は、甲との協議の上、甲が設置する災害対策本部に職員を派遣し、相互に情報共有を行うものとする。

（協力体制）
第３条　甲及び乙は、前条の目的を達成するため、情報共有や停電復旧作業等を実施する必要があると認めるときは、相互に要請する。
２　甲及び乙は、前項の要請があったときは、相互に協力するものとする。

（覚書の締結）
第４条　甲及び乙は、第１条の目的を達成するための具体的な実施事項について、覚書等により別に定めるものとする。

（秘密保持）
第５条　甲及び乙は、本協定に基づく活動を通じて知り得た秘密情報を他人に開示又は漏えいしてはならない。

（協定期間）
第６条　本協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙のいずれかが、
解約の予定日の１ヶ月前までに文書による解約又は変更の申し出をしない限り、その効力
を継続するものとする。

（協議）
第７条　本協定に関し、定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議して

定めるものとする。

本協定を証するため、本書２通を作成し、甲乙それぞれ署名押印の上、各自１通を保有する。

令和２年３月３０日

甲　甲府市丸の内一丁目６番１号

山 梨 県 知 事

乙　甲府市丸の内一丁目１０番７号

東京電力パワーグリッド株式会社

山梨総支社長

(116)国道４１３号の強靭化に関する協定書

山梨県（以下「甲」という。）と相模原市（以下「乙」という。）は、一般国道４１３号の強靭化に関する相互の連携協力について、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、一般国道４１３号が両県市にとって住民生活や物流・経済活動等を支える重要な道路であることに鑑み、災害発生時にもその機能を迅速に回復する、強くしなやかな道路となるよう、甲及び乙が相互に連携することを目的とする。

（対象範囲）

第２条　この協定が対象とする範囲は、一般国道４１３号において、一般国道１３８号交差点（山梨県南都留郡山中湖村平野地内）から一般国道４１２号交差点（相模原市緑区青山地内）までとする。

（連携の内容）

第３条　甲及び乙は、第１条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携協力するものとする。

（１）災害、通行規制、道路状況等の情報共有に関すること。

（２）災害時の道路啓開や早期復旧に関すること。

（３）道路防災・減災対策事業の推進に関すること。

（４）関係機関への要望活動に関すること。

（５）前各号に掲げるもののほか、本協定の目的に沿うこと。

２　前項各号に掲げる事項を効果的に推進するため、甲及び乙は随時情報を共有し、具体的な連携内容、推進方法、役割等について、適宜協議し、及び取り決めるものとする。

（災害時の応援要請）

第４条　甲又は乙は、前条第１項第２号の道路啓開や早期復旧について相手方に応援を要請する場合、文書により行うことを原則とするが、これが困難な場合は口頭により要請を行い、後日速やかに文書による要請を行うものとする。

（費用の負担）

第５条　前条の規定に基づく応援要請に要する費用は、原則として協力を要請したものが負担するものとする。

（有効期間）

第６条　この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲乙のいずれかから文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続するものとする。

（他の協定との関係）

第７条　この協定は、甲または乙が締結している他の相互協力に関する協定等を妨げるものではない。

（その他）

第８条　この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義を生じた事項については、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

この協定の証として、本書２通を作成し、甲乙記名のうえ、各自１通を保有するものとする。

令和　２　年　７　月　７　日

甲　　山梨県知事　長崎 幸太郎

乙　　相模原市長　本村 賢太郎

(117)災害時における調査・設計等の応急対策業務に関する協定

山梨県（以下「甲」という。）と一般社団法人建設コンサルタンツ協会関東支部（以下「乙」という。）は、地震・風水害・その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合における、設計等（土木工事に係る調査、計画、設計に類する業務）の災害復旧及び応急対策に係る業務（以下「災害復旧業務等」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

第１条（目的）

この協定は、災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲の管理する道路、河川、その他公共土木施設（如何「公共土木施設」という。）の災害復旧業務を実施するにあたり、乙がこれを支援するため、技術者や必要な機材の数量の計上及びその動員計画等を定め、甲、乙が協力して被災施設の復旧、災害の未然防止や拡大防止に資することを目的とする。

第２条（協力体制）

乙は、災害復旧業務等を実施するための体制及び連絡窓口を示した表（以下「実施体制表」という。）を予め甲に提出するものとする。

２　乙は、あらかじめ災害復旧業務等に関する対応が実施できるよう、必要な技術者の確保、動員の方法を定めておくものとする。

３　甲は、災害復旧業務等を実施する者（以下「業務実施者」という。）が優先度の高い災害復旧業務等への対応が必要であり、甲と別に契約した委託業務を実施する者がこれらを行う場合には、当該実施中の委託業務について、業務実施者の意向を踏まえ、委託業務の一時中止等について配慮するものとする。

第３条（協力の要請）

甲は災害時において、乙の協力が必要であると認めたときは、乙に協力を要請することができるものとする。

２　甲の要請には、別表に掲げる者からの要請を含むものとする。

３　乙は、甲からの協力要請に基づき、できる限り速やかに乙を構成する会員（以下「乙の会員」という。）へ連絡し、対応が可能な会員企業を取りまとめ報告する。

第４条（業務の内容）

甲により、業務実施者として制定された乙の会員は、甲の指示により速やかに現地の状況を把握し、設計等を実施するものとする。

２　甲は、乙の会員が業務を実施するために必要な情報を提供するものとする。

第５条（費用の負担）

甲の要請により、乙の会員が第４条に掲げる業務に要した費用は、甲が負担するものとする。

第６条（契約の締結）

甲は、第３条に基づく協力の要請後速やかに、第４条の業務を実施する乙の会員と契約を締結する。

第７条（履行の確認）

甲は、乙の会員からの委託業務完了報告書の受領後、速やかに業務完了検査を行うものとする。

第８条（費用の請求）

乙の会員は、第６条の契約及び第７条の検査結果に基づき、甲に費用の請求を行うものとする。

第９条（費用の支払）

甲は、第８条の規定により請求を受けたときには、第６条で締結した契約に基づき支払いを行う。

第１０条（被害の補償）

第６条で契約した業務に従事した者が、当該業務により負傷もしくは疾病、又は死亡した場合の損害補償は、乙の会員の責任において労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）等により行う。ただし「災害応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例（昭和３７年１２月２８日山梨県条例第５５号）」が適用される場合は、甲が補償する。

第１１条（訓練等への参加）

乙は、本協定上の業務を円滑に遂行するために必要な訓練や研修等について、甲から協力要請があった場合には、積極的に参加し協力するものとする。

なお、訓練等への参加、協力に要する必要については、乙の負担とする。

第１２条（協議）

この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、その都度甲乙が協議して定めるものとする。

第１３条（協定の効力及び更新）

この協定の期間は、協定締結の日から起算して１年間とする。

２　前項に規定する期間満了の１箇月前までに、甲乙いずれから何ら申し出がないときは、前項の定めにかかわらず、同一条件をもって更に１年間継続するものとし、当該継続期間が満了したときも同様とする。

この協定を証するため、本所を２通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ１通を保有するものとする。

令和2年7月２９日

甲　　山梨県甲府市丸の内一丁目６番１号

山梨県知事　　長崎　幸太郎

乙　　東京都千代田区内神田２－７－１０

一般社団法人　建設コンサルタンツ協会　関東支部

支部長　　野崎　秀則

(118)災害時における宿泊施設提供に関する協定書

山梨県（以下「甲」という。）と山梨県旅館ホテル生活衛生同業組合（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、山梨県内に地震、風水害その他の災害等が発生した場合に、職員等が、乙に所属する組合員の所有する宿泊施設を利用すること等への協力に関して、必要な事項を定めるものとする。

（職員等の範囲）

第２条　職員等は、次のとおりとする。

（１）　山梨県災害対策本部及び山梨県災害警戒本部において災害対応に従事する者

（２）　県庁舎及び被災地において災害対応に従事する地方公共団体等の職員

（３）　その他、県が必要と認めた者

（協力の要請及び内容）

第３条　甲は、災害時において職員等の宿泊施設を確保する必要があるときは、乙に対し宿泊施設の提供を要請するものとする。

２　乙は、甲の要請に基づき、職員等への客室の提供並びにその他乙が可能とする協力を乙の業務に支障を来さない範囲で協力を行うものとする。

（協力の期間）

第４条　乙が職員等を宿泊施設に受け入れる期間は、甲乙協議の上、決定するものとする。

（経費の負担）

第５条　第３条に規定する協力に要する経費の額及び支払い方法は、甲乙協議の上、決定するものとする。

（連絡責任者）

第６条　甲及び乙は、本協定の締結後速やかに連絡責任者を相手方に報告するものとし、変更があった場合も同様に報告するものとする。

（協議等）

第７条　この協定に定める事項を円滑に推進するため、甲及び乙は、情報を共有するとともに、随時協議を行うものとする。

（他の協定との関係）

第８条　この協定は、甲又は乙が既に他の者と締結している災害協力協定、今後個別に締結する災害協力協定等を妨げ、あるいは妨げられるものではない。

（有効期間）

第９条　この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙のいずれかが、解約

の予定日の１か月前までに文書により解約又は変更の申し出をしない限り、その効力を継続するものとする。

（その他）

第１０条　この協定に定めのない事項、疑義を生じた事項、解釈等については、その都度、甲及び乙が協議の上決定するものとする。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

令和２年８月１日

甲　山梨県甲府市丸の内一丁目６番１号
山梨県知事　長崎　幸太郎

乙　山梨県甲府市城東四丁目１６番１０号
山梨県旅館ホテル生活衛生同業組合
理　事　長　笹本　健次

(119)災害時における電気自動車の活用に関する協定書

山梨県（以下「甲」という。）と甲斐日産自動車株式会社及び日産プリンス山梨販売株式会社（以下両社を併せて「乙」という。）並びに日産自動車株式会社（以下「丙」という。）は、災害時等における電気自動車による避難所等への電力の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、甲による電気自動車を非常用電源として活用できる体制の構築に加え、山梨県内で災害（災害対策基本法第２条第１号に規定する災害をいう。以下同じ。）による大規模停電が発生し、又は発生するおそれがある場合に、乙及び丙の協力のもと、電力不足が想定される避難所等において、電気自動車から電力を供給すること（以下「電力供給」という。）、及び防災・環境意識向上に向けた協力関係を構築することについての基本的事項を定めることを目的とする。なお、次条以下に規定する本連携の全部又は一部の実施に関し、各当事者に対して、何らの法的義務を負わせるものではないことを、甲、乙及び丙は確認する。

（連携事項）

第２条　甲、乙及び丙は、第１条に定める目的を達成するために、次の各号に定める活動を対応可能な範囲において行うものとする。

（１）甲及び乙による災害時における電気自動車を利用した活動

ア　ガソリン入手困難時の甲による災害対策本部間の移動、巡回・救護活動その他の災害時応急活動等への利用

イ　避難所等における電気自動車を利用した電力供給

（２）甲、乙及び丙による平常時における電気自動車を利用した防災・環境意識の普及啓発活動

ア　甲による防災訓練、啓発イベント等への乙及び丙の協力

イ　甲、乙及び丙による県民、市町村向け防災・環境意識向上のためのＰＲ活動

（貸与要請）

第３条　甲は、災害による大規模停電が発生し、又は発生するおそれがある場合において、電力供給のための電気自動車及び外部給電器（以下「電気自動車等」という。）の貸与、並びに電気自動車用充電スタンド（以下「充電スタンド」という。）の使用を必要とするとき（市町村が必要とし、甲に対して要請を行う場合を含む。）、乙に対して「協力要請書」（別紙第１号様式）により電気自動車等の貸与並びに充電スタンドの使用を要請することができる。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電子メールにより連絡し、後日速やかに文書をもって処理するものとする。

（協力）

第４条　乙は、前条の要請を受けたときは、可能な範囲において乙の所有する電気自動車等を甲又は市町村に貸与することに努めるものとする。なお、本項に基づき乙から甲に貸与される電気自動車等を、以下「貸与車両等」という。

２　乙は、前項に基づく貸与に併せて、乙の指定する日時及び場所において、乙の管理する充電スタンドの使用を許諾することに努めるものとする。なお、使用許諾する充電スタンドの使用料については、原則無償とする。

３　貸与車両等の貸与期間（以下「貸与期間」という。）及び充電スタンドの使用許諾期間は、原則として貸与開始日から１週間とし、甲が延長を希望する場合は、災害の状況等を勘案の上、甲、乙

間で協議して延長期間を決定する。

（貸与実施）
第５条　乙は、乙の指定する日時及び場所で貸与車両等を甲又は市町村に無償で貸与し、使用させるものとする。

（貸与時の充電状態）
第６条　乙は、貸与車両の貸与にあたっては、十分に充電された状態で貸与するよう努めるものとする。
２　貸与時において貸与車両に充電されている電力は、乙が無償で提供する。

（貸与車両等の移動）
第７条　乙の営業所等からの貸与車両等の移動は、原則として甲又は市町村の責任において行うものとする。ただし、甲又は市町村による移動が困難な場合は、甲又は市町村と乙間での協議により、乙が行うものとする。

（管理等）
第８条　甲又は市町村は、貸与車両等を善良なる管理者の注意をもって管理するものとし、管理方法その他の取り扱いは、甲又は市町村と乙間での協議により取り決める。
２　甲又は市町村は、充電スタンドを乙より提示される使用条件に従って使用するものとする。
３　前二項の規定に違反し、甲又は市町村の責に帰すべき事由により、貸与車両等又は充電スタンドに損害を与え、又は滅失したときは、甲又は市町村は乙に対しその損害を賠償するものとする。

（故障等の対応）
第９条　甲又は市町村は、貸与期間中、貸与車両等に故障又は紛失等があった場合、直ちに乙に通知するものとし、その対応について甲又は市町村と乙間での協議により取り決める。
２　甲は、貸与期間中、乙が指定する補償内容に準じた自動車保険に加入するものとし、その費用については甲が負担する。

（返却）
第１０条　甲又は市町村は、乙より貸与された貸与車両等を原状に復した上で（ただし、通常損耗を除く。）、乙に返却するものとし、返却方法については、甲又は市町村と乙間での協議により取り決める。

（外部給電器の使用上の注意）
第１１条　甲は、貸与車両に外部給電器を接続して使用（医療機器への使用を含む）する場合、当該外部給電器の製造者が発行する保証条件を、その都度確認の上、使用するものとする。なお、当該外部給電器の使用に起因する事由により、甲が損害を被った場合であっても、乙及び丙は一切責任を負わないものとする。

（電気自動車等の情報提供）
第１２条　乙は、災害時に電力供給が遂行可能な電気自動車等の情報を、丙は、電気自動車等の普及促進に資する情報を、電力供給に必要な範囲において、甲に提供するものとする。

（連絡調整）
第１３条　この協定及びこの協定に定める業務に係る連絡調整を行うため、甲、乙及び丙はあらかじめ

連絡調整者を指定することとし、「連絡調整者名簿」（別紙第２号様式）により他の当事者に通知するものとし、連絡調整者に変更があった場合は、当該変更後の名簿を他の当事者に対して送付するものとする。

（プレスリリース）

第１４条　甲、乙又は丙が、この協定に係るプレスリリース、その他外部への公表等を行おうとする場合は、事前に他の当事者と公表内容等について協議の上、実施するものとする。

（定期協議）

第１５条　この協定に定める事項を円滑に推進するため、甲、乙及び丙は、年１回以上、意見交換、協議等を行うものとする。

（譲渡制限）

第１６条　甲、乙及び丙は、事前に他の当事者の書面による承諾を得ることなく、この協定から生ずるいかなる権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡もしくは移転し又は担保の用に供してはならないものとする。

（協定期間）

第１７条　この協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、協定締結日から令和３年３月３１日までとする。ただし、協定期間の満了する日の３箇月前までに、甲、乙又は丙から何らの意思表示がないときは、協定期間は、さらに１年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。

（その他）

第１８条　この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書４通を作成し、甲、乙及び丙が署名の上、各自その１通を保有する。

令和２年９月１５日

甲　　山梨県甲府市丸の内一丁目６番１号
山梨県知事

乙　　山梨県甲府市上今井町７０６番地
甲斐日産自動車株式会社
代表取締役社長

山梨県甲府市富竹二丁目１番２９号
日産プリンス山梨販売株式会社
代表取締役社長

丙　　神奈川県横浜市西区高島一丁目１番１号
日産自動車株式会社
理事

別紙第１号様式（第３条関係）

令和　　年　　月　　日

御中

山梨県知事

協力要請書

災害時等における電気自動車の活用に関する協定第３条の規定により、下記のとおり要請します。

記

1　電気自動車、外部給電器の貸与

車種・品名等	台数	備考（店舗名・期間等）
	台	
	台	
	台	

2　充電スタンドの使用

使用する場所	備考（期間等）

3　電力供給場所

避難所等	備考（住所等）

4　その他の要請及び連絡事項等

〔問い合わせ先〕
電　話　　－　　－
ＦＡＸ　　－　　－
担　当

別紙第２号様式（第１３条関係）

連絡調整者名簿

【山梨県】

１　連絡責任者

役職・氏名	
ＴＥＬ	
携　帯	
ＦＡＸ	

２　時間外及び休日の場合の連絡先

項　目	第１連絡先	第２連絡先
役職・氏名		
ＴＥＬ		
携　帯		
ＦＡＸ		

３　勤務時間及び休日

・勤務時間：

・休　　日：

【甲斐日産自動車株式会社】

１　連絡責任者

役職・氏名	
ＴＥＬ	
携　帯	
ＦＡＸ	

２　時間外及び休日の場合の連絡先

項　目	第１連絡先	第２連絡先
役職・氏名		
ＴＥＬ		
携　帯		
ＦＡＸ		

３　勤務時間及び休日

・勤務時間：

・休　　日：

【日産プリンス山梨販売株式会社】

1　連絡責任者

役職・氏名	
ＴＥＬ	
携　帯	
ＦＡＸ	

2　時間外及び休日の場合の連絡先

項　目	第１連絡先	第２連絡先
役職・氏名		
ＴＥＬ		
携　帯		
ＦＡＸ		

3　勤務時間及び休日

・勤務時間：

・休　　日：

【日産自動車株式会社】

1　連絡責任者

役職・氏名	
ＴＥＬ	
携　帯	
ＦＡＸ	

2　時間外及び休日の場合の連絡先

項　目	第１連絡先	第２連絡先
役職・氏名		
ＴＥＬ		
携　帯		
ＦＡＸ		

3　勤務時間及び休日

・勤務時間：

・休　　日：

(120)災害時における車両の提供等に関する協定書

山梨県（以下「甲」という。）と山梨県自動車販売店協会（以下「乙」という。）及び一般社団法人日本自動車連盟山梨支部（以下「丙」という。）は、災害時における車両の提供等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、山梨県内で災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合に、乙又は丙が甲に対して行う車両の提供等の支援について必要な事項を定めるものとする。

（支援の内容）

第２条　乙及び丙の支援の内容等は、別紙に掲げるものとし、甲の要請の時点で乙及び丙が対応可能なものとする。

２　別紙に定める事項については、甲、乙及び丙が協議して、変更、追加及び削除することができる。

（支援の要請）

第３条　甲は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、前条に規定する支援を必要とするときは、乙又は丙に対し、支援を要請することができる。

２　前項による要請は、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により行い、その後速やかに書面を提出するものとする。

（支援の実施）

第４条　乙及び丙は、前条の要請を受けたときは、可能な範囲において支援を行うものとする。ただし、甲の要請を待たずに自主的に支援活動を行うことができる。

（費用の負担）

第５条　この協定に基づく甲の要請により乙又は丙が支援を行った場合に要する費用は、原則として乙又は丙が負担するものとする。ただし、乙又は丙が負担できない場合は、甲、乙又は丙が協議して、災害発生時の直前における適正な価格を基準として、甲に請求することができる。

（損害補償）

第６条　乙の会員のうち協力が可能な会員（以下「協力会員」という。）又は丙の従事者が、この協定に基づく業務により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の損害補償は、労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）に基づき行うものとする。

２　この協定に基づき支援に供した協力会員又は丙の所有する車両等に損害が発生した場合は、その損害の帰責理由のある者が補償責任を負うものとする。

３　この協定に基づき丙が行う車両等の移動に伴い、やむを得ない限度において当該車両等を破損、又は協力会員の施設を破損した場合は、災害対策基本法第８２条第１項の規定により、通常生ずべき損失を補償するものとする。

（連絡体制）

第７条　この協定による支援を円滑に実施するため、甲、乙及び丙は、あらかじめ連絡担当者を定め、連絡担当者名簿（様式第４号）を他の当事者に送付するものとし、変更があった場合も同様とする。

（有効期間）

第８条　この協定の有効期間は、協定締結日から１年間とする。ただし、有効期間満了日の１か月前までに、甲、乙又は丙いずれからも意思表示がない場合は、有効期間満了日の翌日から起算して１年間更新するものとし、以降も同様とする。

（その他）

第９条　この協定に定めのない事項又はこの協定の実施について疑義が生じたときは、その都度、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書３通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各自その１通を保有する。

令和２年１２月２３日

甲　　山梨県甲府市丸の内一丁目６番１号
山梨県知事

乙　　山梨県笛吹市石和町唐柏１０００番地の７
山梨県自動車販売店協会
会　長

丙　　山梨県甲府市中小河原町７３０番地３
一般社団法人日本自動車連盟山梨支部
支部長

別紙

山梨県自動車販売店協会（乙）

支援の内容	運用等
① 避難所等における電力供給に必要な電気自動車等の提供	○ 要請は、車両等提供要請書（様式第１号）により行うものとする。 ○ 引き渡し場所は甲が指定する。引き渡し場所までの移動は、原則として乙の協力会員が行うが、困難な場合は甲と乙の協力会員が協議して決定するものとする。 ○ 必要に応じて、乙の協力会員は車両等を管理する人員を派遣するものとする。
② 物資運搬・人員輸送に必要な車両の提供	○ 提供期間は、原則として１週間とし、甲が延長を希望する場合は、甲と乙の協力会員が協議して期間を決定するものとする。 ○ 提供期間中、甲は、乙の協力会員が指定する補償内容に準じた自動車保険に加入するものとし、その費用は原則として甲が負担するが、困難な場合は甲と乙の協力会員が協議して決定するものとする。 ○ 返却場所は、原則として車両等を提供した店舗とするが、乙の協力会員の了承を得た場合は、当該店舗以外の場所に返却できるものとする。
③ ④により移動した車両等の一時退避場所の提供	○ 要請は、車両等提供要請書（様式第１号）により行うものとする。 ○ 甲は、一時退避場所に移動した車両等の所有者又は使用者に対し、災害の状況等を勘案の上、順次、当該車両等の撤去を要請するものとする。 ○ 上記の要請後、速やかに撤去が行われない場合は、乙の協力会員から当該車両等の所有者又は使用者に対し、適正な駐車料を請求することができるものとする。

一般社団法人日本自動車連盟山梨支部（丙）

支援の内容	運用等
④ 緊急通行車両の通行の支障となる車両等の移動	○ 要請は、車両等移動要請書（様式第２号）により行うものとする。 ○ 作業の際は原則として上記の要請書の写しを携行し、乙の協力会員の指定する一時退避場所へ移動するものとする。 ○ 対象とする車両等の重量は３トン以下とする。 ○ 移動が完了したときは、車両等移動報告書（様式第３号）により、甲に報告するものとする。

様式第１号

年　　月　　日

山梨県自動車販売店協会　会長　様

山梨県知事

車両等提供要請書

災害時における車両の提供等に関する協定書に基づき、次のとおり要請します。

<table>
<tr><td>災害発生日時</td><td colspan="3">年　　月　　日（　）　　時　　分</td></tr>
<tr><td rowspan="3">支援の内容</td><td>①</td><td>避難所等における電力供給に必要な電気自動車等の提供</td><td>避難所等

所在地</td></tr>
<tr><td>②</td><td>物資運搬・人員輸送に必要な車両等の提供</td><td>車両の種類や台数等

目的（物資運搬・人員輸送）

引き渡し場所</td></tr>
<tr><td>③</td><td>移動した車両等の一時退避場所の提供</td><td>地域</td></tr>
<tr><td>現場担当者</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

連絡先
担当者：
電　話：

様式第２号

年　　月　　日

一般社団法人日本自動車連盟山梨支部　支部長　様

山梨県知事

車両等移動要請書

災害時における車両の提供等に関する協定書に基づき、次のとおり要請します。

災害発生日時	年　　月　　日（　）　　時　　分
災害の状況	
通行障害発生場所	
通行障害車両の種別及び台数	
登録番号（車両番号）	
現場担当者	

連絡先
担当者：
電　話：

様式第３号

年　　月　　日

山梨県知事　様

一般社団法人日本自動車連盟山梨支部　支部長

車両等移動報告書

災害時における車両の提供等に関する協定書に基づき、次のとおり報告します。

措置実施場所	
対象車両	
運転手の有無	
移動日時	年　　月　　日（　）　　時　　分
移動先	
破損状況	
作業担当者	

※ 別紙状況写真を添付

連絡先
担当者：
電　話：

様式第３号　別紙

状　況　写　真	
移動前	
移動後	

様式第４号

連絡担当者名簿

【山梨県】

◆開庁時（　　）

連絡先

◆閉庁時（　　）

連絡順	連絡先	
第１連絡先	所属・職名	
	氏名（ふりがな）	
	携帯電話番号	
第２連絡先	所属・職名	
	氏名（ふりがな）	
	携帯電話番号	

【山梨県自動車販売店協会】

◆営業時（　　）

連絡先

◆休業時（　　）

連絡順	連絡先	
第１連絡先	所属・職名	
	氏名（ふりがな）	
	携帯電話番号	
第２連絡先	所属・職名	
	氏名（ふりがな）	
	携帯電話番号	

【一般社団法人日本自動車連盟山梨支部】

◆営業時（　　）

連絡先

◆休業時（　　）

連絡順	連絡先	
第１連絡先	所属・職名	
	氏名（ふりがな）	
	携帯電話番号	
第２連絡先	所属・職名	
	氏名（ふりがな）	
	携帯電話番号	

会員各社

※会員各社も連絡担当者等を選任し、協会事務局へ届け出る。

※内容に変更が生じた場合は、相互に速やかに連絡の上更新するものとする。

(121)山梨ＤＭＡＴに関する協定書

山梨県知事（以下「甲」という。）と都留市立病院開設者都留市長（以下「乙」という。）は、災害派遣医療チーム（以下「山梨ＤＭＡＴ」という。）の派遣に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害・感染症医療確保事業を実施するため専門的な訓練を受けた医師・看護師・業務調整員が機動性をもって出動し、医療活動を行うことにより、地域の医療提供体制を支援し、傷病者等の生命を守ることを目的とする。

（派遣）

第２条　山梨ＤＭＡＴは、日本ＤＭＡＴ活動要領及び山梨ＤＭＡＴ運営要綱等に基づき、甲が派遣を要請し、乙が派遣するものとする。

２　乙が派遣する山梨ＤＭＡＴは、甲の都道府県内において医療活動を行うことを原則とする。

３　甲又は国が認めた場合には、他の都道府県において第３条に定める医療活動を行うことができる。

（山梨ＤＭＡＴの活動）

第３条　乙が派遣する山梨ＤＭＡＴが行う業務は日本ＤＭＡＴ活動要領及び山梨ＤＭＡＴ運営要綱等に定めるものとする。

（指揮系統等）

第４条　乙が派遣する山梨ＤＭＡＴは、被災した市町村等の災害対策本部等のもとで活動することを基本とする。

２　山梨ＤＭＡＴが被災都道府県からの要請を受けて派遣される場合には、被災都道府県のＤＭＡＴ受入れに係る体制の中で活動する。

（身分）

第５条　乙が派遣する山梨ＤＭＡＴの隊員は、原則として派遣元である乙の職員として医療活動に従事する。

（協定の実施状況等の報告）

第６条　乙は、甲から本協定に基づく措置の実施の状況及び当該措置に係る当該医療機関の派遣状況その他の事項について報告の求めがあったときは、速やかに当該事項を報告するものとする。この場合において、広域災害救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）等により報告を行うものとする。

（平時における準備）

第７条　乙は派遣時に迅速な対応がとれるよう、組織内の連絡、派遣体制の整備に努めるものとする。

２　甲は、山梨ＤＭＡＴ隊員の資質の向上等を図るため、研修、訓練等の企画及び機会の提供に努める。

（費用負担等）

第８条　甲の要請に基づき乙が派遣した山梨ＤＭＡＴが、第３条の業務を実施した場合に要する次の費用は、甲が支弁するものとする。

一　乙が供給した医薬品、医療器具等を使用した場合の実費

二　前号に定めるもののほか、この協定の実施のために要した経費のうち、甲が必要と認めた経費

２　（被災した）市町村又は他都道府県等からの要請に基づき、甲が乙に対して山梨ＤＭＡＴの派遣を要請した場合は、前項に定める費用について、甲が支弁する。

（災害救助法適用時の費用負担）

第９条　甲の要請に基づき、乙が派遣した山梨ＤＭＡＴが、災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）第７条の規定に基づく救助に関する業務に従事した場合は、甲は災害救助法第１８条第２項及び災害救助法施行令（昭和２２年政令第２２５号）第５条に定めるところにより費用を負担する。

（待機に係る費用）

第１０条　山梨ＤＭＡＴ派遣のための待機に要する費用は、甲の要請の有無に関わらず乙の負担とする。

（損害補償）
第１１条　甲は、甲の要請に基づき乙が派遣した山梨ＤＭＡＴの隊員が、第３条の業務に従事したため、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、その損害を補償するものとする。
２　甲は、甲の要請に基づき乙が派遣した山梨ＤＭＡＴの医療活動等において生じた事故等における損害を補償するため、甲の負担により傷害保険に加入させる。
（協議）
第１２条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。
（有効期間）
第１３条　この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して１年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の１か月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がなされないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して１年間この協定は延長されるものとし、以降も同様とする。
（協定の措置を講じていないと認められる場合の措置）
第１４条　甲は、乙が、正当な理由がなく、本協定に基づく措置を講じていないと認めるときは、乙に対し、医療法等に基づく措置を行うことができるものとする。
（感染症法に規定する医療措置協定との関係）
第１５条　甲と乙が、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成１０年法律第 114 号）第３６条の３第１項に規定する医療措置協定に基づく新型インフルエンザ等感染症等に係る人材派遣として山梨ＤＭＡＴの派遣を実施する場合には、本協定が医療措置協定の一部を兼ねるものとし、本協定に定めるもののほか、当該派遣については医療措置協定によるものとする。

附　則
１　この協定は、令和６年４月１日から適用する。
２　令和３年２月１日付けの協定は、廃止する。

この協定の成立を証するため、本書を２通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その１通を保有する。

令和６年９月６日

甲　山梨県甲府市丸の内１丁目６番１号
山梨県知事　長　崎　　幸　太　郎

乙　山梨県都留市つる５丁目１番５５号
都留市立病院開設者
都留市長　堀　内　　富　久

(122)災害時における移動金融車による電力の供給等に関する協定書

山梨県（以下「甲」という。）と山梨県民信用組合（以下「乙」という。）は、災害時における移動金融車による電力の供給等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、山梨県内で災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合に、甲の要請に応じ、乙が発電機等を備えた移動金融車を避難所や官公庁等へ派遣し、電力の供給等を行うことについて必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第２条　甲は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、移動金融車の派遣を必要とするとき、又は市町村から依頼があったときは、乙に対し、電力の供給又は金融サービスの提供のため移動金融車の派遣を要請することができる。

２　甲から乙に対する要請は、派遣場所等を明らかにし、文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により行い、事後速やかに文書を提出するものとする。

（実施）

第３条　乙は、甲から前条に規定する要請を受けたときは、やむを得ない場合を除き、移動金融車及び必要な人員を要請された場所に派遣し、移動金融車に搭載された発電機による電力の供給、又は窓口若しくは現金自動預払機（ＡＴＭ）での入出金等の金融サービスの提供を行うものとする。

（費用負担）

第４条　この協定に基づき乙が実施した派遣に要する費用は、乙が負担するものとする。ただし、燃料費については、甲又は甲に派遣を依頼した市町村が負担するものとする。

（損害補償）

第５条　この協定に基づき乙が派遣した移動金融車に損害が発生した場合は、その損害の帰責理由のある者が補償責任を負うものとする。

（連絡責任者）

第６条　甲及び乙は、この協定の締結後速やかに連絡担当者を報告し、その後変更があった場合も同様に報告するものとする。

（有効期間）

第７条　この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙のいずれかが、解約の予定日の１箇月前までに文書により解約の申し出をしない限り、その効力を継続するものとする。

（その他）

第８条　この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、その都度、甲と乙が協議して決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

令和３年２月１０日

甲　　山梨県甲府市丸の内一丁目６番１号

山梨県知事

乙　　山梨県甲府市相生一丁目２番３４号

山梨県民信用組合
理　事　長

(123)生活必需物資の調達に関する協定書

山梨県（以下「甲」という。）と株式会社ユニクロ（以下「乙」という。）との間に、災害救助に必要な生活必需物資（以下「物資」という。）の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第１条　甲は次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、物資の供給を要請することができる。

（１）山梨県内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
（２）山梨県以外の災害救助のため、国又は関係都道府県から、物資の調達あっせんを要請されたとき。

（物資の範囲）

第２条　甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、要請時点で乙が調達・製造可能な物資とする。

（１）衣料品
（２）その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第３条　甲の要請は、物資発注書（別紙第１号様式）をもって行うものとする。ただし、急施を要する場合は口頭により要請し、その後速やかに物資発注書を交付するものとする。

（要請事項の措置）

第４条　乙は、甲から前条の要請を受けたときは、要請事項について速やかに適切な措置を講ずるものとする。なお、乙の店舗で保有する物資は基本的に地域住民に供給するため、対応可能な範囲とする。

２　乙は前項の措置を講じた場合には、その状況を物資可能数量・措置の状況報告書（別紙第２号様式）により甲に報告するものとする。

（引渡し）

第５条　物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、引渡し場所までの物資

の運搬は、原則として乙又は乙の指定する者が行うものとする。ただし、乙又は乙の指定する者の運搬が困難な場合は、甲又は甲の指定する者が行う。

2　甲は引渡し場所に職員を派遣し、物資を確認の上引渡しを受けるものとする。

3　甲は、前項の引渡しに係る事務を市町村長に代行させることができる。

4　乙は物資の引渡し終了後、速やかに次に掲げる事項を文書により甲に報告するものとする。

（１）引渡しの日時及び場所
（２）引渡しに係る物資の品目及び数量

（車両の通行）
第６条　甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、その用に供する車両を緊急又は優先車両として通行できるように支援するものとする。

（費用負担等）
第７条　乙が供給した物資の対価は甲が負担するものとし、その物資の価格は災害発生直前における適正な価格（災害発生前の取引については取引時の価格）を基準として甲乙協議して定めるものとする。

2　乙が供給した物資の引渡し場所までの運搬に要する費用は、乙の店舗から発送する場合は、乙が負担するものとする。ただし、運搬が広域にわたるなど、物資の運搬が乙の商品配達業務の範囲を著しく逸脱する場合は、甲乙協議の上、乙は甲に運搬に要する費用の負担を求めることができる。

（費用の支払）
第８条　甲が引渡しを受けた物資の対価及び乙の運搬に要した費用は、乙からの請求後１か月以内に、甲又は甲の指定する地方公共団体から支払うものとする。なお、期限内に支払うことが不可能な場合が生じたときは、第１１条の規定に基づき協議を行う。

（連絡責任者の報告）
第９条　甲及び乙は、この協定の成立に係る連絡責任者を協定締結後すみやかに連絡責任者届（別紙第３号様式）により相手方に報告するものとする。また、変更があった場合については、直ちに相手方に報告するものとする。

（保有数量報告）
第10条　乙は、この協定の成立の日及び毎年４月１日現在の物資保有数量を物資保有数量報告書（別紙第４号様式）により、甲に報告するものとする。

（協議）
第11条　この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）
第12条　この協定は、成立の日から１年間その効力を有するものとし、有効期間満了日までに双方いずれからも意思表示がないときには更新されたものとし、以後も同様とする。

（解約）
第13条　この協定を解約する場合は、甲乙いずれか一方が解約日１か月前までに、文書をもって相手方に協定の終了を通知するものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

令和３年３月２２日

甲　山梨県甲府市丸の内一丁目６番１号
山梨県知事　長崎　幸太郎

乙　山口県山口市佐山１０７１７番地１
株式会社ユニクロ
代表取締役会長兼社長　柳井　正

(124) 生活必需物資及び医薬品等の調達に関する協定書

山梨県（以下「甲」という。）と株式会社クスリのサンロード（以下「乙」という。）との間に、災害救助に必要な生活必需物資及び医薬品等（以下「物資」という。）の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第１条　甲は次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、物資の供給を要請することができる。

（１）山梨県内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
（２）山梨県以外の災害救助のため、国又は関係都道府県から、物資の調達あっせんを要請されたとき。

（物資の範囲）

第２条　甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、要請時点で乙が調達・製造可能な物資とする。

（１）食料品
（２）飲料水
（３）日用品
（４）医薬品
（５）医療機器
（６）その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第３条　甲の要請は、物資発注書（別紙第１号様式）をもって行うものとする。ただし、急施を要する場合は口頭により要請し、その後速やかに物資発注書を交付するものとする。

（要請事項の措置）

第４条　乙は、甲から前条の要請を受けたときは、要請事項について速やかに適切な措置を講ずるものとする。なお、乙の店舗で保有する物資は基本的に地域住民に供給するため、対応可能な範囲とする。

２　乙は前項の措置を講じた場合には、その状況を物資可能数量・措置の状況報告書（別紙第２号様式）により甲に報告するものとする。

（引渡し）
第５条　物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙又は乙の指定する者が行うものとする。ただし、乙又は乙の指定する者の運搬が困難な場合は、甲又は甲の指定する者が行う。

２　甲は引渡し場所に職員を派遣し、物資を確認の上引渡しを受けるものとする。

３　甲は、前項の引渡しに係る事務を市町村長に代行させることができる。

４　乙は物資の引渡し終了後、速やかに次に掲げる事項を文書により甲に報告するものとする。

（１）引渡しの日時及び場所
（２）引渡しに係る物資の品目及び数量

（車両の通行）
第６条　甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、その用に供する車両を緊急又は優先車両として通行できるように支援するものとする。

（費用負担等）
第７条　乙が供給した物資の対価は甲が負担するものとし、その物資の価格は災害発生直前における適正な価格（災害発生前の取引については取引時の価格）を基準として甲乙協議して定めるものとする。

２　乙が供給した物資の引渡し場所までの運搬に要する費用は、乙の店舗から発送する場合は、乙が負担するものとする。ただし、運搬が広域にわたるなど、物資の運搬が乙の商品配達業務の範囲を著しく逸脱する場合は、甲乙協議の上、乙は甲に運搬に要する費用の負担を求めることができる。

（費用の支払）
第８条　甲が引渡しを受けた物資の対価及び乙の運搬に要した費用は、乙からの請求後１か月以内に、甲又は甲の指定する地方公共団体から支払うものとする。なお、期限内に支払うことが不可能な場合が生じたときは、第１１条の規定に基づき協議を行う。

（連絡責任者の報告）
第９条　甲及び乙は、この協定の成立に係る連絡責任者を協定締結後すみやかに連絡責任者届（別紙第３号様式）により相手方に報告するものとする。ま

た、変更があった場合については、直ちに相手方に報告するものとする。

（保有数量報告）
第10条　乙は、この協定の成立の日及び毎年４月１日現在の物資保有数量を物資保有数量報告書（別紙第４号様式）により、甲に報告するものとする。

（協議）
第11条　この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）
第12条　この協定は、成立の日から１年間その効力を有するものとし、有効期間満了日までに双方いずれからも意思表示がないときには更新されたものとし、以後も同様とする。

（解約）
第13条　この協定を解約する場合は、甲乙いずれか一方が解約日１か月前までに、文書をもって相手方に協定の終了を通知するものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

令和３年４月８日

甲　山梨県甲府市丸の内一丁目６番１号
山梨県知事　長崎　幸太郎

乙　山梨県甲府市後屋町４５２
株式会社クスリのサンロード
代表取締役　樋口　俊英

(125)大規模災害時における相互協力に関する覚書

（趣旨）

第１　この覚書は、地震、風水害及び富士山火山噴火等による大規模災害（以下、「大規模災害」という。）が発生したとき、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム及び軽費老人ホーム（以下、「施設」という。）に入所している者（以下、「入所者」という。）が、現に入所している施設から避難を余儀なくされた場合に、山梨県と山梨県老人福祉施設協議会（以下、「協議会」という。）が相互協力し、可能な限り当該入所者を協議会の会員施設に受け入れることについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２　この覚書に基づき対応する大規模災害とは、災害対策基本法第２３条第１項の規定により、山梨県災害対策本部（以下、「県本部」という。）が設置される災害をいう。

（連絡、調査）

第３　大規模災害により被災し入所者に対する介護サービスが提供できなくなった場合、当該施設（以下、「被災施設」という。）は、速やかに協議会に連絡するものとする。

２　県本部長寿社会班（以下、「長寿社会班」という。）は、協議会と連携して、被災施設の被害状況を調査、把握するものとする。

（相互協力）

第４　長寿社会班は、被災施設の入所者の避難が必要と認めた場合は、協議会に対して、その受け入れを要請するものとする。

２　協議会は、前項の要請を受けて、協議会に加盟する各施設毎の受け入れ可能な員数をとりまとめて、長寿社会班に連絡するものとする。

３　長寿社会班及び被災施設は、前項の連絡に基づき、県本部の関係班及び協議会と協議の上、入所者の受け入れ及び搬送等に係る計画（以下、「受け入れ計画」という。）を協同して作成するものとする。

４　被災施設は、受け入れ計画の作成に当たって、入所者及びその家族等（身元引受人を含む）に対し、必要な事項を説明し同意を得るものとする。

（その他）

第５　この覚書に定めるもののほか、必要となる事項は、山梨県地域防災計画に定めるところによる。

平成２１年１０月１日

山梨県福祉保健部
部　長　　小　沼　省　二

山梨県老人福祉施設協議会
会　長　　杉　原　初　男

（趣旨）

第１　この覚書は、地震、風水害及び富士山火山噴火等による大規模災害（以下、「大規模災害」という。）が発生したとき、介護老人保健施設（以下、「施設」という。）に入所している者（以下、「入所者」という。）が、現に入所している施設から避難を余儀なくされた場合に、山梨県と山梨県老人保健施設協議会（以下、「協議会」という。）が相互協力し、可能な限り当該入所者を協議会の会員施設に受け入れることについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２　この覚書に基づき対応する大規模災害とは、災害対策基本法第２３条第１項の規定により、山梨県災害対策本部（以下、「県本部」という。）が設置される災害をいう。

（連絡、調査）

第３　大規模災害により被災し入所者に対する介護サービスが提供できなくなった場合、当該施設（以下、「被災施設」という。）は、速やかに協議会に連絡するものとする。

２　県本部長寿社会班（以下、「長寿社会班」という。）は、協議会と連携して、被災施設の被害状況を調査、把握するものとする。

（相互協力）

第４　長寿社会班は、被災施設の入所者の避難が必要と認めた場合は、協議会に対して、その受け入れを要請するものとする。

２　協議会は、前項の要請を受けて、協議会に加盟する各施設毎の受け入れ可能な員数をとりまとめて、長寿社会班に連絡するものとする。

３　長寿社会班及び被災施設は、前項の連絡に基づき、県本部の関係班及び協議会と協議の上、入所者の受け入れ及び搬送等に係る計画（以下、「受け入れ計画」という。）を協同して作成するものとする。

４　被災施設は、受け入れ計画の作成に当たって、入所者及びその家族等（身元引受人を含む）に対し、必要な事項を説明し同意を得るものとする。

（その他）

第５　この覚書に定めるもののほか、必要となる事項は、山梨県地域防災計画に定めるところによる。

平成２１年１０月１日

山梨県福祉保健部
部　長　　小　沼　省　二

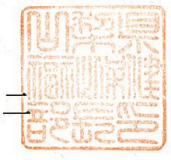

山梨県老人保健施設協議会
会　長　　保　坂　　久

(126)災害時相互協力に関する申合せ

国土交通省関東地方整備局企画部、茨城県土木部、栃木県県土整備部、群馬県県土整備部、埼玉県県土整備部、千葉県県土整備部、東京都建設局総務部、神奈川県県土整備局、山梨県県土整備部、長野県建設部、さいたま市建設局、千葉市建設局、横浜市消防局、川崎市建設緑政局及び相模原市都市建設局（以下、「構成機関」という。）は、災害が発生又は発生のおそれがある場合の相互協力に関し、地域防災計画に定める応援協力をより円滑に行うため、次のとおり申し合わせる。ただし、既に締結されている地域防災計画に定める各都県市間での相互応援に関する協定等に基づいて応援協力を行う場合には、この申合せは適用しない。

（目　的）

第１条　この申合せは、各構成機関が所管する区域において、国土交通省所管の法令等に基づき設置された公共施設に係わる災害が発生し、あるいは発生するおそれがある場合の相互協力の内容を定め、もって災害の拡大防止と被害施設の早期復旧に資することを目的とする。

（協力内容）

第２条　災害時の協力内容は、次のとおりとする。

（１）　災害に関する情報の提供

（２）　災害対策車両、通信機器等の貸付

（３）　被災地調査職員、機器操作要員等の人員派遣

（４）　応急復旧資機材の貸与

（５）　その他、必要と認められる事項

（協力の要請）

第３条　災害が発生又は発生の恐れがある機関（以下、「被災機関」という。）は、他の構成機関の協力が必要と判断した場合には、文書又は口頭にて協力を要請する。

（要請によらない協力）

第４条　被災機関からの協力要請がないものの、特に緊急を要し、かつ要請を待ついとまがないと認められる場合においては、構成機関は独自の判断により被災機関に対し協力できるものとする。その場合には、構成機関は被災機関に対して協力内容を通知するよう努めるものとする。

（費用負担）

第５条　第３条に基づく協力に要する費用は、協力を受けた構成機関の負担とする。ただし、当該構成機関に負担を求めることが困難又は不適当な場合は、適正な負担について個々に協議するものとする。

（相互協力の連絡等）

第６条　構成機関は、災害時の協力が円滑に実施されるよう、災害時における被災情報等を共有化するものとする。また、平常時については、緊急時の連絡体制、災害時に他の機関に貸付が可能な車両、通信機器の一覧並びにその他防災に関する情報及び資料の交換を行うものとする。

（他の協定との関係）

第７条　この申合せは、構成機関が既に締結している他の相互応援に関する協定等による応援及び新たな相互応援に関する協定等の締結を妨げるものではない。

（連絡会）

第８条　構成機関は、この申合せの運用について具体的事項を定めるための連絡会を設置するものとする。

（その他）

第９条　この申合せに定めのない事項については、その都度協議のうえ、これを定めるものとする。

（適用）

第１０条　この申合せは、平成２２年４月１日から適用する。

２　　平成２０年６月１６日に締結された申合せは、これを廃止する。

平成２２年４月１日

国土交通省
関東地方整備局　　企　画　部　長　　金　尾　健　司

茨　　城　　県　　土　木　部　長　　進　藤

栃　　木　　県　　県土整備部長　　池　田　　猛

群　馬　県	県土整備部長	川　瀧　弘　之	
埼　玉　県	県土整備部長	成　田　武　志	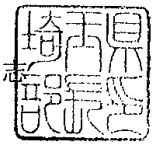
千　葉　県	県土整備部長	橋　場　克　司	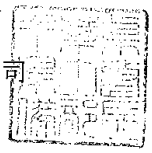
東　京　都	建設局総務部長	藤　井　芳　弘	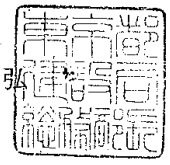
神奈川県	県土整備局長	池　守　典　行	
山　梨　県	県土整備部長	小　池　一　男	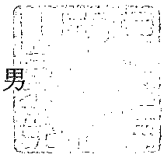
長　野　県	建　設　部　長	入　江　　靖	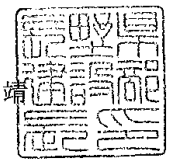
さいたま市	建　設　局　長	松　澤　正　巳	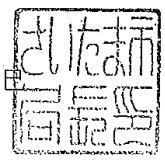

千　葉　市　建設局長　清水謙司

横　浜　市　消防局長　鈴木　洋

川　崎　市　建設緑政局長　栗林　栄

相模原市　都市建設局長　梅沢道雄

(127) データ放送により情報の取り扱いに関する確認書

山梨県（以下「甲」という）と株式会社日本ネットワークサービス（以下「乙」という）は、乙が運営する自主放送のデータ放送（以下「乙のデータ放送」という）において、甲が公開している情報の取り扱いについて、次のとおり確認する。

1．　本確認書の履行は、洪水および土砂災害から住民の生命・財産を守るため、甲および乙が協力し、住民に対して災害関連情報を迅速かつ正確に提供することを目的とする。

2．　甲は、甲が公開している情報（山梨県水位情報，山梨県災害情報メール，山梨県土砂災害警戒情報）を、乙が乙のデータ放送で利用することを許諾する。

3．　甲は、乙が運営する自主放送の視聴が可能且つデータ放送の受信、操作等の機能が整備された環境において、乙のデータ放送は享受されるものであることを承諾する。なお、乙が運営する自主放送の視聴が可能な区域は別紙のとおりとする。

4．　乙は、第２項に定める情報を、一般閲覧者と同等のアクセス権によって甲から取得し、当該情報の放送にあたり、即時性を確保できるよう努める。

5．　乙は、第２項に定める情報の利用に際し、次の各号に定める情報等を乙のデータ放送での取り扱いから除外すること以外の加工はしない。

一　画像および動画データ

二　ハイパーリンク（ＵＲＬのテキスト表記は除く）

三　その他、乙のデータ放送を運用する上で支障を来す、あるいは来すおそれがあると甲乙相互で確認したデータ等

6．　第２項に定める情報の、乙のデータ放送画面上での表示に関する取り扱いは、原則として次表のとおりとする。

情報の種類	情報の表示に関する取り扱い
山梨県水位情報のうち、下記河川の水位情報 - 平等川 - 境川 - 荒川 - 相川 - 濁川 - 滝戸川 - 芦川	最新のもの、ならびに乙が設定する一定期間の履歴を表示する

- 塩川	
山梨県災害情報メール	最新記事１０件まで、あるいは直近１６８時間（７日）以内のものを表示する
山梨県土砂災害警戒情報のうち、乙の業務区域に係る危険度予測図	最新のものを表示する

7．　乙は第６項の情報画面を、第１項に定める目的以外のことに利用しない。

8．　乙は、第６項の情報画面を他のケーブルテレビ事業者等に利用させる場合には、甲と協議しなければならない。また、第３項で定める放送の範囲を超えて放送する場合も同様とする。

9．　甲および乙は、次の各号に該当する時には、予め相互にその旨を通達し、対応を協議する。

一　甲が第１項に定める情報の提供仕様を変更しようとするとき
二　甲が第１項に定める情報の提供を終了しようとするとき
三　乙が乙のデータ放送の仕様を変更しようとするとき
四　乙が乙のデータ放送の運用を終了しようとするとき
五　その他、本確認書に定める事項の履行に関して影響を及ぼすと推測される案件が生じるとき

１０．　甲および乙は、第９項で定める対応協議を円滑に行うため、それぞれ連絡責任者を別紙のとおり定め、予め相互に通知する。

１１．　本確認書に基づく情報の取り扱いに関して、甲乙双方とも対価は請求しない。

１２．　その他、本確認書に定めのない事項および本確認書の記載の解釈に関する疑義については、甲乙双方で誠意をもって協議の上、解決する。

１３．　本確認書の有効期間は、平成２７年４月１日から平成２８年３月３１日までとする。ただし、期間満了の１ヶ月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がない場合には、更に１年間有効期間を延長することとし、以後も同様とする。

上記確認を証するため、本文書を２通作成し、甲乙記名捺印の上、それぞれ１通を保有する。

平成２７年　３月１７日

甲　山梨県甲府市丸の内１丁目６番１号
　　山梨県　県土整備部
　　部長　　大野　昌仁

乙　山梨県甲府市富士見一丁目４番２４号
　　株式会社日本ネットワークサービス
　　代表取締役社長　　雨宮　正

データ放送による情報の取り扱いに関する確認書　別紙 ~~(案)~~

【第３項関連】　乙が運営する自主放送の視聴可能な区域

1. 株式会社日本ネットワークサービスの業務区域 甲府市，韮崎市，南アルプス市（旧八田村地区），北杜市（明野町、小淵沢町、須玉町、長坂町），甲斐市，笛吹市，中央市，西八代郡市川三郷町，南巨摩郡身延町（旧下部町地区除く），中巨摩郡昭和町
2. 株式会社ネットワーク下部の業務区域 南巨摩郡身延町（旧下部町地区）
3. 北杜市ケーブルテレビの業務区域 北杜市（高根町、大泉町、小淵沢町）
4. 有限会社韮崎電設の業務区域 北杜市（白州町、武川町）
5. 富沢テレビ共聴組合の業務区域 南巨摩郡南部町

【第１０項関連】　連絡責任者

所属・担当	連絡先
山梨県　県土整備部治水課・災害担当	０５５－２２３－１７０２
山梨県　県土整備部治水課・システム保守点検事業者	毎年４月に確認のこと
山梨県　県土整備部砂防課・傾斜地保全担当	０５５－２２３－１７１３
山梨県　県土整備部砂防課・システム保守点検事業者	毎年４月に確認のこと
株式会社日本ネットワークサービス　制作局・データ放送担当	０５５－２５１－７１１４

(128) 山梨県ドクターヘリ運航におけるゴルフ場の活用に関する協定書

山梨県ゴルフ場支配人会（以下「甲」という。）と山梨県ドクターヘリ基地病院である地方独立行政法人山梨県立病院機構山梨県立中央病院（以下「乙」という。）及び山梨県（以下「丙」という。）は、山梨県ドクターヘリ（以下「ドクターヘリ」という。）の離着陸場の確保に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、丙の依頼により甲が選定したゴルフ場をドクターヘリの離着陸場として活用することにより、ドクターヘリの円滑かつ効果的に運航できる体制を確保することを目的とする。

（対象施設）

第２条　この協定の対象となるゴルフ場（以下「対象施設」という。）は、別紙のとおりとする。

２　対象施設は、甲、乙協議の上、追加又は変更することができるものとする。

（手続き及びランデブーポイントの選定）

第３条　対象施設の離着陸場を決定する際の手続き及びドクターヘリの離着陸場所（ランデブー・ポイント）の決定は別紙２のとおりとする。

（対象施設の使用）

第４条　対象施設の使用に当たっては、運用要領に従い、ドクターヘリを要請した消防本部が甲に連絡し、安全確保を行うなど、所要の手順により実施するものとする。

（問題・事故等への対応）

第５条　ドクターヘリの運航によって生じた問題及び事故等については、運用要領に従い、原則として乙及び運航会社が協力して対応するものとする。

（有効期限）

第６条　この協定の有効期限は、協定締結の日から平成３０年３月３１日までとする。ただし、本協定の有効期限が満了する日の１ヶ月前までに、甲、乙及び丙が特段の申出を行わないときは、有効期間満了の日の翌日からさらに１年間有効とし、その後においても同様とする。

（協議）
第７条　本協定に疑義が生じた事項又は本協定に定めのない事項については、甲、乙及び丙協議の上、決定する。

本協定書は３通作成し、甲、乙及び丙が各１通ずつ保有する。

平成３０年１月１１日

甲　山梨県ゴルフ場支配人会会長
大工原　實

乙　地方独立行政法人山梨県立病院機構
山梨県立中央病院　院長
神宮寺　禎也

丙　山梨県知事
後藤　斎

(129)山梨県災害多言語支援センターの設置・運営に関する協定書

山梨県（以下「甲」という。）と公益財団法人山梨県国際交流協会（以下「乙」という。）は、山梨県災害対策本部が設置される災害時（以下「災害時」という。）において、外国人支援を円滑に行うため、山梨県災害多言語支援センター（以下「センター」という。）の設置・運営に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、災害時において多言語での情報提供及び外国人支援のための活動の拠点となるセンターの設置・運営並びに甲及び乙の役割等について、必要な事項を定めるものとする。

（センターの設置）

第２条　甲及び乙は、外国人被災者・避難者の有無等の被害状況等について協議のうえ、必要な場合はセンターを設置する。

（センターの運営）

第３条　センターの運営は乙が行い、センター長は乙の事務局長とする。

２　被害の状況により、乙が十分にセンターの運営を行うことが困難な場合は、甲が補完的に運営するものとする。

（設置場所）

第４条　センターの設置場所は、山梨県立国際交流・多文化共生センター（甲府市朝気一丁目２番２号）内等とする。

２　災害被害により、山梨県立国際交流・多文化共生センター内の設置が困難である場合や被災地の近隣にセンターを設置する必要がある場合等においては、甲乙が協議して場所を決定し、甲がこれに代わる場所を確保するものとする。

（センターの役割）

第５条　センターの役割は次のとおりとする。

（１）行政機関等が発信する災害情報及びその他必要情報の多言語翻訳

（２）外国人の被災状況やニーズ等に係る情報収集

（３）外国人の避難状況及び避難所の実態把握のための巡回

（４）前各号に定めるもののほか、外国人被災者・避難者支援のために必要となる事項

（経費負担）
第６条　前条の業務により発生する経費は、甲が負担する。

（情報提供）
第７条　甲及び乙は、この協定によるセンター設置・運営が円滑に行われるよう、平時より防災等に関する情報を交換し、共有するように努めるものとする。

（協議事項）
第８条　この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、その都度、甲乙が誠意ある協議を行い、決定するものとする。

（有効期限）
第９条　この協定の有効期間は、締結の日から１年間とする。ただし、期間満了の１月前までに甲又は乙から協定の変更あるいは破棄の申出がないときには、期間満了の翌日より１年間更新されたものとみなし、以降の期間についてもまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自１通を保有するものとする。

令和５年４月１日

甲　甲府市丸の内１丁目６番１号
山梨県知事　　長　崎　幸　太　郎

乙　甲府市朝気一丁目２番２号
公益財団法人　山梨県国際交流協会
会長　金　丸　康　信

(130) 災害時等における山梨県立八ヶ岳少年自然の家の施設の使用に関する協定書

北杜市（以下「甲」という。）、山梨県教育委員会（以下「乙」という。）及び公益財団法人山梨県青少年協会（以下「丙」という。）は、甲の地域内に地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における山梨県立八ヶ岳少年自然の家の施設（以下「乙の施設」という。）の使用に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害時等において、乙の施設を一時的な避難場所（以下「避難地」という。）として使用することにより、地域住民等の生命の安全確保のため、迅速な避難を行うことを目的とする。

（使用する施設）

第２条　甲が使用する乙の施設及び使用者は次のとおりとする。

住　　所	山梨県北杜市高根町清里字念場原３５４５番地５
使用する場所	山梨県立八ヶ岳少年自然の家の一部（別紙図面のとおり）
使　用　者	乙の施設の周辺住民　等

（連絡担当者）

第３条　甲、乙及び丙は、災害時等において、相互に連絡し、情報の収集及び伝達を迅速に行うため、それぞれ連絡担当者を定め、本協定の実施について遺漏のないよう努めるものとする。

（要請）

第４条　甲は、災害時等において、第１条に基づく乙の施設の使用が必要なときは、丙に対し施設の使用を要請することができるものとする。

２　前項の要請は、口頭により行うものとし、事後に文書を送付するものとする。

（避難地としての使用の開始等）

第５条　乙の施設の避難地としての運営は、甲の責任において行うものとする。

２　使用開始の判断は、甲、乙及び丙が協議して行い、乙の施設の被害が甚大であり、避難者の安全が確保できない等重大な理由がある場合を除き、丙はこれに協力するものとする。

３　前項の規定にかかわらず、甲が緊急な対応が必要と判断した場合は、甲の判断に基づき避難地として開設できるものとする。この場合において、甲はこの事実を速やかに乙及び丙に報告するものとする。

４　休所日、夜間等、丙の職員の不在時における避難地としての利用に備えて、丙は第２条に定める施設の鍵の暗証番号を甲に提供するものとする。

なお、甲は提供された暗証番号について、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

（使用許可等）

第６条　本協定に基づき、甲が避難地として利用する場合、乙は、山梨県公有財産事務取扱規則及び行政財産の目的外使用許可事務取扱規則の規定により目的外使用の許可を行うものとし、

使用料は、山梨県行政財産使用料条例５条２号の規定により無償とする。なお、許可申請は災害時であることを考慮し、文書によらず行うことができる。この場合において、甲は、後に申請書を乙に速やかに提出するものとする。

２　前項に規定する場合において生じる費用の負担については、甲、乙、丙の協議によって決定するものとする。
　また、災害救助法（昭和22年法律118号）適用された場合は、山梨県災害救助法施行細則（昭和35年規則第４号）別表の第１に定めるところにより甲が負担する。

（避難地の利用の終了等）
第７条　甲は、避難地としての使用を終了する際は原状に復し、丙の確認を受けるものとする。

２　甲の責任に帰すべき事由及び避難した住民等が乙の施設及び当該施設の設備器具等を滅失又は毀損したときは、甲はその損害を賠償しなければならない。

（目的外使用の禁止）
第８条　甲は、本協定の目的以外に乙の施設を使用しないものとする。

（協定の有効期間）
第９条　この協定の有効期間は、協定締結の日から令和５年３月３１日までとする。

（協定の解除）
第１０条　乙は、本協定に基づく協力が困難になる事由が生じた場合は、甲に事前に通知のうえ、本協定を解除することができる。

この協定の締結を証するため、本書３通を作成し、甲、乙、丙記名押印の上、各自その１通を所持する

令和 2 年 10 月 20 日

甲　北杜市

　　北杜市長　　渡辺　英子

乙　山梨県教育委員会

　　教育長　　斉木　邦彦

丙　公益財団法人山梨県青少年協会

　　理事長　　髙野　孫左エ門

【別紙】

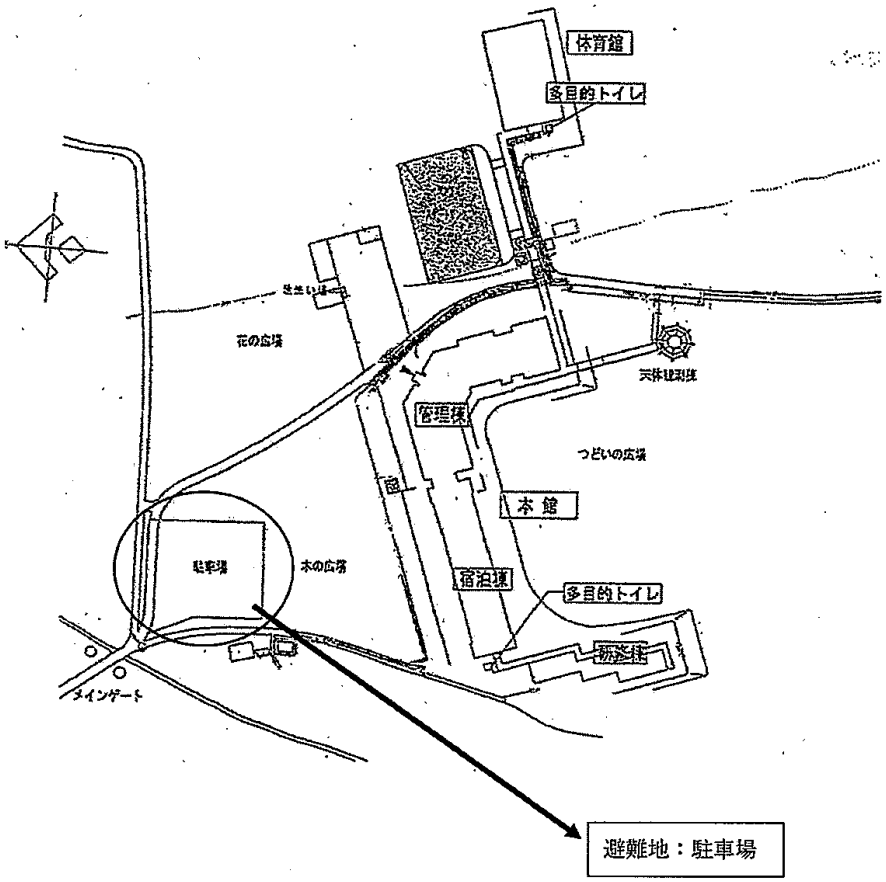
体育館
多目的トイレ
花の広場
管理棟
つどいの広場
本 館
駐車場
木の広場
宿泊棟
多目的トイレ
新浴棟
メインゲート
避難地：駐車場

(131)山梨県と国立大学法人東京大学大学院工学系研究科・工学部における富士山火山防災対策等の推進に向けた連携・協力にかかる協定書

山梨県（以下「甲」という。）及び国立大学法人東京大学大学院工学系研究科・工学部（以下「乙」という。）は、富士山における研究の推進と防災力の向上を図るため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、甲及び乙が相互の緊密な連携・協力により、富士山に関する技術交流及び学術交流を行い、教育研究の推進と地域課題の解決を図るため必要な事項を定めるものとする。

（連携事項）

第２条　甲及び乙は、前条に規定する目的（以下「本目的」という。）を達成するため、次に定める事項に、連携して取り組むものとする。

(1) 甲は、乙が山梨県内の富士山北麓地域で実施する防災学、情報学及び情報通信技術に関する実地研究等の活動を支援する。

(2) 乙は、地域における防災・災害対策をはじめとした地域課題の解決に資する研究を行い、甲に助言を行うとともに、研究成果の公益利用について協議に応じる。

(3) 甲及び乙は、本協定による最先端の防災学、情報学及び情報通信技術の研究成果と地域課題のマッチング研究を行う。

２　甲及び乙は、前項各号に定める連携事項に係る取り組みを円滑に推進するため、随時協議を行うものとする。

（協定の期間）

第３条　本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和４年３月31日までとする。ただし、有効期間が満了する日の２箇月前までに甲又は乙のいずれからも、相手方に対して書面による協定終了の申し出がない場合には、有効期間は１年間延長されるものとし、その後も同様とする。

（秘密保持）

第４条　甲及び乙は、本協定に基づく連携・協力に際して、当事者間で開示・提供し、

かつ開示の際に秘密である旨を明示した技術上、業務上その他一切の情報（以下「秘密情報」という。）について、相手方の事前の同意なく、第三者に開示・漏洩してはならない。ただし、以下の情報は、秘密情報には含まれないものとする。

(1) 相手方から提供を受けた時において既に公知となっている情報

(2) 相手方から提供を受けた時において既に保有している情報

(3) 相手方から提供を受けた後に当該情報を開示する正当な権限を有する者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手した情報

(4) 相手方から提供を受けた後に、独自に取得・創出した情報

(5) 相手方から提供を受けた後に、自己の責めに帰し得ない事由により公知となった情報

2　甲及び乙は、本目的を達成するためにのみ、相手方の秘密情報を使用することができる。

3　秘密情報を開示された者（以下「被開示者」という。）は、秘密情報を収録した全ての文書、図面、電磁的記録媒体等の媒体並びにこれらの複製、複写物及び改変物を、他の資料、物品等と明確に区分して保管し、善良なる管理者の注意をもって管理するものとする。

4　被開示者は、秘密情報を開示した者（以下「開示者」という。）が返還を要求したとき、又は本協定が終了若しくは解除されたときは、速やかに秘密情報を収録した全ての媒体並びにこれらの複製、複写物及び改変物を、開示者の指示に従い、開示者に返還し、又は破棄するものとする。

5　第１項の規定にかかわらず、被開示者は、本目的のために必要な範囲で、弁護士その他の職業上守秘義務を負っている外部専門家又は公的機関に対して秘密情報を開示することができる。

6　第１項の規定にかかわらず、被開示者は、法令の規定に基づいて、官公庁、裁判所等の公的機関から秘密情報の公開・開示を求められた場合には、これを開示することができる。

7　甲及び乙は、本協定終了後も秘密保持の義務を負うものとする。

（本協定の変更及び解除）

第５条　甲及び乙は、本協定の履行に関して特別の事情が生じたときは、双方協議の上、本協定を変更し、又は解除することができる。

（協議解決）

第６条　甲及び乙は、本協定に定めのない事項及び本協定の条項の解釈に関する疑義については、誠意をもって協議し、これを処理するものとする。

本協定の成立を証するため本書２通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

令和３年　６月　３日

甲　山梨県甲府市丸の内一丁目６番１号
山梨県知事
長崎幸太郎

乙　東京都文京区本郷七丁目３番１号
国立大学法人東京大学大学院工学系研究科・工学部
研究科長・工学部長
染谷隆夫

(132) 火山噴火時の相互応援及び火山研究職員等の交流に関する協定

（趣　旨）

第１条　この協定は、神奈川県及び山梨県（以下これらを「２県」と総称する。）の火山噴火災害に対する防災力の強化を図るため、それぞれに所属する火山研究職員（火山の研究に従事する職員をいう。以下同じ。）等が相互に交流し、及び支援をすることにより火山研究を推進し、及び火山防災力を強化するために必要な事項について定める。

（基本理念）

第２条　この協定による火山研究職員等の相互の交流及び支援は、２県のうち火山の噴火により被災し、又は被災するおそれのあるもの（以下「被災県」という。）が単独では十分な災害対策が実施できない場合等において、被災県の応急対策及び復旧対策を円滑かつ効果的に行うことを旨として行わなければならない。

（相互連絡）

第３条　２県は、火山噴火災害対策を円滑かつ効果的に実施するため、情報共有体制を確立するとともに、２県のそれぞれが関係する火山の噴火警戒レベルに応じて、相互に連絡するものとする。

２　２県は、災害時の情報交換手段を確保するため、複数の通信連絡網の整備に努めるものとする。

（緊急時の火山研究職員及び連絡員の派遣）

第４条　火山噴火災害が発生し、又は火山噴火の兆候が認められた場合において、被災県から応援の要請があったときは、応援県（２県のうち被災県以外のものをいう。以下同じ。）は、被災県に対して火山研究職員及び連絡員（被災県と調整を行う行政職員をいう。以下同じ。）を派遣し、被災県から特に要請のあった事項について応援を実施するよう努めるものとする。

２　応援県は、前項の規定により応援の要請があったときは、派遣する火山研究職員及び連絡員を調整する。

３　応援県は、火山研究職員及び連絡員を派遣する場合においては、派遣する職員自らが消費し、又は使用する物資を携行させるなど自律的活動ができるように努めるものとする。

４　前項の規定にかかわらず、火山研究職員及び連絡員の派遣期間が相当程度長期間となる場合においては、別に協議するものとする。

（応援要請の方法）

第５条　応援を受けようとする被災県は、応援県に対し、次に掲げる事項のうち必要な事項を記載し、文書により応援を要請するものとする。ただし、緊急の場合にあっては、口頭で要請し、後に文書を提出するものとする。

(1)　被害の状況

(2)　要請する応援の内容

(3)　応援の場所及び応援場所への経路

(4)　応援の期間

(5)　要請担当責任者氏名及び連絡先

(6)　前各号に掲げるもののほか必要な事項

（要請によらない応援）

第６条　前条の規定にかかわらず、応援県は、緊急に応援することが必要と認めたときは、被災県の要請がない場合においても、自発的に応援することができるものとする。

２　応援県は、前項による応援（次項及び次条第３項において「要請によらない応援」という。）をしようとするときは、被災県に対して、応援をする旨の連絡を行うものとする。

３　第４条第３項の規定は、要請によらない応援について準用する。

（応援経費の負担）

第７条　応援県が被災県の応援のために要した費用は、法令その他別に定めがある場合を除き、被災県が負担するものとする。

２　被災県からの要請があった場合であって、被災県が前項の規定による費用の支弁をするいとまがないときは、応援県は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。

３　前２項の規定にかかわらず、要請によらない応援に要した経費は、別途協議するものとする。

（応援受入れ体制）

第８条　２県は、火山研究職員及び連絡員を受け入れるための体制、施設及び場所をあらかじめ定めておくものとする。

（他の協定との関係）

第９条　この協定は、２県が個別に締結する災害時の相互応援協定等を妨げるものではない。

（訓練の実施）

第 10 条　２県は、この協定に基づく応援が円滑かつ効果的に行われるよう、情報伝達訓

練その他の必要な訓練を適時実施するものとする。

（火山研究職員等の交流）

第 11 条　２県は、火山研究職員その他の職員の交流を行うことにより、共同して火山現象に関する研究等を行い、火山に関する知識の向上等を図ることにより、火山防災対策の進展に寄与することとする。

（資料の交換）

第 12 条　２県は、この協定に基づく応援が円滑かつ効果的に行われるよう、地域防災計画その他参考資料を相互に交換するものとする。

（連絡会議の設置）

第 13 条　２県は、災害発生時の円滑かつ効果的な応援体制の確立を図り、及び効果的な火山防災対策を調査・検討するため、連絡会議を設置するものとする。

（委任）

第 14 条　この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、２県が協議して別に定めるものとする。

附　則

（適用期日）

この協定は、令和３年７月２８日から適用する。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、各当事者が記名押印の上、各１通を保有する。

令和３年７月２８日

神奈川県知事　黒岩祐治

山梨県知事　長崎幸太郎

(133)災害時における栄養・食生活支援活動に関する協定書

山梨県（以下「甲」という。）と公益社団法人山梨県栄養士会（以下「乙」という。）とは、災害時の管理栄養士及び栄養士（以下「栄養士チーム」という。）の派遣に関して、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第１条　この協定は、山梨県地域防災計画に基づき、甲が行う保健医療活動に対する乙の協力について、必要な事項を定める。

（栄養士チームの派遣）

第２条　甲は、保健医療活動を実施する上で必要があると認めた場合は、乙に対して栄養士チームの派遣を要請することができる。

２　乙は、前項の規定による要請を受けたときは、速やかに栄養士チームを編成し、甲が指示する避難所等に派遣するものとする。

（自主出動）

第３条　乙は、甲と連絡をとることができない場合又は当該災害の規模等に照らし、前条第１項の規定による要請を待ついとまがない場合において、自主的に被災地の情報収集を行い、緊急に栄養士チームを派遣する必要があると認めたときは、自ら栄養士チームを編成し、避難所等に派遣することができる。

２　乙は、前項の規定により栄養士チームを派遣したときは、遅延なく、その旨を甲に報告するものとする。

３　前項の規定による報告に基づき、甲が第１項の規定による栄養士チームの派遣が保健医療活動を実施する上で必要であると認めた場合には、当該栄養士チームは、前条第２項の規定により派遣されたものとみなす。

（栄養士チームが実施する支援活動）

第４条　第２条第２項の規定により派遣された栄養士チーム（前条第３項の規定により第２条第２項の規定により派遣されたものとみなされるものを含む。以下「栄養士チーム」という。）は、支援活動を実施する場所におけるその指揮命令の下、関係者と協働し、次に掲げる支援活動（以下「支援活動」という。）を実施するものとする。

（１）　被災者（要配慮者を含む。）への栄養・食事相談

（２）　避難所等における食事状況調査や衛生指導、栄養健康教育

（３）　活動支援拠点及び活動拠点における情報収集、分析

（４）　特殊栄養食品（アレルゲン除去食品、高齢者用食品、病者用食品その他災害時に特別な配慮を要する者に供する食品をいう。第６条第１項第２号において同じ。）の提供等に係る支援活動

（５）　その他必要な支援活動

（栄養士チームの輸送）

第５条　乙は栄養士チームの輸送に必要な手段を自ら確保しなければならない。ただし、道路等の被災状況より乙が自ら必要な手段を確保することが困難な場合には、甲は必要な措置を講じるものとする。

（費用弁償）

第６条　甲は、次に掲げる費用を負担するものとする。

（１）　栄養士チームの編成及び派遣に要した費用

（２）　栄養士チームが支援活動に使用した特殊栄養食品に要した費用

（３）　前各号に掲げるもののほか、支援活動に要した費用のうち甲が必要と認めた費用

２　前項各号に掲げる費用の額については、別に定める。

（損害補償）

第７条　甲は、栄養士チームが、その業務に従事したために負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡したときには、災害応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例（昭和３７年山梨県条例第５５号）に定めるところによりその損害を補償するものとする。

（個人情報保護）

第８条　乙は、業務上知り得た個人情報を漏らしてはならない。

（派遣体制の整備）

第９条　乙は、災害時において迅速な対応をするため、平常時においても栄養士チームの派遣体制の整備に努めるものとする。

（訓練、研修）

第１０条　甲は、この協定に基づく乙の協力が円滑に行われるよう、甲が実施する訓練、研修等に乙の参加を要請することができる。

２　甲は、乙が人材育成、技術向上等を図るために行う訓練、研修等の企画及び実施を支援するものとする。

（細則）

第１１条　この協定を実施するために必要な事項について、山梨県大規模災害時医療救護マニュアル（平成８年）の規定によるほか、別に定める。

（協議）

第１２条　この協定に定めがない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議の上定める。

（有効期限）

第１３条　本協定の有効期限は、協定締結の日から起算して１年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の１か月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がなされないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して１年間本協定は延長されるものとし、以降も同様とする。

本協定の締結を証するため、本書を２通作成し、甲乙２者署名のうえ、各自その１通を保有する。

令和３年９月１５日

甲
山梨県甲府市丸の内１丁目６番１号
山梨県知事　長崎幸太郎

乙
山梨県甲府市酒折１丁目１番１１号
公益社団法人山梨県栄養士会
会長　田草川憲男

(134) 災害時における電気バスによる電力の供給等に関する協定書

山梨県（以下「甲」という。）と山梨交通株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における電気バスによる電力の供給等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、山梨県内で災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合に、甲の要請に応じ、乙が電気バスを避難所や官公庁等へ派遣し、電力の供給等を行うことについて必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第２条　甲は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、電気バスの派遣を必要とするとき、又は市町村から依頼があったときは、乙に対し、電力の供給等のため電気バスの派遣を要請することができる。

２　甲から乙に対する要請は、派遣場所等を明らかにし、文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により行い、事後速やかに文書を提出するものとする。

（実施）

第３条　乙は、甲から前条に規定する要請を受けたときは、やむを得ない場合を除き、電気バス及び必要な人員を要請された場所に派遣し、電気バスによる電力の供給等を行うものとする。

（費用負担）

第４条　この協定に基づき乙が実施した派遣に要する費用は、原則として乙が負担するものとする。ただし、乙が負担できない場合は、甲と乙が協議して、災害発生時の直前における適正な価格を基準として、甲に請求することができる。

（損害補償）

第５条　この協定に基づき乙が派遣した電気バスに損害が発生した場合は、その損害の帰責理由のある者が補償責任を負うものとする。

（連絡責任者）

第６条　甲及び乙は、この協定の締結後速やかに連絡担当者を報告し、その後変更があった場合も同様に報告するものとする。

（有効期間）

第７条　この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙のいずれかが、解約の予定日の１箇月前までに文書により解約の申し出をしない限り、その効力を継続するものとする。

（その他）
第８条　この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、その都度、甲と乙が協議して決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

令和３年１０月２０日

甲　　山梨県甲府市丸の内一丁目６番１号

山梨県知事　長崎　幸太郎

乙　　山梨県甲府市飯田三丁目２番３４号

山梨交通株式会社
代表取締役社長　雨宮　正英

(135) 災害時における資機材の提供等に関する協定書

山梨県（以下「甲」という。）と一般社団法人被災地復旧支援重機ネットワーク（以下「乙」という。）は、災害時の応急対策業務に係る重機及び建設資機材（以下「資機材」という。）の提供等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合に、甲の要請に応じ、乙が資機材の提供等を行うことについて必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第２条　甲は、次に掲げる場合において、乙に対し、資機材の提供等を要請することができる。

（１）山梨県内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、資機材の提供等を必要とするとき。

（２）山梨県外における災害応急対策のため、国又は関係都道府県から資機材の提供等を依頼されたとき。

２　甲から乙に対する要請は、提供場所等を明らかにし、文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により行い、事後速やかに文書を提出するものとする。

（実施）

第３条　乙は、甲から前条に規定する要請を受けたときは、やむを得ない場合を除き、資機材を要請された場所に運搬し、応急対策業務を行うものとする。

（費用）

第４条　この協定に基づき乙が実施した資機材の提供等に要する費用は、災害発生時の直前における適正な価格を基準として、甲又は甲の指定する地方公共団体が負担するものとする。

２　前項に規定する費用は、乙からの請求後、速やかに甲又は甲の指定する地方公共団体から乙に支払うものとする。

（災害補償）

第５条　この協定に基づき業務に従事した者が、死亡、負傷したとき又は疾病にかかったときの災害補償については、労働災害の関係法令に定めるところによるものとする。

（連絡責任者）

第６条　甲及び乙は、この協定の締結後速やかに連絡担当者を報告し、その後変更があった場合も同様に報告するものとする。

（有効期間）

第７条　この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙のいずれかが、解約の予定日の１箇月前までに文書により解約の申し出をしない限り、その効力を継続するものとする。

（その他）
第８条　この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、その都度、甲と乙が協議して決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

令和３年１２月２２日

甲　　山梨県甲府市丸の内一丁目６番１号

山梨県知事　長崎　幸太郎

乙　　東京都港区芝浦一丁目６番４１号　ＧＦタワー２６１４

一般社団法人被災地域[illegible]ネットワーク
代表理事　鈴木　康[illegible]
（鈴健興業株式会社[illegible]）

(135)山梨県における広域避難等に関する協定書

山梨県における広域避難等に関する協定書

山梨県と山梨県内の各市町村（以下「県内各市町村」という。）は、広域避難（災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第61条の4第3項に規定する広域避難をいう。以下同じ。）等の円滑な実施を確保するため必要な事項について、次のとおり協定を締結する。

（基本理念）

第1条　広域避難その他の市町村の区域を越える避難に当たっては、山梨県と県内各市町村は、災対法に定める手続を尊重しつつ、想定される被害の状況又は被害の発生状況に応じ、適切な指定緊急避難場所その他の避難場所（以下単に「避難場所」という。）を提供するために必要な体制を構築するものとする。

2　この協定は、災対法により県内各市町村が他の市町村と個別に広域避難等に係る協議を行うことを妨げるものではない。

（広域避難に係る調整）

第2条　県内各市町村の長は、広域避難の必要があると認める場合であって、自ら災対法第61条の4第1項の協議を行わないときは、知事に対し、要避難者（同条第3項に規定する要避難者をいう。）に提供する避難場所に係る調整を求めることができる。

2　知事は、前項の規定による調整の要求があった場合には、保有する避難場所に関する情報（第4条第1項において「保有避難場所情報」という。）のうちから、当該要求内容に応じた避難場所を選定し、当該避難場所が所在する市町村の長にその利用の可否を確認の上、当該要求をした市町村長に回答するものとする。

（避難場所の情報収集等）

第3条　県内各市町村の長は、知事に対し、あらかじめ、前条の規定による広域避難に係る調整に必要となる避難場所に関する情報を提供するものとする。

2　県内各市町村の長は、前項の規定により提供した情報を修正する必要が生じたときは、知事に対し、速やかに当該修正の内容を報告するものとする。

（都道府県外広域避難に係る調整）

第4条　保有避難場所情報は、知事が他の都道府県の知事から都道府県外広域避難（災対法第61条の5第5項に規定する都道府県外広域避難をいう。）に係る協議があった場合にも利用することができるものとする。

2　知事は、県内各市町村の都道府県外広域避難の円滑な実施を確保するため、他の都道府

県に係る避難場所に関する情報の相互提供が可能となるよう努めるものとする。

（広域一時滞在等への準用）

第５条　この協定の規定は、災対法第 86 条の８第１項の規定による広域一時滞在及び災対法第 86 条の９第１項の規定による都道府県外広域一時滞在を行おうとする場合に準用する。

（協議）

第６条　この協定に定めるもののほか、広域避難及び都道府県外広域避難並びに広域一時滞在及び都道府県外広域一時滞在の実施に関し必要な事項は、知事と県内各市町村の長とが協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２８通を作成し、山梨県と県内各市町村が記名押印の上、各自その１通を保有する。

令和４年５月１９日

山梨県知事　　長崎　幸太郎

甲府市長　　樋口　雄一

富士吉田市長　　堀内　茂

都留市長　　堀内　富久

山梨市長　　高木　晴雄

対す

時長

の

大月市長　小林　信保

韮崎市長　内藤　久夫

南アルプス市長　金丸　一元

北杜市長　上村　英司

甲斐市長　保坂　武

笛吹市長　山下　政樹

上野原市長　村上　信行

甲州市長　鈴木　幹夫

中央市長　望月　智

市川三郷町長　遠藤　浩

早川町長　辻　一幸

身延町長　望月　幹也

南部町長　佐野　和広

富士川町長　望月　利樹

昭和町長　塩澤　浩

道志村長　長田　富也

西桂町長　山崎　泰洋

忍野村長　天野　多喜雄

山中湖村長　　高村　正一郎

鳴沢村長　　小林　優

富士河口湖町長　渡辺　喜久男

小菅村長　　舩木　直美

丹波山村長　　岡部　岳志

(137) 災害時における施設使用等に関する協定書

山梨県（以下「甲」という。）と富岳通運株式会社（以下「乙」という。）は、地震、火山噴火、風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、乙が所有する施設の使用等について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、災害時等に対応するため、緊急・救援輸送に係る物資（以下「物資」という。）を受け入れ、市町村の地域内輸送拠点等へ輸送するための積換えを行う場所（以下「広域物資輸送施設」という。）及び避難場所として、甲の協力要請に基づき、乙の所有施設を使用する場合において必要な事項を定める。

（協力要請）

第２条　甲が乙に協力を要請する業務は、次のとおりとする。

（１）広域物資輸送施設の運営に必要な場所の提供

（２）物資の保管、荷役及び輸送

（３）避難場所の提供

（４）ヘリポートの使用

２　乙は、前項の要請を受けた場合は、最大限協力する。

３　甲は、乙が前項の協力を行うために必要がある場合は、広域物資輸送施設及び避難場所としての機能確保のために必要な支援に努める。

（施設の名称等）

第３条　甲が協力要請により使用できる乙の施設は、次のとおりとする。

名称　山梨中央ロジパーク物流ターミナル棟及び山梨中央ロジパーク物流倉庫棟

所在地　山梨県中央市成島５７０―７

（要請の方法）

第４条　甲の要請は、次に掲げる事項を明示して、文書により要請する。ただし、急施を要する場合は口頭により要請し、その後速やかに文書により行うものとする。

（１）災害の状況及び協力を要請する事由

（２）協力を必要とする事項

（３）協力を必要とする期間

（４）その他参考となる事項

（費用負担）

第５条　第２条第１項に基づき、乙が業務の遂行に要した経費については、原則として甲が負担する。ただし、第２条第１項第３号の業務については、支援の要請が市町村からのものであるときは、当該市町村が負担するものとする。

２　前項に規定する経費は、甲又は甲の指定する地方公共団体と乙が協議のうえ決定する。

（費用の請求及び支払）

第６条　乙は、業務終了後、前条に定める経費を甲又は甲の指定する地方公共団体に請求する。

２　甲は、前項の請求があったときは、内容を精査確認し、請求の日から起算して３０日以内に費用を支払う。ただし、予算措置を必要とする場合は、その措置が講じられた後速やかに支払う。

（平常時における施設利用への協力）

第７条　乙は、災害時等に広域物資輸送施設及び避難場所の運営等が円滑に行えるよう、平常時より次の各号に掲げる事項について可能な範囲で協力するものとする。

（１）甲が保有する備蓄物資の保管

（２）広域物資輸送施設の運営に対するテナント企業への協力要請

（３）県が行う訓練の実施

（協議）

第８条　前条に定めるもののほか、この協定の解釈に疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定める。

（有効期間）

第９条　この協定は、山梨中央ロジパークの運用開始日からその効力を有するものとし、甲又は乙のいずれかが、解約の予定日の１か月前までに文書により解約又は変更の申し出をしない限り、その効力を継続するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各１通を保管するものとする。

令和４年８月２日

甲　山梨県甲府市丸の内一丁目６番１号
山梨県知事
長崎幸太郎

乙　山梨県甲府市西下条町１１６７－８
富岳通運株式会社
代表取締役
浅沼克秀

(138)山梨県大規模災害時の被災動物の支援に関する協定書

山梨県（以下「甲」という。）と公益社団法人山梨県獣医師会（以下「乙」という。）は、大規模な災害が発生し、県内市町村が被災した場合において、被災者が安心して、飼養する犬猫等と同行避難できるよう、次のとおり協定を締結する。

（対象動物）

第１条　対象となる動物は、犬、猫その他個人が飼養する小動物で、飼い主と同行避難した動物又は被災市町村が保護した動物（以下「被災動物」という。）とする。

（派遣の要請）

第２条　甲は、大規模な災害が発生し、県内市町村が被災するとともに山梨県災害対策本部が設置された場合であって、被災市町村から獣医師の派遣要請があり、その要請が適当と認められる場合、乙に対し、被災市町村が指定する避難所等への獣医師の派遣を要請する。

２　前項の要請は、原則として文書によるものとし、市町村から甲への要請は様式第１号により、甲から乙への要請は様式第２号により行うものとする。ただし、緊急の場合は、口頭等で要請することができ、その場合は、遅滞なく該当する様式による文書を要請先に送付するものとする。

（活動の内容）

第３条　乙は、甲から前条の要請があった場合、市町村が指定する避難所等において、次の活動を行うものとする。

（１）被災動物の応急手当

（２）被災動物の避難所等での飼養・管理に関する助言

（３）被災動物に関する情報提供

（４）その他必要な災害応急業務に関すること

２　乙は、前項の活動について、可能な限り誠意をもって行うものとする。

３　甲と乙は、第１項の活動を円滑かつ効果的に遂行するため、常に情報を共有する。

４　活動の詳細については、必要に応じて、別に定めるものとする。

（派遣の終了）

第４条　前条の活動は、被災市町村から甲に対し、獣医師の派遣を要しない旨の申し出があったときに終了する。

２　乙は、避難所等に派遣した獣医師から前条の活動の必要がないと報告を受けた場合、甲に対しこれを報告する。

３　甲は、前項の報告を受けた場合、被災市町村に対し活動の終了を協議する。

（実施報告）

第５条　乙は、第４条の規定により第３条の活動を終了したときは、遅滞なく実施状況を甲及び当該要請を行った市町村に様式第３号により報告するものとする。

（費用負担）

第６条　第３条の活動に要する費用は、原則として乙の負担とする。

（連絡体制）

第７条　この協定の運用に関する窓口は、山梨県福祉保健部衛生薬務課と山梨県獣医師会

事務局とする。
２　甲、乙は、この協定の締結後速やかに連絡及び調整に関する連絡調整責任者をそれぞれ設置し、互いに報告するものとする。

（協議）
第８条　この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲乙協議して定める。

（協定の期間）
第９条　この協定の期間は協定日から起算して１年間とする。
２　協定期限の満了する日の１箇月前までに、甲乙いずれかが協定を更新しない旨を文書で申し出ない限り、この協定は１年間更新されるものとし、以降同様とする。

この協定の締結を証するため、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

令和４年１０月２０日

甲　山梨県甲府市丸の内１丁目６番１号
山梨県知事　　長崎　幸太郎

乙　山梨県甲府市相生２丁目１５番１２号
公益社団法人　山梨県獣医師会長　笠松　豊乗

様式第１号（第２条第２項関係：市町村から県への要請）

第　　号
年　　月　　日

山 梨 県 知 事　　殿

市・町・村　長

被災動物の支援の協力要請について

このことについて、山梨県大規模災害時の被災動物の支援に関する協定第２条第１項の規定により、次のとおり業務の実施を要請します。

市町村担当者	所　属	部・局　　課・室
	職・氏名	
	連絡先	ＴＥＬ　　（ＦＡＸ　　） E-mail
口頭による要請日時	年　月　日　時　分頃	
要請理由		
要請内容		
派遣場所		
派遣期間	月　日　午前・午後　時　分から 月　日　午前・午後　時　分まで	
備　考		

様式第２号（第２条第２項関係：県から獣医師会への要請）

第　　号
年　月　日

公益社団法人　山梨県獣医師会長　　殿

山　梨　県　知　事

被災動物の支援の協力要請について

このことについて、山梨県大規模災害時の被災動物の支援に関する協定第２条第１項の規定により、次のとおり業務の実施を要請します。

担　当　者	山梨県	所　属	部・局　　課・室
		職・氏名	
		連絡先	ＴＥＬ　　（ＦＡＸ　　） E-mail
	市町村	所　属	部・局　　課・室
		職・氏名	
		連絡先	ＴＥＬ　　（ＦＡＸ　　） E-mail
口頭による要請日時	年　月　日　時　分頃 （市町村からの受理日時　　年　月　日　時　分頃）		
要請理由			
要請内容			
派遣場所			
派遣期間	月　日　午前・午後　時　分から 月　日　午前・午後　時　分まで		
備　考			

様式第３号（第５条関係：獣医師会から県及び市町村への報告）

第　　号
年　月　日

山 梨 県 知 事　　殿
市 町 村 長　　殿

公益社団法人　山梨県獣医師会長

被災動物の支援の協力要請に対する実施状況について

年　月　日付け 第　　号で要請のあったこのことについては、次のとおり実施したので報告します。

担当者名等	所　属	公益社団法人　山梨県獣医師会
	職・氏名	
	連絡先	ＴＥＬ　　（ＦＡＸ　　） E-mail
活動内容		
活動場所		
活動期間		月　日　午前・午後　時　分から 月　日　午前・午後　時　分まで
備　考		

(139)山梨県防災局と国立大学法人山梨大学大学院総合研究部附属地域防災・マネジメント研究センターとの地域防災力向上に関する連携協定

山梨県防災局(以下、「甲」という。)と国立大学法人山梨大学大学院総合研究部附属地域防災・マネジメント研究センター(以下、「乙」という。)は、相互に連携し、地域防災力向上に寄与するとともに、両者の発展に資するため、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条　本協定は、甲と乙との間で、地域防災力向上に関し、相互の連携を推進するとともに、地域の実務課題の解決に取り組み、持続可能な地域づくりに貢献することを目的とする。

(連携・協力事項)

第2条　甲と乙は、前条に掲げる目的を達成するため、次に掲げる事項について、連携・協力するものとする。

(1)防災人材の育成に関すること。

(2)防災・減災に関すること。

(3)県政における実務課題の研究に関すること。

(4)その他、相互の連携推進に関すること。

(連携・協力の協議)

第3条　前条に掲げる事項の円滑な推進を図るため、毎年度、甲と乙において、地域防災力向上に関する協議を行うこととする。

2　前項に定める協議については、山梨大学地域防災・マネジメント研究センター連絡会議において実施するほか、必要に応じて、甲又は乙の要請により開催するものとする。

(守秘義務)

第4条　甲と乙は、本協定に基づく活動において、相手方より知り得た秘密事項について、守秘義務があることを確認する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

(有効期間)

第5条　本協定の有効期間は、協定締結の日から1年後の日が属する年度の末日までとする。ただし、本協定書の有効期間満了の日の1か月前までに、甲または乙から申し出がない場合は、その効力を継続するものとする。

(細則)

第6条　本協定に定めのない事項及び本協定に関して疑義を生じた事項については、甲乙協議の

上、定めるものとする。

本協定締結の証として本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名押印の上、各々1通を保有する。

令和　4年　6月　1日

甲　　山梨県　防災局長

乙　　国立大学法人山梨大学大学院総合研究部附属
地域防災・マネジメント研究センター長

(140) 富士山火山防災対策等の推進に向けた火山研究職員等の協力に関する協定

（趣　旨）

第１条　この協定は、山梨県（以下「甲」という。）及び国立研究開発法人防災科学技術研究所（以下「乙」という。）が、それぞれに所属する火山研究職員（火山の研究に従事する職員をいう。以下同じ。）等が相互に協力することにより、富士山における研究の推進と防災力の向上を図るために必要な事項について定めるものとする。

（基本理念）

第２条　この協定による火山研究職員等の協力は、甲が、富士山の噴火により被災し、又は被災するおそれのある場合等において、甲の応急対策及び復旧対策を円滑かつ効果的に行うことを旨として行わなければならない。

（相互連絡）

第３条　甲及び乙は、火山噴火災害対策を円滑かつ効果的に実施するため、情報共有体制を確立するとともに、富士山の噴火警戒レベルに応じて、相互に連絡するものとする。

２　甲及び乙は、災害時の情報交換手段を確保するため、複数の通信手段の確保等による通信連絡網の整備に努めるものとする。

（災害時の火山研究職員及び連絡員の派遣）

第４条　火山噴火災害が発生し、又は火山噴火の兆候が認められた場合において、乙は、火山研究職員及び連絡員（災害時に甲の職員と連絡及び調整を行う職員をいう。以下同じ。）を派遣し、甲が行う火山噴火災害対策に協力するものとする。

２　乙は、火山研究職員及び連絡員を派遣する場合においては、乙の指揮管理下にあるものとして派遣するとともに、その派遣する火山研究職員及び連絡員自らが消費し、又は使用する物資を携行させるなど自律的活動ができるようするものとする。

３　甲は、乙と協力して、前項により派遣される者の安全確保に努めるものとする。

（災害時の情報提供）

第５条　甲は、乙に対し、火山噴火災害が発生し、又は火山噴火の兆候が認められた場合において、火山噴火災害対策に資する情報として、次に掲げる事項のうち必要な事項を記載し、文書（電磁的媒体により書面を提供することを含む。以下同じ。）により報告するものとする。ただし、緊急の場合にあっては、口頭で報告し、後に文書を提出するものとする。

(1)　被害の状況

(2)　活動場所及び活動場所への経路

(3)　甲の担当責任者氏名及び連絡先
(4)　前各号に掲げるもののほか、必要な事項
２　乙は、その研究により取得した観測データ等の内、火山噴火災害対策に資する情報については、速やかに甲に提供するものとする。

（費用の負担）
第６条　乙が派遣のために要した費用は、法令その他別に定めがある場合を除き、乙が負担するものとする。

（損害賠償）
第７条　この協定に基づく派遣により、乙の火山研究職員及び連絡員が負傷し、疾病に罹り、又は死亡した場合は、甲に対して補償を求めないものとする。
２　甲は、乙の火山研究職員及び連絡員が、この派遣に伴い行った情報提供、助言等を元に甲が行った活動により甲に損害が生じた場合においても、乙に対して補償を求めないものとする。

（受入れ体制の整備）
第８条　甲は、乙の火山研究職員及び連絡員を受け入れるための体制、施設及び場所をあらかじめ定めておくことにより、体制を整備するものとする。
２　甲は、乙の火山研究職員及び連絡員が本協定に基づく活動を速やかに実施できるよう、平時にあらかじめ関係機関との事前調整を実施するものとする。

（訓練の実施）
第９条　甲及び乙は、この協定に基づく協力が円滑かつ効果的に行われるよう、情報伝達訓練その他の必要な訓練を相互に協力して、適時に実施するものとする。

（火山研究職員等の交流）
第 10 条　甲及び乙は、火山研究職員その他の職員の交流を行うことにより、共同して火山防災に関する研究等を行い、その知識や技能の向上等を図ることにより、火山防災対策の推進に努めることとする。

（資料の交換）
第 11 条　甲及び乙は、この協定に基づく派遣、情報提供等の活動が円滑かつ効果的に行われるよう、防災計画その他の参考資料を相互に交換するものとする。

（連絡会議の設置）
第 12 条　甲及び乙は、災害発生時の円滑かつ効果的な協力体制の確立を図り、及び効果

的な火山防災対策を調査・検討するため、連絡会議を設置するものとする。

（他の協定との関係）
第 13 条　この協定は、甲及び乙が個別に締結する災害時の協定等を妨げるものではない。

（協定の有効期間）
第 14 条　この協定は、本協定締結日から令和５年３月３１日まで適用する。ただし、有効期間満了の日の３０日前までに、甲又は乙のいずれから協定を更新しない旨の申出があった場合を除き、この協定は１年間更新されるものとし、その後も同様とする。

（委任）
第 15 条　この協定の実施に関し必要な事項については、甲及び乙が協議して別に定めるものとする。

附　則
（適用期日）
この協定は、令和４年　８月２９日から適用する。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、各当事者が署名捺印の上、各１通を保有する。

令和４年８月２９日

甲　山梨県甲府市丸の内一丁目６番１号
山梨県

知事　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

乙　茨城県つくば市天王台三丁目１番地
国立研究開発法人防災科学技術研究所

理事長　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

(141) 富士山火山防災対策等の推進に向けた連携・協力に関する協定

山梨県（以下「甲」という。）と国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「乙」という。）は、相互に連携を強化し互いに協力することにより、富士山火山の噴火活動に対する強靱な社会の構築に資するため、以下のとおり連携・協力に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目　的）

第１条　本協定は、甲及び乙が、次条に掲げる事項についての連携・協力を、互恵の精神に基づき効果的に推進することにより、富士山における研究開発の推進と防災力の向上を図り、富士山火山に対する防災・減災及び強靱な社会の構築に寄与することを目的とする。

（連携・協力事項）

第２条　甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携・協力をする。

一　富士山火山に関わる地質災害に関する分野における研究協力及び人材交流

二　富士山火山に関わる地質災害に関する分野の情報発信及び成果普及の相互支援及び共同実施

三　富士山噴火時の地質に関わる緊急調査・研究の相互支援及び共同実施

四　前３号に掲げるもののほか、本協定の目的を達成するために必要な事項

（連絡会議）

第３条　甲及び乙は、前条の連携及び協力事項を円滑に実施するため、連絡会議を設けることができる。

２　連絡会議の構成及び運営については、甲及び乙が協議の上、別途定める。

（実施内容等）

第４条　第２条に規定する連携・協力事項の具体的な実施内容は、別途締結する契約で定める。

（秘密保持）

第５条　甲及び乙は、本協定による連携・協力事項の推進にあたり、相手方に提供する情報について、秘密とする取扱いを求めるときは、協議の上、別途秘密保持契約を締結するものとする。

（他の協定との関係）
第６条　本協定は、甲及び乙が個別に締結する災害時の協定等を妨げるものではない。

（有効期間）
第７条　本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和７年３月３１日までとする。ただし、有効期間満了前の甲及び乙の書面による合意により１年間延長するものとし、以後も同様とする。

（協定の中途解約）
第８条　前条の規定にかかわらず、甲及び乙は、相手方に対して１ヶ月前までに書面により解約の申入れを行うことにより、本協定を解約することができる。

（その他）
第９条　甲及び乙は、本協定が法的拘束力を有しないことを確認する。
２　本協定に定めのない事項又は本協定の解釈に係る疑義が生じたときは、法令の規定に従うほか、甲及び乙は誠意をもって協議し、解決するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、各当事者が署名捺印の上、各１通を保有する。

令和４年　８月２９日

甲　山梨県甲府市丸の内一丁目６番１号
山梨県

知事　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

乙　東京都千代田区霞が関一丁目３番１号
国立研究開発法人産業技術総合研究所

理事長　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

(142) 山梨県災害派遣福祉チームの派遣に関する基本協定書

山梨県（以下「甲」という。）、社会福祉法人山梨県社会福祉協議会（以下「乙」という。）及び日本保育協会山梨県支部（以下「丙」という。）は、山梨県災害派遣福祉チーム設置運営要領（以下「要領」という。）第２条に基づき、大規模災害発生時等に支援を行う山梨県災害派遣福祉チーム（以下「山梨ＤＷＡＴ」）という。）の派遣に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、大規模災害時等において甲、乙及び丙が相互に協力し、山梨ＤＷＡＴを一般避難所その他災害等の発生時に特別な配慮を必要とする者を受け入れる施設（以下「一般避難所等」という。）に派遣し、高齢者、障害者、乳幼児その他災害時等に特別な配慮を必要する者（以下「要配慮者」という。）に対して、福祉支援を行い、要配慮者の福祉の向上及び二次被害の防止を図ることを目的とする。

（活動内容）

第２条　山梨ＤＷＡＴの活動は、次のとおりとする。

（１）スクリーニング等による要配慮者の把握及び福祉的ニーズの把握

（２）要配慮者の状態の評価（アセスメント）及び関係機関への情報提供や支援のコーディネート等

（３）一般避難所等における福祉サービスの提供及び福祉環境の整備

（４）前各号に定めるもののほか必要な福祉支援

（チーム員の登録）

第３条　丙は、自らの団体に加入する施設、事業所等の職員又は個人加入者（以下「協力団体等」という。）のうち、山梨ＤＷＡＴへの協力が可能な者について、乙に届け出る。

２　乙は丙から届出があった者のうち山梨ＤＷＡＴ登録時研修を修了した者を山梨ＤＷＡＴのチーム員として登録する。

（派遣要請）

第４条　甲は、要領第６条に定める派遣基準に基づき、乙に対し、山梨ＤＷＡＴの派遣を要請する。

２　乙は、前項の要請を受け、丙に対し、山梨ＤＷＡＴの構成員の派遣を要請する。

３　丙は、前項の要請を受けた場合は、協力団体等と調整を行い、乙に対して速やかに派遣の可否を報告し、派遣が可能なときは、山梨ＤＷＡＴの構成員を派遣する。

４　乙は、前項の報告に基づき、山梨ＤＷＡＴのチーム編成を行い、一般避難所等に派遣する。

５　乙は、前項の山梨ＤＷＡＴのチーム編成と同時に、甲及び丙に派遣計画を通知する。

（待機要請）

第５条　乙は、要領第６条に定める派遣基準に該当することが見込まれるときは、丙に対し、山梨ＤＷＡＴの構成員に派遣待機を要請する。

２　乙は、派遣の可能性がないと判断したときは、前項の派遣待機をしている丙に対し、待機の解除を通知する。

（費用負担）

第６条　第４条に基づき甲から要請された山梨ＤＷＡＴの派遣に関する費用のうち、災害救助法による救助費の支弁対象となる費用については、災害救助法の定めるところにより、甲が費用を負担する。

２　前項以外の山梨ＤＷＡＴの派遣に関する費用については、甲と派遣先自治体が協議の上決定する。

（情報の交換、研修及び訓練）

第７条　甲、乙及び丙は、災害時等において山梨ＤＷＡＴが円滑に活動できるように平時から情報の交換を行う。

２　甲及び乙は、相互に協力し、チーム員の登録研修及び訓練等を定期的に実施する。

（秘密保持）

第８条　甲、乙及び丙は、この協定内容の実施に当たり知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、この協定内容の実施に当たり知り得た個人情報を協定の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（協議）

第９条　この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第１０条　この協定の有効期間は、協定締結の日から締結の日に属する年度３月３１日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の１か月前までに、甲、乙及び丙のいずれからも申し出がないときは、さらに１年間更新するものとし、以降もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書３通を作成し、甲、乙及び丙それぞれが記名押印の上、各１通を保有するとともに、丙は所属会員に対し、協定の内容を周知するものとする。

令和 4 年 12 月 14 日

甲　山梨県甲府市丸の内一丁目６番１号
山梨県知事　長崎　幸太郎

乙　山梨県甲府市北新一丁目２番１２号
社会福祉法人山梨県社会福祉協議会
会　長　髙野　孫左ヱ門

丙　山梨県甲府市塩部４－４－１
日本保育協会山梨県支部
支部長　中山　和彦

山梨県（以下「甲」という。）、社会福祉法人山梨県社会福祉協議会（以下「乙」という。）及び山梨県保育協議会（以下「丙」という。）は、山梨県災害派遣福祉チーム設置運営要領（以下「要領」という。）第２条に基づき、大規模災害発生時等に支援を行う山梨県災害派遣福祉チーム（以下「山梨ＤＷＡＴ」）という。）の派遣に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、大規模災害時等において甲、乙及び丙が相互に協力し、山梨ＤＷＡＴを一般避難所その他災害等の発生時に特別な配慮を必要とする者を受け入れる施設（以下「一般避難所等」という。）に派遣し、高齢者、障害者、乳幼児その他災害時等に特別な配慮を必要する者（以下「要配慮者」という。）に対して、福祉支援を行い、要配慮者の福祉の向上及び二次被害の防止を図ることを目的とする。

（活動内容）

第２条　山梨ＤＷＡＴの活動は、次のとおりとする。

（１）スクリーニング等による要配慮者の把握及び福祉的ニーズの把握

（２）要配慮者の状態の評価（アセスメント）及び関係機関への情報提供や支援のコーディネート等

（３）一般避難所等における福祉サービスの提供及び福祉環境の整備

（４）前各号に定めるもののほか必要な福祉支援

（チーム員の登録）

第３条　丙は、自らの団体に加入する施設、事業所等の職員又は個人加入者（以下「協力団体等」という。）のうち、山梨ＤＷＡＴへの協力が可能な者について、乙に届け出る。

２　乙は丙から届出があった者のうち山梨ＤＷＡＴ登録時研修を修了した者を山梨ＤＷＡＴのチーム員として登録する。

（派遣要請）

第４条　甲は、要領第６条に定める派遣基準に基づき、乙に対し、山梨ＤＷＡＴの派遣を要請する。

２　乙は、前項の要請を受け、丙に対し、山梨ＤＷＡＴの構成員の派遣を要請する。

３　丙は、前項の要請を受けた場合は、協力団体等と調整を行い、乙に対して速やかに派遣の可否を報告し、派遣が可能なときは、山梨ＤＷＡＴの構成員を派遣する。

４　乙は、前項の報告に基づき、山梨ＤＷＡＴのチーム編成を行い、一般避難所等に派遣する。

５　乙は、前項の山梨ＤＷＡＴのチーム編成と同時に、甲及び丙に派遣計画を通知する。

（待機要請）

第５条　乙は、要領第６条に定める派遣基準に該当することが見込まれるときは、丙に対し、山梨ＤＷＡＴの構成員に派遣待機を要請する。

２　乙は、派遣の可能性がないと判断したときは、前項の派遣待機をしている丙に対し、待機の解除を通知する。

（費用負担）

第６条　第４条に基づき甲から要請された山梨ＤＷＡＴの派遣に関する費用のうち、災害救助法による救助費の支弁対象となる費用については、災害救助法の定めるところにより、甲が費用を負担する。

２　前項以外の山梨ＤＷＡＴの派遣に関する費用については、甲と派遣先自治体が協議の上決定する。

（情報の交換、研修及び訓練）

第７条　甲、乙及び丙は、災害時等において山梨ＤＷＡＴが円滑に活動できるように平時から情報の交換を行う。

２　甲及び乙は、相互に協力し、チーム員の登録研修及び訓練等を定期的に実施する。

（秘密保持）

第８条　甲、乙及び丙は、この協定内容の実施に当たり知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、この協定内容の実施に当たり知り得た個人情報を協定の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（協議）

第９条　この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第１０条　この協定の有効期間は、協定締結の日から締結の日に属する年度３月３１日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の１か月前までに、甲、乙及び丙のいずれからも申し出がないときは、さらに１年間更新するものとし、以降もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書３通を作成し、甲、乙及び丙それぞれが記名押印の上、各１通を保有するとともに、丙は所属会員に対し、協定の内容を周知するものとする。

令和 4 年 12 月 14 日

甲　山梨県甲府市丸の内一丁目６番１号
山梨県知事　長崎　幸太郎

乙　山梨県甲府市北新一丁目２番１２号
社会福祉法人山梨県社会福祉協議会
会　長　髙野　孫左エ門

丙　山梨県甲府市北新一丁目２番１２号
山梨県保育協議会
会　長　廣瀬　集一

山梨県（以下「甲」という。）、社会福祉法人山梨県社会福祉協議会（以下「乙」という。）及び児童養護施設部会（以下「丙」という。）は、山梨県災害派遣福祉チーム設置運営要領（以下「要領」という。）第２条に基づき、大規模災害発生時等に支援を行う山梨県災害派遣福祉チーム（以下「山梨ＤＷＡＴ」）という。）の派遣に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、大規模災害時等において甲、乙及び丙が相互に協力し、山梨ＤＷＡＴを一般避難所その他災害等の発生時に特別な配慮を必要とする者を受け入れる施設（以下「一般避難所等」という。）に派遣し、高齢者、障害者、乳幼児その他災害時等に特別な配慮を必要する者（以下「要配慮者」という。）に対して、福祉支援を行い、要配慮者の福祉の向上及び二次被害の防止を図ることを目的とする。

（活動内容）

第２条　山梨ＤＷＡＴの活動は、次のとおりとする。

（１）スクリーニング等による要配慮者の把握及び福祉的ニーズの把握

（２）要配慮者の状態の評価（アセスメント）及び関係機関への情報提供や支援のコーディネート等

（３）一般避難所等における福祉サービスの提供及び福祉環境の整備

（４）前各号に定めるもののほか必要な福祉支援

（チーム員の登録）

第３条　丙は、自らの団体に加入する施設、事業所等の職員又は個人加入者（以下「協力団体等」という。）のうち、山梨ＤＷＡＴへの協力が可能な者について、乙に届け出る。

２　乙は丙から届出があった者のうち山梨ＤＷＡＴ登録時研修を修了した者を山梨ＤＷＡＴのチーム員として登録する。

（派遣要請）

第４条　甲は、要領第６条に定める派遣基準に基づき、乙に対し、山梨ＤＷＡＴの派遣を要請する。

２　乙は、前項の要請を受け、丙に対し、山梨ＤＷＡＴの構成員の派遣を要請する。

３　丙は、前項の要請を受けた場合は、協力団体等と調整を行い、乙に対して速やかに派遣の可否を報告し、派遣が可能なときは、山梨ＤＷＡＴの構成員を派遣する。

４　乙は、前項の報告に基づき、山梨ＤＷＡＴのチーム編成を行い、一般避難所等に派遣する。

５　乙は、前項の山梨ＤＷＡＴのチーム編成と同時に、甲及び丙に派遣計画を通知する。

（待機要請）

第５条　乙は、要領第６条に定める派遣基準に該当することが見込まれるときは、丙に対し、山梨ＤＷＡＴの構成員に派遣待機を要請する。

２　乙は、派遣の可能性がないと判断したときは、前項の派遣待機をしている丙に対し、待機の解除を通知する。

（費用負担）

第６条　第４条に基づき甲から要請された山梨ＤＷＡＴの派遣に関する費用のうち、災害救助法による救助費の支弁対象となる費用については、災害救助法の定めるところにより、甲が費用を負担する。

２　前項以外の山梨ＤＷＡＴの派遣に関する費用については、甲と派遣先自治体が協議の上決定する。

（情報の交換、研修及び訓練）

第７条　甲、乙及び丙は、災害時等において山梨ＤＷＡＴが円滑に活動できるように平時から情報の交換を行う。

２　甲及び乙は、相互に協力し、チーム員の登録研修及び訓練等を定期的に実施する。

（秘密保持）

第８条　甲、乙及び丙は、この協定内容の実施に当たり知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、この協定内容の実施に当たり知り得た個人情報を協定の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（協議）

第９条　この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第１０条　この協定の有効期間は、協定締結の日から締結の日に属する年度３月３１日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の１か月前までに、甲、乙及び丙のいずれからも申し出がないときは、さらに１年間更新するものとし、以降もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書３通を作成し、甲、乙及び丙それぞれが記名押印の上、各１通を保有するとともに、丙は所属会員に対し、協定の内容を周知するものとする。

令和 4 年 12 月 14 日

甲　山梨県甲府市丸の内一丁目６番１号
山梨県知事　　長崎　幸太郎

乙　山梨県甲府市北新一丁目２番１２号
社会福祉法人山梨県社会福祉協議会
会　　長　　髙野　孫左ヱ門

丙　山梨県甲府市北新一丁目２番１２号
児童養護施設部会
部 会 長　　加賀美　尤祥

山梨県（以下「甲」という。）、社会福祉法人山梨県社会福祉協議会（以下「乙」という。）及び山梨県老人保健施設協議会（以下「丙」という。）は、山梨県災害派遣福祉チーム設置運営要領（以下「要領」という。）第２条に基づき、大規模災害発生時等に支援を行う山梨県災害派遣福祉チーム（以下「山梨ＤＷＡＴ」）という。）の派遣に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、大規模災害時等において甲、乙及び丙が相互に協力し、山梨ＤＷＡＴを一般避難所その他災害等の発生時に特別な配慮を必要とする者を受け入れる施設（以下「一般避難所等」という。）に派遣し、高齢者、障害者、乳幼児その他災害時等に特別な配慮を必要する者（以下「要配慮者」という。）に対して、福祉支援を行い、要配慮者の福祉の向上及び二次被害の防止を図ることを目的とする。

（活動内容）

第２条　山梨ＤＷＡＴの活動は、次のとおりとする。

（１）スクリーニング等による要配慮者の把握及び福祉的ニーズの把握

（２）要配慮者の状態の評価（アセスメント）及び関係機関への情報提供や支援のコーディネート等

（３）一般避難所等における福祉サービスの提供及び福祉環境の整備

（４）前各号に定めるもののほか必要な福祉支援

（チーム員の登録）

第３条　丙は、自らの団体に加入する施設、事業所等の職員又は個人加入者（以下「協力団体等」という。）のうち、山梨ＤＷＡＴへの協力が可能な者について、乙に届け出る。

２　乙は丙から届出があった者のうち山梨ＤＷＡＴ登録時研修を修了した者を山梨ＤＷＡＴのチーム員として登録する。

（派遣要請）

第４条　甲は、要領第６条に定める派遣基準に基づき、乙に対し、山梨ＤＷＡＴの派遣を要請する。

２　乙は、前項の要請を受け、丙に対し、山梨ＤＷＡＴの構成員の派遣を要請する。

３　丙は、前項の要請を受けた場合は、協力団体等と調整を行い、乙に対して速やかに派遣の可否を報告し、派遣が可能なときは、山梨ＤＷＡＴの構成員を派遣する。

４　乙は、前項の報告に基づき、山梨ＤＷＡＴのチーム編成を行い、一般避難所等に派遣する。

５　乙は、前項の山梨ＤＷＡＴのチーム編成と同時に、甲及び丙に派遣計画を通知する。

（待機要請）

第５条　乙は、要領第６条に定める派遣基準に該当することが見込まれるときは、丙に対し、山梨ＤＷＡＴの構成員に派遣待機を要請する。

２　乙は、派遣の可能性がないと判断したときは、前項の派遣待機をしている丙に対し、待機の解除を通知する。

（費用負担）

第６条　第４条に基づき甲から要請された山梨ＤＷＡＴの派遣に関する費用のうち、災害救助法による救助費の支弁対象となる費用については、災害救助法の定めるところにより、甲が費用を負担する。

２　前項以外の山梨ＤＷＡＴの派遣に関する費用については、甲と派遣先自治体が協議の上決定する。

（情報の交換、研修及び訓練）

第７条　甲、乙及び丙は、災害時等において山梨ＤＷＡＴが円滑に活動できるように平時から情報の交換を行う。

２　甲及び乙は、相互に協力し、チーム員の登録研修及び訓練等を定期的に実施する。

（秘密保持）

第８条　甲、乙及び丙は、この協定内容の実施に当たり知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、この協定内容の実施に当たり知り得た個人情報を協定の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（協議）

第９条　この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第１０条　この協定の有効期間は、協定締結の日から締結の日に属する年度３月３１日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の１か月前までに、甲、乙及び丙のいずれからも申し出がないときは、さらに１年間更新するものとし、以降もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書３通を作成し、甲、乙及び丙それぞれが記名押印の上、各１通を保有するとともに、丙は所属会員に対し、協定の内容を周知するものとする。

令和 4 年 12 月 14 日

甲　山梨県甲府市丸の内一丁目６番１号
山梨県知事　　長崎　幸太郎

乙　山梨県甲府市北新一丁目２番１２号
社会福祉法人山梨県社会福祉協議会
会　　長　　髙野　孫左エ門

丙　山梨県南都留郡富士河口湖町船津６９０１
山梨県老人保健施設協議会
会　　長　　福田　六花

山梨県（以下「甲」という。）、社会福祉法人山梨県社会福祉協議会（以下「乙」という。）及び山梨県老人福祉施設協議会（以下「丙」という。）は、山梨県災害派遣福祉チーム設置運営要領（以下「要領」という。）第２条に基づき、大規模災害発生時等に支援を行う山梨県災害派遣福祉チーム（以下「山梨ＤＷＡＴ」）という。）の派遣に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、大規模災害時等において甲、乙及び丙が相互に協力し、山梨ＤＷＡＴを一般避難所その他災害等の発生時に特別な配慮を必要とする者を受け入れる施設（以下「一般避難所等」という。）に派遣し、高齢者、障害者、乳幼児その他災害時等に特別な配慮を必要する者（以下「要配慮者」という。）に対して、福祉支援を行い、要配慮者の福祉の向上及び二次被害の防止を図ることを目的とする。

（活動内容）

第２条　山梨ＤＷＡＴの活動は、次のとおりとする。

（１）スクリーニング等による要配慮者の把握及び福祉的ニーズの把握

（２）要配慮者の状態の評価（アセスメント）及び関係機関への情報提供や支援のコーディネート等

（３）一般避難所等における福祉サービスの提供及び福祉環境の整備

（４）前各号に定めるもののほか必要な福祉支援

（チーム員の登録）

第３条　丙は、自らの団体に加入する施設、事業所等の職員又は個人加入者（以下「協力団体等」という。）のうち、山梨ＤＷＡＴへの協力が可能な者について、乙に届け出る。

２　乙は丙から届出があった者のうち山梨ＤＷＡＴ登録時研修を修了した者を山梨ＤＷＡＴのチーム員として登録する。

（派遣要請）

第４条　甲は、要領第６条に定める派遣基準に基づき、乙に対し、山梨ＤＷＡＴの派遣を要請する。

２　乙は、前項の要請を受け、丙に対し、山梨ＤＷＡＴの構成員の派遣を要請する。

３　丙は、前項の要請を受けた場合は、協力団体等と調整を行い、乙に対して速やかに派遣の可否を報告し、派遣が可能なときは、山梨ＤＷＡＴの構成員を派遣する。

４　乙は、前項の報告に基づき、山梨ＤＷＡＴのチーム編成を行い、一般避難所等に派遣する。

５　乙は、前項の山梨ＤＷＡＴのチーム編成と同時に、甲及び丙に派遣計画を通知する。

（待機要請）

第５条　乙は、要領第６条に定める派遣基準に該当することが見込まれるときは、丙に対し、山梨ＤＷＡＴの構成員に派遣待機を要請する。

２　乙は、派遣の可能性がないと判断したときは、前項の派遣待機をしている丙に対し、待機の解除を通知する。

（費用負担）

第６条　第４条に基づき甲から要請された山梨ＤＷＡＴの派遣に関する費用のうち、災害救助法による救助費の支弁対象となる費用については、災害救助法の定めるところにより、甲が費用を負担する。

２　前項以外の山梨ＤＷＡＴの派遣に関する費用については、甲と派遣先自治体が協議の上決定する。

（情報の交換、研修及び訓練）

第７条　甲、乙及び丙は、災害時等において山梨ＤＷＡＴが円滑に活動できるように平時から情報の交換を行う。

２　甲及び乙は、相互に協力し、チーム員の登録研修及び訓練等を定期的に実施する。

（秘密保持）

第８条　甲、乙及び丙は、この協定内容の実施に当たり知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、この協定内容の実施に当たり知り得た個人情報を協定の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（協議）

第９条　この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第１０条　この協定の有効期間は、協定締結の日から締結の日に属する年度３月３１日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の１か月前までに、甲、乙及び丙のいずれからも申し出がないときは、さらに１年間更新するものとし、以降もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書３通を作成し、甲、乙及び丙それぞれが記名押印の上、各１通を保有するとともに、丙は所属会員に対し、協定の内容を周知するものとする。

令和 4 年 12 月 14 日

甲　山梨県甲府市丸の内一丁目６番１号
山梨県知事　　長崎　幸太郎

乙　山梨県甲府市北新一丁目２番１２号
社会福祉法人山梨県社会福祉協議会
会　　長　　髙野　孫左ヱ門

丙　山梨県甲府市北新一丁目２番１２号
山梨県老人福祉施設協議会
会　　長　　石井　貴志

山梨県（以下「甲」という。）、社会福祉法人山梨県社会福祉協議会（以下「乙」という。）及び山梨県精神障がい者地域生活支援ネットワーク（以下「丙」という。）は、山梨県災害派遣福祉チーム設置運営要領（以下「要領」という。）第２条に基づき、大規模災害発生時等に支援を行う山梨県災害派遣福祉チーム（以下「山梨ＤＷＡＴ」）という。）の派遣に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、大規模災害時等において甲、乙及び丙が相互に協力し、山梨ＤＷＡＴを一般避難所その他災害等の発生時に特別な配慮を必要とする者を受け入れる施設（以下「一般避難所等」という。）に派遣し、高齢者、障害者、乳幼児その他災害時等に特別な配慮を必要する者（以下「要配慮者」という。）に対して、福祉支援を行い、要配慮者の福祉の向上及び二次被害の防止を図ることを目的とする。

（活動内容）

第２条　山梨ＤＷＡＴの活動は、次のとおりとする。

（１）スクリーニング等による要配慮者の把握及び福祉的ニーズの把握

（２）要配慮者の状態の評価（アセスメント）及び関係機関への情報提供や支援のコーディネート等

（３）一般避難所等における福祉サービスの提供及び福祉環境の整備

（４）前各号に定めるもののほか必要な福祉支援

（チーム員の登録）

第３条　丙は、自らの団体に加入する施設、事業所等の職員又は個人加入者（以下「協力団体等」という。）のうち、山梨ＤＷＡＴへの協力が可能な者について、乙に届け出る。

２　乙は丙から届出があった者のうち山梨ＤＷＡＴ登録時研修を修了した者を山梨ＤＷＡＴのチーム員として登録する。

（派遣要請）

第４条　甲は、要領第６条に定める派遣基準に基づき、乙に対し、山梨ＤＷＡＴの派遣を要請する。

２　乙は、前項の要請を受け、丙に対し、山梨ＤＷＡＴの構成員の派遣を要請する。

３　丙は、前項の要請を受けた場合は、協力団体等と調整を行い、乙に対して速やかに派遣の可否を報告し、派遣が可能なときは、山梨ＤＷＡＴの構成員を派遣する。

４　乙は、前項の報告に基づき、山梨ＤＷＡＴのチーム編成を行い、一般避難所等に派遣する。

５　乙は、前項の山梨ＤＷＡＴのチーム編成と同時に、甲及び丙に派遣計画を通知する。

（待機要請）

第５条　乙は、要領第６条に定める派遣基準に該当することが見込まれるときは、丙に対し、山梨ＤＷＡＴの構成員に派遣待機を要請する。

２　乙は、派遣の可能性がないと判断したときは、前項の派遣待機をしている丙に対し、待機の解除を通知する。

（費用負担）

第６条　第４条に基づき甲から要請された山梨ＤＷＡＴの派遣に関する費用のうち、災害救助法による救助費の支弁対象となる費用については、災害救助法の定めるところにより、甲が費用を負担する。

２　前項以外の山梨ＤＷＡＴの派遣に関する費用については、甲と派遣先自治体が協議の上決定する。

（情報の交換、研修及び訓練）

第７条　甲、乙及び丙は、災害時等において山梨ＤＷＡＴが円滑に活動できるように平時から情報の交換を行う。

２　甲及び乙は、相互に協力し、チーム員の登録研修及び訓練等を定期的に実施する。

（秘密保持）

第８条　甲、乙及び丙は、この協定内容の実施に当たり知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、この協定内容の実施に当たり知り得た個人情報を協定の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（協議）

第９条　この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第１０条　この協定の有効期間は、協定締結の日から締結の日に属する年度３月３１日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の１か月前までに、甲、乙及び丙のいずれからも申し出がないときは、さらに１年間更新するものとし、以降もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書３通を作成し、甲、乙及び丙それぞれが記名押印の上、各１通を保有するとともに、丙は所属会員に対し、協定の内容を周知するものとする。

令和 4 年 12 月 14 日

甲　山梨県甲府市丸の内一丁目６番１号
山梨県知事　長崎　幸太郎

乙　山梨県甲府市北新一丁目２番１２号
社会福祉法人山梨県社会福祉協議会
会　長　髙野　孫左エ門

丙　山梨県南アルプス市有野３２４３－１
山梨県精神障がい者地域生活支援ネットワーク
会　長　有野　哲章

山梨県（以下「甲」という。）、社会福祉法人山梨県社会福祉協議会（以下「乙」という。）及び山梨県身体障害者施設協議会（以下「丙」という。）は、山梨県災害派遣福祉チーム設置運営要領（以下「要領」という。）第２条に基づき、大規模災害発生時等に支援を行う山梨県災害派遣福祉チーム（以下「山梨ＤＷＡＴ」）という。）の派遣に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、大規模災害時等において甲、乙及び丙が相互に協力し、山梨ＤＷＡＴを一般避難所その他災害等の発生時に特別な配慮を必要とする者を受け入れる施設（以下「一般避難所等」という。）に派遣し、高齢者、障害者、乳幼児その他災害時等に特別な配慮を必要する者（以下「要配慮者」という。）に対して、福祉支援を行い、要配慮者の福祉の向上及び二次被害の防止を図ることを目的とする。

（活動内容）

第２条　山梨ＤＷＡＴの活動は、次のとおりとする。

（１）スクリーニング等による要配慮者の把握及び福祉的ニーズの把握

（２）要配慮者の状態の評価（アセスメント）及び関係機関への情報提供や支援のコーディネート等

（３）一般避難所等における福祉サービスの提供及び福祉環境の整備

（４）前各号に定めるもののほか必要な福祉支援

（チーム員の登録）

第３条　丙は、自らの団体に加入する施設、事業所等の職員又は個人加入者（以下「協力団体等」という。）のうち、山梨ＤＷＡＴへの協力が可能な者について、乙に届け出る。

２　乙は丙から届出があった者のうち山梨ＤＷＡＴ登録時研修を修了した者を山梨ＤＷＡＴのチーム員として登録する。

（派遣要請）

第４条　甲は、要領第６条に定める派遣基準に基づき、乙に対し、山梨ＤＷＡＴの派遣を要請する。

２　乙は、前項の要請を受け、丙に対し、山梨ＤＷＡＴの構成員の派遣を要請する。

３　丙は、前項の要請を受けた場合は、協力団体等と調整を行い、乙に対して速やかに派遣の可否を報告し、派遣が可能なときは、山梨ＤＷＡＴの構成員を派遣する。

４　乙は、前項の報告に基づき、山梨ＤＷＡＴのチーム編成を行い、一般避難所等に派遣する。

５　乙は、前項の山梨ＤＷＡＴのチーム編成と同時に、甲及び丙に派遣計画を通知する。

（待機要請）

第５条　乙は、要領第６条に定める派遣基準に該当することが見込まれるときは、丙に対し、山梨ＤＷＡＴの構成員に派遣待機を要請する。

２　乙は、派遣の可能性がないと判断したときは、前項の派遣待機をしている丙に対し、待機の解除を通知する。

（費用負担）

第６条　第４条に基づき甲から要請された山梨ＤＷＡＴの派遣に関する費用のうち、災害救助法による救助費の支弁対象となる費用については、災害救助法の定めるところにより、甲が費用を負担する。

２　前項以外の山梨ＤＷＡＴの派遣に関する費用については、甲と派遣先自治体が協議の上決定する。

（情報の交換、研修及び訓練）

第７条　甲、乙及び丙は、災害時等において山梨ＤＷＡＴが円滑に活動できるように平時から情報の交換を行う。

２　甲及び乙は、相互に協力し、チーム員の登録研修及び訓練等を定期的に実施する。

（秘密保持）

第８条　甲、乙及び丙は、この協定内容の実施に当たり知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、この協定内容の実施に当たり知り得た個人情報を協定の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（協議）

第９条　この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第１０条　この協定の有効期間は、協定締結の日から締結の日に属する年度３月３１日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の１か月前までに、甲、乙及び丙のいずれからも申し出がないときは、さらに１年間更新するものとし、以降もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書３通を作成し、甲、乙及び丙それぞれが記名押印の上、各１通を保有するとともに、丙は所属会員に対し、協定の内容を周知するものとする。

令和 4 年 12 月 14 日

甲　山梨県甲府市丸の内一丁目６番１号
山梨県知事　　長崎　幸太郎

乙　山梨県甲府市北新一丁目２番１２号
社会福祉法人山梨県社会福祉協議会
会　　長　　髙野　孫左エ門

丙　山梨県北杜市長坂町小荒間桜畑２７－４
山梨県身体障害者施設協議会
会　　長　　平井　光

山梨県（以下「甲」という。）、社会福祉法人山梨県社会福祉協議会（以下「乙」という。）及び山梨県知的障害者支援協会（以下「丙」という。）は、山梨県災害派遣福祉チーム設置運営要領（以下「要領」という。）第２条に基づき、大規模災害発生時等に支援を行う山梨県災害派遣福祉チーム（以下「山梨ＤＷＡＴ」）という。）の派遣に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、大規模災害時等において甲、乙及び丙が相互に協力し、山梨ＤＷＡＴを一般避難所その他災害等の発生時に特別な配慮を必要とする者を受け入れる施設（以下「一般避難所等」という。）に派遣し、高齢者、障害者、乳幼児その他災害時等に特別な配慮を必要する者（以下「要配慮者」という。）に対して、福祉支援を行い、要配慮者の福祉の向上及び二次被害の防止を図ることを目的とする。

（活動内容）

第２条　山梨ＤＷＡＴの活動は、次のとおりとする。

（１）スクリーニング等による要配慮者の把握及び福祉的ニーズの把握

（２）要配慮者の状態の評価（アセスメント）及び関係機関への情報提供や支援のコーディネート等

（３）一般避難所等における福祉サービスの提供及び福祉環境の整備

（４）前各号に定めるもののほか必要な福祉支援

（チーム員の登録）

第３条　丙は、自らの団体に加入する施設、事業所等の職員又は個人加入者（以下「協力団体等」という。）のうち、山梨ＤＷＡＴへの協力が可能な者について、乙に届け出る。

２　乙は丙から届出があった者のうち山梨ＤＷＡＴ登録時研修を修了した者を山梨ＤＷＡＴのチーム員として登録する。

（派遣要請）

第４条　甲は、要領第６条に定める派遣基準に基づき、乙に対し、山梨ＤＷＡＴの派遣を要請する。

２　乙は、前項の要請を受け、丙に対し、山梨ＤＷＡＴの構成員の派遣を要請する。

３　丙は、前項の要請を受けた場合は、協力団体等と調整を行い、乙に対して速やかに派遣の可否を報告し、派遣が可能なときは、山梨ＤＷＡＴの構成員を派遣する。

４　乙は、前項の報告に基づき、山梨ＤＷＡＴのチーム編成を行い、一般避難所等に派遣する。

５　乙は、前項の山梨ＤＷＡＴのチーム編成と同時に、甲及び丙に派遣計画を通知する。

（待機要請）

第５条　乙は、要領第６条に定める派遣基準に該当することが見込まれるときは、丙に対し、山梨ＤＷＡＴの構成員に派遣待機を要請する。

２　乙は、派遣の可能性がないと判断したときは、前項の派遣待機をしている丙に対し、待機の解除を通知する。

（費用負担）

第６条　第４条に基づき甲から要請された山梨ＤＷＡＴの派遣に関する費用のうち、災害救助法による救助費の支弁対象となる費用については、災害救助法の定めるところにより、甲が費用を負担する。

２　前項以外の山梨ＤＷＡＴの派遣に関する費用については、甲と派遣先自治体が協議の上決定する。

（情報の交換、研修及び訓練）

第７条　甲、乙及び丙は、災害時等において山梨ＤＷＡＴが円滑に活動できるように平時から情報の交換を行う。

２　甲及び乙は、相互に協力し、チーム員の登録研修及び訓練等を定期的に実施する。

（秘密保持）

第８条　甲、乙及び丙は、この協定内容の実施に当たり知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、この協定内容の実施に当たり知り得た個人情報を協定の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（協議）

第９条　この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第１０条　この協定の有効期間は、協定締結の日から締結の日に属する年度３月３１日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の１か月前までに、甲、乙及び丙のいずれからも申し出がないときは、さらに１年間更新するものとし、以降もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書３通を作成し、甲、乙及び丙それぞれが記名押印の上、各１通を保有するとともに、丙は所属会員に対し、協定の内容を周知するものとする。

令和 4年 12月 14日

甲　山梨県甲府市丸の内一丁目６番１号
山梨県知事　　長崎　幸太郎

乙　山梨県甲府市北新一丁目２番１２号
社会福祉法人山梨県社会福祉協議会
会　　長　　高野　孫左ヱ門

丙　山梨県山梨市三富川浦２２０３　白樺園内
山梨県知的障害者支援協会
会　　長　　山西　孝

山梨県（以下「甲」という。）、社会福祉法人山梨県社会福祉協議会（以下「乙」という。）及び山梨県社会福祉法人経営者協議会（以下「丙」という。）は、山梨県災害派遣福祉チーム設置運営要領（以下「要領」という。）第２条に基づき、大規模災害発生時等に支援を行う山梨県災害派遣福祉チーム（以下「山梨ＤＷＡＴ」）という。）の派遣に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、大規模災害時等において甲、乙及び丙が相互に協力し、山梨ＤＷＡＴを一般避難所その他災害等の発生時に特別な配慮を必要とする者を受け入れる施設（以下「一般避難所等」という。）に派遣し、高齢者、障害者、乳幼児その他災害時等に特別な配慮を必要する者（以下「要配慮者」という。）に対して、福祉支援を行い、要配慮者の福祉の向上及び二次被害の防止を図ることを目的とする。

（活動内容）

第２条　山梨ＤＷＡＴの活動は、次のとおりとする。

（１）スクリーニング等による要配慮者の把握及び福祉的ニーズの把握

（２）要配慮者の状態の評価（アセスメント）及び関係機関への情報提供や支援のコーディネート等

（３）一般避難所等における福祉サービスの提供及び福祉環境の整備

（４）前各号に定めるもののほか必要な福祉支援

（チーム員の登録）

第３条　丙は、自らの団体に加入する施設、事業所等の職員又は個人加入者（以下「協力団体等」という。）のうち、山梨ＤＷＡＴへの協力が可能な者について、乙に届け出る。

２　乙は丙から届出があった者のうち山梨ＤＷＡＴ登録時研修を修了した者を山梨ＤＷＡＴのチーム員として登録する。

（派遣要請）

第４条　甲は、要領第６条に定める派遣基準に基づき、乙に対し、山梨ＤＷＡＴの派遣を要請する。

２　乙は、前項の要請を受け、丙に対し、山梨ＤＷＡＴの構成員の派遣を要請する。

３　丙は、前項の要請を受けた場合は、協力団体等と調整を行い、乙に対して速やかに派遣の可否を報告し、派遣が可能なときは、山梨ＤＷＡＴの構成員を派遣する。

４　乙は、前項の報告に基づき、山梨ＤＷＡＴのチーム編成を行い、一般避難所等に派遣する。

５　乙は、前項の山梨ＤＷＡＴのチーム編成と同時に、甲及び丙に派遣計画を通知する。

（待機要請）

第５条　乙は、要領第６条に定める派遣基準に該当することが見込まれるときは、丙に対し、山梨ＤＷＡＴの構成員に派遣待機を要請する。

２　乙は、派遣の可能性がないと判断したときは、前項の派遣待機をしている丙に対し、待機の解除を通知する。

（費用負担）

第６条　第４条に基づき甲から要請された山梨ＤＷＡＴの派遣に関する費用のうち、災害救助法による救助費の支弁対象となる費用については、災害救助法の定めるところにより、甲が費用を負担する。

２　前項以外の山梨ＤＷＡＴの派遣に関する費用については、甲と派遣先自治体が協議の上決定する。

（情報の交換、研修及び訓練）

第７条　甲、乙及び丙は、災害時等において山梨ＤＷＡＴが円滑に活動できるように平時から情報の交換を行う。

２　甲及び乙は、相互に協力し、チーム員の登録研修及び訓練等を定期的に実施する。

（秘密保持）

第８条　甲、乙及び丙は、この協定内容の実施に当たり知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、この協定内容の実施に当たり知り得た個人情報を協定の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（協議）

第９条　この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第１０条　この協定の有効期間は、協定締結の日から締結の日に属する年度３月３１日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の１か月前までに、甲、乙及び丙のいずれからも申し出がないときは、さらに１年間更新するものとし、以降もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書３通を作成し、甲、乙及び丙それぞれが記名押印の上、各１通を保有するとともに、丙は所属会員に対し、協定の内容を周知するものとする。

令和 4 年 12 月 14 日

甲　山梨県甲府市丸の内一丁目６番１号
山梨県知事　　長崎　幸太郎

乙　山梨県甲府市北新一丁目２番１２号
社会福祉法人山梨県社会福祉協議会
会　　長　　髙野　孫左ヱ門

丙　山梨県甲府市北新一丁目２番１２号
山梨県社会福祉法人経営者協議会
会　　長　　坂本　幸一

山梨県（以下「甲」という。）、社会福祉法人山梨県社会福祉協議会（以下「乙」という。）及び山梨県精神保健福祉士協会（以下「丙」という。）は、山梨県災害派遣福祉チーム設置運営要領（以下「要領」という。）第２条に基づき、大規模災害発生時等に支援を行う山梨県災害派遣福祉チーム（以下「山梨ＤＷＡＴ」）という。）の派遣に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、大規模災害時等において甲、乙及び丙が相互に協力し、山梨ＤＷＡＴを一般避難所その他災害等の発生時に特別な配慮を必要とする者を受け入れる施設（以下「一般避難所等」という。）に派遣し、高齢者、障害者、乳幼児その他災害時等に特別な配慮を必要する者（以下「要配慮者」という。）に対して、福祉支援を行い、要配慮者の福祉の向上及び二次被害の防止を図ることを目的とする。

（活動内容）

第２条　山梨ＤＷＡＴの活動は、次のとおりとする。

（１）スクリーニング等による要配慮者の把握及び福祉的ニーズの把握

（２）要配慮者の状態の評価（アセスメント）及び関係機関への情報提供や支援のコーディネート等

（３）一般避難所等における福祉サービスの提供及び福祉環境の整備

（４）前各号に定めるもののほか必要な福祉支援

（チーム員の登録）

第３条　丙は、自らの団体に加入する施設、事業所等の職員又は個人加入者（以下「協力団体等」という。）のうち、山梨ＤＷＡＴへの協力が可能な者について、乙に届け出る。

２　乙は丙から届出があった者のうち山梨ＤＷＡＴ登録時研修を修了した者を山梨ＤＷＡＴのチーム員として登録する。

（派遣要請）

第４条　甲は、要領第６条に定める派遣基準に基づき、乙に対し、山梨ＤＷＡＴの派遣を要請する。

２　乙は、前項の要請を受け、丙に対し、山梨ＤＷＡＴの構成員の派遣を要請する。

３　丙は、前項の要請を受けた場合は、協力団体等と調整を行い、乙に対して速やかに派遣の可否を報告し、派遣が可能なときは、山梨ＤＷＡＴの構成員を派遣する。

４　乙は、前項の報告に基づき、山梨ＤＷＡＴのチーム編成を行い、一般避難所等に派遣する。

５　乙は、前項の山梨ＤＷＡＴのチーム編成と同時に、甲及び丙に派遣計画を通知する。

（待機要請）

第５条　乙は、要領第６条に定める派遣基準に該当することが見込まれるときは、丙に対し、山梨ＤＷＡＴの構成員に派遣待機を要請する。

２　乙は、派遣の可能性がないと判断したときは、前項の派遣待機をしている丙に対し、待機の解除を通知する。

（費用負担）

第６条　第４条に基づき甲から要請された山梨ＤＷＡＴの派遣に関する費用のうち、災害救助法による救助費の支弁対象となる費用については、災害救助法の定めるところにより、甲が費用を負担する。

２　前項以外の山梨ＤＷＡＴの派遣に関する費用については、甲と派遣先自治体が協議の上決定する。

（情報の交換、研修及び訓練）

第７条　甲、乙及び丙は、災害時等において山梨ＤＷＡＴが円滑に活動できるように平時から情報の交換を行う。

２　甲及び乙は、相互に協力し、チーム員の登録研修及び訓練等を定期的に実施する。

（秘密保持）

第８条　甲、乙及び丙は、この協定内容の実施に当たり知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、この協定内容の実施に当たり知り得た個人情報を協定の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（協議）

第９条　この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第１０条　この協定の有効期間は、協定締結の日から締結の日に属する年度３月３１日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の１か月前までに、甲、乙及び丙のいずれからも申し出がないときは、さらに１年間更新するものとし、以降もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書３通を作成し、甲、乙及び丙それぞれが記名押印の上、各１通を保有するとともに、丙は所属会員に対し、協定の内容を周知するものとする。

令和 4 年 12 月 14 日

甲　山梨県甲府市丸の内一丁目６番１号
山梨県知事　　長崎　幸太郎

乙　山梨県甲府市北新一丁目２番１２号
社会福祉法人山梨県社会福祉協議会
会　　長　　高野　孫左エ門

丙　山梨県甲府市和田町２９６８番地
山梨県精神保健福祉士協会
会　　長　　弘田　恭子

山梨県（以下「甲」という。）、社会福祉法人山梨県社会福祉協議会（以下「乙」という。）及び一般社団法人山梨県介護支援専門員協会（以下「丙」という。）は、山梨県災害派遣福祉チーム設置運営要領（以下「要領」という。）第２条に基づき、大規模災害発生時等に支援を行う山梨県災害派遣福祉チーム（以下「山梨ＤＷＡＴ」）という。）の派遣に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、大規模災害時等において甲、乙及び丙が相互に協力し、山梨ＤＷＡＴを一般避難所その他災害等の発生時に特別な配慮を必要とする者を受け入れる施設（以下「一般避難所等」という。）に派遣し、高齢者、障害者、乳幼児その他災害時等に特別な配慮を必要する者（以下「要配慮者」という。）に対して、福祉支援を行い、要配慮者の福祉の向上及び二次被害の防止を図ることを目的とする。

（活動内容）

第２条　山梨ＤＷＡＴの活動は、次のとおりとする。

（１）スクリーニング等による要配慮者の把握及び福祉的ニーズの把握

（２）要配慮者の状態の評価（アセスメント）及び関係機関への情報提供や支援のコーディネート等

（３）一般避難所等における福祉サービスの提供及び福祉環境の整備

（４）前各号に定めるもののほか必要な福祉支援

（チーム員の登録）

第３条　丙は、自らの団体に加入する施設、事業所等の職員又は個人加入者（以下「協力団体等」という。）のうち、山梨ＤＷＡＴへの協力が可能な者について、乙に届け出る。

２　乙は丙から届出があった者のうち山梨ＤＷＡＴ登録時研修を修了した者を山梨ＤＷＡＴのチーム員として登録する。

（派遣要請）

第４条　甲は、要領第６条に定める派遣基準に基づき、乙に対し、山梨ＤＷＡＴの派遣を要請する。

２　乙は、前項の要請を受け、丙に対し、山梨ＤＷＡＴの構成員の派遣を要請する。

３　丙は、前項の要請を受けた場合は、協力団体等と調整を行い、乙に対して速やかに派遣の可否を報告し、派遣が可能なときは、山梨ＤＷＡＴの構成員を派遣する。

４　乙は、前項の報告に基づき、山梨ＤＷＡＴのチーム編成を行い、一般避難所等に派遣する。

５　乙は、前項の山梨ＤＷＡＴのチーム編成と同時に、甲及び丙に派遣計画を通知する。

（待機要請）

第５条　乙は、要領第６条に定める派遣基準に該当することが見込まれるときは、丙に対し、山梨ＤＷＡＴの構成員に派遣待機を要請する。

２　乙は、派遣の可能性がないと判断したときは、前項の派遣待機をしている丙に対し、待機の解除を通知する。

（費用負担）

第６条　第４条に基づき甲から要請された山梨ＤＷＡＴの派遣に関する費用のうち、災害救助法による救助費の支弁対象となる費用については、災害救助法の定めるところにより、甲が費用を負担する。

２　前項以外の山梨ＤＷＡＴの派遣に関する費用については、甲と派遣先自治体が協議の上決定する。

（情報の交換、研修及び訓練）

第７条　甲、乙及び丙は、災害時等において山梨ＤＷＡＴが円滑に活動できるように平時から情報の交換を行う。

２　甲及び乙は、相互に協力し、チーム員の登録研修及び訓練等を定期的に実施する。

（秘密保持）

第８条　甲、乙及び丙は、この協定内容の実施に当たり知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、この協定内容の実施に当たり知り得た個人情報を協定の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（協議）

第９条　この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第１０条　この協定の有効期間は、協定締結の日から締結の日に属する年度３月３１日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の１か月前までに、甲、乙及び丙のいずれからも申し出がないときは、さらに１年間更新するものとし、以降もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書３通を作成し、甲、乙及び丙それぞれが記名押印の上、各１通を保有するとともに、丙は所属会員に対し、協定の内容を周知するものとする。

令和 4 年 12月 14 日

甲　山梨県甲府市丸の内一丁目６番１号
山梨県知事　　長崎　幸太郎

乙　山梨県甲府市北新一丁目２番１２号
社会福祉法人山梨県社会福祉協議会
会　　長　　髙野　孫左エ門

丙　山梨県甲府市徳行５丁目１３－５　山梨県医師会館１階
一般社団法人山梨県介護支援専門員協会
会　　長　　鷲見　よしみ

山梨県（以下「甲」という。）、社会福祉法人山梨県社会福祉協議会（以下「乙」という。）及び一般社団法人山梨県介護福祉士会（以下「丙」という。）は、山梨県災害派遣福祉チーム設置運営要領（以下「要領」という。）第２条に基づき、大規模災害発生時等に支援を行う山梨県災害派遣福祉チーム（以下「山梨ＤＷＡＴ」）という。）の派遣に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、大規模災害時等において甲、乙及び丙が相互に協力し、山梨ＤＷＡＴを一般避難所その他災害等の発生時に特別な配慮を必要とする者を受け入れる施設（以下「一般避難所等」という。）に派遣し、高齢者、障害者、乳幼児その他災害時等に特別な配慮を必要する者（以下「要配慮者」という。）に対して、福祉支援を行い、要配慮者の福祉の向上及び二次被害の防止を図ることを目的とする。

（活動内容）

第２条　山梨ＤＷＡＴの活動は、次のとおりとする。

（１）スクリーニング等による要配慮者の把握及び福祉的ニーズの把握

（２）要配慮者の状態の評価（アセスメント）及び関係機関への情報提供や支援のコーディネート等

（３）一般避難所等における福祉サービスの提供及び福祉環境の整備

（４）前各号に定めるもののほか必要な福祉支援

（チーム員の登録）

第３条　丙は、自らの団体に加入する施設、事業所等の職員又は個人加入者（以下「協力団体等」という。）のうち、山梨ＤＷＡＴへの協力が可能な者について、乙に届け出る。

２　乙は丙から届出があった者のうち山梨ＤＷＡＴ登録時研修を修了した者を山梨ＤＷＡＴのチーム員として登録する。

（派遣要請）

第４条　甲は、要領第６条に定める派遣基準に基づき、乙に対し、山梨ＤＷＡＴの派遣を要請する。

２　乙は、前項の要請を受け、丙に対し、山梨ＤＷＡＴの構成員の派遣を要請する。

３　丙は、前項の要請を受けた場合は、協力団体等と調整を行い、乙に対して速やかに派遣の可否を報告し、派遣が可能なときは、山梨ＤＷＡＴの構成員を派遣する。

４　乙は、前項の報告に基づき、山梨ＤＷＡＴのチーム編成を行い、一般避難所等に派遣する。

５　乙は、前項の山梨ＤＷＡＴのチーム編成と同時に、甲及び丙に派遣計画を通知する。

（待機要請）

第５条　乙は、要領第６条に定める派遣基準に該当することが見込まれるときは、丙に対し、山梨ＤＷＡＴの構成員に派遣待機を要請する。

２　乙は、派遣の可能性がないと判断したときは、前項の派遣待機をしている丙に対し、待機の解除を通知する。

（費用負担）

第６条　第４条に基づき甲から要請された山梨ＤＷＡＴの派遣に関する費用のうち、災害救助法による救助費の支弁対象となる費用については、災害救助法の定めるところにより、甲が費用を負担する。

２　前項以外の山梨ＤＷＡＴの派遣に関する費用については、甲と派遣先自治体が協議の上決定する。

（情報の交換、研修及び訓練）

第７条　甲、乙及び丙は、災害時等において山梨ＤＷＡＴが円滑に活動できるように平時から情報の交換を行う。

２　甲及び乙は、相互に協力し、チーム員の登録研修及び訓練等を定期的に実施する。

（秘密保持）

第８条　甲、乙及び丙は、この協定内容の実施に当たり知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、この協定内容の実施に当たり知り得た個人情報を協定の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（協議）

第９条　この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第１０条　この協定の有効期間は、協定締結の日から締結の日に属する年度３月３１日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の１か月前までに、甲、乙及び丙のいずれからも申し出がないときは、さらに１年間更新するものとし、以降もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書３通を作成し、甲、乙及び丙それぞれが記名押印の上、各１通を保有するとともに、丙は所属会員に対し、協定の内容を周知するものとする。

令和 4 年 12 月 14 日

甲　山梨県甲府市丸の内一丁目６番１号
山梨県知事　　長崎　幸太郎

乙　山梨県甲府市北新一丁目２番１２号
社会福祉法人山梨県社会福祉協議会
会　　長　　髙野　孫左ヱ門

丙　山梨県南アルプス市小笠原１３６８－１０　２階
一般社団法人山梨県介護福祉士会
会　　長　　甘利　俊明

山梨県（以下「甲」という。）、社会福祉法人山梨県社会福祉協議会（以下「乙」という。）及び一般社団法人山梨県社会福祉士会（以下「丙」という。）は、山梨県災害派遣福祉チーム設置運営要領（以下「要領」という。）第２条に基づき、大規模災害発生時等に支援を行う山梨県災害派遣福祉チーム（以下「山梨ＤＷＡＴ」）という。）の派遣に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、大規模災害時等において甲、乙及び丙が相互に協力し、山梨ＤＷＡＴを一般避難所その他災害等の発生時に特別な配慮を必要とする者を受け入れる施設（以下「一般避難所等」という。）に派遣し、高齢者、障害者、乳幼児その他災害時等に特別な配慮を必要する者（以下「要配慮者」という。）に対して、福祉支援を行い、要配慮者の福祉の向上及び二次被害の防止を図ることを目的とする。

（活動内容）

第２条　山梨ＤＷＡＴの活動は、次のとおりとする。

（１）スクリーニング等による要配慮者の把握及び福祉的ニーズの把握

（２）要配慮者の状態の評価（アセスメント）及び関係機関への情報提供や支援のコーディネート等

（３）一般避難所等における福祉サービスの提供及び福祉環境の整備

（４）前各号に定めるもののほか必要な福祉支援

（チーム員の登録）

第３条　丙は、自らの団体に加入する施設、事業所等の職員又は個人加入者（以下「協力団体等」という。）のうち、山梨ＤＷＡＴへの協力が可能な者について、乙に届け出る。

２　乙は丙から届出があった者のうち山梨ＤＷＡＴ登録時研修を修了した者を山梨ＤＷＡＴのチーム員として登録する。

（派遣要請）

第４条　甲は、要領第６条に定める派遣基準に基づき、乙に対し、山梨ＤＷＡＴの派遣を要請する。

２　乙は、前項の要請を受け、丙に対し、山梨ＤＷＡＴの構成員の派遣を要請する。

３　丙は、前項の要請を受けた場合は、協力団体等と調整を行い、乙に対して速やかに派遣の可否を報告し、派遣が可能なときは、山梨ＤＷＡＴの構成員を派遣する。

４　乙は、前項の報告に基づき、山梨ＤＷＡＴのチーム編成を行い、一般避難所等に派遣する。

５　乙は、前項の山梨ＤＷＡＴのチーム編成と同時に、甲及び丙に派遣計画を通知する。

（待機要請）

第５条　乙は、要領第６条に定める派遣基準に該当することが見込まれるときは、丙に対し、山梨ＤＷＡＴの構成員に派遣待機を要請する。

２　乙は、派遣の可能性がないと判断したときは、前項の派遣待機をしている丙に対し、待機の解除を通知する。

（費用負担）

第６条　第４条に基づき甲から要請された山梨ＤＷＡＴの派遣に関する費用のうち、災害救助法による救助費の支弁対象となる費用については、災害救助法の定めるところにより、甲が費用を負担する。

２　前項以外の山梨ＤＷＡＴの派遣に関する費用については、甲と派遣先自治体が協議の上決定する。

（情報の交換、研修及び訓練）

第７条　甲、乙及び丙は、災害時等において山梨ＤＷＡＴが円滑に活動できるように平時から情報の交換を行う。

２　甲及び乙は、相互に協力し、チーム員の登録研修及び訓練等を定期的に実施する。

（秘密保持）

第８条　甲、乙及び丙は、この協定内容の実施に当たり知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、この協定内容の実施に当たり知り得た個人情報を協定の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（協議）

第９条　この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第１０条　この協定の有効期間は、協定締結の日から締結の日に属する年度３月３１日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の１か月前までに、甲、乙及び丙のいずれからも申し出がないときは、さらに１年間更新するものとし、以降もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書３通を作成し、甲、乙及び丙それぞれが記名押印の上、各１通を保有するとともに、丙は所属会員に対し、協定の内容を周知するものとする。

令和 4 年 12 月 14 日

甲　山梨県甲府市丸の内一丁目６番１号
山梨県知事　　長崎　幸太郎

乙　山梨県甲府市北新一丁目２番１２号
社会福祉法人山梨県社会福祉協議会
会　　長　　髙野　孫左ヱ門

丙　山梨県甲府市湯村３丁目１１－３０
一般社団法人山梨県社会福祉士会
会　　長　　渡辺　実子

(143) 山梨県と富士通株式会社との包括連携に関する協定書

山梨県（以下「甲」という。）と富士通株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり協定書（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第１条 本協定は、甲の立地環境をはじめ県民のポテンシャルを最大限に開花させ、①DX リテラシーの向上、②人材交流の促進、③医療・健康、④防災、⑤産業など、多岐に渡る分野において、ローカル５Gなど高速情報基盤の普及を見据え、乙の有する革新的な情報処理技術・サービスにより行政課題を明確化するとともに効果的な施策を実施して課題を解決し、県民サービスの質を格段に向上させることを目的とする。

（連携事項等）

第２条 甲乙は、前条の目的を達成するために、次の事項について連携し協力する。

（１） ＤＸを牽引する人材の育成に関すること

（２） ワーケーションによる地域活性化及び地域課題の解決に関すること

（３） 電子版かかりつけ連携手帳を基軸とした各種の取り組みの推進に関すること

（４） 防災・減災のための情報収集・共有・発信体制の強靭化に関すること

（５） 脱炭素社会への挑戦（やまなし P2G システム及び県産グリーン水素の活用推進）に関すること

（６） 双方の知見を活用した男女共同参画・共生社会の推進に関すること

（７） 富士五湖自然首都圏の実現に関すること

（８） デジタル田園都市国家構想推進に向けた取り組みに関すること

（９） その他、社会課題の解決に向けた取り組みに関すること

２ 甲乙は、前項各号に掲げる事項を効果的に推進するため、必要に応じて協議を行うものとする。

３ 第１項各号に掲げる事項の実施に係る費用負担、情報管理、成果の取扱いその他具体的な事項については、甲乙間で協議の上、別途契約（以下「個別契約」という。）を締結して定めるものとする。なお、個別契約と本協定の内容に矛盾・抵触が生じた場合には、個別契約の定めが優先する。

（守秘義務）

第３条 甲乙は、本協定の締結および実施において知り得た秘密情報（第４条第１項に定義する。）を第三者に開示し、または漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

（秘密情報）

第４条 本協定において秘密情報とは、本協定有効期間中、本協定に関連して甲乙が相手方から開示を受ける技術上または営業上の情報であって次の各号の一に該当するものをいう。

（１）秘密である旨が明示された技術資料、図面、その他関係資料等の有体物または電子データにより開示される情報。

（２）秘密である旨を告知したうえで口頭にて開示される情報であって、かかる口頭の開示後１０日以内に、当該情報の内容を書面にし、または電子データとして記録し、かつ、当該書面または電子データにおいて秘密である旨を明示して提供されたもの。

（協定内容の変更）

第５条 甲乙のいずれかが、本協定の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を書面にて行うものとする。

（期間）

第６条 本協定の有効期間は、本協定締結日から １ 年間とする。ただし、有効期間満了の１か月前までに、甲乙のいずれかから書面による特段の申し出がない限り、１年間更新するものとし、その後も同様とする。

２ 甲乙のいずれかが、本協定の解約を申し出る場合、解除予定日の１か月前までに書面によって相手方に通知することにより、本協定を解除できるものとする。本協定が解除により効力を失ったときにおいて、本協定に基づき締結された個別契約については、当該個別契約上の義務の履行が完了するまで有効とし、引き続き本協定の定めが適用されるものとする。

（富士通 Japan 株式会社の参加）

第７条 乙は、本協定および個別契約の実施につき、富士通 Japan 株式会社を参加させることができるものとする。

（その他）

第８条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。本協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙が記名押印の上、各１通を保有する。

令和５年２月２２日

甲 山梨県甲府市丸の内１－６－１
山梨県

山梨県知事

長崎幸太郎

乙 東京都港区東新橋１－５－２　汐留シティセンター
富士通株式会社

代表取締役社長　時田　隆仁　代理
執行役員 SEVP　Japan リージョン CEO

(144) 山梨県災害廃棄物等の処理に関する相互支援協定

山梨県内の市町村及び一部事務組合（以下「市町村等」という。）並びに山梨県（以下「県」という。）は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号）第４条の２の規定による災害発生時における一般廃棄物及び災害廃棄物（以下「災害廃棄物等」という。）の処理に関する相互支援について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、地震等の災害により、区域内の災害廃棄物等の適正処理が困難となった市町村等に対して、県及びその他の市町村等がその円滑な処理を確保するために行う相互支援について、基本的な事項を定める。

（役割）

第２条　市町村等は、次に掲げる相互支援を行うものとする。

（１）　災害廃棄物等の処理の実施

（２）　災害廃棄物等を一時的に保管する仮置場の用地の提供

（３）　災害廃棄物等の処理に必要な職員の派遣

（４）　その他災害廃棄物等の処理に関し必要な事項

２　県は、円滑な支援体制を確保するため次の措置を講ずるものとする。

（１）　災害による被害状況の調査と支援情報の収集

（２）　市町村等への支援の協力依頼及び調整

３　市町村等及び県で構成する山梨県一般廃棄物処理事業連絡協議会は、前２項の相互支援が円滑に行われるよう支援体制の構築に努めるものとする。

（責務）

第３条　市町村等は、災害廃棄物等の処理の円滑な実施及び良好な相互支援体制を確保するため、次の責務を負う。

（１）　災害発生時は、相互援助の精神を持って、処理機能が確保できる施設を最大限に相互活用するなど、県内における災害廃棄物等の円滑処理に協力する。

（２）　仮置場の用地の提供又は職員の派遣に係る協力依頼があったときは、応ずるように努める。

（協力の手順）

第４条　被災市町村等が、本協定に係る支援を要請する場合は、県の環境整備課を窓口として要請するものとする。

２　前項の要請があった場合は、県の環境整備課長は、市町村等に対し、協力依頼を行うものとする。

３　前２項にかかわらず、緊急に支援を行う必要があると認めた市町村等は、自主的に支援を行うことができるものとする。この場合において、支援を行う市町村

等は、その旨を県の環境整備課に報告するものとする。
4　第２条第１項第１号に定める相互支援を行う際には、支援を行う市町村等は、施設の地元自治会等に連絡を行うものとする。

（費用負担）
第５条　第２条第１項に規定する相互支援に要した経費は、支援を要請した市町村等が負担するものとし、支払いの方法等については、当事者間での協議の上決定するものとする。

（この協定の締結に係る市町村等の同意の方法）
第６条　この協定の締結に係る市町村等の同意は、別表１及び別表２に掲げる市町村等の長が同意書に記名押印することにより証するものとする。
２　県は、県及び市町村等が記名押印した協定書及び前項の同意書を編綴して協定書本書として保有し、その写しを作成の上、市町村等に配布するものとする。
３　この協定の締結の時に同意書を提出していない市町村等は、その後同意書を県に提出して、この協定に参加することができる。

（地位の承継）
第７条　この協定を締結した一部事務組合の構成団体である市町村の廃置分合、共同処理する事務の変更等により、当該一部事務組合の地位を承継した者は、この協定に係る当該一部事務組合の地位を承継するものとする。

（協議）
第８条　この協定の実施に関し必要な事項又は定めのない事項については、県及び市町村等がその都度協議して定めるものとする。

令和５年３月２７日

山梨県甲府市丸の内一丁目６－１

山梨県知事　長崎　幸太郎　　印

県内市町村及び一部事務組合
（別表１及び別表２のとおり）

別表１（市町村）

No.	役職	氏名	No.	役職	氏名
1	甲府市長	樋口　雄一	１５	早川町長	辻　一幸
2	富士吉田市長	堀内　茂	１６	身延町長	望月　幹也
3	都留市長	堀内　富久	１７	南部町長	佐野　和広
4	山梨市長	高木　晴雄	１８	富士川町長	望月　利樹
5	大月市長	小林　信保	１９	昭和町長	塩澤　浩
6	韮崎市長	内藤　久夫	２０	道志村長	長田　富也
7	南アルプス市長	金丸　一元	２１	西桂町長	山崎　泰洋
8	北杜市長	上村　英司	２２	忍野村長	天野　多喜雄
9	甲斐市長	保坂　武	２３	山中湖村長	高村　正一郎
１０	笛吹市長	山下　政樹	２４	鳴沢村長	小林　優
１１	上野原市長	村上　信行	２５	富士河口湖町長	渡辺　喜久男
１２	甲州市長	鈴木　幹夫	２６	小菅村長	舩木　直美
１３	中央市長	望月　智	２７	丹波山村長	岡部　岳志
１４	市川三郷町長	遠藤　浩			

別表２（一部事務組合）

No.	役職	氏名
1	中巨摩地区広域事務組合管理者	望月　智
2	峡北広域行政事務組合代表理事	内藤　久夫
3	峡南衛生組合管理者	佐野　和広
4	三郡衛生組合管理者	金丸　一元
5	青木ヶ原衛生センター管理者	渡辺　喜久男
6	青木が原ごみ処理組合管理者	渡辺　喜久男
7	大月都留広域事務組合組合長	堀内　富久
8	甲府･峡東地域ごみ処理施設事務組合管理者	樋口　雄一

同　意　書

山梨県災害廃棄物等の処理に係る相互支援に関する協定書の締結に同意する。

令和５年３月２７日

山梨県知事　長崎幸太郎　様

印

(145) 富士山噴火時における現地対策拠点としての施設使用等に関する協定書

山梨県（以下「甲」という。）と世田谷区（以下「乙」という。）は、富士山の噴火時又は噴火が発生すると予想される場合（以下「緊急時」という。）における現地対策拠点としての世田谷区立河口湖林間学園（以下「施設」という。）の使用等に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、甲が乙の管理する施設を緊急時に現地対策拠点として使用すること及び甲が施設使用中の生徒等を、緊急時に安全に帰宅させるための支援について、必要な事項を定めることを目的とする。

（連携内容）

第２条　甲は、緊急時に施設を現地対策拠点として使用する。

２　甲は、緊急時に乙に富士山火山に関する情報を提供し、また、施設使用中の生徒等がいる場合、安全に帰宅させるための支援を行う。

（施設の使用）

第３条　甲は、緊急時に現地対策拠点を設置する必要が生じた場合、乙に対して施設の使用について要請する。

２　乙は、前項の要請を受け、施設の使用を許可するものとする。

３　乙は、直ちに施設の使用を許可することが困難である場合、使用許可の見込みについて、甲に伝えるものとする。

（連絡責任者の設置及び連絡会議の開催）

第４条　この協定の円滑な実施を図るため、甲、乙それぞれに連絡責任者を置き、必要に応じて連絡会議を開催し、富士山火山に関する情報共有やこの協定の実施にかかる事項についての協議を行うものとする。

（防災訓練の実施）

第５条　甲及び乙は、この協定書に基づく内容が緊急時に円滑に進められるよう、必要に応じて防災訓練を実施する。

（現地対策拠点設置時の施設管理）

第６条　現地対策拠点設置時の施設の管理運営は、甲の責任において行い、施設の維持管理には十分留意するものとする。

２　現地対策拠点の管理運営について、乙はできる限り甲に協力するものとする。

（費用負担）

第７条　甲が行う現地対策拠点の施設の管理運営に係る費用は、甲が負担するものとする。

（施設使用の終了）

第８条　甲は、現地対策拠点としての施設使用を終了する場合は、乙に現地対策拠点の使用終了を文書にて提出するとともに、その施設を原状に復し、確認を受けた後、乙に返還する。ただし、天災などの不可抗力により、甲の責によらない建物の破損について、甲は責任を負うものではない。

（実施細目）

第９条　この協定の実施に必要な事項については、実施細目に定める。

（協定の有効期間）

第１０条　この協定の有効期間は、協定締結日から１年間とする。ただし、有効期間満了の１か月前までに、甲乙いずれかからも書面による協定の解除又は変更の申出がない場合は、本協定はさらに１年間延長されるものとし、以後も同様とする。

（協議）

第１１条　この協定に定めのない事項又は本協定の解釈に係る疑義が生じた場合は、甲及び乙は誠意をもって協議し、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有する。

令和５年３月２８日

甲　山梨県甲府市丸の内一丁目６番１号

山梨県知事　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

乙　東京都世田谷区世田谷四丁目２１番２７号

世田谷区長　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

(146) 大規模災害時における物資の輸送・荷役等に関する協定

山梨県（以下「甲」という。）と一般社団法人 AZ-COM 丸和・支援ネットワーク（以下「乙」という。）は、災害（災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に規定する災害をいう。以下同じ。）が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における物資の輸送・荷役等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害時等において、甲が乙に対して行う物資の輸送や荷役作業等の協力要請について必要な事項を定め、もって災害応急対策及び災害復旧対策を円滑に実施することを目的とする。

（協力の要請）

第２条　甲は、災害応急対策及び災害復旧対策のため必要があると判断したときは、乙に対し協力を要請することができるものとする。

２　乙は、前項の要請があったときは、可能な限り協力を行うものとする。

３　前項の規定において、甲は乙の会員運送事業者と取引先、委託先、加盟店等の関係者との契約上の制限又は業務上の制約等により、乙の会員運送事業者の協力が困難な場合があることを考慮するものとする。

４　甲は、乙及び乙の会員運送事業者による物資の輸送や荷役作業等が円滑に行われるよう、輸送ルートの被災状況等に係る情報の提供、支援物資の搬送車両の円滑な通行に関する支援、及びその他の必要な支援に努めるものとする。

（協力の内容）

第３条　甲が乙に協力を要請する業務は、次に掲げるものとする。

（１）物資等の輸送力の提供

（２）荷役作業

（３）物資の調達及び供給

（４）物資拠点の提供及び運営

（５）その他、甲が必要と認めるもの

２　甲は、前項の業務を円滑に実施するため、乙に対して物資の輸送・荷役等に関する専門的な知識を有する者（以下「連絡調整員」という。）の派遣を要請することができる。

（要請の方法）

第４条　甲は、乙に対し前条の協力要請を行うときは、協力要請書（様式第１号）（以下「要請書」という。）により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等により要請できるものとし、後日速やかに要請書を提出するものとする。

（報告）

第５条　乙は、甲が要請した業務を実施したときは、速やかに業務実施報告書（様式第２号）（以下「実施報告書」という。）により甲に報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等により報告できるものとし、後日速やかに実施報告書を提出するものとする。

（費用の負担）

第６条　甲の要請により、乙が実施した業務に要した費用については、甲が負担するものとする。ただし、災害対策基本法第 68 条又は第 74 条第 1 項の規定により、甲が他の地方公共団体の長等の応援の要求に応じて、災害応急対策を行った場合の費用の負担は、同法第 92 条に定めると

ころによる。
２　前項の規定により甲が負担する額は、災害発生直前における適正価格を基準として、甲と乙が協議の上、決定するものとする。

（費用の支払）
第７条　甲は、乙から第５条の実施報告書が提出されたときは、必要な予算措置を講じるものとする。
２　乙は、甲が必要な予算措置を講じた後、甲に対し、負担額の支払を請求するものとする。
３　甲は、前項の規定により適法な支払請求書を受理したときは、その受理した日から 30 日以内に当該請求に係る金額を乙に支払うものとする。

（損害補償）
第８条　甲の要請により、乙が実施した業務に従事した者の負傷、疾病、障害又は死亡に関する損害補償については、乙の責任において行うものとする。

（第三者への損害賠償責任）
第９条　乙は、甲の要請による業務の実施中に、乙の責めに帰する理由により第三者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。
２　前項に規定する第三者への賠償については、乙と乙の会員運送事業者で協議の上、決定するものとする。
３　乙は、甲の要請による業務の実施中に、自らの責めに帰することができない理由により第三者に損害を与えた場合は、乙はその事実の発生後速やかにその状況等を文書により甲に報告し、その処置については、甲と乙が協議して定めるものとする。

（連絡責任者の報告）
第 10 条　甲及び乙は、この協定に関する連絡責任者を定め、連絡責任者等届（様式第３号）により相互に報告するものとし、変更があった場合も同様とする。

（機密の保持）
第 11 条　甲及び乙は、この協定に基づく業務の処理上知り得た秘密を他人に漏洩、又は利用してはならない。この協定の有効期間終了後においても、同様とする。

（情報提供）
第 12 条　甲及び乙は、覚知した災害の被害情報を相互に提供するほか、山梨県内の市町村等にも積極的に提供するものとする。

（有効期間）
第 13 条　この協定の有効期間は、協定締結の日から１年間とする。ただし、有効期間終了の 30 日前までに、甲又は乙から文書で相手方に協定終了の意思表示をしないときは、更に１年間更新するものとし、その後も同様とする。

（協議）
第 14 条　この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。
２　甲及び乙は、相互に協力して、この協定に係る検討、協議、訓練を行うなど、この協定に基づく業務の円滑な運用に努めるものとする。

この協定の成立を証するため本書２通を作成し、甲及び乙がそれぞれ署名の上、各自その１通を保管するものとする。

令和５年11月２日

甲　山梨県甲府市丸の内一丁目６番１号

山梨県知事

乙　東京都千代田区丸の内一丁目８番２号

一般社団法人AZ-COM丸和・支援ネットワーク

理事長

様式第１号（第４条関係）

年　　月　　日

一般社団法人 AZ-COM 丸和・支援ネットワーク
理事長　　殿

山梨県知事

協力要請書

大規模災害時における物資の輸送・荷役等に関する協定第４条の規定により、次のとおり要請します。

要請日時	年　月　日　　時　　分
原因となった災害等	
協力を要請する業務	□物資等の輸送力の提供 □荷役作業 □物資の調達及び供給 □物資拠点の提供及び運営 □その他、甲が必要と認めるもの □連絡調整員の派遣
具体的な業務内容	
協力を要請する期間	
業務の場所	
その他必要な事項	

（問い合わせ先）
担当
電話
FAX
E-Mail

様式第２号（第５条関係）

年　　月　　日

山梨県知事　　殿

一般社団法人 AZ-COM 丸和・支援ネットワーク
理事長

業務実施報告書

大規模災害時における物資の輸送・荷役等に関する協定第５条の規定により、次のとおり報告します。

１　業務を実施した期間
年　　月　　日から　　年　　月　　日まで

２　業務の実施内容

事項	具体的な内容
物資等の輸送力の提供	*（業務に従事した車両の台数、車種（t）、配車場所、輸送場所等）*
荷役作業	*（作業場所、作業量等）*
物資の調達及び供給	*（調達及び供給した物資の品目、数量、搬入場所等）*
物資拠点の提供及び運営	*（物資拠点の場所、概要、運営の内容等）*
その他の業務	
連絡調整員	*（氏名、派遣場所、派遣期間、業務内容等）*
備考	

（必要に応じ、適宜様式を変更し、又は資料を添付すること。）

（問い合わせ先）
担当
電話
FAX
E-Mail

様式第３号（第10条関係）

年　　月　　日

○○○○　殿

○○○○

連絡責任者等届

大規模災害時における物資の輸送・荷役等に関する協定第10条の規定により、次のとおり報告します。

１　連絡責任者

項目	第１連絡先	第２連絡先
役職・氏名		
TEL		
FAX		
E-Mail		

２　時間外及び休日の場合の連絡先

項目	第１連絡先	第２連絡先
役職・氏名		
TEL		
FAX		
E-Mail		

３　勤務時間及び休日

（１）勤務時間：

（２）休日：

（問い合わせ先）
担当
電話
FAX
E-Mail

(147) 火山噴火時の相互応援及び火山研究職員等の交流に関する協定

第1条　山梨県(以下「甲」という。)と国立大学法人東京大学地震研究所(以下「乙」という。)は、火山噴火時の連携・協力体制を強化し、火山研究に従事する職員等(以下「職員」という。)の相互交流を行うことにより、火山研究の推進並びに火山防災力の向上に資することを目的に本協定を締結する。

(基本理念)

第2条　火山噴火時又はその兆候が認められる事態に際して、調査活動及び防災対策を円滑かつ効果的に実施する。

2　富士山における研究の推進と防災力の向上に資すると認められる火山学的な知見の獲得・蓄積について広く研究協力を進める。

3　調査研究において取得した観測データ等のうち火山噴火災害対策に資する情報については相互に共有する。

(相互連絡)

第3条　甲及び乙は、火山噴火災害対策及び研究協力を円滑かつ効果的に実施するための情報共有体制を確立するとともに、関係する火山の噴火警戒レベルに応じて相互に連絡するものとする。

2　甲及びとは、緊急時の情報交換手段を確保するため、複数の通信手段の確保等による通信連絡体制の整備に努めるものとする。

(職員の派遣)

第4条　火山噴火時又はその兆候が認められる場合において、甲もしくは乙から職員の派遣要請があったときは、派遣機関(甲乙のうちも職員を派遣する機関をいう。以下同じ。)は速やかに派遣する職員を運定し、要請機関(職員の派遣を要請する機関をいう。以下同じ。)の応援に努めるものとする。

2　派遣された幅員は、要請接間の要請に基づき行動するとともに、自らが消費又は使用する物資を携行するなど自律的活動に努めることを原則とする。

3 甲及び乙は、協力して職員の安全の確保に努めるものとする。

(遣要請の方法)

第5条　要請機関は、派遣機関に対し、次に掲げる事項を記載した文書によって職員の派遣要請を行うものとする。ただし、緊急の場合にあっては、口頭で要請し、後に文書を提出するものとする。

(1) 被害の状況
(2) 要請する派遣の内容
(3) 派遣の場所及び派遣場所への経路
(4) 派遣の期間
(5)派遣担当責任者氏名及び連絡先
(6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(要請によらない派遣)

第6条　前条の規定にかかわらず、派遣機関は、事案の緊急度に応じ、要請機関からの要請がなくても、自発的に職員を派遣(以下「要請によらない派遣」という。)することができるものとする。

2　派遣機関は、要請によらない派遣をしようとするときは、要請機関に対しあらかじめ派遣する旨の連絡を行うこととする。

3　第4条第2項の規定は、要請によらない配達について準用する

(費用の負担)

第7条　乙が派遣のために要した旅費等は、法令その他別に定めがある場合を除き、乙が負担す

るものとする。
2　甲が派遣のために要した旅費等は、甲乙の協議によって乙の負担とすることを可能とする。
(損失補個)
第8条　派遣に伴い、派遣機関の職員が負傷、疾病に罹患又は死亡した場合、要請機関に対して、その補償を求めないものとする。
2 要請機関は、派遣機関の職員が要請に基づき行った情報提供、助言等に基づき実施した活動を原因として損害が生じた場合において、派遣機関に対してその補償を求めないものとする。
(受入れ体制の整備)
第9条　甲及び乙は、相互に職員を受け入れるための施設及び場所をあらかじめ定めるなどの体制を整備するものとする。
2　甲及び乙は、職員が本協定に基づく活動を速やかに実施できるよう、あらかじめ関係機間との事前調整を実施するものとする。
(訓練の実施)
第10条　甲及び乙は、本協定に基づく協力が円滑かつ効果的に行われるよう、適時、情報伝達訓練その他必要な訓練を相互に協力して実施するものとする。
(職員の交流)
第11条　甲及び乙は、職員の交流を通じ共同して火山防災に関する研究等に取り組むことにより、その知識や技能の向上等を図り、火山防災対策の推進に努めるものとする。
(資料の提供)
第12条　甲及び乙は、本協定に基づく連携・協力が円滑かつ効果的に行われるよう、防災計画その他の参考資料を相互に提供するものとする。
(協定の期間)
第13条　本協定の適用期間は、2025年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の2箇月前までに、甲乙のいずれから本協定を更新しない旨の申出があった場合を除き、本協定は1年間更新されるものとし、その後も同様とする。
(その他)
第14条　本協定の実施に関し必要な事項は、中及び乙が協議して別に定めるものとする。
(適用期日)
この協定は、2024年6月5日から適用する。
本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、各当事者が記名押印の上、各1通を保有する。

2024年6月5日
甲　山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号
山梨県知事
長　崎　　幸　太　郎
乙　東京都文京区弥生一丁目1番1号
国立大学法人東京大学　地震研究所長
古　村　　孝　志

（148）災害時等における支援に関する協定書

山梨県（以下「甲」という。）とシミックホールディングス株式会社（以下「乙」という。）及び株式会社アルテミス（以下「丙」という。）は、災害（災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第２条第１号に規定する災害をいう。以下同じ。）が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第１条　この協定は、災害時等において、乙及び丙が甲に対して行う支援の内容について、基本的事項を定める。

（支援の要請）
第２条　甲は、災害時等において必要と判断したときは、乙及び丙に対し支援の要請を行うものとする。
２　乙及び丙は、前項の要請があったときは、可能な範囲において支援を行うものとする。

（支援の内容）
第３条　乙及び丙が行う支援の内容は、次に掲げるものとする。
（１）乙又は丙が所有する宿泊施設を災害対応に当たる行政職員等の宿泊場所として提供し、及び当該施設に乙又は丙が備蓄している物資を提供すること。
（２）乙又は丙が山梨県内に所有する施設の敷地等を警察、消防及び自衛隊等の応援部隊等のベースキャンプ地等として提供すること。
（３）保健医療福祉対策を実施するために必要となる人材を派遣すること。
（４）その他甲、乙及び丙の協議により決定した事項

（要請の方法）
第４条　第２条の規定による甲の要請は、文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請できるものとし、後日速やかに文書を提出するものとする。

（連絡責任者の報告）
第５条　甲、乙及び丙は、この協定に関する連絡責任者を定め、相互に報告するものとし、変更があった場合も同様とする。

（甲の費用負担）
第６条　第３条第３号に規定する支援に要した費用については、甲が負担するものとし、同条第４号に規定する支援に要した費用の負担については、甲、乙及び丙が協議して決定するものとする。

（守秘義務）
第７条　甲、乙及び丙は、この協定に基づく業務の処理上知り得た秘密事項を第三者に開示し、又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。
２　前項の規定は、この協定の有効期間終了後においても、なお効力を有するものとする。

（有効期間）
第８条　この協定の有効期間は、協定締結の日から１年を経過した日の属する年度（地方自治法

（昭和 22 年法律第 67 号）第 208 条第１項に規定する会計年度をいう。）の末日までとする。ただし、有効期間終了の１箇月前までに、甲、乙又は丙が何らかの意思表示をしないときは、更に１年間更新するものとし、その後も同様とする。

（協議）

第９条　この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、その都度、甲、乙及び丙が協議して決定するものとする。

この協定の成立を証するため本書３通を作成し、甲、乙及び丙がそれぞれ署名の上、各自その１通を保管するものとする。

令和７年２月６日

甲　山梨県甲府市丸の内一丁目６番１号
山梨県
知事

乙　東京都港区芝浦一丁目１番１号
シミックホールディングス株式会社
代表取締役

丙　東京都渋谷区広尾三丁目８番８号
株式会社アルテミス
代表取締役

（149）生活必需物資及び医薬品等の調達に関する協定書

山梨県（以下「甲」という。）とダイレックス株式会社（以下「乙」という。）との間に、災害救助に必要な生活必需物資及び医薬品等（以下「物資」という。）の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）
第１条　甲は次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、物資の供給を要請することができる。
（１）山梨県内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
（２）山梨県以外の災害救助のため、国又は関係都道府県から、物資の調達あっせんを要請されたとき。

（物資の範囲）
第２条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、要請時点で乙が調達・製造可能な物資とする。
（１）食料品
（２）飲料水
（３）日用品
（４）医薬品
（５）医療機器
（６）その他甲が指定する物資

（要請の方法）
第３条　甲の要請は、物資発注書（別紙第１号様式）をもって行うものとする。ただし、急施を要する場合は口頭により要請し、その後速やかに物資発注書を交付するものとする。

（要請事項の措置）
第４条　乙は、甲から前条の要請を受けたときは、要請事項について速やかに適切な措置を講ずるものとする。なお、乙の店舗で保有する物資は基本的に地域住民に供給するため、対応可能な範囲とする。
２　乙は前項の措置を講じた場合には、その状況を物資可能数量・措置の状況報告書（別紙第２号様式）により甲に報告するものとする。

（引渡し）
第５条　物資の引渡し場所は、乙の店舗のうち、甲が指定する店舗とする。
２　甲は引渡し場所に甲の職員又は甲の指定する者を派遣し、物資を確認の上引渡しを受けるものとする。
３　甲は、前項の引渡しに係る事務を市町村長に代行させることができる。
４　乙は物資の引渡し終了後、速やかに次に掲げる事項を文書により甲に報告するものとする。
（１）引渡しの日時及び場所
（２）引渡しに係る物資の品目及び数量

（費用負担等）
第６条　乙が供給した物資の対価は甲が負担するものとし、その物資の価格は災害発生直前における適正な価格（災害発生前の取引については取引時の価格）を基準として甲乙協議して定め

るものとする。

（費用の支払）
第７条　甲が引渡しを受けた物資の対価は、乙からの請求後１か月以内に、甲又は甲の指定する地方公共団体から支払うものとする。なお、期限内に支払うことが不可能な場合が生じたときは、第９条の規定に基づき協議を行う。

（連絡責任者の報告）
第８条　甲及び乙は、この協定の成立に係る連絡責任者を協定締結後すみやかに連絡責任者届（別紙第３号様式）により相手方に報告するものとする。また、変更があった場合については、直ちに相手方に報告するものとする。

（協議）
第９条　この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）
第10条　この協定は、成立の日から１年間その効力を有するものとし、有効期間満了日までに双方いずれからも意思表示がないときには更新されたものとし、以後も同様とする。

（解約）
第11条　この協定を解約する場合は、甲乙いずれか一方が解約日１か月前までに、文書をもって相手方に協定の終了を通知するものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

令和６年３月２７日

甲 山梨県甲府市丸の内一丁目６番１号
山梨県知事 長 崎 幸太郎

乙 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬９３０番地
ダイレックス株式会社
代表取締役社長 五味 肇

（第１号様式）

令和　　年　　月　　日

物　資　発　注　書

ダイレックス株式会社
代表取締役　　殿

山梨県知事

災害時における物資の調達要請について

生活必需物資及び医薬品等の調達に関する協定書第３条に基づき、下記のとおり要請します。

なお、同協定書第４条第２項の規定により、本要請に対する貴社の措置状況を報告願います。

記

要請する物資

要請期日	要請品目	要請数量	搬入希望場所

※　要請数量は、１日あたり数量とする。

問い合わせ先
山梨県産業労働部産業政策課
企画・団体・商業担当
電話　055-223-1532
FAX　055-223-1534
担当

（第２号様式）

令和　　年　　月　　日

物資可能数量・措置の状況報告書

山梨県知事　　殿

ダイレックス株式会社
代表取締役
（担当部署）

生活必需物資及び医薬品等の調達に関する協定書第４条第２項に基づき、物資可能数量・措置の状況を下記のとおり報告します。

記

１．調達可能数量

発災直後		発災後３日以降	
品　名	調達可能数量	品　名	調達可能数量
（調理不要の食品）		（主食＋副食品）	
おむすび ペットボトル （水、お茶等） カップラーメン その他		おむすび 弁　当 缶　詰 カップラーメン カップ味噌汁 ペットボトル （水、お茶等） その他	
石鹸（　　）洗剤（　　）生理用品（　　）ティッシュ（　　） 乾電池（　　）ライター（　　）割り箸（　　）スプーン（　　） *トイレットペーパー（　　）歯ブラシ（　　）歯磨き粉（　　）* *コップ（　　）ポリ袋（　　）* ※その他 （　　）（　　）　（　　）（　　） （　　）（　　）　（　　）（　　） （　　）（　　）　（　　）（　　）			

注：協定書第４条による報告は、被災がないと想定した場合の１日あたりの最大調達・製造可能数量の概数を記入する。

２　物資の搬入場所（いずれかに○をつける）

(ア)山梨県災害対策本部まで当社が搬入する。

(イ)当社指定場所で山梨県に引渡し。

(ウ)その他（山梨県が指定する場所で引渡し等）

３　物資の搬入方法

（ア）陸路　（イ）空路　（ウ）その他

（第３号様式）

連　絡　責　任　者　届

【山梨県】

１　連絡責任者

役職・氏名	
Ｔ　Ｅ　Ｌ	
携帯ＴＥＬ	
Ｆ　Ａ　Ｘ	

２　時間外及び休日の場合の連絡先

項　　目	第１連絡先	第２連絡先
役職・氏名		
Ｔ　Ｅ　Ｌ		
携帯ＴＥＬ		
Ｆ　Ａ　Ｘ		

３　勤務時間及び休日

・勤務時間：午前　　時　　分　～　午後　　時　　分

・休　　日：

【ダイレックス株式会社】

１　連絡責任者

役職・氏名	
Ｔ　Ｅ　Ｌ	
携帯ＴＥＬ	
Ｆ　Ａ　Ｘ	

２　時間外及び休日の場合の連絡先

項　　目	第１連絡先	第２連絡先
役職・氏名		
Ｔ　Ｅ　Ｌ		
携帯ＴＥＬ		
Ｆ　Ａ　Ｘ		

３　勤務時間及び休日

・勤務時間：午前　　時　　分　～　午後　　時　　分

・休　　日：

（150）生活必需物資等の調達に関する協定書

山梨県（ 以下「甲」という。）と株式会社ベイシア（ 以下「乙」という。）との間に、災害救助に必要な生活必需物資等（ 以下「物資」という。）の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）
第１条　甲は次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、物資の供給を要請することができる。
（１）山梨県内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
（２）山梨県以外の災害救助のため、国又は関係都道府県から、物資の調達あっせんを要請されたとき。

（物資の範囲）
第２条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、要請時点で乙が調達・製造可能な物資とする。
（１）食料品
（２）飲料水（ペットボトル等飲料）
（３）日用品
（４）その他甲が指定する物資

（要請の方法）
第３条　甲の要請は、物資発注書（別紙第１号様式）をもって行うものとする。ただし、急施を要する場合は口頭により要請し、その後速やかに物資発注書を交付するものとする。

（協力）
第４条　乙は、甲から前条の要請を受けたときは、当該要請に対し、通常の業務に支障のない可能な範囲において協力するものとする。
２　乙は、甲から前条の要請を受けたときは、その状況を物資可能数量・措置の状況報告書（別紙第２号様式）により甲に報告するものとする。ただし、急施を要する場合は口頭により報告し、その後、速やかに物資供給可能数量・措置の状況報告書を交付するものとする。

（引渡し）
第５条　物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙又は乙の指定する者が行うものとする。ただし、乙又は乙の指定する者の運搬が困難な場合は、甲又は甲の指定する者が行う。２　甲は引渡し場所に甲の職員又は甲の指定する者を派遣し、物資を確認の上引渡しを受けるものとする。
３　甲は、前項の引渡しに係る事務を市町村長に代行させることができる。
４　乙は物資の引渡し終了後、速やかに次に掲げる事項を文書により甲に報告するものとする。
（１）引渡しの日時及び場所
（２）引渡しに係る物資の品目及び数量

（車両の通行）
第６条　甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、その用に供する車両を緊急又は優先車両として通行できるように支援するものとする。

（費用負担等）
第７条　乙が供給した物資の対価は甲が負担するものとし、その物資の価格は災害発生直前における適正な価格（災害発生前の取引については取引時の価格）を基準として甲乙協議して定めるものとする。
２　乙が供給した物資の引渡し場所までの運搬に要する費用は、甲が負担するものとする。

（費用の支払）
第８条　甲が引渡しを受けた物資の対価及び乙の運搬に要した費用は、乙からの請求書発行後１か月以内に、甲又は甲の指定する地方公共団体から消費税を加算して支払うものとする。なお、期限内に支払うことが不可能な場合が生じたときは、第１０条の規定に基づき協議にて取り決めるものとし、引渡しを受けた物資の対価は、当該引渡し日の店頭価格（売価）を対価とする。

（連絡責任者の報告）
第９条　甲及び乙は、この協定の成立に係る連絡責任者を協定締結後すみやかに連絡責任者届（別紙第３号様式）により相手方に報告するものとする。また、変更があった場合については、直ちに相手方に報告するものとする。

（協議）
第 10 条　この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。なお、乙からの引渡し物資に契約不適合があった場合は、後日、協議により決めるものとし、物資が食品の場合、消費・賞味期限内の範囲にて供給することに予め合意する。

（有効期間）
第 11 条　この協定は、成立の日から１年間その効力を有するものとし、有効期間満了日までに双方いずれからも意思表示がないときには更新されたものとし、以後も同様とする。

（解約）
第 12 条　この協定を解約する場合は、甲乙いずれか一方が解約日１か月前までに、文書をもって相手方に協定の終了を通知するものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

令和６年１０月２５日

甲 山梨県甲府市丸の内一丁目６番１号
山梨県知事 長 崎 幸太郎

乙 群馬県前橋市亀里町９００
株式会社ベイシア
代表取締役社長 相 木 孝 仁

（第１号様式）

令和　　年　　月　　日

物　資　発　注　書

株式会社　ベ　イ　シ　ア
代表取締役社長　　殿

山梨県知事

災害時における物資の調達要請について

生活必需物資等の調達に関する協定書第３条に基づき、下記のとおり要請します。
なお、同協定書第４条第２項の規定により、本要請に対する貴社の措置状況を報告願います。

記

要請する物資

要請期日	要請品目	要請数量	搬入希望場所

※　要請数量は、１日あたり数量とする。

問い合わせ先
山梨県産業政策部産業政策課
企画・団体・商業担当
電話　055-223-1532
FAX　055-223-1534
担当

（第２号様式）

令和　　年　　月　　日

物資可能数量・措置の状況報告書

山梨県知事　　殿

株式会社 ベ イ シ ア
代表取締役社長
（担当部署）

生活必需物資及等の調達に関する協定書第４条第２項に基づき、物資可能数量・措置の状況を下記のとおり報告します。

記

１．調達可能数量

発災直後		発災後３日以降	
品　名	調達可能数量	品　名	調達可能数量
（調理不要の食品）		（主食＋副食品）	
おむすび ペットボトル （水、お茶等） カップラーメン その他		おむすび 弁　当 缶　詰 カップラーメン カップ味噌汁 ペットボトル （水、お茶等） その他	
石鹸（　　）洗剤（　　）生理用品（　　）ティッシュ（　　） 乾電池（　　）ライター（　　）割り箸（　　）スプーン（　　） トイレットペーパー（　　）歯ブラシ（　　）歯磨き粉（　　） コップ（　　）ポリ袋（　　） ※その他 （　　）（　　）（　　）（　　） （　　）（　　）（　　）（　　） （　　）（　　）（　　）（　　）			

注：協定書第４条による報告は、被災がないと想定した場合の１日あたりの最大調達・製造可能数量の概数を記入する。

２　物資の搬入場所（いずれかに○をつける）
(ア)山梨県災害対策本部まで当社が搬入する。
(イ)当社指定場所で山梨県に引渡し。
(ウ)その他（山梨県が指定する場所で引渡し等）

３　物資の搬入方法
（ア）陸路　（イ）空路　（ウ）その他

（第３号様式）

連　絡　責　任　者　届

【山梨県】

１　連絡責任者

役職・氏名	
Ｔ　Ｅ　Ｌ	
携帯ＴＥＬ	
Ｆ　Ａ　Ｘ	

２　時間外及び休日の場合の連絡先

項　　目	第１連絡先	第２連絡先
役職・氏名		
Ｔ　Ｅ　Ｌ		
携帯ＴＥＬ		
Ｆ　Ａ　Ｘ		

３　勤務時間及び休日

・勤務時間：午前　　時　　分　～　午後　　時　　分

・休　　日：

【株式会社ベイシア】

１　連絡責任者

役職・氏名	
Ｔ　Ｅ　Ｌ	
携帯ＴＥＬ	
Ｆ　Ａ　Ｘ	

２　時間外及び休日の場合の連絡先

項　　目	第１連絡先	第２連絡先
役職・氏名		
Ｔ　Ｅ　Ｌ		
携帯ＴＥＬ		
Ｆ　Ａ　Ｘ		

３　勤務時間及び休日

・勤務時間：午前　　時　　分　～　午後　　時　　分

・休　　日：

（151）生活必需物資等の調達に関する協定書

山梨県（以下「甲」という。）と株式会社カインズ（以下「乙」という。）との間に、災害救助に必要な生活必需物資等（以下「物資」という。）の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）
第１条　甲は次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、物資の供給を要請することができる。
（１）山梨県内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
（２）山梨県以外の災害救助のため、国又は関係都道府県から、物資の調達あっせんを要請されたとき。

（物資の範囲）
第２条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、要請時点で乙が調達・製造可能な物資とする。
（１）食料品
（２）飲料水
（３）日用品
（４）その他甲が指定する物資

（要請の方法）
第３条　甲の要請は、物資発注書（別紙第１号様式）をもって行うものとする。ただし、急施を要する場合は口頭により要請し、その後速やかに物資発注書を交付するものとする。

（要請事項の措置）
第４条　乙は、甲から前条の要請を受けたときは、要請事項について速やかに適切な措置を講ずるものとする。
２　乙は前項の措置を講じた場合には、その状況を物資可能数量・措置の状況報告書（別紙第２号様式）により甲に報告するものとする。

（引渡し）
第５条　物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙又は乙の指定する者が行うものとする。ただし、乙又は乙の指定する者の運搬が困難な場合は、甲又は甲の指定する者が行う。
２　甲は引渡し場所に甲の職員又は甲の指定する者を派遣し、物資を確認の上引渡しを受けるものとする。
３　甲は、前項の引渡しに係る事務を市町村長に代行させることができる。
４　乙は物資の引渡し終了後、速やかに次に掲げる事項を文書により甲に報告するものとする。
（１）引渡しの日時及び場所
（２）引渡しに係る物資の品目及び数量

（車両の通行）
第６条　甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、その用に供する車両を緊急又は優先車両として通行できるように支援するものとする。

（費用負担等）
第７条　乙が供給した物資の対価は甲が負担するものとし、その物資の価格は災害発生直前における適正な価格（災害発生前の取引については取引時の価格）を基準として甲乙協議して定めるものとする。
２　乙が供給した物資の引渡し場所までの運搬に要する費用は、甲が負担するものとする。

（費用の支払）
第８条　甲が引渡しを受けた物資の対価は、乙からの請求後１か月以内に、甲又は甲の指定する地方公共団体から支払うものとする。なお、期限内に支払うことが不可能な場合が生じたときは、第１０条の規定に基づき協議を行う。

（連絡責任者の報告）
第９条　甲及び乙は、この協定の成立に係る連絡責任者を協定締結後すみやかに連絡責任者届（別紙第３号様式）により相手方に報告するものとする。また、変更があった場合については、直ちに相手方に報告するものとする。

（協議）
第１０条　この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）
第１１条　この協定は、成立の日から１年間その効力を有するものとし、有効期間満了日までに双方いずれからも意思表示がないときには更新されたものとし、以後も同様とする。

（解約）
第１２条　この協定を解約する場合は、甲乙いずれか一方が解約日１か月前までに、文書をもって相手方に協定の終了を通知するものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

令和６年１１月８日

甲 山梨県甲府市丸の内一丁目６番１号
山梨県知事 長 崎 幸太郎

乙 埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目２番１号
株 式 会 社 カ イ ン ズ
代 表 取 締 役 高 家 正 行

（第１号様式）

令和　　年　　月　　日

物　資　発　注　書

株式会社　カ　イ　ン　ズ
代表取締役　高 家　正 行　殿

山梨県知事

災害時における物資の調達要請について

生活必需物資等の調達に関する協定書第３条に基づき、下記のとおり要請します。
なお、同協定書第４条第２項の規定により、本要請に対する貴社の措置状況を報告願います。

記

要請する物資

要請期日	要請品目	要請数量	搬入希望場所

※　要請数量は、１日あたり数量とする。

問い合わせ先
山梨県産業政策部産業政策課
企画・団体・商業担当
電話　055-223-1532
FAX　055-223-1534
担当

（第２号様式）

令和　　年　　月　　日

物資可能数量・措置の状況報告書

山梨県知事　　殿

株式会社 カ イ ン ズ
代表取締役 高 家　正 行
（担当部署）

生活必需物資等の調達に関する協定書第４条第２項に基づき、物資可能数量・措置の状況を下記のとおり報告します。

記

１．調達可能数量

発災直後		発災後３日以降	
品　名	調達可能数量	品　名	調達可能数量
（調理不要の食品）		（主食＋副食品）	
おむすび ペットボトル （水、お茶等） カップラーメン その他		おむすび 弁　当 缶　詰 カップラーメン カップ味噌汁 ペットボトル （水、お茶等） その他	
石鹸（　　）洗剤（　　）生理用品（　　）ティッシュ（　　） 乾電池（　　）ライター（　　）割り箸（　　）スプーン（　　） *トイレットペーパー（　　）歯ブラシ（　　）歯磨き粉（　　）* *コップ（　　）ポリ袋（　　）* ※その他 （　　）（　　）　（　　）（　　） （　　）（　　）　（　　）（　　） （　　）（　　）　（　　）（　　）			

注：協定書第４条による報告は、被災がないと想定した場合の１日あたりの最大調達・製造可能数量の概数を記入する。

２　物資の搬入場所（いずれかに〇をつける）
(ア)山梨県災害対策本部まで当社が搬入する。
(イ)当社指定場所で山梨県に引渡し。
(ウ)その他（山梨県が指定する場所で引渡し等）

３　物資の搬入方法
（ア）陸路　（イ）空路　（ウ）その他

（第３号様式）

連　絡　責　任　者　届

【山梨県】

１　連絡責任者

役職・氏名	
Ｔ　Ｅ　Ｌ	
携帯ＴＥＬ	
Ｆ　Ａ　Ｘ	

２　時間外及び休日の場合の連絡先

項　　目	第１連絡先	第２連絡先
役職・氏名		
Ｔ　Ｅ　Ｌ		
携帯ＴＥＬ		
Ｆ　Ａ　Ｘ		

３　勤務時間及び休日

・勤務時間：午前　　時　　分　～　午後　　時　　分

・休　　日：

【株式会社カインズ】

１　連絡責任者

役職・氏名	
Ｔ　Ｅ　Ｌ	
携帯ＴＥＬ	
Ｆ　Ａ　Ｘ	

２　時間外及び休日の場合の連絡先

項　　目	第１連絡先	第２連絡先
役職・氏名		
Ｔ　Ｅ　Ｌ		
携帯ＴＥＬ		
Ｆ　Ａ　Ｘ		

３　勤務時間及び休日

・勤務時間：午前　　時　　分　～　午後　　時　　分

・休　　日：

（152）災害時における石綿モニタリングに関する合意書

山梨県（以下「甲」という。）と山梨県環境計量協会（以「乙」という。）は、災害時における石綿のモニタリングについて、次のとおり合意する。

（趣旨）
第１条　この合意は、県内において地震、洪水、土砂災害その他大規模な災害により建築物又は工作物が損壊した場合に、速やかに飛散防止対策を行うため、迅速かつ円滑に石綿モニタリングを行うことを目的とする。

（定義）
第２条　この合意における「石綿モニタリング」とは、試料の捕集及び測定のことをいう。

（体制の整備）
第３条　乙は災害時に石綿モニタリングを行うための体制を整備するものとする。
２　甲と乙は、石綿モニタリングに関する体制を年に１回確認するものとする。

（要請）
第４条　石綿モニタリングは、石綿モニタリング要請書（様式第１号）により、甲が乙に要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により要請することができる。

（実施内容等）
第５条　石綿モニタリングは、環境省が定めた最新の「アスベストモニタリングマニュアル」に基づき行うものとする。
２　石綿モニタリングの捕集場所は、甲と乙で協議の上、甲が決定するものとする。
３　乙は捕集箇所、その移動経路及び捕集作業において作業を行う人員の身体に危険が生じると判断した場合には、速やかに調査の実施を中止し、その旨を甲に連絡するものとする。

（費用負担等）
第６条　石綿モニタリングの費用は、甲が負担するものとする。
２　前項の費用は、甲と乙で協議して別に定めるものとする。また、第３条第２項の規定により行う年に１回の体制整備の確認の際に、必要に応じて費用の見直しを行うものとする。
（合意期間）
第７条　この合意の有効期間は、締結日から１年間とする。ただし、この合意の有効期間満了の日の一ヶ月前までに甲、乙いずれから何ら意思表示がないときは、合意期間は更に１年延長されるものとし、以後同様とする。

（協議）
第８条　この合意に定めのない事項又はこの合意に疑義が生じた場合は、甲と乙が協議して定めるものとする。

この合意の成立を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自１通を所持する。

令和４年３月２９日

（甲）甲府市丸の内一丁目６番１号
山梨県知事　長崎　幸太郎　　印

（乙）甲府市小瀬町１１４５番地１
山梨県環境計量協会
会長　中澤　智子　　印

様式第１号

年　　月　　日

石綿モニタリング要請書

山梨県環境計量協会
会長　　殿

山梨県　　部大気水質保全課長

下記の場所において、石綿モニタリングを実施したいので，災害時における石綿モニタリングの協力に関する合意第４条の規定により要請します。

石綿モニタリングの内容	
石綿モニタリングの実施場所（施設名等）	
試料捕集の希望日	年　　月　　日
備考	

（153）山梨県における災害支援ナースの派遣に関する協定（病院・診療所）

山梨県知事（以下「甲」という。）と各協定締結機関（以下「乙」という。）とは、災害支援ナースの派遣に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害・感染症医療確保事業を実施するため必要な研修の課程を修了した看護職員が速やかに出動し、看護活動を行うことにより、地域の医療提供体制を支援し、人々の生命や健康を守ることを目的とする。

（派遣要請等）

第２条　甲は、災害支援ナース活動要領等に基づき、災害や新型インフルエンザ等感染症等について対応を行う必要が生じた場合は、乙に対し、災害支援ナースの派遣を要請するものとする。

２　乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、速やかに災害支援ナースを派遣するものとする。

（派遣先）

第３条　乙が派遣する災害支援ナースは、甲の県内において看護活動を行うことを原則とする。

２　甲又は国が認めた場合には、他の都道府県において第４条に定める看護活動を行うことができる。

（災害支援ナースの活動）

第４条　乙が派遣する災害支援ナースが行う業務は災害支援ナース活動要領等に定めるものとする。

（指揮系統等）

第５条　乙が派遣した災害支援ナースに対する指揮及び活動の連絡調整は、甲が指定する者が行う。

２　災害支援ナースが他の都道府県からの要請を受けて派遣される場合には、要請した（被災）都道府県の災害支援ナース受入に係る体制の中で活動するものとする。

（身分）

第６条　乙が派遣する災害支援ナースは、原則として派遣元である乙の職員として看護活動に従事する。

（協定の実施状況等の報告）

第７条　乙は、甲から本協定に基づく措置の実施の状況及び当該措置に係る当該医療機関の派遣状況その他の事項について報告の求めがあったときは、速やかに当該事項を報告するものとする。この場合において、広域災害救急医療情報システム（EMIS）等により報告を行うものとする。

（平時における準備）

第８条　乙は派遣時に迅速な対応がとれるよう、組織内の連絡、派遣体制の整備に努めるものとする。

２　甲は、災害支援ナースの資質の向上等を図るため、研修、訓練等の企画及び機会の提供に努める。

（費用負担等）

第９条　甲の要請に基づき乙が派遣した災害支援ナースが、第４条の業務を実施した場合に要する次の費用は、甲が支弁するものとする。

一　乙が供給した医薬品、医療器具等を使用した場合の実費

二　前号に定めるもののほか、この協定の実施のために要した経費のうち、甲が必要と認めた経費

２　（被災した）市町村又は他都道府県等からの要請に基づき、甲が乙に対して災害支援ナースの派遣を要請した場合は、前項に定める費用について、甲が支弁する。

（災害救助法適用時の費用負担）

第 10 条　甲の要請に基づき、乙が派遣した災害支援ナースが、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）第７条の規定に基づく救助に関する業務に従事した場合は、甲は災害救助法第 18 条第２項及び災害救助法

施行令（昭和22年政令第225号）第５条に定めるところにより費用を負担する。

（損害補償）

第11条　甲は、甲の要請に基づき乙が派遣した災害支援ナースが、第４条の業務に従事したため、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、その損害を補償するものとする。

２　甲は、甲の要請に基づき乙が派遣した災害支援ナースの看護活動等において生じた事故等における損害を補償するため、甲の負担により傷害保険に加入させる。

（定めのない事項等）

第12条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

（当該協定変更に関する事項）

第13条　この協定の定める事項に変更が生じた際、甲、乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第14条　この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して１年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の１か月前までに、甲、乙いずれからも更新しない旨の申し出がない場合は、有効期間満了の日から起算して１年間更新されるものとし、以降も同様とする。

（協定の措置を講じていないと認められる場合の措置）

第15条　甲は、乙が、正当な理由がなく、本協定に基づく措置を講じていないと認めるときは、乙に対し、医療法等に基づく措置を行うことができるものとする。

※詳細は、「協定の解説」（P4～P5）を参照すること。

（感染症法に規定する医療措置協定との関係）

第16条　甲と乙が、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第36条の３第１項に規定する医療措置協定に基づく新型インフルエンザ等感染症等に係る人材派遣として災害支援ナースの派遣を実施する場合には、本協定が医療措置協定の一部を兼ねるものとし、本協定に定めるもののほか、当該派遣については医療措置協定によるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙両者記名の上、各自１通を保有するものとする。

令和６年３月２６日　※一部令和７年３月１４日締結

甲　山梨県甲府市丸の内一丁目６番１号
山梨県知事

乙　地方独立行政法人山梨県立病院機構山梨県立中央病院、甲府共立病院、地方独立行政法人山梨県立病院機構山梨県立北病院、韮崎市国民健康保険韮崎市立病院、北杜市立甲陽病院、北杜市立塩川病院、韮崎東ヶ丘病院、医療法人徳洲会白根徳洲会病院、社会医療法人加納岩加納岩総合病院、医療法人社団協友会笛吹中央病院、一般財団法人山梨整肢更生会富士温泉病院、峡南医療センター企業団富士川病院、医療法人財団交道会しもべ病院、地方独立行政法人大月市立中央病院、都留市立病院、上野原市立病院、社会医療法人青虎会ツル虎ノ門外科リハビリテーション病院、きっかわ整形外科クリニック、独立行政法人国立病院機構甲府病院、医療法人慈光会 甲府城南病院、医療法人慶友会 城東病院、国立大学法人 山梨大学医学部附属病院、医療法人高原会 高原病院、社会医療法人加納岩 日下部記念病院、公益財団法人山梨厚生会 山梨厚生病院、公益財団法人山梨厚生会 塩山市民病院、身延町早川町国民健康保険病院一部事務組合立 飯富病院、国民健康保険 富士吉田市立病院、医療法人回生堂病院、医療法人社団 アルプス腎クリニック、甲州市大藤診療所

（154）山梨県における災害支援ナースの派遣に関する協定（訪問看護ＳＴ）

山梨県知事（以下「甲」という。）と　各協定締結機関　（以下「乙」という。）とは、災害支援ナースの派遣に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害・感染症医療確保事業を実施するため必要な研修の課程を修了した看護職員が速やかに出動し、看護活動を行うことにより、地域の医療提供体制を支援し、人々の生命や健康を守ることを目的とする。

（派遣要請等）

第２条　甲は、災害支援ナース活動要領等に基づき、災害や新型インフルエンザ等感染症等について対応を行う必要が生じた場合は、乙に対し、災害支援ナースの派遣を要請するものとする。

２　乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、速やかに災害支援ナースを派遣するものとする。

（派遣先）

第３条　乙が派遣する災害支援ナースは、甲の県内において看護活動を行うことを原則とする。

２　甲又は国が認めた場合には、他の都道府県において第４条に定める看護活動を行うことができる。

（災害支援ナースの活動）

第４条　乙が派遣する災害支援ナースが行う業務は災害支援ナース活動要領等に定めるものとする。

（指揮系統等）

第５条　乙が派遣した災害支援ナースに対する指揮及び活動の連絡調整は、甲が指定する者が行う。

２　災害支援ナースが他の都道府県からの要請を受けて派遣される場合には、要請した（被災）都道府県の災害支援ナース受入に係る体制の中で活動するものとする。

（身分）

第６条　乙が派遣する災害支援ナースは、原則として派遣元である乙の職員として看護活動に従事する。

（協定の実施状況等の報告）

第７条　乙は、甲から本協定に基づく措置の実施の状況及び当該措置に係る当該施設の派遣状況その他の事項について報告の求めがあったときは、速やかに当該事項を報告するものとする。この場合において、広域災害救急医療情報システム（EMIS）等により報告を行うものとする。

（平時における準備）

第８条　乙は派遣時に迅速な対応がとれるよう、組織内の連絡、派遣体制の整備に努めるものとする。

２　甲は、災害支援ナースの資質の向上等を図るため、研修、訓練等の企画及び機会の提供に努める。

（費用負担等）

第９条　甲の要請に基づき乙が派遣した災害支援ナースが、第４条の業務を実施した場合に要する次の費用は、甲が支弁するものとする。

一　乙が供給した医薬品、医療器具等を使用した場合の実費

二　前号に定めるもののほか、この協定の実施のために要した経費のうち、甲が必要と認めた経費

２　（被災した）市町村又は他都道府県等からの要請に基づき、甲が乙に対して災害支援ナースの派遣を要請した場合は、前項に定める費用について、甲が支弁する。

（災害救助法適用時の費用負担）

第 10 条　甲の要請に基づき、乙が派遣した災害支援ナースが、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）第７条の規定に基づく救助に関する業務に従事した場合は、甲は災害救助法第 18 条第２項及び災害救助法施行令（昭和 22 年政令第 225 号）第５条に定めるところにより費用を負担する。

（損害補償）

第 11 条　甲は、甲の要請に基づき乙が派遣した災害支援ナースが、第４条の業務に従事したため、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、その損害を補償するものとする。

２　甲は、甲の要請に基づき乙が派遣した災害支援ナースの看護活動等において生じた事故等における損害を補償するため、甲の負担により傷害保険に加入させる。

（定めのない事項等）
第12条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

（当該協定変更に関する事項）
第13条　この協定の定める事項に変更が生じた際、甲、乙協議して定めるものとする。

（有効期間）
第14条　この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して１年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の１か月前までに、甲、乙いずれからも更新しない旨の申し出がない場合は、有効期間満了の日から起算して１年間更新されるものとし、以降も同様とする。

（感染症法に規定する医療措置協定との関係）
第15条　甲と乙が、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第 36 条の３第１項に規定する医療措置協定に基づく新型インフルエンザ等感染症等に係る人材派遣として災害支援ナースの派遣を実施する場合には、本協定が医療措置協定の一部を兼ねるものとし、本協定に定めるもののほか、当該派遣については医療措置協定によるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙両者記名の上、各自１通を保有するものとする。

令和７年３月１４日

甲　山梨県甲府市丸の内１丁目６番１号
山梨県知事

乙　医療法人仁和会 しらゆり訪問看護ステーション、甲州訪問看護ステーション、医療法人社団協友会　笛吹訪問看護ステーションおひさま、公益社団法人 山梨県看護協会 富士北麓訪問看護ステーション

(155) 災害支援ナースの派遣調整に関する協定

山梨県（以下「甲」という。）と公益社団法人山梨県看護協会（以下「乙」という。）とは、大規模自然災害発生時及び新興感染症発生・まん延時の災害支援ナースの派遣調整に関して、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第１条　この協定は、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）及び山梨県地域防災計画に基づき、甲が行う災害支援ナースを被災地の医療機関や避難所等に派遣するための派遣調整に対する乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（派遣調整の要請等）

第２条　甲は、災害支援ナースの派遣調整を実施する上で必要があると認めた場合は、乙に対して災害支援ナースの派遣調整を要請するものとする。

２　乙は、前項の要請を受けたときは、甲が災害支援ナースの派遣に関する協定を締結した施設（以下「派遣協定締結施設」という。）に所属する災害支援ナース及び他都道府県から山梨県内へ派遣される災害支援ナースの派遣調整を行う。

（派遣調整の業務）

第３条　災害支援ナースの派遣調整の業務は次のとおりとする。

（１）被災地等の情報収集、ニーズ等の確認
（２）派遣協定締結施設への災害支援ナースの派遣可否照会連絡及び調整
（３）派遣班編成・日程等の決定
（４）派遣先までの経路確認、交通手段・宿泊場所の調整・確保
（５）出発時のオリエンテーション
（６）派遣中の後方支援
（７）派遣終了後の活動報告受理
（８）受援時の受入に伴う調整
（９）その他派遣調整の実施に際し必要となる業務

（派遣調整の指揮）

第４条　円滑な派遣調整を実施するため、災害支援ナースに対する指揮及び活動の連絡調整は、乙の中から甲が指定する者が行うものとする。

（派遣調整実施状況等の報告）

第５条　乙は、甲から本協定に基づく派遣調整の実施状況その他の事項について報告の求めがあったときは、速やかに当該事項を報告するものとする。

（関係団体との情報共有及び連携）

第６条　災害支援ナースの派遣調整を円滑に実施するため、乙は、派遣協定締結施設や日本看護協会等と平時より緊密に情報を共有し、連携を図るものとする。

（費用弁償等）

第７条　甲の要請に基づき、乙が災害支援ナースの派遣調整を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担するものとする。

（１）災害支援ナースの派遣調整に要する経費
（２）前号に定めるもののほか、この協定実施のために要した経費のうち甲が必要と認めた経費

2　前項に定める費用の額及び甲への請求方法等については、別に定める。

（細則）

第８条　この協定を実施するために必要な事項については、厚生労働省が定める災害支援ナース活動要領の規定によるほか、別に定める。

（協議）

第９条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

（有効期間）

第10条　この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して１年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の１か月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がなされないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して１年間この協定は延長されるものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙両者記名の上、各自１通を保有するものとする。

令和７年３月２５日

甲　山梨県甲府市丸の内１丁目６番１号
山梨県知事　長崎　幸太郎

乙　山梨県甲府市東光寺２丁目25番１号
公益社団法人山梨県看護協会
会長　佐藤悦子

(156) 関東甲信越静ブロックにおける火葬等広域応援に関する実施要綱

(趣旨)

第１条　この要綱は、関東甲信越静ブロックを構成する都県のうち、東京都、埼玉県、群馬県、栃木県、茨城県、神奈川県、山梨県、長野県、千葉県及び静岡県(以下「都県」という。)において、災害等発生時の遺体の火葬に関して、被災した都県（以下「被災都県」という。）に対する迅速かつ円滑な広域的対応の実施のために必要な事項について定めることを目的とする。

(応援の対象)

第２条　この要綱における火葬に関する応援協力（以下「火葬応援」という。）の内容は、次のとおりとする。

⑴　遺体の火葬に関する調整

⑵　火葬業務に必要な物資等の提供および斡旋に関する調整

⑶　火葬業務に係る人員の派遣に関する調整

⑷　その他必要と認められる事項

(連絡調整都県)

第３条　災害等発生時において、迅速かつ円滑な応援を実施するため、連絡調整を行う都県（以下「連絡調整都県」という。）を置くことができる。

(応援要請の手続き)

第４条　連絡調整都県を介した火葬応援に要する手続き及び実施に関して、必要な事項は別に実施要領により定める。

２　局地的な災害その他近隣都県に応援を必要とする場合で、被災都県が自ら応援の連絡調整等が可能なときは、前項の実施要領を踏まえて被災都県調整のもと対応を行う。

(平常時からの取組)

第５条　都県は、災害等の発生時における相互応援を円滑に行うため、平常時から連携して次に掲げる取組を推進する。

⑴　連絡体制の整備

各都県は、管轄区域内の火葬場設置市区町村及び各火葬場、並びに他都県との連絡体制を整備する。

⑵　情報の共有

要綱に基づく応援が円滑に行われるよう、各都県は次に掲げる資料を作成し共有する。また、資料の内容に変更が生じた際は、変更後の資料を速やかに共有する。

ア　連絡調整担当部局一覧

イ　火葬場整備状況一覧

ウ　都県内火葬場位置図

エ　火葬場案内図

オ　火葬場連絡先一覧

カ　その他必要な資料

⑶　訓練の実施

都県は、相互に協力して必要な訓練を実施する。

⑷　その他

前各号に定めるもののほか、特に必要と認められる事項

(他の協定等との関係)

第６条　この要綱は、全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定及び都県が個別に締結する災害時の相互応援協定等を妨げるものではない。

(その他)

第７条　この要綱に関し、必要な事項は関東甲信越静ブロック生活衛生主管課長会議で協議して別に定めるものとする。

附則

この要綱は、令和７年10月１日から実施する。

関東甲信越静ブロックにおける火葬等広域応援に関する実施要領

（趣旨）

第１条　この要領は、関東甲信越静ブロックにおける火葬等広域応援に関する実施要綱（以下「要綱」という。）の実施に関し、必要な事項を定める。

（用語の定義）

第２条　この要領で使用する用語は、別に定めるものを除き、要綱で使用する用語の例による。

（連絡調整都県の設置）

第３条　要綱第３条に規定する連絡調整都県は、別表のとおりとする。

（被災状況の把握）

第４条　都県は、災害等の発生後、速やかに管轄区域内の死者数等被害状況を把握するものとする。

２　都県は、災害等の発生後、速やかに管轄区域内の火葬場の被災状況等を調査し、報告を受けるものとする（様式１及び様式２）。

（応援の要請）

第５条　被災都県は、火葬応援を受けようとする場合は、連絡調整都県に対して口頭で死亡者数、応援要請事項等を伝達し、その後速やかに文書を送付し応援を要請する（様式３）。

２　連絡調整都県が前項の要請を受けた場合、各都県に対して応援の協力を依頼する（様式４）。

（被災状況の共有）

第６条　連絡調整都県は、前条の応援要請を受けた場合、各都県（前条の応援要請を行った都県を除く。）に被災状況の共有を依頼する（様式５）。

２　連絡調整都県は、前条の応援要請がない場合においても、災害の程度を踏まえ被災都県に状況を確認し、必要に応じて被災状況の共有を依頼する。

（応援要請への回答）

第７条　第５条に規定する応援要請及び協力依頼に基づき、各都県は、管轄区域内の火葬場経営者に応援を依頼し、遺体受入れの可否及び遺体受入可能数等について報告を受ける（様式６、様式７及び様式８）。

２　前項の報告を受けた連絡調整都県以外の都県は、応援の可否及び遺体受入可能数等について連絡調整都県に回答する（様式７及び様式８）。

（火葬場の割り振り）

第８条　連絡調整都県は、前条の規定により把握した状況に基づき、受入れ先の火葬場（以下「応援火葬場」という。）及び遺体数を割り振り、被災都県に連絡する（様式９及び様式 10）。

２　連絡調整都県は、前項の割振結果を火葬応援を行う都県（以下「応援都県」という。）に通知する（様式 10 及び様式 11）。

３　被災都県は、第１項の割振結果を管轄区域内の被災した市区町村（以下「被災市区町村」という。）に通知する（様式 10 及び様式 12）。

４　応援都県は、第２項の割振結果を管轄区域内の応援火葬場経営者に通知する（様式 10 及び様式 13）。

（火葬の実施）

第９条　前条に規定する割振通知に基づき、被災市区町村及び火葬場経営者は相互に連絡し遺体の搬送等について調整し、火葬を実施する（様式 14）。

（応援要請の終了）

第 10 条　被災都県は、火葬応援の必要がなくなった場合には、速やかに連絡調整都県に連絡するものとする。

２　連絡調整都県は、前項に規定する連絡を受けた場合、各都県に対して火葬応援の終了について連絡す

るものとする。

（火葬状況の報告）

第 11 条　応援都県は、応援火葬場経営者から応援に係る火葬状況について日報を取りまとめる（様式 15）。

２　応援都県は、前条に規定する応援要請の終了連絡後、応援火葬場経営者から応援に係る火葬状況の実績報告を受け（様式 16）、被災都県に報告する（様式 17）。

３　被災都県は、応援要請の終了後、被災市区町村から火葬依頼実績の報告を受ける（様式 18）。

附則

この要領は、令和７年 10 月１日から実施する。

別表

	連絡調整都県		
	第１順位	第２順位	第３順位
令和７年度	神奈川県	茨城県	栃木県
令和８年度	山梨県	神奈川県	茨城県
令和９年度	長野県	山梨県	東京都
令和 10 年度	千葉県	長野県	群馬県
令和 11 年度	静岡県	千葉県	埼玉県
令和 12 年度	東京都	静岡県	長野県
令和 13 年度	埼玉県	東京都	静岡県
令和 14 年度	群馬県	埼玉県	千葉県
令和 15 年度	栃木県	群馬県	神奈川県
令和 16 年度	茨城県	栃木県	山梨県

※第１順位の都県が被災等により連絡調整業務を遂行できない場合には、第２順位の都県が連絡調整都県を担う。また、第２順位の都県も被災等により連絡調整業務を遂行できない場合には、第３順位の都県が連絡調整都県を担う。

※令和 17 年以降の連絡調整都県は、上の順序に従って各都県が担当するものとする。

○関東甲信越ブロックにおける火葬等広域応援に関する実施要領　フロー図

参考

<災害発生時>

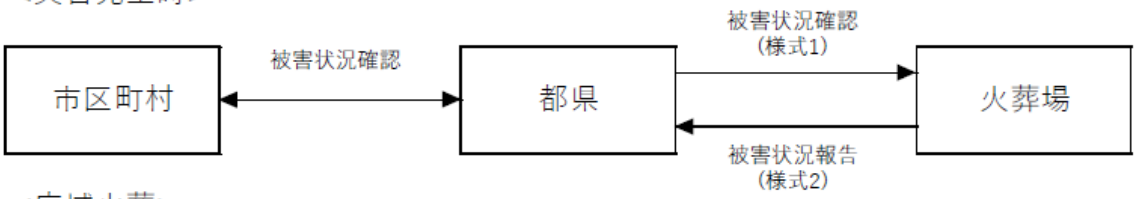

<広域火葬>

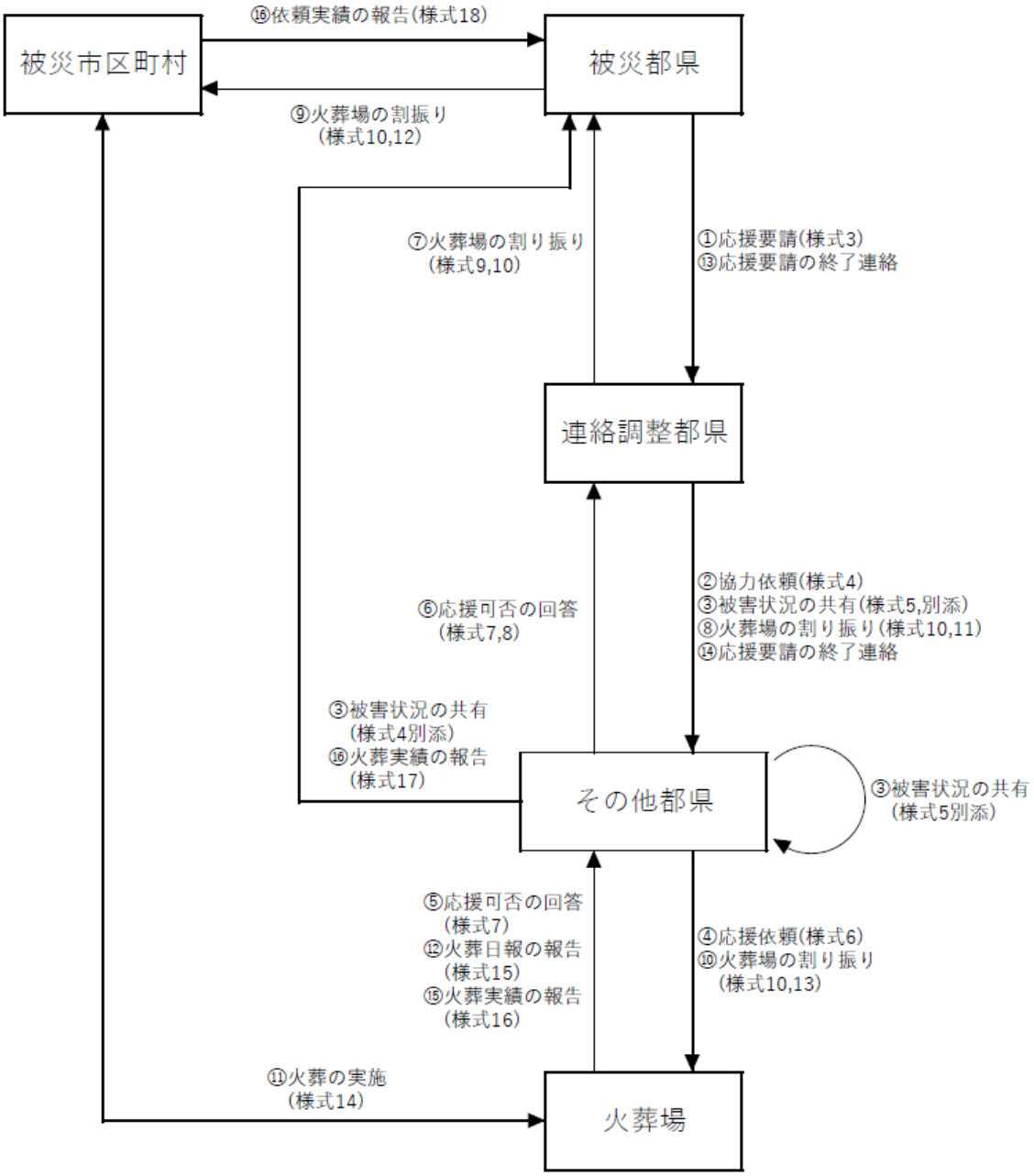

(157) ふじのしずく発電所の運用等に関する協定

山梨県企業局（以下「甲」という。）と富士吉田市（以下「乙」という。）は、山梨県営ふじのしずく発電所（以下「発電所」という。）の運用等について、次のとおり協定を締結する。

（発電所）

第１条　発電所の設備の範囲等については、次のとおりとする。

（１）設置場所

・富士吉田市上吉田東７丁目地内

（２）設　　備

・機械設備（水車発電機、ゲート、バケット、除塵ボックス）

・土木施設（各設備の基礎）

・電気設備（発電機盤、操作盤、制動抵抗器、非常用コンセント盤、電力表示盤、監視カメラ、電力引込柱、埋設電線路）

・そ の 他（啓発看板、管理橋、フェンス）

（発電用水の運用）

第２条　甲は、中沢川用水及び西念寺川の起点となる水路の用水を利用して発電を行うことができる。この場合において、乙は、取水量等の運用を従前の方法により行うものとし、発電のための特段の運用変更は行わないものとする。

（発電所の操作及び管理）

第３条　第１条の設備に係る操作及び管理は、甲が行うものとする。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由がある場合は、乙は、発電所の停止操作を行うことができるものとする。

２　前項の停止操作を行った場合は、速やかに甲に報告するものとする。

（損害賠償）

第４条　発電に起因する発電所周辺での出水等により、乙又は第三者に損害を与えたときは、甲は、その損害を賠償するものとする。

（水路の施設改修）

第５条　乙は、水路の改修工事等により発電所の運転に影響が生ずるおそれがあると認めるときは、事前に甲に連絡するものとする。

２　甲は、水路の改修工事等が発電所に影響があると判断したときは、乙と協議の上、必要な措置を講ずるものとする。

（相互協力）

第６条　甲と乙は、再生可能エネルギーの普及促進及び電力強靭化に向けて、発電所を地域の教育活動及び防災に活用するため、この発電所の運営について相互に連携を図り協力するものとする。

（災害時等における電力の使用）

第７条　甲は、災害等の長期停電時において、停止中の発電所が運転可能な場合は運転操作を行い、電力の供給に努めるものとし、乙は、その電力を使用できるものとする。

２　乙は、前項の場合において、甲の了解を得たうえで、発電所の運転操作を行うことができるものとする。

３　上記における電力の使用の取り扱いについては、甲と乙が協議して別に定める。

（権利義務の継承）

第８条　甲と乙は、組織の変更等があったときは、速やかに相手方に通知するとともに、この協定に基づく権利義務を継承者に引き継ぐものとする。

（その他）

第９条　この協定に定めがない事項及び疑義が生じたとき又はこの協定の内容を変更しようとするときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

（協定の効力及び期限）

第１０条　この協定は、発電所の運用開始から効力を生じ、発電所の存続期間中効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を２通作成し、甲乙押印の上、それぞれ１通を所持するものとする。

令和５年３月30日

甲　山梨県甲府市丸の内一丁目６－１
山梨県公営企業管理者　中澤　宏樹

乙　山梨県富士吉田市下吉田六丁目１－１
富士吉田市長　堀内　茂

ふじのしずく発電所の災害時等における電力使用規定

令和５年３月30日

（趣旨）

第１条　この規定は、「ふじのしずく発電所の運用等に関する協定書」（以下「協定書」という。）第７条第３項において必要となる、電力の使用の取り扱いについて定めるものである。

（管理者）

第２条　非常用コンセント盤（以下「設備」という。）の施設管理者（以下「管理者」という。）は山梨県企業局発電総合制御所とする。

（使用者）

第３条　設備の使用に必要となる鍵（発電機盤、操作盤、フェンス含む）を貸与し、設備を使用できる者（以下「使用者」という。）は、富士吉田市役所（富士吉田市役所が別途貸与する者を含む）とする。

（使用設備）

第４条　使用できる設備は、次のとおりとする。

（１）電気自動車充電用コンセント（普通充電用）　AC200V　１口

（２）携帯電話、スマートフォン等充電用コンセント　AC100V　６口

（使用の原則）

第５条　使用者は、協定書第７条で定める場合において、発電所が電力を供給できる状態に限り、管理者の了解を得ることなく設備を使用できるものとする。

２　使用後は速やかに使用の事実と状況を管理者に報告するものとする。

（使用の特例）

第６条　使用者が、協定書第７条で定める場合以外で設備を使用したい場合は、事前に管理者と使用目的、使用方法等について協議し、管理者の了解を得たのちに使用できるものとする。

２　前項の協議は、原則使用予定日の１か月前までに行うこととする。

（貸与の中止）

第７条　使用者が貸与を受けた鍵の使用について、この規定が守られず貸与を継続することが適切でないと管理者が判断したときは貸与を中止し、使用者は鍵を返還しなければならない。

（故障時等の対応）

第８条　設備に故障や点検等があり使用できない場合であっても、管理者は責任を負わないものとする。

（158）雨量・水位等の観測データの相互配信に関する協定

雨量・水位等の観測データの相互配信に関する協定書

山梨県知事（以下「甲」という。）と国土交通省関東地方整備局長（以下「乙」という。）とは、甲乙各々が設置した雨量･水位等のテレメータ施設の観測データを相互に配信することについて、次のとおり協定する。

（目的）

第1条　この協定は、水防活動等の万全を期するとともに、河川流域情報を広く社会に活用し洪水被害の軽減及び河川の適正な管理並びに利用の増進に資するため、甲乙各々が設置した雨量・水位のテレメータ施設の観測データを相互に配信することに関して、必要な事項を定める。

（配信回線）

第2条　配信に当たっては、国土交通省と山梨県との間を結ぶ通信回線を使用する。

（観測データの種類等）

第3条　配信する観測データの種類及び観測所名等については、別途締結する覚書による

2　甲乙は、観測所の位置、零点高、通報水位、警戒水位、特別警戒水位、危険水位及び計画高水位等の諸元を変更する場合は遅滞なく相互に連絡する。

（費用負担）

第4条　配信に必要な装置の設置に必要な費用は、甲乙各々の負担とする。

2　配信に必要な装置の維持管理は、自己の所有する装置について、それぞれの所有者が行う。（別図一1）

（他への情報提供）

第5条　甲が、配信された乙の観測データを防災関係機関（災害対策基本法に基づく指定公共機関及び指定地方公共機関を含む。）及び財団法人河川情報センター（以下「防災関係機関等」という。）へ提供すること及びインターネットで一般に提供することに関し、乙は承諾する。

乙が、配信された甲の観測データを防災関係機関等へ提供すること及びインターネットで一般に提供することに関し、甲は承諾する。

（データの責任等）

第6条　甲乙は、観測データの精度及び機器の故障または保守のため生じた観測データの欠測等について、相互にその責任を負わない。

2　甲乙は機器の保守等により欠測するときは事前に、また機器等の故障により欠測したことが判明したときは直ちに相手方に通知するものとする。

3　甲乙は、配信された観測データを第1条に規定する目的以外に利用しようとするときは、あらかじめ相互に協議するものとする。

（疑義の決定等）
第7条　この協定の解釈に疑義を生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙が協議して決定する。

（有効期限）
第8条　この協定の有効期限は、平成1 9年3月3 1日までとする。
ただし、甲乙いずれからも、この協定の改廃について申し出がないときは、更に1年継続するものとし、当該継続期間が満了したときも同様とする。

この協定締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

なお、平成1 5年2月1 3日付け国土交通省関東地方整備局長渡辺和足と山梨県知事天野建との間で締結した「雨盤・水位観測値の配信に関する協定書」は廃止する。

平成1 8年３月１５日

甲　山梨県知事
山本　栄彦

乙　国土交通省関東地方整備局長
門松　武

（別図－1）

雨量・水位等の観測データの配信に関する費用負担

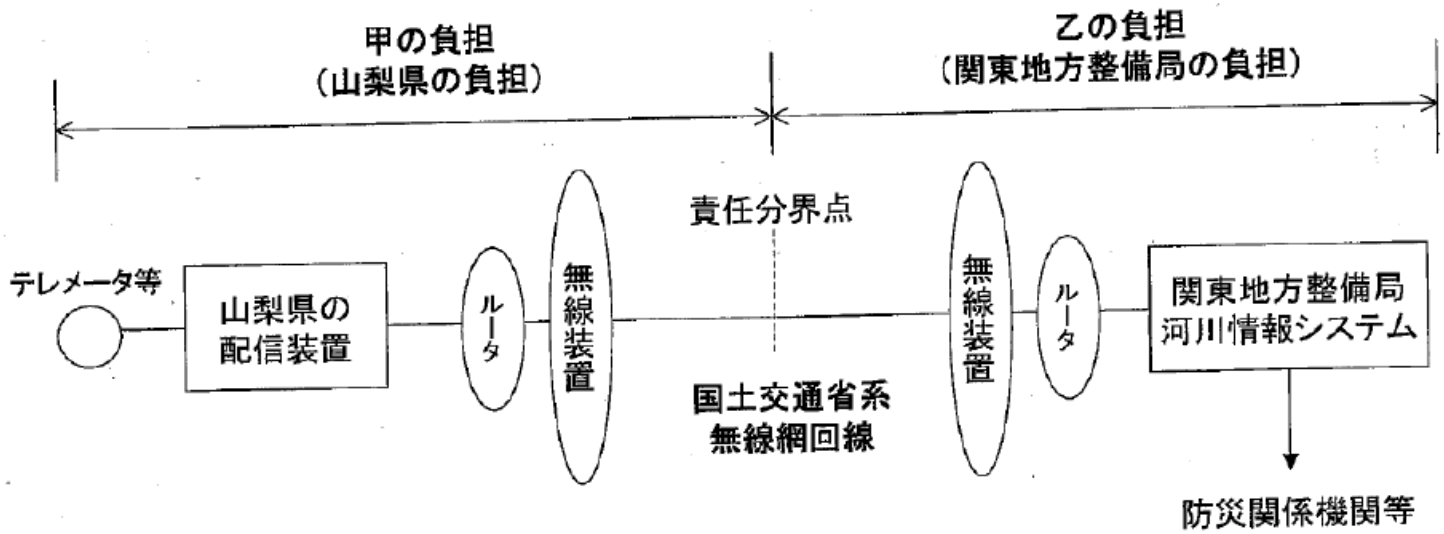

（159）災害時における連携態勢の確立に関する覚書（山梨県災害復旧アシストエンジニア制度）

災害時における連携態勢の確立に関する覚書

山梨県県土整備部長（以下「甲」という。）と（社）山梨県建設技術センター理事長（以下「乙」という。）は、地震、大雨等の異常な自然現象及び予期できない事象等により、山梨県内の道路、河川、公園等の公共土木施設（以下「公共土木施設」という。）に甚大な災害が発生した場合（以下「災害時」という。）に備え、災害時の連携態勢を確立することを確認し、次の通り覚書を取り交わすものとする。

1　甲および乙は、災害復旧事務の経験や知識を有する土木技術者ボランティアを常時登録し、災害時には自治体等からの要請に基づき、現地で災害復旧事務を支援できる災害復旧アシストエンジニア派遣制度を創設する。

2　アシストエンジニア派遣制度の運用事務は乙が行うものとする。

3　甲は、アシストエンジニア派遣制度の円滑な運用を図るため、普及啓発等必要な協力・支援を行うものとする。

4　この覚書に定めのない事項等については、別途、甲・乙協議して定めるものとする。

平成２１年６月３０日

甲　山梨県甲府市丸の内一丁目6-1
山梨県県土整備部長　下田五郎

乙　山梨県甲府市酒折一丁目2075-2
社団法人山梨県建設技術センター
理事長　小野 忠

(160) 河川における情報通信用の光ファイバ網の相互接続及び相互利用に関する個別覚書

甲　国土交通省関東地方整備局
甲府河川国道事務所長
田中克直

乙　山梨県　県土整備部長
大野　昌仁

国土交通省関東地方整備局甲府河川国道事務所長（以下「甲」という。）と山梨県県土整備部長（以下「乙」という。）は、平成２６年１０月３１日付「国土交通省甲府河川国道事務所の光ファイバ網と山梨県の光ファイバ網の相互接続及び相互利用に関する基本覚書」（以降「基本覚書」という）第６条の規定により必 要な事項を下記のとおり定める。

記

（目的）
第１条甲及び乙が相互に尊重し協力し、各々が所掌する防災業務の効率化を図るべく、甲が設置した河川管理を目的とした監視カメラの映像及び甲が管理するヘリ巡視による映像と、乙が設置した河川管理を目的とした監視カメラの映像について、機器接続により相互利用を行うものとする。

（対象）
第２条本個別覚書に基づき相互に利用する映像データは、甲及び乙がそれぞれ整備を行った監視カメラから収集されたものを対象とし、映像データを相互利用する監視カメラの設置位置、及び名称等は別添表のとおりとする。なお映像データを相互利用する監視カメラの増設、位置の変更、及び廃止を行う場合には、別添表を更新し本個別覚書を変更するものとする。

（映像データの取扱い）
第３条甲及び乙は、相互に提供された映像データについて、第１条以外の目的で使用してはならない。また、第三者にデータ提供を行わないこととし、第三者にデータを提供する場合は、別途個別覚書を締結するものとする。
　但し、乙による山梨県防災危機管理課、災害対策本部及び山梨県警察本部警備部警備第二課へのデータ提供はこの限りではない。

（監視カメラの操作）
第４条甲及び乙は、相手方に監視カメラの操作を依頼することができるものとし、依頼を受けた場合には、操作が可能な監視カメラについて業務に支障がない範囲で当該監視カメラの操作を行うものとする。

（事前連絡）
第５条甲及び乙は、保守点検その他の事由により監視カメラの運用を一時停止又は制限する場合は、事

前に乙及び甲に連絡するものとする。ただし事前に連絡することが困難な場合は事後速やかに連絡するものとする。

（個別覚書の所管）

第６条本覚書の所管は、甲においては調査第一課、乙においては治水課にて所管する。

（その他）

第７条本覚書に記載の無い基本的事項は、基本覚書によるものとする。

その他覚書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、甲と乙が協議して定めるものとする。

附則

平成２６年１０月３１日に締結した「河川における情報通信用の光ファイバ網の相互接続及び相互利用に関する個別覚書」は、平成２７年７月８日付けで本覚書に改定するものとする。

この覚書締結の証として本書２通を作成して、甲乙記名押印の上各自１通を保有する。

別添表

甲が設置した監視カメラ

番号	出張所名	河川CCTVカメラ名称	監視種別	設置年度
1	富士川上流	竜王カメラ	空間監視	H14
2	富士川上流	今福カメラ	空間監視	H14
3	富士川中流	井出排水樋管内水位カメラ	施設監視	H13
4	富士川中流	井出排水樋管外水位カメラ	施設監視	H13
5	富士川中流	富栄橋左岸カメラ	空間監視	H15
6	富士川中流	福士洞門カメラ	空間監視	H15
7	富士川中流	内船排水樋管内水位カメラ	施設監視	H13
8	富士川中流	内船排水樋管外水位カメラ	施設監視	H13
9	富士川中流	大島カメラ	空間監視	H15
10	富士川中流	丸滝第三排水樋管内水位カメラ	施設監視	H13
11	富士川中流	丸滝第三排水樋管外水位カメラ	施設監視	H13
12	富士川中流	波木井排水樋門カメラ	施設監視	H13
13	富士川中流	波木井排水樋管カメラ	施設監視	Hl 3
14	富士川中流	下八木沢カメラ	空間監視	H15
15	富士川中流	富山橋カメラ	空間監視	H15
16	富士川中流	飯富第二排水樋管内水位カメラ	施設監視	H13
17	富士川中流	飯富第二排水樋管外水位カメラ	施設監視	H13
18	富士川中流	田原川排水樋門内水位カメラ	施設監視	H13
19	富士川中流	田原川排水樋門外水位カメラ	施設監視	H13
20	富士川中流	下田原排水樋管内水位カメラ	施設監視	H13
21	富士川中流	下田原排水樋管外水位カメラ	施設監視	H13
22	富士川中流	鹿島排水樋管内水位カメラ	施設監視	H15
23	富士川中流	鹿島排水樋管外水位カメラ	施設監視	H15
24	富士川下流	宮下下流カメラ	空間監視	H14
25	富士川下流	宮下上流カメラ	空間監視	H14
26	富士川下流	松岡水位観測所カメラ	空間監視	H14
27	富士川下流	北松野カメラ	空間監視	H15
28	富士川下流	長貫排水樋管内水位カメラ	施設監視	H14
29	富士川下流	長貫排水樋管外水位カメラ	施設監視	H14
30	笛吹川	井戸カメラ	空間監視	H14
31	富士川上流	新田排水樋管内水位カメラ	施設監視	H25
32	富士川上流	新田排水樋管外水位カメラ	施設監視	H25
33	富士川上流	天戸地区	空間監視	H25
34	富士川上流	高田排水樋管	空間監視	H25
35	富士川上流	武田橋カメラ	空間監視	H25
36	富士川上流	下今諏訪カメラ	空間監視	H25
37	富士川上流	船山橋カメラ	空間監視	H25
38	富士川中流	細田排水樋管内水位カメラ	施設監視	H25
39	富士川中流	細田排水樋管内水位カメラ	施設監視	H25

40	富士川中流	越渡排水樋管内水位カメラ	施設監視	H25
41	富士川中流	越渡排水樋管外水位カメラ	施設監視	H25
42	富士川中流	福士排水樋門内水位カメラ	施設監視	H25
43	富士川中流	福士排水樋門外水位カメラ	施設監視	H25
44	富士川中流	十島排水樋管カメラ	施設監視	H25
45	富士川中流	井出第二排水樋管内水位カメラ	施設監視	H25
46	富士川中流	井出第二排水樋管外水位カメラ	施設監視	H25
47	富士川中流	睦合第三排水樋管カメラ	施設監視	H25
48	富士川中流	睦合第二排水樋管内水位カメラ	施設監視	H2t
49	富士川中流	睦合第二排水樋管外水位カメラ	施設監視	H25
50	富士川中流	睦合排水樋管カメラ	施設監視	H25
51	富士川中流	南部第二排水樋管カメラ	施設監視	H25
52	富士川中流	南部排水樋管内水位カメラ	施設監視	H25
53	富士川中流	南部排水樋管外水位カメラ	施設監視	H25
54	富士川中流	丸滝排水樋管内水位カメラ	施設監視	H25
55	富士川中流	丸滝排水樋管外水位カメラ	施設監視	H25
56	富士川中流	八日市場第一排水樋管内水位カメラ	施設監視	H25
57	富士川中流	八日市場第一排水樋管外水位カメラ	施設監視	H25
58	富士川中流	下田原第二排水樋管内水位カメラ	施設監視	H25
59	富士川中流	下田原第二排水樋管外水位カメラ	施設監視	H25
60	富士川中流	鴨狩排水樋管内水位カメラ	施設監視	H25
61	富士川中流	鴨狩排水樋管外水位カメラ	施設監視	H25
62	富士川中流	岩間第二排水樋管内水位カメラ	施設監視	H25
63	富士川中流	岩間第二排水樋管外水位カメラ	施設監視	H25
64	富士川中流	鹿島第二排水樋管内水位カメラ	施設監視	H25
65	富士川中流	鹿島第二排水樋管外水位カメラ	施設監視	H25
66	富士川中流	内船第二排水樋管カメラ	施設監視	H25
67	富士川中流	万栄橋カメラ	空間監視	H25
68	富士川中流	南部橋カメラ	空間監視	H25
69	富士川中流	十島カメラ	空間監視	H25
70	富士川中流	井出待避所カメラ	空間監視	H25
71	富士川中流	大野カメラ	空間監視	H25
72	富士川中流	波木井カメラ	空間監視	H25
73	富士川中流	飯富カメラ	空間監視	H25
74	富士川下流	下稲子カメラ	空間監視	H25
75	富士川中流	黒沢カメラ	空間監視	H25
76	富士川中流	下山カメラ	空間監視	H25
77	富士川下流	小池川樋門内水位カメラ	施設監視	H25
78	富士川下流	小池川樋門外水位カメラ	施設監視	H25
79	富士川下流	左岸河口カメラ	空間監視	H25
80	富士川下流	三番出水制カメラ	空間監視	H25
81	富士川下流	森島カメラ	空間監視	H25

82	笛吹川	甲府市浄化センター前カメラ	空間監視	H25
83	笛吹川	石和中学校前カメラ	空間監視	H25
84	笛吹川	四日市場カメラ	空間監視	H25
85	笛吹川	正徳寺カメラ	空間監視	H25
86	笛吹川	万力公園カメラ	空間監視	H25
87	富士川中流	岩間排水樋管内水位カメラ	施設監視	H13
88	富士川中流	岩間排水樋管外水位カメラ	施設監視	H13
89	富士川中流	楠甫排水樋管内水位カメラ	施設監視	H13
90	富士川中流	楠甫排水樋管外水位カメラ	施設監視	H13
91	富士川中流	西行公園カメラ	空間監視	H13
92	富士川中流	楠甫第二排水樋管内水位カメラ	施設監視	H13
93	富士川中流	楠甫第二排水樋管外水位カメラ	施設監視	H13
94	富士川下流	長貫第二排水樋管内水位カメラ	施設監視	H14
95	富士川下流	長貫第二排水樋管外水位カメラ	施設監視	H14
96	富士川上流	今福新田（下流）	空間監視	H14
97	富士川上流	今福新田（上流）	空間監視	H14
98	富士川上流	臼井河原	空間監視	H14
99	富士川上流	鏡中条橋東カメラ	空間監視	H14
100	富士川上流	山之神カメラ	空間監視	H14
101	富士川上流	西八幡カメラ	空間監視	H14
102	富士川上流	信玄堤カメラ	空間監視	H14
103	富士川上流	大田和カメラ	空間監視	H14
104	笛吹川	中巨摩地区公園前カメラ	空間監視	H14
105	笛吹川	山梨県畜産試験場前カメラ	空間監視	H14
106	笛吹川	穏池排水機場前カメラ	空間監視	H14
107	笛吹川	中道橋（下流）カメラ	空間監視	H14
108	笛吹川	中道橋（上流）カメラ	空間監視	H14
109	笛吹川	砂原カメラ	空間監視	H14
110	笛吹川	笛吹市役所前カメラ	空間監視	H14
111	笛吹川	八田カメラ	空間監視	H14
112	笛吹川	小松カメラ	空間監視	H14
113	笛吹川	上万カカメラ	空間監視	H14
114	笛吹川	岩手橋カメラ	空間監視	H14
115	富士川下流	新備前堤カメラ	空間監視	H14
116	富士川中流	身延町役場カメラ	空間監視	H15
117	富士川中流	鬼島カメラ	空間監視	H15
118	富士川上流	塩川大橋カメラ	空間監視	H21
119	富士川上流	堀切橋ガメラ	空間監視	H21
120	富士川上流	竜岡カメラ	空間監視	H21
121	富士川中流	清子カメラ	空間監視	H21
122	富士川中流	早川橋カメラ	空間監視	H21
123	富士川中流	下田原カメラ	空間監視	H21

124	笛吹川	亀甲橋下流カメラ	空間監視	H21
125	笛吹川	亀甲橋上流カメラ	空間監視	H21
126	笛吹川	重川橋カメラ	空間監視	H21
127	笛吹川	日川橋カメラ	空間監視	H21
128	富士川下流	右岸河口	空間監視	H24
129	富士川下流	新富士川橋	空間監視	H24

乙が設置した監視カメラ

番号	河川名	河川CCTVカメラ名称	監視種別	設置年度
1	荒川、相川	相川合流カメラ	空間監視	H18
2	荒川、沼川	沼川合流カメラ	空間監視	H18
3	荒川、沼川	沼川水門カメラ	施設監視	H18
4	荒川、四分川	四分川外カメラ	空間監視	H18
5	荒川、四分川	四分川内カメラ	施設監視	H18
6	荒川	穏池橋カメラ	空間監視	H19
7	滝戸川	滝戸川カメラ	空間監視	H19
8	平等川	平等川1カメラ	空間監視	H19
9	平等川、濁川	平等川2カメラ	空間監視	H19
10	境川	境川橋カメラ	空間監視	H19
11	濁川、大円川	大円川合流カメラ	空間監視	H19
12	芦川	芦川カメラ	空間監視	H19
13	滝沢川、坪川	滝沢川合流カメラ	空間監視	H19
14	坪川、長沢川	坪川カメラ	空間監視	H19
15	滝沢川	滝沢川カメラ	空間監視	H19
16	塩川	塩川カメラ	空間監視	H19
17	塩川	塩川上流カメラ	空間監視	H20

（161）静岡県との水防情報等に関する協定

附表第 31 表-1

静　岡　県　と　の　協　定

水防情報等に関する協定

山梨県（以下「甲」という。）と静岡県（以下「乙」という。）は、水防活動に係る雨量及び水位、その他の情報の交換等について次のとおり協定を締結する。

（対象河川）
第１条　対象とする河川は、山梨県と静岡県に流域を持ち、両県を跨ぐ河川を対象とする。

（情報等の交換）
第２条　甲及び乙は、各々が設置した雨量計及び水位計による観測値、被害が両県に及ぶことが予想される災害情報等、水防活動又は河川管理上必要な事項について、相互に協力して情報を交換するものとする。

（所管する窓口）
第３条　本協定を所管する窓口は次のとおりとし、情報連絡等の窓口は別表のとおりとする。
（１）山梨県　　山梨県県土整備部治水課
（２）静岡県　　静岡県交通基盤部河川砂防局土木防災課

（疑義の協議）
第４条　この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、その必要に応じその都度甲、乙協議のうえ定めるものとする。

附則
１　この協定は、締結の日から施行する。
２　昭和３９年７月２５日締結の山梨県と静岡県の協定書は、この協定の締結をもって廃止する。

この協定の証として本書２通を作成し、甲、乙双方が記名押印のうえ、各自その１通を保有する。

平成２４年３月１６日

甲　　山梨県知事　　横内正明

乙　　静岡県知事　　川勝平太

別表

山梨県と静岡県が平成２４年３月１６日付で締結した水防情報等に関する協定書について、第３条に規定する情報連絡等の窓口は次のとおりとする。

（１）山梨県

ア　山梨県県土整備部治水課
山梨県甲府市丸の内１－６－１
電　話　　０５５－２２３－１７０２
ﾌｧｯｸｽ　　０５５－２２３－１７０４
電子ﾒｰﾙ　chisui@pref.yamanashi.lg.jp

イ　山梨県峡南建設事務所身延河川砂防管理課
山梨県南巨摩郡身延町梅平２４８３－３０
電　話　　０５５６－６２－９０６２
ﾌｧｯｸｽ　　０５５６－６２－９０６９
電子ﾒｰﾙ　kn-kensetsu@pref.yamanashi.lg.jp

ウ　山梨県雨量・水位情報（インターネット）
http://www3.pref.yamanashi.jp/uryo-pub1/

（２）静岡県

ア　静岡県交通基盤部河川砂防局土木防災課
静岡県静岡市葵区追手町９－６
電　話　　０５４－２２１－２２４９（水防配備時　０５４－２２１－３２５９）
ﾌｧｯｸｽ　　０５５－２２１－３５６４（水防配備時　０５４－２２１－３２６０）
電子ﾒｰﾙ　dobokubousai@pref.shizuoka.lg.jp

イ　静岡県富士土木事務所維持管理課
静岡県富士市本市場４４１－１
電　話　　０５４５－６５－２２４９（水防配備時　０５４５－６５－２２３７）
ﾌｧｯｸｽ　　０５４５－６５－２２９４（水防配備時　０５４５－６５－２２７０）
電子ﾒｰﾙ　fujido-kanri@pref.shizuoka.lg.jp

ウ　静岡県雨量・水位等情報「サイポスレーダー」（インターネット）
http://sipos.shizuoka.jp/

(162) 神奈川県との水防情報等に関する協定

附表第 31 表-2

神 奈 川 県 と の 協 定

水 防 情 報 等 に 関 す る 協 定 書

山梨県知事山本栄彦（以下「甲」という。）と神奈川県知事松沢成文（以下「乙」という。）は、水防活動への利用に適合する情報の交換について次のとおり協定する。

（対象河川）

第１条　対象とする河川は、相模川水系相模川（桂川）、鶴川、道志川、秋山川及び金山川とする。

（情報等の交換）

第２条　甲及び乙は、気象庁予報警報規程（昭和２８年運輸省告示第６３号）第１６条に規定する注意報又は警報（以下「注意報等」という。）が神奈川県丹沢・津久井及び山梨県東部、富士五湖に発表され、山梨県又は神奈川県が配備体制を敷いたときは、第２条第２項の情報を交換するものとする。

２　交換する情報は、次のとおりとし、甲及び乙の別記に定める情報連絡の窓口から、水防計画書に定める様式により連絡を行う。

(1)　甲から連絡する事項

第１条に示した河川（金山川を除く。）の別記水位観測所における水位がはんらん注意水位に達したとき及びはんらん注意水位を下回ったとき、その状況。

(2)　乙から連絡する事項

ア　神奈川県相模ダム操作規程（平成１４年神奈川県企業管理規程第１３９号）の定めるところにより洪水吐ゲートの操作をしたとき、その状況。

イ　新田水位観測所（上野原市新田地先桂川）の水位がはんらん注意水位に達したとき及びはんらん注意水位を下回ったとき、その状況。

(3)　相互に連絡する事項

第１条に示した河川において、大規模な土砂崩落等河川管理上及び水防上必要な災害情報。

(4)　前３号のほか、甲または乙が必要とする情報

（情報等の窓口）

第３条　情報の交換の窓口は、次のとおりとする。

(1)　山梨県

ア　山梨県富士・東部建設事務所

山梨県大月市花咲１６０８－３

電話　　０５５４－２２－７８１６

ﾌｧｯｸｽ　０５５４－２２－７８１８

イ　山梨県富士・東部建設事務所吉田支所

山梨県富士吉田市上吉田１－２－５

電話　　０５５５－２４－９０４４

ﾌｧｯｸｽ　０５５５－２４－９０５２

(2)　神奈川県

ア　神奈川県津久井土木事務所

神奈川県相模原市津久井町中野９３７－２

電話　０４２－７８４－１１１１

ﾌｧｯｸｽ　０４２－７８４－７６９６

イ　神奈川県企業庁相模川水系ダム管理事務所

神奈川県津久井郡城山町城山２－９－１

電話　０４２－７８２－２２９６

ﾌｧｯｸｽ　０４２－７８２－２８３２

ウ　神奈川県企業庁相模川水系ダム管理事務所相模ダム管理所

神奈川県相模原市相模湖町与瀬２３９

電話　０４２－６８４－３５２１

ﾌｧｯｸｽ　０４２－６８４－３５２６

※　　相模ダム管理所は、相模ダム操作規程に定める出水警戒体制設置後に情報窓口を設置するものとする。

（疑義の協議）

第４条　この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた場合は、その必要に応じその都度甲、乙協議のうえ定めるものとする。

附　　則

1　この協定は、締結の日から施行する。

2　水防情報等に関する協定書（昭和６０年６月１日施行）は、廃止する。

この協定の成立を証するため本書２通を作成し、甲、乙双方が記名押印のうえ、各自その１通を保有する。

平成１８年１２月７日

甲　　山梨県知事　　山　本　栄　彦

乙　　神奈川県知事　　松　沢　成　文

別記　情報連絡の窓口

1　２条２項１号の甲から連絡する事項

河川名	水位観測所	連絡窓口（甲）	連絡窓口（乙）
桂川	強瀬	富士・東部建設事務所	津久井土木事務所 企業庁相模川水系ダム管理事務所
鶴川	巌島橋	富士・東部建設事務所	津久井土木事務所 企業庁相模川水系ダム管理事務所
道志川	大山橋	富士・東部建設事務所 吉田支所	津久井土木事務所
秋山川	秋山	富士・東部建設事務所	津久井土木事務所

2　２条２項２号の乙から連絡する事項

連絡窓口（乙）	連絡窓口（甲）
企業庁相模川水系ダム管理事務所 相模ダム管理所	富士・東部建設事務所

3　２条２項３号の相互に連絡する事項

河川名	連絡窓口（甲）	連絡窓口（乙）
桂川	富士・東部建設事務所	津久井土木事務所 企業庁相模川水系ダム管理事務所
鶴川	富士・東部建設事務所	津久井土木事務所 企業庁相模川水系ダム管理事務所
道志川	富士・東部建設事務所吉田支所	津久井土木事務所 企業庁相模川水系ダム管理事務所
秋山川	富士・東部建設事務所	津久井土木事務所 企業庁相模川水系ダム管理事務所
金山川	富士・東部建設事務所	津久井土木事務所 企業庁相模川水系ダム管理事務所

水防情報等に関する協定の一部を変更する協定

山梨県知事山本栄彦（以下「甲」という。）と神奈川県知事松沢成文（以下「乙」という。）との間で平成18年12月7日付けで締結した「水防情報等に関する協定」（以下「原協定」という。）について、その一部を下記のとおり変更する協定を締結する。

1　原協定第2条第2項に規定する別記中「神奈川県津久井土木事務所」を「神奈川県厚木土木事務所津久井センター」に改める。

2　原協定第3条第2号ア中「神奈川県津久井土木事務所」を「神奈川県厚木土木事務所津久井センター」に改める。

3　この変更協定は、平成22年4月1日から施行する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙双方が記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成22年3月31日

甲　山梨県知事　横内正明

乙　神奈川県知事　松沢成文

別記　情報連絡の窓口

1　２条２項１号の甲から連絡する事項

河川名	水位観測所	連絡窓口（甲）	連絡窓口（乙）
桂川	強瀬	富士・東部建設事務所	厚木土木事務所津久井センター 企業庁相模川水系ダム管理事務所
鶴川	巌島橋	富士・東部建設事務所	厚木土木事務所津久井センター 企業庁相模川水系ダム管理事務所
道志川	大山橋	富士・東部建設事務所 吉田支所	厚木土木事務所津久井センター
秋山川	秋山	富士・東部建設事務所	厚木土木事務所津久井センター

2　２条２項２号の乙から連絡する事項

連絡窓口（乙）	連絡窓口（甲）
企業庁相模川水系ダム管理事務所 相模ダム管理所	富士・東部建設事務所

3　２条２項３号の相互に連絡する事項

河川名	連絡窓口（甲）	連絡窓口（乙）
相模川 （桂川）	富士・東部建設事務所	厚木土木事務所津久井センター 企業庁相模川水系ダム管理事務所
鶴川	富士・東部建設事務所	厚木土木事務所津久井センター 企業庁相模川水系ダム管理事務所
道志川	富士・東部建設事務所吉田支所	厚木土木事務所津久井センター 企業庁相模川水系ダム管理事務所
秋山川	富士・東部建設事務所	厚木土木事務所津久井センター 企業庁相模川水系ダム管理事務所
金山川	富士・東部建設事務所	厚木土木事務所津久井センター 企業庁相模川水系ダム管理事務所

（163）山梨県県土整備部の河川監視カメラ映像データの日本放送協会（NHK）への提供に関する覚書

山梨県（以下「甲」という。）と日本放送協会（以下「乙」という。）は、甲が管理する河川監視カメラの映像データ（以下「映像データ」という。）を乙に提供を行うこと及び乙がこれらの映像データを報道等に活用することに関して、次のとおり覚書（以下「本覚書」という。）を締結する。

（目的）

１．　本覚書は、甲及び乙が相互協力し、甲は甲の管理する映像データを乙に提供し、乙がこれを報道等に活用することにより、河川の増水状況を周辺住民へ周知し、水害による被害の予防、迅速な避難等に役立てるために必要となる基本的事項について定めることを目的とする。

（情報の利用）

２．　乙及び乙のグループ会社は、甲が乙に提供する映像データを次に掲げる場合にのみ事前の甲の承諾なしに無償で使用することができるものとする。

（１）　大雨等により河川水位が上昇するなどの緊急時ならびに災害発生時において、住民への情報提供をする場合

（２）　平常時においても、防災意識を啓発するために映像を利用する場合

（甲から乙に提供する映像データ）

３．　甲から乙に提供することが可能な河川監視カメラの映像データは、別表１に示すとおりとし、甲が河川監視のため選択している２つの映像とする。

（システムの接続構成及び責任区間）

４．　甲から乙へ映像データを提供するためのシステム接続構成、障害が発生した際に甲及び乙が自らの責任で復旧しなければならない区間の範囲及びその分岐点（以下「責任分界点」という。）は別図１に示すとおりとする。

（経費の負担）

５．　甲から乙への映像データの伝送に係る経費（需用費等）は、別図１に示す責任分界点を基準として甲及び乙がそれぞれ負担する。

（映像データの公表）

６．　乙は甲から提供された映像データを含む資料等を使用する際には、使用した映像データの提供機関名（クレジット）として「山梨県」と表示することを原則とする。

（業務変更等に伴う処置）

７．　甲が業務変更等に伴い、映像データの仕様等に変更が生じた場合及び施設の保守、改修などにより、映像データの提供を停止する場合は、甲は事前に乙に連絡するものとし、障害発生時には可能な限り事前に乙に連絡するよう努めるものとする。

（映像データに関する障害）

８．　乙は、甲から提供された映像データに障害等を発見した場合は、甲に連絡するよう努めるものとする。

（連絡体制）

９．　甲乙相互の連絡窓口及び連絡手段については、別表２に示すとおりとし、これを変更する場合は文書（電子メールを含む）にて相手方に通知するものとする。

（映像データ提供に対する責任）

１０．乙は、受信する映像データが利用できない場合であっても、次の事項に掲げる場合は、その責任を甲に問わないものとする。

（１）天災その他の不可抗力に基づく機器の故障による、情報通信の停止又は異常値の送信

（２）保守・点検、設備の変更等による情報通信の停止

（映像データの他への提供の禁止）

１１．乙は甲の許可を得ることなく、提供を受けた映像データを第２条に定める場合を除き第三者へ提供してはならない。

（有効期間）

１２．本覚書の有効期間は、令和７年４月１日から令和８年３月３１日までとする。但し、期間満了の１ヶ月前までに、甲又は乙から何らかの意思表示がないときは、同一条件をもって、さらに１年間更新する。その後の期間についても同様とする。

（その他）

１３．本覚書に関する疑義及び本覚書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、甲と乙が協議してこれを解決するものとする。

（覚書の保管）

１４．本覚書の締結を証するため、本覚書２通を作成し、記名押印のうえ甲乙各自１通を保有するものとする。

令和７年３月２５日

（甲）

山梨県　県土整備部　部長

秋山　久　　印

（乙）

日本放送協会 甲府放送局 コンテンツセンター長

三柴　忠宏　　印

別表１　甲が提供可能な河川監視カメラの映像データ

①塩川（北杜市）	⑥芦川（市川三郷町）	⑪滝戸川（甲府市）
②塩川（韮崎市）	⑦相川（甲府市）	⑫濁川（甲府市）
③滝沢川（南アルプス市）	⑧沼川（甲府市）	⑬平等川（甲府市）
④坪川（富士川町）	⑨荒川・四分川（甲府市）	⑭境川（笛吹市）
⑤滝沢川（南アルプス市）	⑩荒川（甲府市）	⑮平等川（笛吹市）

別表２　映像データに関する障害連絡体制

甲の連絡窓口

県土整備部治水課

ＴＥＬ：055-223-1551　ＦＡＸ：055-223-1704

乙の連絡窓口

日本放送協会 甲府放送局 コンテンツセンター

ＴＥＬ：055-255-2113　ＦＡＸ：055-254-5627

別図１　映像データに係るシステム構成及び甲と乙の責任区間

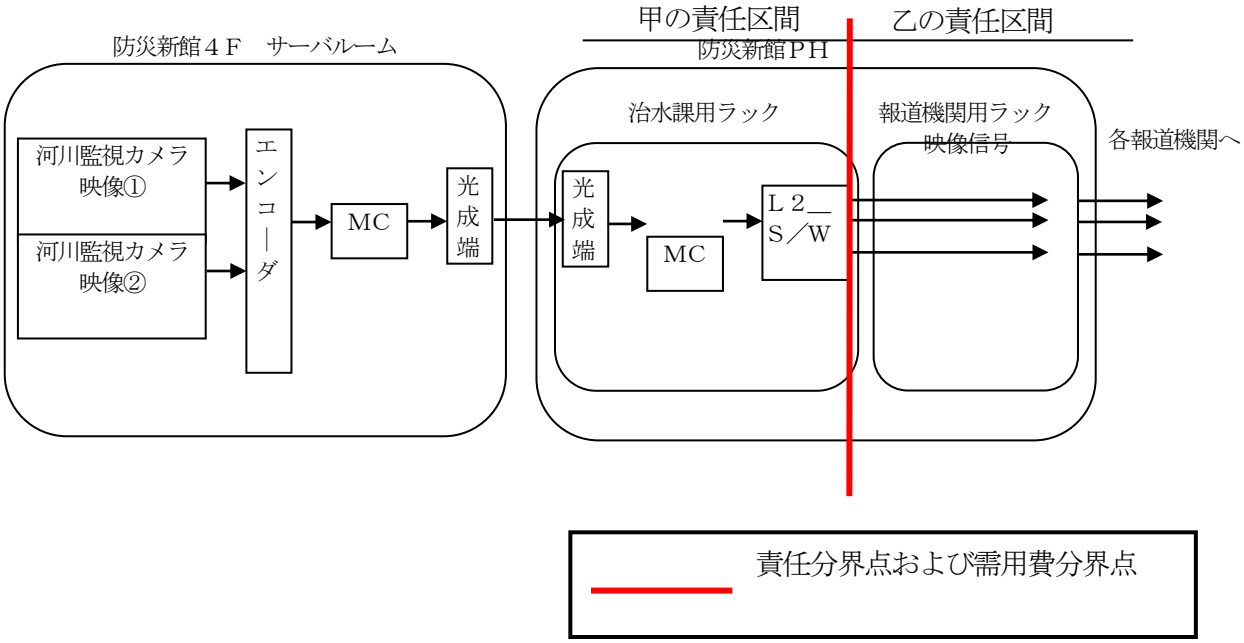

（164）山梨県県土整備部の河川監視カメラ映像データの株式会社テレビ山梨（UTY）への映像に関する覚書

山梨県（以下「甲」という。）と株式会社テレビ山梨（以下「乙」という。）は、甲が管理する河川監視カメラの映像データ（以下「映像データ」という。）を乙に提供を行うこと及び乙がこれらの映像データを報道等に活用することに関して、次のとおり覚書（以下「本覚書」という。）を締結する。

（目的）

１．　本覚書は、甲及び乙が相互協力し、甲は甲の管理する映像データを乙に提供し、乙がこれを報道等に活用することにより、河川の増水状況を周辺住民へ周知し、水害による被害の予防、迅速な避難等に役立てるために必要となる基本的事項について定めることを目的とする。

（情報の利用）

２．　乙及び乙のグループ会社は、甲が乙に提供する映像データを次に掲げる場合にのみ事前の甲の承諾なしに無償で使用することができるものとする。

（３）　大雨等により河川水位が上昇するなどの緊急時ならびに災害発生時において、住民への情報提供をする場合

（４）　平常時においても、防災意識を啓発するために映像を利用する場合

（甲から乙に提供する映像データ）

３．　甲から乙に提供することが可能な河川監視カメラの映像データは、別表１に示すとおりとし、甲が河川監視のため選択している２つの映像とする。

（システムの接続構成及び責任区間）

４．　甲から乙へ映像データを提供するためのシステム接続構成、障害が発生した際に甲及び乙が自らの責任で復旧しなければならない区間の範囲及びその分岐点（以下「責任分界点」という。）は別図１に示すとおりとする。

（経費の負担）

５．　甲から乙への映像データの伝送に係る経費（需用費等）は、別図１に示す責任分界点を基準として甲及び乙がそれぞれ負担する。

（映像データの公表）

６．　乙は甲から提供された映像データを含む資料等を使用する際には、使用した映像データの提供機関名（クレジット）として「山梨県」と表示することを原則とする。

（業務変更等に伴う処置）

７．　甲が業務変更等に伴い、映像データの仕様等に変更が生じた場合及び施設の保守、改修などにより、映像データの提供を停止する場合は、甲は事前に乙に連絡するものとし、障害発生時には可能な限り事前に乙に連絡するよう努めるものとする。

（映像データに関する障害）

８．　乙は、甲から提供された映像データに障害等を発見した場合は、甲に連絡するよう努めるものとする。

（連絡体制）

９．　甲乙相互の連絡窓口及び連絡手段については、別表２に示すとおりとし、これを変更する場合は文書（電子メールを含む）にて相手方に通知するものとする。

（映像データ提供に対する責任）
１０．乙は、受信する映像データが利用できない場合であっても、次の事項に掲げる場合は、その責任を甲に問わないものとする。
（１）天災その他の不可抗力に基づく機器の故障による、情報通信の停止又は異常値の送信
（２）保守・点検、設備の変更等による情報通信の停止

（映像データの他への提供の禁止）
１１．乙は甲の許可を得ることなく、提供を受けた映像データを第２条に定める場合を除き第三者へ提供してはならない。

（有効期間）
１２．本覚書の有効期間は、令和７年４月１日から令和８年３月３１日までとする。但し、期間満了の１ヶ月前までに、甲又は乙から何らかの意思表示がないときは、同一条件をもって、さらに１年間更新する。その後の期間についても同様とする。

（その他）
１３．本覚書に関する疑義及び本覚書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、甲と乙が協議してこれを解決するものとする。
（覚書の保管）
１４．本覚書の締結を証するため、本覚書２通を作成し、記名押印のうえ甲乙各自１通を保有するものとする。

令和７年３月２５日

（甲）
山梨県　県土整備部　部長
秋山　久　　印

（乙）
株式会社テレビ山梨 取締役報道制作局長
駒沢　克昭　　印

別表１　甲が提供可能な河川監視カメラの映像データ

①塩川（北杜市）	⑥芦川（市川三郷町）	⑪滝戸川（甲府市）
②塩川（韮崎市）	⑦相川（甲府市）	⑫濁川（甲府市）
③滝沢川（南アルプス市）	⑧沼川（甲府市）	⑬平等川（甲府市）
④坪川（富士川町）	⑨荒川・四分川（甲府市）	⑭境川（笛吹市）
⑤滝沢川（南アルプス市）	⑩荒川（甲府市）	⑮平等川（笛吹市）

別表２　映像データに関する障害連絡体制

甲の連絡窓口

県土整備部治水課

ＴＥＬ：055-223-1551　ＦＡＸ：055-223-1704

乙の連絡窓口

株式会社テレビ山梨　報道部

ＴＥＬ：055-232-1114　ＦＡＸ：055-237-4423

別図１　映像データに係るシステム構成及び甲と乙の責任区間

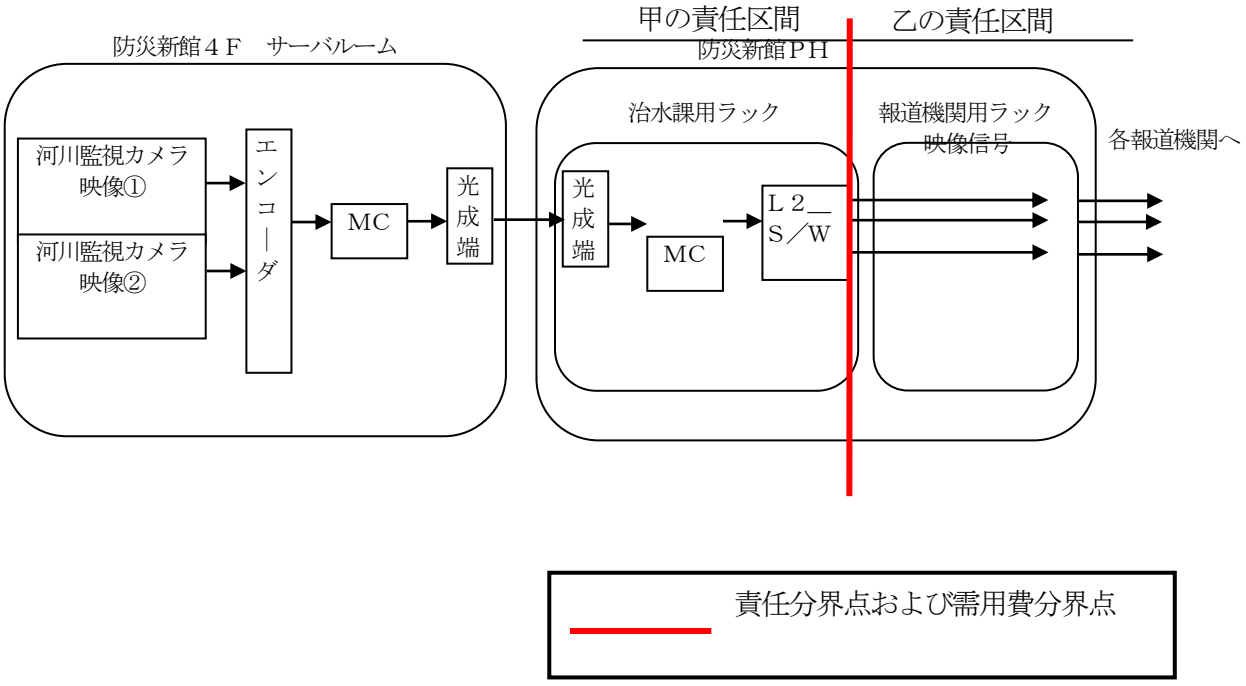

（165）山梨県県土整備部の河川監視カメラ映像データの株式会社山梨放送（YBS）への提供に関する覚書

山梨県（以下「甲」という。）と株式会社山梨放送（以下「乙」という。）は、甲が管理する河川監視カメラの映像データ（以下「映像データ」という。）を乙に提供を行うこと及び乙がこれらの映像データを報道等に活用することに関して、次のとおり覚書（以下「本覚書」という。）を締結する。

（目的）

1．　本覚書は、甲及び乙が相互協力し、甲は甲の管理する映像データを乙に提供し、乙がこれを報道等に活用することにより、河川の増水状況を周辺住民へ周知し、水害による被害の予防、迅速な避難等に役立てるために必要となる基本的事項について定めることを目的とする。

（情報の利用）

2．　乙及び乙のグループ会社は、甲が乙に提供する映像データを次に掲げる場合にのみ事前の甲の承諾なしに無償で使用することができるものとする。

（５）　大雨等により河川水位が上昇するなどの緊急時ならびに災害発生時において、住民への情報提供をする場合

（６）　平常時においても、防災意識を啓発するために映像を利用する場合

（甲から乙に提供する映像データ）

3．　甲から乙に提供することが可能な河川監視カメラの映像データは、別表１に示すとおりとし、甲が河川監視のため選択している２つの映像とする。

（システムの接続構成及び責任区間）

4．　甲から乙へ映像データを提供するためのシステム接続構成、障害が発生した際に甲及び乙が自らの責任で復旧しなければならない区間の範囲及びその分岐点（以下「責任分界点」という。）は別図１に示すとおりとする。

（経費の負担）

5．　甲から乙への映像データの伝送に係る経費（需用費等）は、別図１に示す責任分界点を基準として甲及び乙がそれぞれ負担する。

（映像データの公表）

6．　乙は甲から提供された映像データを含む資料等を使用する際には、使用した映像データの提供機関名（クレジット）として「山梨県」と表示することを原則とする。

（業務変更等に伴う処置）

7．　甲が業務変更等に伴い、映像データの仕様等に変更が生じた場合及び施設の保守、改修などにより、映像データの提供を停止する場合は、甲は事前に乙に連絡するものとし、障害発生時には可能な限り事前に乙に連絡するよう努めるものとする。

（映像データに関する障害）

8．　乙は、甲から提供された映像データに障害等を発見した場合は、甲に連絡するよう努めるものとする。

（連絡体制）

9．　甲乙相互の連絡窓口及び連絡手段については、別表２に示すとおりとし、これを変更する場合は文書（電子メールを含む）にて相手方に通知するものとする。

（映像データ提供に対する責任）
１０．乙は、受信する映像データが利用できない場合であっても、次の事項に掲げる場合は、その責任を甲に問わないものとする。
（１）天災その他の不可抗力に基づく機器の故障による、情報通信の停止又は異常値の送信
（２）保守・点検、設備の変更等による情報通信の停止

（映像データの他への提供の禁止）
１１．乙は甲の許可を得ることなく、提供を受けた映像データを第２条に定める場合を除き第三者へ提供してはならない。

（有効期間）
１２．本覚書の有効期間は、令和７年４月１日から令和８年３月３１日までとする。但し、期間満了の１ヶ月前までに、甲又は乙から何らかの意思表示がないときは、同一条件をもって、さらに１年間更新する。その後の期間についても同様とする。

（その他）
１３．本覚書に関する疑義及び本覚書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、甲と乙が協議してこれを解決するものとする。
（覚書の保管）
１４．本覚書の締結を証するため、本覚書２通を作成し、記名押印のうえ甲乙各自１通を保有するものとする。

令和７年３月２５日

（甲）
山梨県　県土整備部　部長
秋山　久　　印

（乙）
株式会社山梨放送 報道制作局 報道部長
小林　慶太　　印

別表１　甲が提供可能な河川監視カメラの映像データ

①塩川（北杜市）	⑥芦川（市川三郷町）	⑪滝戸川（甲府市）
②塩川（韮崎市）	⑦相川（甲府市）	⑫濁川（甲府市）
③滝沢川（南アルプス市）	⑧沼川（甲府市）	⑬平等川（甲府市）
④坪川（富士川町）	⑨荒川・四分川（甲府市）	⑭境川（笛吹市）
⑤滝沢川（南アルプス市）	⑩荒川（甲府市）	⑮平等川（笛吹市）

別表２　映像データに関する障害連絡体制

甲の連絡窓口

県土整備部治水課

ＴＥＬ：055-223-1551　ＦＡＸ：055-223-1704

乙の連絡窓口

株式会社山梨放送 報道制作局報道部

ＴＥＬ：055-231-3232　ＦＡＸ：055-231-3157

別図１　映像データに係るシステム構成及び甲と乙の責任区間

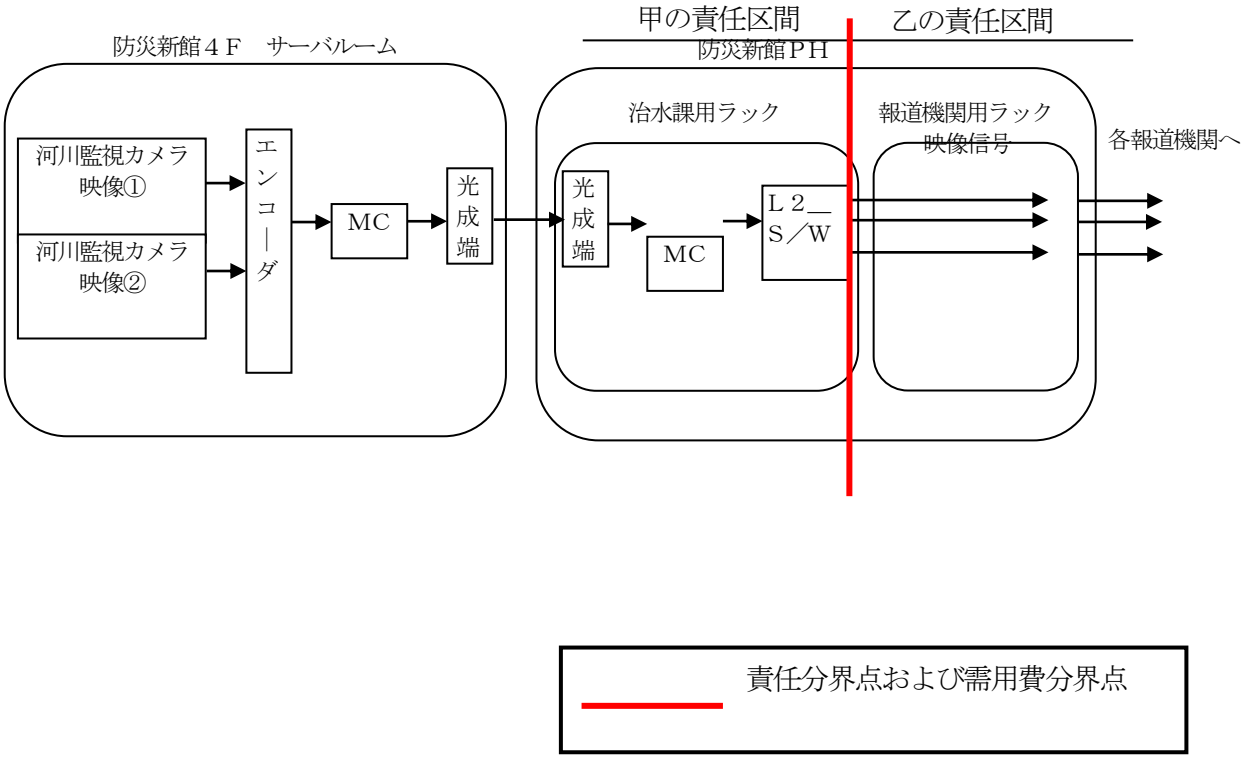

（166）災害時における下水道施設の技術支援協力に関する協定

災害時における下水道施設の技術支援協力に関する協定

山梨県（以下「甲」という。）と公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会関東支部（以下「乙」という。）は、甲の所管する下水道施設（以下「下水道施設」という。）が地震等の災害により被災した場合（以下「災害時」という。）における乙の技術支援協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、被災した下水道施設の早期復旧を図るため、甲に対する乙の技術支援協力に関する基本的事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　この協定において、災害とは、地震、豪雨、洪水、富士山噴火、その他甲が認める異常な自然現象により生ずる被害をいう。

（業務等の対象）

第３条　乙の技術支援協力は、災害時における被害状況の調査、応急復旧方法に関する助言及び災害査定資料の作成のほか甲が要請する業務（以下「業務」という。）であって、乙を構成する会員が対応可能な範囲とする。

（技術支援協力の要請）

第４条　甲は、技術支援協力の内容を明らかにした書面により、乙に対して要請を行うものとする。

２　乙は、前項の要請があった場合には、速やかに乙を構成する会員の中から、支援可能な会員（以下「支援協力者」という。）を書面により甲に対し通知する。

３　甲は、乙から前項の通知を受けた後、支援協力者の中から業務を実施する会員（以下「業務実施者」という。）を選定し、書面により業務実施者に技術支援協力を要請する。

４　甲は、前項の要請を行った場合には、乙に書面により通知する。

（委託契約の締結及び費用負担）

第５条　甲は、前条第３項により要請する技術支援協力の内容について、甲の基準により速やかに業務実施者と業務委託契約を締結するものとし、業務実施者は契約締結後速やかに業務を遂行するものとする。

２　業務実施に係る費用は、甲の負担とする。

３　第１項の業務委託契約書には、支払条件及び支払期限、完了報告、再委託の禁止、契約解除、その他甲が必要と認める事項を規定するものとする。

４　第１項の業務委託契約締結後に、契約変更が必要な事項が生じた場合には、甲と業務実施者は協議して業務委託契約を変更することができる。

（労災及び損害補償など）

第６条　業務実施中に労働災害が発生した場合は、業務実施者の労働者災害補償保険を適用するものとする。

２　業務実施中に、甲及び業務実施者の責に帰さない事由により、第三者に損害を及ぼした場合又は業務実施者に損害が生じた場合は、業務実施者は、その事実の発生後速やかに、その状況を書面により甲に報告しなければならない。

３　甲及び業務実施者は、前項の対応措置を協議して定めるものとする。

（連絡体制）

第７条　甲及び乙は、別紙連絡体制表を作成し、相互に共有しておくものとする。

２　連絡体制表に変更が生じた場合は、連絡体制表を更新し、共有しておくものとする。

（情報の保護）

第８条　甲、乙及び業務実施者は、この協定による活動を行うため、個人情報及び行政情報を取り扱う場合は、その情報の保護に努めなければならない。

（合同訓練）

第９条　甲及び乙は、必要に応じて情報伝達訓練等の合同訓練を行うものとする。

２　前項の合同訓練の時期および内容は、甲及び乙の協議により定める。

（協定の有効期間）

第10条　この協定は、協定の締結の日から令和７年３月３１日までとする。

２　甲又は乙から書面による協定終了の意思表示がない限り、さらに１年間その効力を継続するものとし、その後においても同様とする。

３　前２項にかかわらず、甲又は乙は、協議の上、この協定を破棄することができるものとする。

（補則）

第11条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲及び乙による協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙両者記名押印の上各自その１通を保有する。

令和６年１２月２７日

甲　　山梨県甲府市丸の内１丁目６番１号

山梨県知事　　長崎　幸太郎

乙　　東京都荒川区西日暮里５丁目２６番８号

公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会　関東支部

支部長　　菅原　一孝

別紙

【災害時における下水道施設の技術支援協力に関する協定】

令和6年12月27日

第7条に基づく連絡体制表

山梨県　県土整備部治水課下水道室			
【平常時】			
電　話: ○○-○○○-○○○			
ＦＡＸ: ○○-○○○-○○○			
E－mail: ○○○@pref.yamanashi.lg.jp			
時間外・休日連絡先【緊急時】			
職名	氏名	携帯番号	優先1
	携帯mail:	メールアドレス	
職名	氏名	携帯番号	優先2
	携帯mail:	メールアドレス	
職名	氏名	携帯番号	優先3
	携帯mail:	メールアドレス	

公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会関東支部			
【平常時】			
電　話: ○○-○○○-○○○			
ＦＡＸ: ○○-○○○-○○○			
E－mail: ○○○@suikon.or.jp			
時間外・休日連絡先【緊急時】			
職名	氏名	携帯番号	優先1
	携帯mail:	メールアドレス	
職名	氏名	携帯番号	優先2
	携帯mail:	メールアドレス	
職名	氏名	携帯番号	優先3
	携帯mail:	メールアドレス	

（167）山梨県と株式会社ローソンとの包括的連携に関する協定

山梨県（以下「甲」という。）と株式会社ローソン（以下「乙」という。）とは、相互の連携強化を図ることで山梨県内の活性化を推進するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条 この協定は、甲と乙が相互に密接な連携と協力をすることにより、地域の諸課題に迅速かつ的確に対応し、もって山梨県内の活性化を図ることを目的とする。

（連携事項）

第２条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

(1) 安全・安心の確保、災害対策に関すること。
(2) 地産地消、食育に関すること。
(3) 観光振興や県産品販路拡大に関すること。
(4) 子育てや青少年健全育成、高齢者の支援に関すること。
(5) 環境保全に関すること。
(6) 雇用促進に関すること。
(7) その他県内の活性化や住民サービスの向上に関すること。

２ 前項各号に定める事項を効果的に推進するため、甲と乙は定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、乙のフランチャイズ加盟店、店舗賃貸人、取引先その他利害関係人の同意を得られることを条件に、甲乙合意の上決定する。

（協定の見直し）

第３条 甲又は乙のいずれかから、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（期間）

第４条 この協定の有効期間は、締結日より１年間とする。なお、期間満了の１ヶ月前までに、甲又は乙より書面による特段の申し出がなければ、１年間更新するものとし、その後も同様に更新するものとする。

２ 甲又は乙のいずれかが、この協定の解約を申し出る場合、解約予定日の１ヶ月前までに書面によって相手方に通知することにより、この協定を解約できるものとする。

（疑義の決定）

第５条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し疑義等が生じたときは、甲乙誠意をもって協議し、これを取り決めるものとする。

以上、この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その１通を保有するものとする。

平成２０年６月２４日
甲： 山梨県甲府市丸の内一丁目６番１号
山梨県知事 横 内 正 明

乙： 東京都品川区大崎一丁目１１番２号
ゲートシティ大崎イーストタワー
株式会社ローソン代表取締役社長ＣＥＯ 新 浪 剛 史

（168）山梨県と株式会社セブン-イレブン・ジャパンとの地域活性化包括連携協定

山梨県（以下「甲」という。）と株式会社セブン-イレブン・ジャパン（以下「乙」という。）は、相互に連携を強化し、山梨県内の一層の活性化と県民サービスの向上に資するため、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条 この協定は、甲と乙が緊密な相互連携と協働による活動を推進することにより、地域の諸課題に迅速かつ的確に対応し、地域の活性化や県民サービスの向上を図ることを目的とする。

（連携事項）

第２条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

（１）山梨県の地産地消、オリジナル商品の販売・キャンペーンの実施に関すること。

（２）山梨県産の農林産物、加工品、工芸品の販売・活用に関すること。

（３）山梨県の県政情報・観光情報発信に関すること。

（４）健康増進・食育に関すること。

（５）環境問題対策に関すること。

（６）高齢者・障害者支援に関すること。

（７）子ども・青少年の健全育成に関すること。

（８）地域・暮らしの安全・安心に関すること。

（９）災害対策に関すること。

（10）その他、地域社会の活性化・住民サービスの向上に関すること。

２ 前項各号に定める事項を効果的に推進するため、甲と乙とは定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、乙のフランチャイズ加盟店の協力のもと、甲乙合意の上決定する。

（協定の見直し）

第３条 甲又は乙のいずれかから、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、その変更を行うものとする。

（期間）

第４条 この協定の有効期間は、締結日より１年間とする。なお、期間満了の１ヶ月前までに、甲又は乙より書面による特段の申し出がなければ、１年間更新するものとし、その後も同様に更新するものとする。

２ 甲又は乙のいずれかが、この協定の解約を申し出る場合、解約予定日の１ヶ月前までに書面によって相手方に通知することにより、この協定を解約できるものとする。

（疑義の決定）

第５条 この協定に定めのない事項又はこの協定の定める事項に関し疑義等が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その１通を保有するものとする。

平成２０年１１月５日
甲 山梨県甲府市丸の内1 丁目6 番1 号
山梨県知事 横内 正明

乙 東京都千代田区二番町8 番地８
株式会社セブン-イレブン・ジャパン
代表取締役社長ＣＯＯ 山口 俊郎

（169）山梨県とイオン株式会社との包括提携協定

山梨県（以下「甲」という。）とイオン株式会社（以下「乙」という。）は、相互に連携を強化し、山梨県内の一層の活性化と県民サービスの向上に資するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条 本協定は、甲及び乙が相互に緊密に連携しながら双方の資源を有効に活用した協働による活動を推進することにより、地域の諸課題に迅速かつ的確に対応し、山梨県の一層の活性化及び県民サービスの向上に資することを目的とする。

（連携事項等）

第２条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

（１）地産地消と山梨県産品の販路拡大に関すること。
（２）地域・暮らしの安全・安心に関すること。
（３）災害対策に関すること。
（４）県政情報の発信に関すること。
（５）観光の振興に関すること。
（６）健康増進・食育に関すること。
（７）環境の保全と創造に関すること。
（８）子育て支援及び青少年の健全育成に関すること。
（９）高齢者の支援及び障害をもつ人の支援に関すること。
（10）ＩＣカード等を活用した地域振興・社会貢献に関すること。
（11）その他、地域社会の活性化・住民サービスの向上に関すること。

２ 甲及び乙は、前項各号に定める事項を効果的に推進するため、甲と乙（乙の指定する乙の関係会社を含む）は定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲乙合意の上、決定する。

３ 乙は、本条に定める事項の一部を、甲との協議により乙の関係会社に実施させることができる。その場合、原則として、当該関係会社を当事者に加える契約により、各当事者の責任範囲を定めるものとする。

（協定の見直し）

第３条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（期間）

第４条 本協定の有効期間は、協定締結の日から１年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する１ケ月前までに、甲又は乙が書面により特段の申出を行わないときは、有効期間が満了する日から１年間この協定は更新され、その後も同様とする。

（その他）

第５条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し、疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲及び乙が記名捺印の上、各１通を保有する。

平成２３年 ２月 ７日

甲
山梨県甲府市丸の内一丁目６番１号
山梨県知事 横 内 正 明

乙
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目５番地１
イオン株式会社
代表執行役社長 岡 田 元 也

（170）山梨県と株式会社ファミリーマートとの包括的連携に関する協定

山梨県（以下「甲」という。）と株式会社ファミリーマート（以下「乙」という。）は、相互に連携を強化し、山梨県内における地域の一層の活性化と県民サービスの向上に資するため、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条 この協定は、甲と乙が緊密な相互連携と協働による活動を推進することにより、地域の諸課題に迅速かつ的確に対応し、地域の活性化や県民サービスの向上を図ることを目的とする。

（連携事項）

第２条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

（１）県産品の販売、オリジナル商品の開発・販売に関すること
（２）健康増進・食育に関すること
（３）観光情報・振興に関すること
（４）地域防災への協力に関すること
（５）地域の安全・安心に関すること
（６）子ども・青少年育成に関すること
（７）高齢者・障がい者支援に関すること
（８）環境対策・リサイクルに関すること
（９）企業の農園づくりに関すること
（10）その他、地域社会の活性化・住民サービスの向上に関すること

２ 前項各号に定める事項を効果的に推進するため、甲と乙とは定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、乙のフランチャイズ加盟店の協力のもと、甲乙合意の上決定する。

（協定の見直し）

第３条 甲又は乙のいずれかから、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、その変更を行うものとする。

（期間）

第４条 この協定の有効期間は、締結日より１年間とする。なお、期間満了の１ヶ月前までに、甲又は乙より書面による特段の申し出がなければ、１年間更新するものとし、その後も同様に更新するものとする。

２ 甲又は乙のいずれかが、この協定の解約を申し出る場合、解約予定日の１ヶ月前までに書面によって相手方に通知することにより、この協定を解約できるものとする。

（疑義の決定）

第５条 この協定に定めのない事項又はこの協定の定める事項に関し疑義等が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙それぞれ記名捺印の上、各自その１通を保有するものとする。

平成23年11月7日
甲　山梨県甲府市丸の内1 丁目6 番1 号
山梨県知事 横内 正明

乙 東京都豊島区東池袋3 丁目1 番1 号
株式会社ファミリーマート
代表取締役社長 上田 準二

（171）山梨県とヤマト運輸株式会社との包括的連携協定

山梨県（以下「甲」という。）とヤマト運輸株式会社山梨主管支店（以下「乙」という。）とは、山梨県内における、甲乙間の連携について以下のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）
第１条 本協定は、甲及び乙が、相互に連携を図り、協力して次条に定める事項（以下「連携事項」という。）を推進することにより、地域の活性化や県民サービスの向上を図ることを目的とする。

（連携事項）
第２条 連携事項は次の各号に定めるとおりとする。
（１）観光振興に関すること。
（２）山梨県産品の販路拡大に関すること。
（３）地域の安全・安心に関すること。
（４）高齢者・障がい者支援に関すること。
（５）子ども・青少年育成に関すること。
（６）災害対策に関すること。
（７）環境対策に関すること。
２ 前項各号に定める連携事項を効果的に推進するため、甲及び乙は定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施については、甲乙協議の上、別途書面にて定めるものとする。
３ 乙は、連携事項の一部を、甲との協議により乙の関係会社に実施させることができる。

（協定内容の変更）
第３条 甲又は乙のいずれかから、協定内容の変更を書面により申し出たときは、その都度協議の上決定する。

（期間）
第４条 本協定の有効期間は、本協定の締結日より１年間とする。なお、期間満了の１か月前までに、甲又は乙より書面による特段の申し出がなければ、１年間更新するものとし、その後も同様とする。
２ 甲又は乙のいずれかが、本協定の解約を申し出る場合、解約予定日の１か月前までに書面によって相手方に通知することにより、本協定を解約できるものとする。

（規定外事項）
第５条 本協定に定めのない事項又は本協定の各条項の解釈に関し疑義等が生じたときは、甲乙間で誠意をもって協議の上解決を図るものとする。

以上、本協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その１通を保有するものとする。

平成２５年１０月１０日
甲 山梨県甲府市丸の内一丁目６番１号
山梨県知事

乙 山梨県中巨摩郡昭和町築地新田９５番地
ヤマト運輸株式会社山梨主管支店長

（172）山梨県と佐川急便株式会社との地域活性化包括連携協定

山梨県（以下「甲」という。）と佐川急便株式会社（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化することにより、地域社会の発展及び活性化並びに県民サービスの向上に資するため、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

（目的）

第１条 本協定は、甲及び乙が、密接な相互連携及び協働により、地域の諸課題に迅速かつ適切に対応し、活力ある地域社会の形成と発展及び県民サービスの向上を図ることを目的とする。

（連携事項）

第２条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し協力する。

（１）観光振興及び観光情報の発信に関すること
（２）山梨県産品の流通・販売支援に関すること
（３）地域の安全・安心に関すること
（４）高齢者・障害者支援に関すること
（５）子ども・青少年の育成に関すること
（６）災害対策に関すること
（７）環境対策に関すること
（８）健康増進・食育に関すること
（９）その他、地域社会の活性化・県民サービス向上に関すること

２ 甲及び乙は、前項各号に定める連携事項に係る取組を効果的に推進するため、随時協議を行うものとし、具体的な取組内容及び実施方法は、甲乙協議の上、取組ごとに別途取り決める。

３ 甲及び乙は、前条各号に定める事項を推進するため、県内市町村等との連携が図られるよう努めるものとする。

４ 乙は、第１項に定める連携事項に係る取組の一部を、甲と協議の上、乙の関係会社に実施させることができる。

（期間）

第３条 本協定の有効期間は、本協定の締結日から１年間とする。ただし、期間満了の１ヶ月前までに甲又は乙のいずれか一方から相手方に対し書面による申し出がない限り、同一内容で１年間自動的に更新するものとし、以後も同様とする。

２ 甲又は乙のいずれかが、本協定の解約を希望する場合は、解約しようとする日の１ヶ月前までに書面をもって相手方に通知することで、本協定を解約することができる。

（協定の見直し）

第４条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（守秘義務）

第５条 甲及び乙は、本協定に基づく活動において、相手方から知り得た秘密情報について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に開示・漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合はこの限りではない。

（疑義の決定）

第６条 本協定に定めのない事項又は本協定の各条項の解釈につき疑義が生じた場合、甲乙は誠意をもって協議の上、これを決定するものとする。

以上、本協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その１通を保有するものとする。

平成２８年 ３月３０日

甲 山梨県甲府市丸の内１丁目６番１号
山梨県知事

乙 京都府京都市南区上鳥羽角田町６８番地
佐川急便株式会社取締役

（173）山梨県と三井住友海上火災保険株式会社との地域活性化包括連携協定

山梨県（以下「甲」という。）と三井住友海上火災保険株式会社（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化することにより、地域社会の安全・安心の向上及び産業の育成と振興並びに県民サービスの向上に資するため、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

（目的）

第１条 本協定は、甲及び乙が、相互の密接な連携及び協働により、地域の諸課題に迅速かつ適切に対応し、活力ある個性豊かな地域社会の形成と発展及び県民サービスの向上を図ることを目的とする。

（連携事項）

第２条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し協力する。

（１）地域の安全・安心に関すること
（２）災害及び防災対策に関すること
（３）県民の文化振興活動に関すること
（４）高齢者及び介護事業の支援に関すること
（５）県内中小企業の育成支援に関すること
（６）観光振興及び県産品の販路拡大に関すること
（７）農業マネジメントの支援に関すること
（８）その他、地域社会の安全・安心の向上及び県民サービス向上に関すること

２ 甲及び乙は、前項各号に定める連携事項に係る取組を効果的に推進するため、随時協議を行うものとし、具体的な取組内容及び実施方法は、甲乙協議の上、取組ごとに別途取り決める。

３ 甲及び乙は、前条各号に定める事項を推進するため、県内市町村等との連携が図られるよう努めるものとする。

４ 乙は、第１項に定める連携事項に係る取組の一部を、甲と協議の上、乙の関係会社に実施させることができる。

（期間）

第３条 本協定の有効期間は、本協定の締結日から１年間とする。ただし、期間満了の１ヶ月前までに甲又は乙のいずれか一方から相手方に対し書面による申し出がない限り、同一内容で１年間自動的に更新するものとし、以後も同様とする。

２ 甲又は乙のいずれかが、本協定の解約を希望する場合は、解約しようとする日の１ヶ月前までに書面をもって相手方に通知することで、本協定を解約することができる。

（協定の見直し）

第４条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（守秘義務）

第５条 甲及び乙は、本協定に基づく活動において、相手方から知り得た秘密情報について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に開示・漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合はこの限りではない。

（疑義の決定）
第６条 本協定に定めのない事項又は本協定の各条項の解釈につき疑義が生じた場合、甲乙は誠意をもって協議の上、これを決定するものとする。

以上、本協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙それぞれ記名の上、各自その１通を保有するものとする。

平成２９年 ２月３日

甲 山梨県甲府市丸の内１丁目６番１号
山梨県知事

乙 東京都千代田区神田駿河台三丁目９番地
三井住友海上火災保険株式会社
取締役社長

（174）山梨県と損害保険ジャパン日本興亜株式会社との地方創生の推進に係る包括連携に関する協定

山梨県（以下「甲」という。）と損害保険ジャパン日本興亜株式会社（以下「乙」という。）は、山梨県の地方創生の推進に向けて、互いに連携・協力することに合意し、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第１条 本協定は、甲及び乙が相互に連携及び協力し、双方の保有する資源を有効に活用することにより、山梨県における地方創生の推進に向けた、地域社会の発展及び活性化、並びに県民の安全・安心・健康の向上等に資することを目的とする。

（連携及び協力事項）
第２条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。
（１）安全・安心・健康で暮らせる地域づくりに関すること。
（２）防災及び減災に関すること。
（３）観光振興及び県産品の販路拡大に関すること。
（４）定住・移住促進に関すること。
（５）高齢者及び介護事業の支援に関すること。
（６）経営発展を目指す企業等への支援に関すること。
（７）子育て支援・男女共同参画等に関すること。
（８）その他、地方創生の推進に関すること。
２ 甲及び乙は、前項各号に定める連携事項を効果的に推進するため、随時協議を行うものとし、具体的な実施については、甲乙協議の上、決定するものとする。
３ 甲及び乙は、第１項各号に定める事項を推進するため、県内市町村等との連携が図られるように努めるものとする。

（情報保護）
第３条 甲及び乙は、本協定に基づく活動を実施するに当たり、相手方から知り得た情報について、本協定の期間中はもとより本協定の終了後も第三者に対し開示し、又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合又は法令により開示を求められた場合は、この限りでない。

（協定の見直し）
第４条 甲又は乙のいずれかが、本協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（協定期間）
第５条 本協定の期間は、本協定の締結の日から平成３０年３月３１日までとする。ただし、本協定の期間の満了の日までに甲乙のいずれかから特段の意思表示がない限り、同一の内容で１年間更新され、その後も同様に扱う。

（疑義の協議）
第６条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し、疑義が生じた場合は、甲及び乙は誠意を持って協議し、これを決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書を２通作成し、甲乙両者押印の上、各自その１通を保有する。

平成２９年１１月２７日
甲 山梨県甲府市丸の内１丁目６番１号
山梨県知事

乙 東京都新宿区西新宿１丁目２６番１号
損害保険ジャパン日本興亜株式会社
執行役員 甲信越本部長

（175）山梨県と明治安田生命保険相互会社との包括連携に関する協定

山梨県（以下「甲」という。）と明治安田生命保険相互会社（以下「乙」という。）は、互いに連携し、県民が明るく希望に満ち、安心して暮らせる社会の実現に向けた県民サービスの向上に資するため、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第１条 本協定は、甲及び乙が、相互の密接な連携及び協働により、地域の諸課題に迅速かつ適切に対応し、活力ある個性豊かな地域社会の形成と発展及び県民サービスの向上を図り、県民が安心して暮らせる社会の実現に資することを目的とする。

（連携事項）

第２条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

（１）安全・安心・健康で暮らせる地域づくりに関すること。

（２）防災及び減災に関すること。

（３）観光振興及び県産品の販路拡大に関すること。

（４）高齢者及び介護事業の支援に関すること。

（５）経営発展を目指す企業等への支援に関すること。

（６）子育て支援・男女共同参画等に関すること。

（７）その他、県民が安心して暮らせる社会の実現に関すること。

２ 甲及び乙は、前項各号に定める連携事項に係る取り組みを効果的に推進するため、随時協議を行うものとし、具体的な取り組み内容及び実施方法は、甲乙協議の上、取組ごとに別途取り決める。

３ 甲及び乙は、前条各号に定める事項を推進するため、県内市町村等との連携が図られるよう努めるものとする。

４ 乙は、第１項各号に定める連携事項に係る取組の一部を、甲と協議の上、乙の関係会社に実施させることができる。

（守秘義務）

第３条 甲及び乙は、前条定める協力により知り得た個人情報やその他プライバシー等の情報を他に漏らしてはならない。

２ 甲及び乙は、前条に定める協力事項等の検討及び実施により知り得た相手方の非公開情報を、相手方の事前の書面による承認を得ずに、第三者に開示又は提供等してはならない。なお、情報の開示又は提供等に当たっては、法令及び条例の定めるところによるものとする。

３ 甲及び乙は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に定める秘密保持の責務を負うものとする。

（協定の変更及び解除）

第４条 本協定の履行に関して特別の事情が生じた場合は、甲及び乙が協議の上、本協定を変更し、又は解除できるものとする。

（有効期間）

第５条 本協定の有効期間は、本協定の締結日から１年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の１ヶ月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わないとき

は、有効期間が満了する日の翌日から１年間更新され、その後も同様とする。
２ 甲又は乙のいずれかが、本協定の解約を希望する場合は、解約しようとする日の１ヶ月前までに書面をもって相手方に通知することで、本協定を解約することができる。

（協議）
第６条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合、甲乙は誠意をもって協議の上、これを決定するものとする。

以上、本協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲及び乙が署名の上、各自その１通を保有するものとする。

平成３０年１０月１１日
甲 山梨県甲府市丸の内１－６－１
山梨県知事
乙 東京都千代田区丸の内２－１－１
明治安田生命保険相互会社 常務執行役

（176）山梨県と株式会社クスリのサンロードとの包括連携に関する協定

山梨県（以下「甲」という。）と株式会社クスリのサンロード（以下「乙」という。）は、県民が健康的で安心して暮らせる社会の実現に向け、相互に連携し、県民サービスの向上を図るため、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第１条 本協定は、甲及び乙が、相互の密接な連携及び協働により、地域の諸課題に迅速かつ適切に対応し、県民が健康的で安心して生活できる環境づくりを目的とする。

（連携事項）

第２条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

（１）防災及び減災に関すること。

（２）地域の安全・安心に関すること。

（３）高齢者及び介護事業の支援に関すること。

（４）健康増進・食育に関すること。

（５）観光振興に関すること。

（６）環境対策に関すること。

（７）山梨の未来を担う子どもの育成に関すること。

（８）その他県民が安心して暮らせる社会の実現に関すること。

２ 甲及び乙は、前項各号に定める連携事項に係る取組を効果的に推進するため、随時協議を行うものとし、具体的な取組内容及び実施方法は、甲乙協議の上、取組ごとに別途取り決める。

３ 甲及び乙は、前条各号に定める事項を推進するため、県内市町村等との連携が図られるよう努めるものとする。

４ 乙は、第１項各号に定める連携事項に係る取組の一部を、甲と協議の上、乙の関係会社に実施させることができる。

（守秘義務）

第３条 甲及び乙は、前条定める協力により知り得た個人情報やその他プライバシー等の情報を他に漏らしてはならない。

２ 甲及び乙は、前条に定める協力事項等の検討及び実施により知り得た相手方の非公開情報を、相手方の事前の書面による承認を得ずに、第三者に開示又は提供等してはならない。なお、情報の開示又は提供等に当たっては、法令及び条例の定めるところによるものとする。

３ 甲及び乙は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に定める秘密保持の責務を負うものとする。

（協定の変更及び解除）

第４条 本協定の履行に関して特別の事情が生じた場合は、甲及び乙が協議の上、本協定を変更し、又は解除できるものとする。

（有効期間）

第５条 本協定の有効期間は、本協定の締結日から１年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の１か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から１年間更新され、その後も同様とする。

２　甲又は乙のいずれかが、本協定の解約を希望する場合は、解約しようとする日の１か月前までに書面をもって相手方に通知することで、本協定を解約することができる。

（協議）

第６条　本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合、甲乙は誠意をもって協議の上、これを決定するものとする。

以上、本協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲及び乙が署名の上、各自その１通を保有するものとする。

令和３年４月８日

甲　山梨県甲府市丸の内１－６－１
山梨県知事

乙　山梨県甲府市後屋町４５２
株式会社クスリのサンロード
代表取締役社長

（177）山梨県と東京薬科大学との包括連携協定書

山梨県（以下「甲」という。）と東京薬科大学（以下「乙」という。）は、相互の連携・協力に関して、次のとおり包括連携協定（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）
第１条 この協定は、甲と乙が相互に連携・協力に努め、人的・知的資源の交流及び活用を図ることで、地域に貢献できる薬剤師等の人材を育成するとともに、地域の活性化、地域課題の解決とそれに資する教育・研究等、相互の発展に寄与することを目的とする。

（連携・協力事項）
第２条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に定める事項について相互に連携・協力する。
（１）山梨県内における薬剤師の確保に関すること
（２）薬剤師の生涯学習に関すること
（３）理系人材の育成に関すること
（４）薬学・生命科学領域における調査・研究に関すること
（５）産業振興に関すること
（６）災害時における支援に関すること
（７）その他、甲と乙が協議して必要と認める事項

（連絡調整）
第３条 甲と乙は、前条各号に定める事項を効果的に推進するため、それぞれに連絡調整窓口を設置し、適宜協議を行う。

（守秘義務）
第４条 甲と乙は、本協定に基づく事業を実施するにあたり、相手方から知り得た情報のうち、秘密である旨の指定を受けたものについて守秘し、これを第三者に対し開示し、又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合又は法令により開示を求められた場合はこの限りではない。
なお、本条項に定める義務は、期間満了後も存続するものとする。

（協定期間）
第５条 本協定の有効期間は、協定書の締結から令和７年３月３１日までとする。
ただし、本協定の有効期間満了の１か月前までに甲乙いずれからも特段の意思表示がない場合、本協定は期間満了の翌日から起算して更に１か年更新するものとし、その後も同様とする。

（疑義の決定）
第６条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じた事項については、甲と乙が誠意を持って協議して解決するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を２通作成し、甲乙署名のうえ、各自その１通を保有するものとする。

令和６年３月１３日
甲　山梨県甲府市丸の内一丁目６番１号
山梨県知事

乙　東京都八王子市堀之内１４３２番地１
東京薬科大学
学長

（178）生活必需物資及び医薬品等の調達に関する協定書

生活必需物資及び医薬品等の調達に関する協定書

山梨県（以下「甲」という。）とコストコホールセールジャパン株式会社（以下「乙」という。）との間に、南アルプス倉庫店（以下「乙の店舗」という）における災害救助に必要な生活必需物資及び医薬品等（以下「物資」という。）の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）
第１条　甲は次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、物資の供給を要請することができる。

（１）山梨県内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
（２）山梨県以外の災害救助のため、国又は関係都道府県から、物資の調達あっせんを要請されたとき。

（物資の範囲）
第２条　甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、要請時点で乙が調達・製造可能な物資とする。

（１）食料品
（２）飲料水
（３）日用品
（４）医薬品
（５）医療機器
（６）その他甲が指定する物資

（要請の方法）
第３条　甲の要請は、物資発注書（別紙第１号様式）をもって行うものとする。ただし、急施を要する場合は口頭により要請し、その後速やかに物資発注書を交付するものとする。

（要請事項の措置）
第４条　乙は、甲から前条の要請を受けたときは、要請事項について速やかに適切な措置を講ずるものとする。なお、乙の店舗で保有する物資は基本的に地域住民に供給するため、対応可能な範囲とする。ただし、次の事項に該当する場合は、この限りではない。

（１）災害により供給能力が低減した場合
（２）災害により他の優先義務が発生した場合
（３）乙が被災した場合
（４）乙が既存会員を優先すべきと判断した場合

２　乙は前項の措置を講じた場合には、その状況を物資可能数量・措置の状況報告書（別紙第２号様式）により甲に報告するものとする。

（引渡し）
第５条　物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙又は乙の指定する者が行うものとする。ただし、乙又は乙の指定する者の運搬が困難な場合は、甲又は甲の指定する者が行う。

２　甲は引渡し場所に職員を派遣し、物資を確認の上引渡しを受けるものとする。

３　甲は、前項の引渡しに係る事務を市町村長に代行させることができる。

４　乙は物資の引渡し終了後、速やかに次に掲げる事項を文書により甲に報告するものとする。

（１）引渡しの日時及び場所
（２）引渡しに係る物資の品目及び数量

（車両の通行）
第６条　甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、その用に供する車両を緊急又は優先車両として通行できるように支援するものとする。

（費用負担等）
第７条　乙が供給した物資の対価は甲が負担するものとし、その物資の価格は災害発生直前における適正な価格（災害発生前の取引については取引時の価格）を基準として甲乙協議して定めるものとする。

２　乙が供給した物資の引渡し場所までの運搬に要する費用は、甲が負担するものとする。

（費用の支払）
第８条　甲が引渡しを受けた物資の対価及び乙の運搬に要した費用は、乙からの請求後１か月以内に、甲又は甲の指定する地方公共団体から支払うものと

する。なお、期限内に支払うことが不可能な場合が生じたときは、第１１条の規定に基づき協議を行う。

（連絡責任者の報告）
第９条　甲及び乙は、この協定の成立に係る連絡責任者を協定締結後すみやかに連絡責任者届（別紙第３号様式）により相手方に報告するものとする。また、変更があった場合については、直ちに相手方に報告するものとする。

（保有数量報告）
第10条　乙は、この協定の成立の日現在の物資保有数量を物資保有数量報告書（別紙第４号様式）により、甲に報告するものとする。

（協議）
第11条　この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）
第12条　この協定は、成立の日から１年間その効力を有するものとし、有効期間満了日までに双方いずれからも意思表示がないときには更新されたものとし、以後も同様とする。

（解約）
第13条　この協定を解約する場合は、甲乙いずれか一方が解約日１か月前までに、文書をもって相手方に協定の終了を通知するものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

令和７年１１月２８日

甲　山梨県甲府市丸の内一丁目６番１号
山梨県知事　長　崎　幸太郎

乙　千葉県木更津市瓜倉３６１番地
コストコホールセールジャパン株式会社
代表取締役　ケン・テリオ

（第１号様式）

令和　　年　　月　　日

物　資　発　注　書

コストコホールセール南アルプス倉庫店
倉庫店長　　殿

山梨県知事

災害時における物資の調達要請について

生活必需物資及び医薬品等の調達に関する協定書第３条に基づき、下記のとおり要請します。

なお、同協定書第４条第２項の規定により、本要請に対する貴社の措置状況を報告願います。

記

要請する物資

要請期日	要請品目	要請数量	搬入希望場所

※　要請数量は、１日あたり数量とする。

問い合わせ先
山梨県産業政策部産業政策課
産業企画担当
電話　055-223-1532
FAX　055-223-1534
担当

（第２号様式）

令和　　年　　月　　日

物資可能数量・措置の状況報告書

山梨県知事　　殿

コストコホールセール南アルプス倉庫店
倉庫店長
（担当部署）

生活必需物資及び医薬品等の調達に関する協定書第４条第２項に基づき、物資可能数量・措置の状況を下記のとおり報告します。

記

１．調達可能数量

発災直後		発災後３日以降	
品　名	調達可能数量	品　名	調達可能数量
（調理不要の食品）		（主食＋副食品）	
おむすび ペットボトル （水、お茶等） カップラーメン その他		おむすび 弁　当 缶　詰 カップラーメン カップ味噌汁 ペットボトル （水、お茶等） その他	
石鹸（　　）洗剤（　　）生理用品（　　）ティッシュ（　　） 乾電池（　　）ライター（　　）割り箸（　　）スプーン（　　） *トイレットペーパー（　　）歯ブラシ（　　）歯磨き粉（　　）* *コップ（　　）ポリ袋（　　）* ※その他 （　　）（　　）（　　）（　　） （　　）（　　）（　　）（　　） （　　）（　　）（　　）（　　）			

注：協定書第４条による報告は、被災がないと想定した場合の１日あたりの最大調達・製造可能数量の概数を記入する。

２　物資の搬入場所（いずれかに○をつける）
(ア) 山梨県災害対策本部まで当社が搬入する。
(イ) 当社指定場所で山梨県に引渡し。
(ウ) その他（山梨県が指定する場所で引渡し等）

３　物資の搬入方法
（ア）陸路　（イ）空路　（ウ）その他

（第３号様式）

連　絡　責　任　者　届

【山梨県】

１　連絡責任者

役職・氏名	
Ｔ　Ｅ　Ｌ	
携帯ＴＥＬ	
Ｆ　Ａ　Ｘ	

２　時間外及び休日の場合の連絡先

項　　目	第１連絡先	第２連絡先
役職・氏名		
Ｔ　Ｅ　Ｌ		
携帯ＴＥＬ		
Ｆ　Ａ　Ｘ		

３　勤務時間及び休日

・勤務時間：午前　　時　　分　～　午後　　時　　分

・休　　日：

【コストコホールセール南アルプス倉庫店】

１　連絡責任者

役職・氏名	
Ｔ　Ｅ　Ｌ	
携帯ＴＥＬ	
Ｆ　Ａ　Ｘ	

２　時間外及び休日の場合の連絡先

項　　目	第１連絡先	第２連絡先
役職・氏名		
Ｔ　Ｅ　Ｌ		
携帯ＴＥＬ		
Ｆ　Ａ　Ｘ		

３　勤務時間及び休日

・勤務時間：午前　　時　　分　～　午後　　時　　分

・休　　日：

（第４号様式）

令和　　年　　月　　日

物資保有数量報告書

山梨県知事　　殿

コストコホールセール南アルプス倉庫店
倉庫店長
（担当部署）

生活必需物資及び医薬品等の調達に関する協定書第１０条に基づき、令和　年　月　日現在の物資保有数量を下記のとおり報告します。

記

品　　名	保有数量	備　　考

（注）数量については、単位を付してください。

9　防災資機材および応急給水用施設等の保有数

（1）　地方連絡本部および県立防災安全センターにおける防災資機材等の保有数（令和８年１月時点）

		中北地域 県民センター	峡東地域 県民センター	峡南地域 県民センター		富士・東部地域 県民センター	東八代合庁	県本部	県立防災 安全センター	ロジパーク	合計
		北巨摩合庁	東山梨合庁	南巨摩合庁	西八代合庁	南都留合庁	同上	防災新館	同上	同上	
備蓄資機材											
水循環型シャワー	台	1	1	1		1		1	1		6
浄水器	台	1	1	1		1		1	14		19
携帯トイレ	ｾｯﾄ	2,500	2,748	1,600	1,000	2,500			2,500		12,848
簡易トイレ	台	5	5	2	3	5		1			21
要配慮者用簡易トイレ	台	2	2	2		2					8
組立型仮設トイレ	基	1	1	1		1		2	2		8
毛布	枚	2,390	1,200	1,200		1,190	3,640	540	2,460		12,620
ハイブリッド発電機（3200W）	台	10	10	8		10		10	27		75
ハイブリッド発電機（3100W）	台	1	1	1	1	1		1	1		7
ハイブリッド発電機（1700W）	台	6	4	4	4	4		9	4		35
投光器（三脚付き）	台	9	5	5	2	14		15	20		70
コードリール	台		8			5			77		90
ブルーシート	枚	793	810	800		760			660		3,823
テント	張						9		21		30
担架	台								67		67
リヤカー	台								2		2
一輪車	台								1		1
段ボールベッド	ｾｯﾄ									1,709	1,709
段ボール間仕切り	ｾｯﾄ									1,154	1,154

（２）応急給水用施設・資機材市町村別保有数

令和６年３月１日現在

種別	能力	保有数	所管
浄水池	15,700 m3	1 池	甲府市上下水道局
配水池	13,360 m3	1 池	〃
〃	1,800 m3	1 池	〃
〃	600 m3	1 池	〃
〃	8,000 m3	1 池	〃
〃	6,280 m3	1 池	〃
〃	99 m3	1 池	〃
〃	1,800 m3	1 池	〃
〃	84 m3	1 池	〃
〃	467 m3	1 池	〃
〃	163 m3	1 池	〃
〃	8,500 m3	1 池	〃
〃	12,000 m3	1 池	〃
〃	200 m3	1 池	〃
〃	1,030 m3	1 池	〃
非常用貯水槽	100 m3	1 基	〃
〃	75 m3	1 基	〃
〃	70 m3	1 基	〃
〃	60 m3	1 基	〃
〃	55 m3	1 基	〃
〃	50 m3	1 基	〃
〃	45 m3	1 基	〃

種別	能力	保有数	所管
非常用貯水槽	80 m3	1 基	甲府市
〃	75 m3	2 基	〃
〃	65 m3	1 基	〃
〃	60 m3	10 基	〃
〃	50 m3	2 基	〃
〃	45 m3	1 基	〃
〃	40 m3	5 基	〃
浄水機		41 台	〃
給水タンク	1.5 m3	5 台	甲府市上下水道局
ウォーターボール	0.5 m3	19 台	〃
給水タンク車		2 台	〃
給水車	2 m3	1 台	〃
〃	3 m3	1 台	〃
〃	1.1 m3	1 台	〃
設置型給水タンク	1 m3	24 基	〃
仮設給水栓		5 台	〃
飲料水兼用耐震貯水槽	60 ㎥	9 基	甲斐市
給水ﾀﾝｸ	1.0 ㎥	4 台	甲斐市水道事務所
ろ水機	1.4 ㎥/ｈ	8 台	甲斐市
飲料水運搬ﾎﾟﾘ容器	10.0 ﾘｯﾄﾙ	7,850 個	〃
飲料水運搬ﾎﾟﾘ容器	6.0 ﾘｯﾄﾙ	1,200 個	〃
緊急遮断弁付耐震配水池	1,500 ㎥	1 基	甲斐市水道事務所
配水池	1,000 ㎥	3 基	〃
配水池	2,200 ㎥	1 基	〃
配水池	3,000 ㎥	2 基	〃
緊急遮断弁付耐震配水池	715 ㎥	1 基	〃
緊急遮断弁付耐震配水池	200 ㎥	2 基	〃
配水池	400 ㎥	1 基	〃
緊急遮断弁付耐震配水池	1,000 ㎥	1 基	〃

種別	能力	保有数	所管
配水池	1,300 m3	1 基	中央市水道課
簡易給水タンク	1 m3	6 基	〃
配水池	2,650 m3	1 基	〃
給水タンク	2 m3	1 基	〃
給水車	2 m3	1 台	〃
簡易給水タンク	1 m3	1 個	中央市豊富簡易水道
非常用貯水池(飲料水兼用耐震性)	100 t	1 基	〃
配水池	100 m3	1 基	〃
浄水機	2,500 ﾘｯﾄﾙ/h	5 台	昭和町企画財政課
給水タンク	1,000 ﾘｯﾄﾙ	2 基	〃
ポリ袋	4 ﾘｯﾄﾙ	4,000 枚	〃
非常用貯水池(飲料水兼用耐震性)	100 t	1 基	〃
〃	60 t	1 基	〃
配水池	2,315 ㎥	1 基	韮崎市上下水道課
〃	4,300 ㎥	1 基	〃
仮設給水栓		1	〃
非常用水袋	6 ﾘｯﾄﾙ	1 基	〃
配水池	1,500 m3	1 基	南アルプス市上下水道局
〃	900 m3	1 基	〃
〃	2,500 m3	2 基	〃
〃	1,400 m3	2 基	〃
〃	1,800 m3	1 基	〃
〃	110 m3	1 基	〃
〃	50 m3	1 基	〃
〃	3,800 m3	1 基	〃
〃	3,000 m3	1 基	〃
〃	1,200 m3	1 基	〃
〃	1,000 m3	1 基	〃
〃	410 m3	1 基	〃
飲料水件用貯水池	100 m3	2 基	南アルプス市防災危機管理課

種別	能力	保有数	所管
給水車	4 m3	1 台	南アルプス市 上下水道局
〃	2 m3	1 台	〃
給水タンク	2 m3	2 基	〃
〃	1 m3	2 基	〃
ポリタンク	500 ﾘｯﾄﾙ	30 個	南アルプス市防災危機管理課
〃	300 ﾘｯﾄﾙ	1 個	〃
貯水のう	5 m3	1 基	〃
非常用水袋	6 ﾘｯﾄﾙ	4,500 個	南アルプス市上下水道局
〃	6 ﾘｯﾄﾙ	3,700 個	南アルプス市防災危機管理課
耐震性貯水槽	100 m3	1 基	北杜市地域課
〃	48 m3	1 基	〃
ろ水機	1 m3/h	2 台	〃
給水タンク	1 m3	1 個	北杜市上水道課
ポリタンク	0.5 m3	4 個	〃
ろ水機	1.3 m3/h	5 台	北杜市地域課
給水タンク	1.5 m3/h	1 台	北杜市上水道課
ポリタンク	600 ﾘｯﾄﾙ	1 個	〃
浄水機	1 m3/h	1 台	北杜市地域課
ポリタンク	500 ﾘｯﾄﾙ	1 個	北杜市上水道課
緊急遮断弁付配水池	830 m3	1 基	〃
〃	1,000 m3	1 基	〃
〃	144 m3	1 基	〃
〃	102 m3	1 基	〃
〃	399 m3	1 基	〃
〃	302 m3	1 基	〃
〃	1,020 m3	1 基	〃
〃	1,124 m3	1 基	〃
〃	1,014 m3	1 基	〃
〃	1,014 m3	1 基	〃
〃	700 m3	1 基	〃
〃	1,000 m3	1 基	〃
〃	200 m3	1 基	〃
			2

種別	能力	保有数	所管	種別	能力	保有数	所管
緊急遮断弁付耐震配水池	1,160 m3	1 基	北杜市上水道課	給水タンク	1.5 m3	1 個	北杜市地域課
〃	360 m3	1 基	〃	〃	2 m3	1 個	〃
〃	500 m3	1 基	〃	ろ過機	1 m3/h	4 台	〃
〃	600 m3	1 基	〃	〃	2 m3/h	1 台	〃
〃	42 m3	1 基	〃	ろ水機	1 m3/h	20 台	山梨市防災危機管理課
〃	142 m3	1 基	〃	給水タンク	1 m3	1 基	山梨市水道課
〃	300 m3	1 基	〃	〃	0.5 m3	1 基	〃
〃	360 m3	1 基	〃	貯水のう	0.2 m3	2 基	山梨市防災危機管理課
〃	528 m3	1 基	〃	〃	1.5 m3	1 基	〃
〃	520 m3	1 基	〃	ポリタンク	20 リットル	10 個	山梨市水道課
ろ水機	2 m3/h	1 台	北杜市地域課	非常用ポリ袋	10 リットル	100 枚	〃
〃	1 m3/h	1 台	〃	給水タンク	1 m3	1 台	山梨市牧丘支所
給水タンク	2 m3	1 台	北杜市上水道課	ポリタンク	10 リットル	40 個	〃
〃	0.5 m3	1 台	〃	給水タンク	0.5 m3	1 個	山梨市三富支所
ポリタンク	90 リットル	2 ケ	〃	ポリタンク	18 リットル	5 個	〃
〃	70 リットル	3 ケ	〃	配水池	2,000 m3	4 基	笛吹市水道課
〃	20 リットル	20 台	〃	〃	1,330 m3	1 基	〃
浄水機	2 m3/h	1 台	北杜市地域課	〃	1,000 m3	2 基	〃
〃	1 m3/h	4 基	〃	〃	2,900 m3	1 基	〃
ポリタンク	300 リットル	2 基	〃	〃	1,900 m3	2 基	〃
〃	1 m3	2 基	〃	〃	2,400 m3	3 基	〃
〃	500 リットル	10 基	北杜市上水道課	非常貯留池	60 m3	3 基	笛吹市防災危機管理課
飲料水兼用耐震性貯水槽	60 m3	1 基	北杜市地域課	〃	100 m3	1 基	笛吹市水道課
〃	60 m3	1 基	〃	ろ水機	120 リットル/分	4 台	笛吹市防災危機管理課
〃	60 m3	1 基	〃	給水タンク	1 m3	3 台	笛吹市水道課
ろ水機	1 m3/h	14 台	〃	〃	0.3 m3	26 台	〃
給水車	2 m3	1 台	〃	給水車	2.5 m3	1 台	笛吹市防災危機管理課
貯水のう	5 m3	1 基	〃	〃	2 m3	4 台	〃
ポリタンク	10 リットル	50 缶	北杜市上水道課	〃	1.5 m3	1 台	〃
〃	500 リットル	2 個	〃	配水池	1,590 m3	1 基	笛吹市水道課
ろ水機	8.4 m3/h	1 台	北杜市地域課	〃	250 m3	1 基	〃
給水タンク	0.5 m3	4 個	〃	ろ水機	1.5 m3/h	7 台	笛吹市防災危機管理課
〃	0.7 m3	1 個	〃	給水車	2 m3	2 台	〃
							3

種別	能力	保有数	所管	種別	能力	保有数	所管
給水専用タンク	2 m3	1 台	笛吹市水道課	給水タンク	0.5 m3	2 基	甲州市総務課
〃	2.5 m3	1 台	〃	〃	1 m3	4 基	〃
耐震性貯水槽	40 m3	1 基	笛吹市防災危機管理課	防火水槽	100 m3	4 基	甲州市勝沼地域総合局
〃	60 m3	10 基	〃	ろ水機	2 m3/h	1 台	〃
〃	60 m3	10 基	〃	給水車	2 m3	1 台	甲州市総務課
〃	60 m3	2 基	〃	ポリタンク	500 ﾘｯﾄﾙ	5 個	甲州市勝沼地域総合局
〃	100 m3	1 基	〃	ろ水機	2 m3/h	1 台	甲州市大和地域総合局
〃	60 m3	2 基	〃	給水タンク	200 ﾘｯﾄﾙ	1 個	〃
〃	60 m3	2 基	〃	〃	500 ﾘｯﾄﾙ	1 個	〃
〃	100 m3	1 基	〃	ポリタンク	20 ﾘｯﾄﾙ	20 個	〃
ろ水機	1.5 m3/h	6 台	〃	貯水タンク兼用配水池	100 m3	1 基	市川三郷町生活環境課
給水車	2 m3	1 台	〃	〃	100 m3	1 基	〃
給水タンク	0.5 m3	4 台	笛吹市水道課	〃	1 m3	1 基	〃
耐震貯水池	100 m3	2 基	〃	給水タンク(軽金属)	1 m3	1 個	〃
ろ水機	1 m3/h	8 台	笛吹市防災危機管理課	緊急遮断弁付耐震配水池	2,700 m3	1 基	〃
給水車	2 m3	1 台	〃	ろ水機	1 m3/h	1 台	〃
〃	2.5 m3	1 台	〃	〃	1 m3/h	2 台	〃
ろ水機	1.3 m3/h	1 台	〃	給水タンク	1 m3	1 基	〃
給水車	2 m3	2 台	〃	ろ水機	2 m3/h	5 基	〃
ろ水機	20 m3/h	6 台	〃	給水タンク	1,500 ﾘｯﾄﾙ	1 基	〃
給水タンク	1 m3	1 基	笛吹市水道課	〃	0.5 m3	3 基	〃
給水車	1 m3	1 台	〃	ポリタンク	150 ﾘｯﾄﾙ	1 基	〃
ポリタンク	10 ﾘｯﾄﾙ	2,000 ケ	〃	〃	100 ﾘｯﾄﾙ	2 基	〃
ろ水機	0.12 m3/分	2 台	芦川支所	給水マス	450 ﾘｯﾄﾙ	3 基	〃
給水車	2 m3	1 台	笛吹市防災危機管理課	〃	2 m3	1 基	〃
ポリタンク	20 ﾘｯﾄﾙ	15 個	芦川支所	給水タンク(軽金属)	2,000 ﾘｯﾄﾙ	1 基	〃
〃	10 ﾘｯﾄﾙ	5 個	〃	配水池	2,000 m3	1 基	富士川町上下水道課
配水池	3,500 m3	1 基	甲州市水道課	〃	2,000 m3	1 基	〃
〃	1,000 m3	1 基	〃	〃	1,500 m3	1 基	〃
〃	2,000 m3	1 基	〃	〃	1,000 m3	1 基	〃
非常貯留池	60 m3	1 基	甲州市総務課	〃	300 m3	1 基	〃
〃	100 m3	1 基	〃	耐震性緊急貯水槽	60 m3	1 基	〃
〃	100 m3	1 基	〃	給水タンク	1 m3	1 台	〃
							4

種別	能力	保有数	所管	種別	能力	保有数	所管
給水タンク	0.5 m3	3 台	富士川町上下水道課	配水池	5,190 m3	4 基	富士吉田市水道営業課
配水池	100 m3	1 基	〃	ろ水機	39 m3/h	3 台	〃
ろ水機	1 m3/h	2 台	〃	給水タンク	1 m3	4 台	〃
〃	2 m3/h	16 台	〃	〃	1.5 m3	2 台	〃
〃	1 m3/h	1 台	〃	ポリタンク	20 ﾘｯﾄﾙ	100 個	〃
ポリタンク	20 ﾘｯﾄﾙ	20 個	〃	緊急遮断弁	6,070 m3	3 箇所	都留市上下水道課
給水タンク	300 ﾘｯﾄﾙ	3 個	〃	ろ水機	1 m3	2 台	〃
〃	500 ﾘｯﾄﾙ	8 個	〃	給水袋	1 m3	1 袋	〃
〃	1.2 m3	1 個	〃	給水袋	500 ﾘｯﾄﾙ	2 袋	〃
〃	2 m3	1 個	〃	給水袋	250 ﾘｯﾄﾙ	2 袋	〃
〃	1.5 m3	1 個	〃				
〃	1,200 ﾘｯﾄﾙ	1 基	早川町				
				ろ水機	1,000 ﾘｯﾄﾙ/h	19 台	都留市総務課
				水用ポリタンク	20 ﾘｯﾄﾙ	215 個	〃
				飲料水袋	6 ﾘｯﾄﾙ	1,800 枚	〃
ろ水機	1～2．5 m3/h	14 台	身延町総務課	飲料水兼用防火水槽及び緊急遮断弁	60 m3	1 基	大月市総務管理課
〃	1～2．5 m3/h	0 台	身延町環境上下水道課	耐震型配水池	100 m3	1 基	大月市地域整備課
給水タンク	1.5 m3	2 台	〃	ろ水機	7.5 m3/h	1 台	〃
ポリタンク	0.3 m3	1 個	〃	〃	7.5 m3/h	16 台	大月市総務管理課
〃	0.5 m3	6 個	〃	給水タンク	2 m3	1 台	大月市地域整備課
折畳式簡易給水貯水タンク	1 m3	0 台	〃	〃	0.5 m3	2 台	〃
緊急遮断弁付配水池	400 m3	1 基	南部町水道環境課	ポリタンク	18 ﾘｯﾄﾙ	50 個	〃
〃	630 m3	1 基	〃	給水タンク	1 m3	5 基	上野原市生活環境課
〃	180 m3	1 基	〃	ろ水機		19 台	上野原市総務課
〃	630 m3	1 基	〃	ポリタンク	500 ﾘｯﾄﾙ	2 個	〃
〃	184.1 m3	1 基	〃	緊急遮断弁付緊急貯水槽	100 m3	1 基	〃
〃	236 m3	1 基	〃	貯水のう	500 ﾘｯﾄﾙ	9 基	道志村総務課
〃	93.73 m3	1 基	〃	給水タンク	300 ﾘｯﾄﾙ	1 台	道志村産業振興課
〃	216 m3	1 基	〃	〃	200 ﾘｯﾄﾙ	1 台	〃
〃	97 m3	1 基	〃	〃	100 ﾘｯﾄﾙ	1 台	〃
〃	100 m3	1 基	〃	〃	20 ﾘｯﾄﾙ	10 台	〃
〃	70 m3	1 基	〃	〃	10 ﾘｯﾄﾙ	10 台	〃
ろ水機	2 m3/h	11 台	**南部町交通防災課**	〃	1 m3	1 台	西桂町総務課
給水タンク	1.5 m3	1 台	南部町水道環境課	ペットボトル	0.5 ﾘｯﾄﾙ	1,200 本	〃
〃	1.5 m3	1 台	〃	〃	1.5 ﾘｯﾄﾙ	400 本	〃
〃	0.4 m3	1 台	〃	貯水タンク	3,040 m3	3 基	忍野村上下水道課
							5

種別	能力		保有数		所管	種別	能力		保有数		所管
ろ水機			6	台	忍野村総務課	給水タンク	2	m3	1	台	東部地域広域水道事業団
給水車	2	m3	1	台	忍野村上下水道課	〃	1.5	m3	2	台	〃
緊急遮断弁付配水池	1,174	m3	2	基	山中湖村水道課	〃	2	m3	4	台	〃
〃	1,190	m3	1	基	〃	ポリタンク	18	ﾘｯﾄﾙ	200	個	〃
〃	2,700	m3	2	基	〃						
ろ過機			8	台	山中湖村総務課						
給水タンク	3,000	ﾘｯﾄﾙ	3	基	〃						
配水池	300	m3	1	池	鳴沢村振興課						
緊急遮断弁付配水池	1,000	m3	3	基	〃						
給水車	2	m3	1	台	鳴沢村総務課						
貯水槽	100	m3	3	基	富士河口湖町管理課						
ろ水機	1.3	m3/h	1	台	〃						
〃	2	m3/h	2	台	〃						
〃	2.5	m3/h	13	台	〃						
給水車	3.7	m3	2	台	富士河口湖町水道課						
〃	3.4	m3	2	台	〃						
緊急遮断弁付配水池	100	m3	1	基	小菅村源流振興課						
ペットボトル	1.5	ﾘｯﾄﾙ	960	本	小菅村総務課						
緊急時用浄水器	1	m3/h	2	台	丹波山村総務企画課						
緊急遮断弁付浄水池	6,000	m3	1	基	東部地域広域水道事業団						
緊急遮断弁付配水池	4,000	m3	1	基	〃						
〃	3,500	m3	1	基	〃						
〃	1,500	m3	1	基	〃						
〃	960	m3	1	基	〃						
〃	910	m3	1	基	〃						
〃	680	m3	1	基	〃						
〃	650	m3	1	基	〃						
〃	570	m3	1	基	〃						
〃	400	m3	1	基	〃						
〃	400	m3	1	基	〃						
〃	190	m3	1	基	〃						
緊急遮断弁付緊急貯水槽	100	m3	1	基	〃						
飲料水兼用防火水槽及び緊急遮断弁	60	m3	1	基	〃						
											6

【自衛隊派遣に関する資料】

1　災害派遣用として利用される主要な器材等の能力・諸元及び運用

(1)　人命救助システム

ア　人命救助システムの概要

(ｱ)　運用目的

人命救助システムは、地震、津波等による災害及び航空機事故等の大規模な事故により倒壊した家屋や事故機等から被災者を捜索し、救助するために運用することを目的とする。

(ｲ)　種類

人命救助システムには、Ⅰ型とⅡ型の２種類がある。この内、陸上自衛隊東部方面特科連隊については、Ⅰ型を保有している。

(ｳ)　構成

人命救助システムは、運用目的を達成するために必要な個人用装備、部隊用装備、これらを収納・搬送するためのコンテナ等から構成される。

イ　運用要領

(ｱ)　警備隊区担任部隊長は、災害発生に伴い、人命救助システムを速やかに災害現場に搬送し、災害救援の初動を容易にする。

(ｲ)　大規模な災害に際しては、必要により、方面隊・師団等各級レベルの権限の範囲において、人命救助システムを災害現場に増加して対処する。状況により他方面隊からの転用を考慮する。

(ｳ)　人命救助システムの搬送は、車両及び大型ヘリコプターにより実施する。状況により、航空自衛隊輸送機により搬送する。

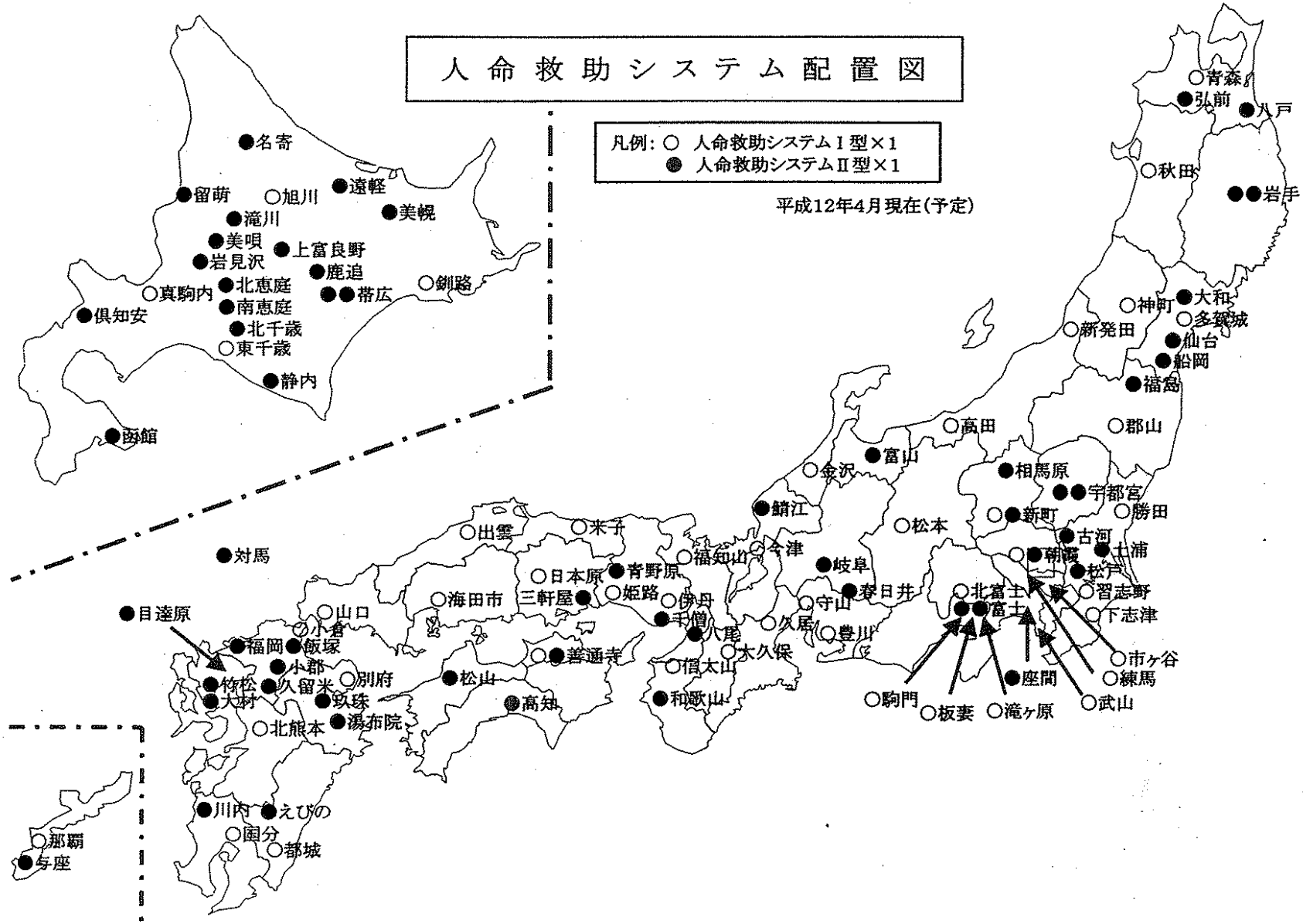
人命救助システム配置図
凡例：○ 人命救助システムⅠ型×1
● 人命救助システムⅡ型×1
平成12年4月現在(予定)
名寄
留萌
旭川
遠軽
滝川
美幌
美唄
上富良野
岩見沢
鹿追
真駒内
北恵庭
帯広
釧路
南恵庭
倶知安
北千歳
東千歳
静内
函館
青森
弘前
八戸
秋田
岩手
神町
大和
多賀城
新発田
仙台
船岡
福島
高田
郡山
富山
金沢
相馬原
宇都宮
鯖江
新町
勝田
松本
古河
土浦
朝霞
松戸
習志野
下志津
市ヶ谷
練馬
武山
座間
滝ヶ原
板妻
駒門
北富士
富士
春日井
岐阜
今津
福知山
出雲
来子
対馬
日本原
青野原
姫路
三軒屋
海田市
伊丹
千僧
八尾
久居
守山
豊川
太久保
善通寺
信太山
和歌山
高知
松山
目達原
山口
小倉
福岡
飯塚
小郡
竹松
久留米
別府
大村
玖珠
湯布院
北熊本
川内
えびの
国分
都城
那覇
与座

（２）ヘリ・地上映像伝送装置

映像伝送回線構成要領

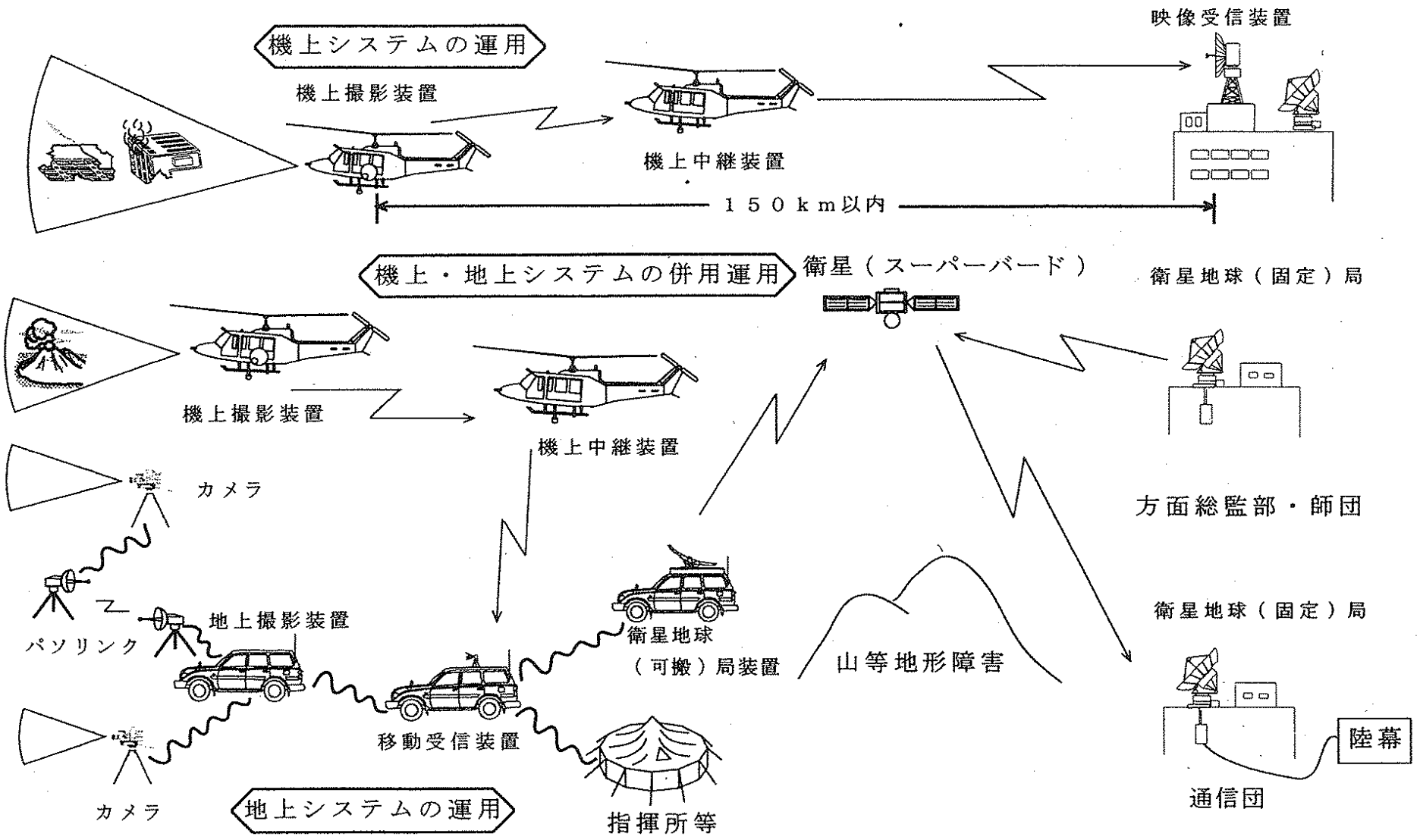

(3) その他（施設科器材等）

作業区分	器材名		主要作業内容	作業能力	使用燃料	重量	その他
交通等	ドーザー	小型	1 土砂の切取、盛土 2 側溝掘削 3 土砂運搬 4 地ならし	10 m3/h	軽油	5 t	小型：大型ﾄﾗｯｸ等で輸送 中・大型：ﾄﾚｰﾗにより輸送 （列車により輸送） 短距離なら自走可能
		中型		50 m3/h	軽油	20 t	
		大型		52 m3/h	軽油	26 t	
	バケットローダ		1 土砂運搬 2 軽易な地ならし、土砂の切取、車両への積込み等	50 m3/h	軽油	11 t	ﾄﾚｰﾗにより輸送 （列車により輸送） 短距離なら自走可能
	グレーダ		1 整地	10,000 ㎡/h	軽油	12 t	
			2 道路補修	10 km/h			
			3 側溝掘削	4 km/h			
			4 除雪	20 km/h			
	ﾄﾗｯｸｸﾚｰﾝ（２０ｔ）		1 重量物の吊上(ｸﾚｰﾝ)	15 t/回	軽油	23 t	
			2 土砂掘削、積込み(ｼｮﾍﾞﾙ)	20 m3/h			
	ダンプ	21/2 31/2ﾄﾝ	土砂運搬	5.7 t/回	軽油	7 t 8 t	
		4ﾄﾝ		8 t/回	軽油	8 t	
	油圧シャベル		側溝掘削	45 m3/h	軽油	19 t	
	橋（人員用）		人員の通過	130 ㎡/h		4 t	
	橋（車両用）	鋼製導板(M2)	車両の通過	65 m/組		100 t	
		浮のう橋(M4A2)	車両の通過	90 m/組		110 t	
		自走架柱橋	車両の通過	60 m/組	軽油	22t×6	
		自走浮橋	車両の通過	90 m/組	軽油	24t×10	
	ボート		人員・物量の水上輸送	20 人/回、2t/回	混合油	0.3 t	
給水給食	浄水セット		浄水(1ｾｯﾄの展開に約 10 ㎡の地積を要する)	10 kl/h	軽油及び灯油	0.6 t	
	野外炊具１号		給食	200 名/回 (例(本)40kg)	ｶﾞｿﾘﾝ及び灯油	2 t	
消毒衛生	除染車		広地域消毒、人員ｼｬﾜｰ、散水、雑用水補給	ﾀﾝｸ容量2,500L ｼｬﾜｰ両面90L/分	軽油	7.4 t (空)	
	化学加熱器		シャワー（入浴支援） 温水供給	加湿能力450℃ ﾎﾟﾝﾌﾟ最大吐出量 52L/分	ｶﾞｿﾘﾝ及び軽油	0.5 t	
	入浴セット		入浴	100 人/h	灯油	0.8 t	(1ｾｯﾄの展開に約 30 ㎡の地積を要する)
	洗濯セット		洗濯	36 着/h	軽油及び灯油	2 t	

2 航空機の主要な性能及び飛行制限

区分／機種		巡航速度(km/h)	航続時間(燃料満ﾀﾝ)(h)	有効搭載量(kg)(乗客用座席数)	離着陸所用面積(長m×幅m)	上昇限度(m)	ﾎﾊﾞﾘﾝｸﾞ高度(m)	使用燃料	夜間飛行	山地の飛行
固定翼	ＬＲ	445	3.0	(5)	－	9,000	－	JP-4	○飛行場に必要な照明が必要である。 ○飛行は昼間よりも視程及び雲高に安全率を加える必要がある。	○気流が悪い場合は、低地（対地）飛行は危険。 ○通常対地300m以上必要。
回転翼	ＯＨ－６	235	2.0	430 (2～3)	30×30	4,400	2,200	JP-4	○発着場に簡易な照明が必要。 ○その他固定翼機に同様である。	○気流が悪い場合は、行動に制限を受ける。
	ＵＨ－１	214	2.0	1,050 (11)	36×36	4,500	335	JP-4		
	CH-47J	259	2.0	11,000 (55)	100×100	2,600	1,800	JP-4		
備考	1 本表の諸元はおおむね実用諸元である。 2 ﾍﾘｺﾌﾟﾀｰの性能中、航続時間、有効搭載量及びﾎﾊﾞﾘﾝｸﾞ高度の諸元は、使用目的、気象、地形等の相互関係によって相当の変化がある。 3 山岳地等における人命救助のためのﾍﾘｺﾌﾟﾀｰの能力限界等については、関係機関に知らせておく必要がある。									

3　臨時ヘリポートの基準

ア　下記基準を満たす地積（ヘリポート）を確保する。この際、土地の所有者又は管理者との調整を確実に実施する。

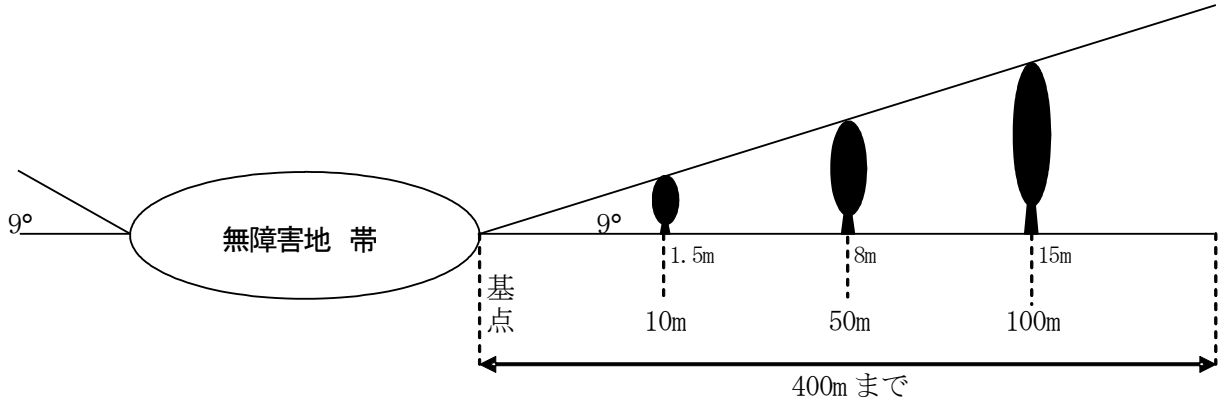

(ｱ)　各航空機に応じた離着地点（着陸点及び着陸帯）及び無障害地帯の基準

a　ＯＨ－６

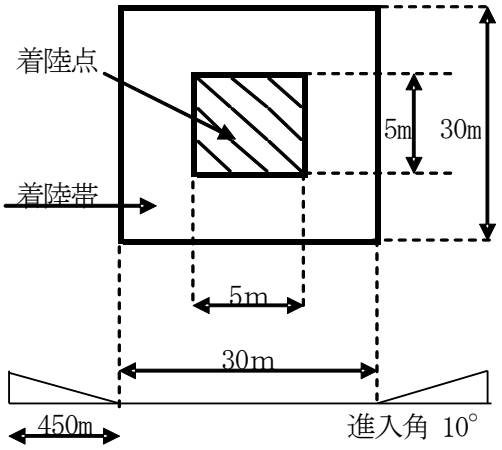

b　ＵＨ－１

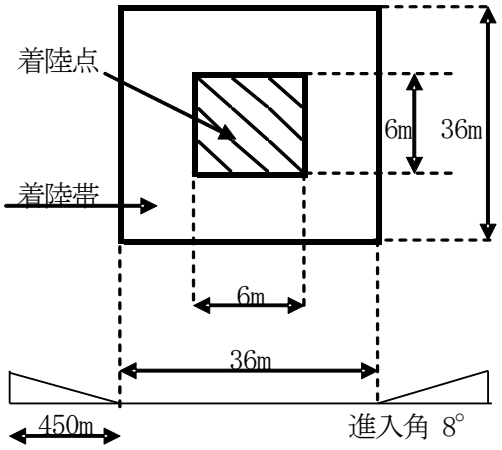

c　Ｖ－１０７

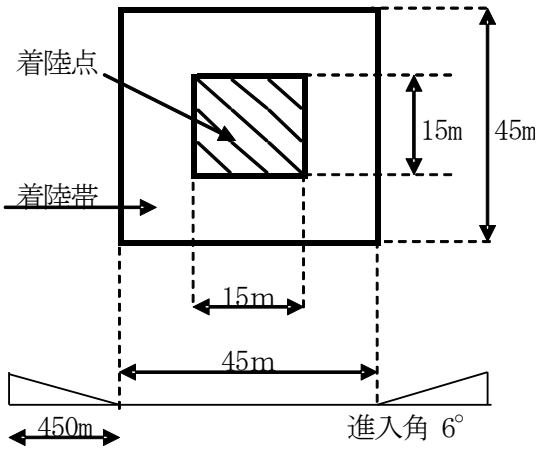

d　ＣＨ－４７

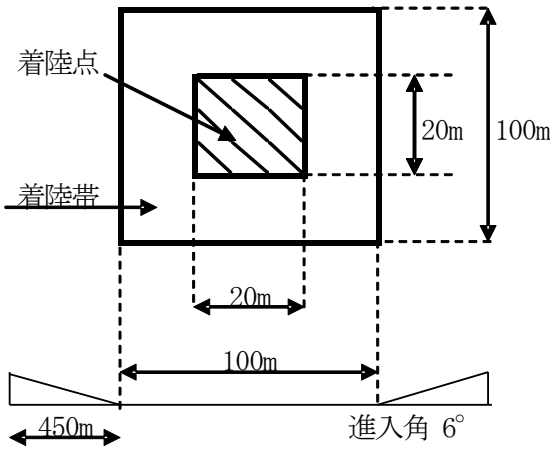

(ｲ)　離着地点の地盤は堅固で平坦地であること。

イ　着陸地点には、次の基準のH記号を風と並行方向に向けて標示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向及び風速の判定ができる吹き流しを掲揚する。

(ｱ)　H記号の基準

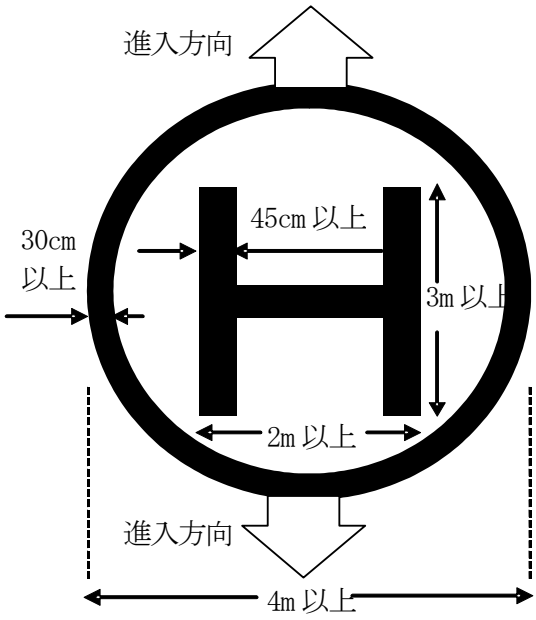

石灰で標示
積雪時は墨汁絵の具等で明瞭に標示

(ｲ)　吹き流しの基準

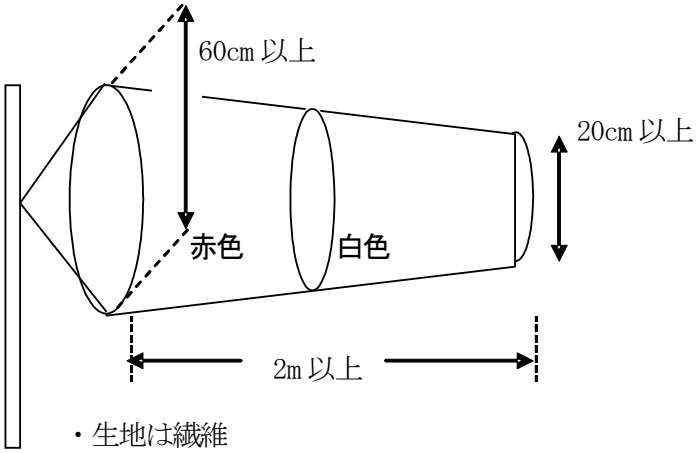

・生地は繊維
・形は円形帯
（注）吹き流しがない場合は、吹き流しに準ずる規格の旗を掲揚

ウ　危害予防の措置

(ｱ)　離着陸地帯への立入禁止

離着陸帯及びその近傍において、運行上の障害となるおそれのある範囲には、立ち入らせない。

(ｲ)　防塵措置

表土が砂塵の発生しやすいところでは、航空機の進入方向に留意して散水等の措置を講ずるものとする。

4　ヘリコプター主要発着場一覧表

所属地		ヘリポート等の名称		管理者又は占有者	施設規模			広さ（幅×長）	消防署からの所要時間（分）	地域防災計画への掲上
市町村名	住所	専用	名称		大型	中型	小型			
甲府市	飯田5-11		県立飯田球場	山梨県	○			100*265	3	○
甲府市	緑が丘2-8		甲府市緑が丘ｽﾎﾟｰﾂ公園野球場	山梨県	○			120*120	4	○
甲府市	緑が丘2-8		甲府市緑が丘ｽﾎﾟｰﾂ公園球技場	山梨県	○			80*140	4	○
甲府市	大手2-1		山梨大学工学部ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ	学長	○			126*170	2	○
甲府市	塩部2-7-1		甲府工業高等学校校庭	学校長	○			89*171	4	○
甲府市	大和町4-35		北中学校校庭	学校長	○			98*115	3	○
甲府市	美咲2-13-44		甲府第一高等学校校庭	学校長	○			105*120	5	○
甲府市	北新1-5-1		北新小学校校庭	学校長	○			84*108	3	○
甲府市	北新1-4-2		山梨大学付属小・中学校校庭	学校長	○			91*105	3	○
甲府市	大手2-4-18		北東中学校校庭	学校長		○		66*100	1	○
甲府市	東光寺2-8-1		東中学校校庭	学校長	○			90*120	4	○
甲府市	湯田2-21-24		南中学校校庭	学校長	○			98*116	2	○
甲府市	中小河原町222		甲府南高等学校校庭	学校長	○			100*160	5	○
甲府市	上石田4-10-8		南西中学校校庭	学校長		○		60*130	5	○
甲府市	長松寺町7-1		池田小学校校庭	学校長	○			80*118	2	○
甲府市	下曽根町257		笛南中学校校庭	組合長			○	100*70	10	○
甲府市	下向山町4364		中道南小学校校庭	学校長			○	70*50	3	
甲府市	上曽根町3215		中道北小学校校庭	学校長			○	100*70	10	○
富士吉田市	下吉田4-12-17		下吉田中学校校庭	学校長	○			100*70	8	○
富士吉田市	上吉田1-3-6		吉田中学校校庭	学校長	○			90*100	5	○
富士吉田市	小明見1-4-14		明見中学校校庭	学校長	○			100*100	6	○
富士吉田市	下吉田1-8-1		下吉田第一小学校校庭	学校長	○			70*150	5	○
富士吉田市	緑ヶ丘2-8-2		下吉田第二小学校校庭	学校長	○			130*130	8	○
富士吉田市	上吉田5-1-1		吉田小学校校庭	学校長	○			80*80	5	○
富士吉田市	小明見1-4-6		明見小学校校庭	学校長	○			100*100	5	○
富士吉田市	上暮地1-22-1		富士小学校校庭	学校長	○			135*70	10	○
富士吉田市	下吉田6-17-1		吉田高等学校校庭	学校長	○			140*110	3	○
富士吉田市	上吉田		ひばりが丘高等学校校庭	学校長	○			80*140	5	○
富士吉田市	新西原1-23-1		富士北稜高等学校校庭	学校長	○			150*120	12	○
富士吉田市	下吉田9-21-1		下吉田東小学校校庭	学校長	○			115*90	4	○
都留市	田原3-8-1		都留文科大学校庭	市長	○			80*100	5	○
都留市	法能333		都留市営住吉球場	市長		○		100*100	7	○
都留市	上谷1-1-2		谷村第一小学校校庭	学校長			○	73*82	2	○
都留市	四日市場750		都留第二中学校校庭	学校長			○	130*100	10	○
都留市	古川渡553		禾生第一小学校校庭	学校長			○	55*65	13	○
都留市	大幡1143		宝小学校校庭	学校長			○	55*55	13	○
都留市	桂町840		東桂中学校校庭	学校長			○	80*100	10	○
都留市	大野52-5		都留第一中学校校庭	学校長			○	88*100	7	○
都留市	四日市場909		ｼﾞ	学校長			○	100*125	10	○
都留市	上谷5-7-1		庭	学校長			○	90*100	5	○
山梨市	上神内川189-1		加納岩小学校校庭	学校長			○	74*100	5	○
山梨市	小原東305		日下部小学校校庭	学校長			○	69*127	9	○
山梨市	三ヶ所877		後屋敷小学校校庭	学校長			○	60*81	13	○
山梨市	歌田143		日川小学校校庭	学校長	○			80*118	7	○
山梨市	落合3		山梨小学校校庭	学校長		○		75*90	10	○
山梨市	北1889		八幡小学校校庭	学校長		○		75*80	10	○
山梨市	堀内1936		堀之内小学校校庭				○	45*85	12	○
山梨市	東1760		岩手小学校校庭	学校長			○	60*90	12	○
山梨市	下石森287		山梨南中学校校庭	学校長	○			105*160	6	○
山梨市	小原東359		山梨北中学校校庭	学校長	○			110*170	7	○

所属地		ヘリポート等の名称		管理者又は占有者	施設規模			広さ（幅×長）	消防署からの所要時間（分）	地域防災計画への掲上
市町村名	住所	専用	名称		大型	中型	小型			
山梨市	江曽原		山梨市民グラウンド	市長	○			100*75	10	
山梨市	一町田中1062		日川高等学校校庭	学校長	○			100*75	6	○
山梨市	一町田中1062		日川高等学校第二グラウンド	学校長	○			95*120	7	
山梨市	上神内川194		山梨高等学校校庭	学校長		○		80*80	5	○
山梨市	大野1009		ろう学校校庭	学校長		○		100*50	7	
山梨市	牧丘町窪平1100		笛川小学校	学校長	○			90*110	12	
山梨市	牧丘町窪平1200		牧丘第一小学校校庭	市長		○		60*120	12	○
山梨市	牧丘町牧平16		牧丘第三小学校校庭	学校長			○	80*40	20	○
山梨市	牧丘町牧平683		西保スポーツ広場	市長			○	40*80	22	
山梨市	牧丘町柳平42		柳平分校校庭	学校長			○	45*45	40	
山梨市	三富釜口447		村民スポーツ広場	教育長	○			100*60	15	○
山梨市	三富川浦1394		川浦スポーツ広場	教育長		○		40*60	20	○
山梨市	三富徳和948		徳和スポーツ広場	教育長	○			60*50	20	
大月市	笹子町吉久保		笹子河川親水公園	市長				55*40	15	○
大月市	七保町下和田1000		大月市総合グラウンド	市長				160*110	15	○
韮崎市	本町4-9-2		韮崎市営総合運動場グラウンド	市長	○			130*110	2	○
韮崎市	神山町鍋山1-1		韮崎西中学校校庭	学校長	○			180*100	5	○
韮崎市	藤井町南下條371番地		韮崎東中学校校庭	学校長	○			100*130	5	○
韮崎市	穂坂町宮久保6135		穂坂小学校校庭	学校長		○		200*50	10	○
韮崎市	清哲町青木193		北西小学校校庭	学校長		○		100*80	15	
韮崎市	円野町下円井1252		円野スポーツ広場	市長			○	80*70	20	○
韮崎市	清哲町青木2305		清哲スポーツ広場	市長			○	50*60	15	○
韮崎市	大草町上條東割821番地1		甘利小学校校庭	学校長		○		100*80	15	○
韮崎市	竜岡町下条南割1007		竜岡スポーツ広場	市長			○	70*55	13	○
韮崎市	若宮3-2-1		韮崎高等学校校庭	学校長	○			120*120	5	○
韮崎市	龍岡町若尾新田50番地1		韮崎工業高等学校校庭	学校長	○			120*100	4	○
韮崎市	龍岡町下條南割		御勅使サッカー場	市長	○			120*80	18	○
南アルプス市	六科1588		㈱宮入バルブ製作所ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ	㈱宮入ﾊﾞﾙﾌﾞ	○			95*100	3	○
南アルプス市	野午島2222		八田小学校校庭	学校長	○			100*300	10	○
南アルプス市	六科		御勅使南公園	山梨県	○			150*100	3	
南アルプス市	加賀美2947		若草中学校校庭	学校長	○			100*80	7	○
南アルプス市	寺部740		若草小学校校庭	学校長	○			100*100	8	○
南アルプス市	藤田1600-3		藤田スポーツ広場	市長			○	45*65	10	
南アルプス市	鏡中条741		鏡中条スポーツ広場	市長			○	50*70	12	
南アルプス市	小笠原985		櫛形中学校校庭	学校長		○		70*150	5	○
南アルプス市	小笠原1500		巨摩高等学校校庭	学校長	○			100*200	5	○
南アルプス市	小笠原441		小笠原小学校校庭	学校長			○	60*100	5	○
南アルプス市	上市之瀬726		西小学校校庭	学校長			○	60*80	15	○
南アルプス市	吉田787		豊小学校校庭	学校長			○	60*80	15	○
南アルプス市	桃園815		北小学校校庭	学校長			○	60*100	15	○
南アルプス市	古市場150		甲西中学校校庭	学校長		○		82*88	8	○
南アルプス市	古市場180-1		大明小学校校庭	学校長			○	60*68	8	○
南アルプス市	西南湖3204-1		南湖小学校校庭	学校長			○	66*80	10	○
南アルプス市	落合816		落合小学校校庭	学校長			○	72*70	15	○
南アルプス市	宮沢288-3		甲西市民総合グラウンド	市長	○			130*100	10	
南アルプス市	飯野1972-1		白根飯野小学校校庭	学校長			○	60*70	7	○
南アルプス市	西野２３１１		白根東小学校校庭	学校長			○	60*80	10	○
南アルプス市	百々2300		白根百田小学校校庭	学校長	○			80*120	5	
南アルプス市	有野490		白根源小学校校庭	学校長			○	50*60	5	○
南アルプス市	飯野2860-2		白根巨摩中学校校庭	学校長	○			80*100	9	○

市町村名	住所	専用	名称	施設管理者又は占有者	大型	中型	小型	広さ（幅×長）	防署からの（時間（分）	防災計画への掲上
南アルプス市	百々1990-1		御勅使中学校校庭	学校長		○		70*100	3	
南アルプス市	上今諏訪1180		白根高等学校校庭	学校長	○			120*120	12	
南アルプス市	飯野新田1237		飯丘スポーツグラウンド	市長			○	60*70	7	
南アルプス市	芦安安通335		芦安小学校校庭	学校長			○	60*80	10	
北杜市	明野町上手8342		明野中学校校庭	学校長	○			100*200	10	○
北杜市	須玉町大豆生田999		須玉商業高等学校校庭跡地	山梨県	○			100*70	3	○
北杜市	須玉町下津金2963		津金スポーツ広場	市長		○		60*50	15	○
北杜市	須玉町小倉200		須玉中学校校庭	学校長	○			100*100	5	○
北杜市	須玉町江草7623		津金スポーツ公園広場	市長		○		50*60	12	○
北杜市	須玉町小尾6896		旧東北小学校	市長	○			100*50	37	○
北杜市	高根町村山北割100		高根町総合グラウンド	市長	○			110*170	2	
北杜市	長坂町長坂上条1608		長坂中学校校庭	学校長	○			100*140	12	○
北杜市	長坂町長坂下条1237-3		旧日野春小学校校庭	市長	○			60*130	18	○
北杜市	長坂町白井沢4078		旧小泉小学校校庭	市長	○			50*100	10	○
北杜市	長坂町大八田3677		旧秋田小学校校庭	市長	○			55*100	6	○
北杜市	長坂町長坂上条1603-1		長坂小学校校庭	学校長	○			90*110	12	○
北杜市	長坂町中丸3280		保谷硝子長坂工場グラウンド	保谷硝子長坂工場	○			80*80	20	
北杜市	長坂町大八田6811-187		長坂勤労者体育センター	市長	○			115*120	3	
北杜市	白州町白須7458		白州町総合グラウンド	市長	○			220*100	7	○
北杜市	白州町白須1920		白州中学校校庭	学校長		○		100*70	5	○
北杜市	白州町白須225		白州小学校校庭	学校長	○			100*90	4	
北杜市	白州町横手997		旧駒城小学校校庭	東村山市長		○		100*50	8	○
北杜市	武川町三吹2595		武川町体育広場	市長		○		100*170	8	○
北杜市	武川町牧原944		武川小学校校庭	学校長			○	50*150	7	○
北杜市	武川町三吹770		新光合成㈱グラウンド	新光合成㈱		○		80*90	5	
北杜市	大泉町谷戸2870		大泉スポーツ広場	市長	○			100*200	10	○
北杜市	小淵沢町732		小淵沢中学校校庭	学校長		○		130*80	15	○
北杜市	小淵沢町下笹尾1240		小淵沢東ｽﾎﾟｰﾂｾﾝﾀｰｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ	教育長		○		80*50	10	○
北杜市	小淵沢町2161		小淵沢町市民総合ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ	教育長		○		100*50	20	○
北杜市	小淵沢町7741		小淵沢小学校	学校長		○		110*80	15	○
甲斐市	西八幡2560		玉幡小学校校庭	学校長	○			80*80	3	○
甲斐市	篠原2800		竜王小学校校庭	学校長	○			100*100	1	○
甲斐市	篠原2030		竜王中学校校庭	学校長	○			80*90	2	○
甲斐市	西八幡4533-3		農林高等学校校庭	学校長	○			200*150	5	○
甲斐市	篠原1180		竜王南小学校校庭	学校長	○			100*90	5	○
甲斐市	西八幡4422		山梨県警察学校校庭	学校長	○			100*150	5	○
甲斐市	西八幡地内		釜無川沿岸	国土交通省			○		2-5	○
甲斐市	竜王555		竜王北小学校校庭	学校長	○			100*90	3	○
甲斐市	玉川75		竜王西小学校校庭	学校長	○			100*100	4	○
甲斐市	西八幡3190		玉幡中学校校庭	学校長	○			100*120	4	○
甲斐市	西八幡2002		竜王南部公園	市長	○			100*120	4	○
甲斐市	西八幡4261		釜無川スポーツ公園	市長	○			200*95	5	○
甲斐市	島上条1263		敷島中学校校庭	学校長		○		90*70	5	○
甲斐市	岩森2732		双葉スポーツ公園	市長	○			126*126	10	○
笛吹市	春日居町桑戸644		春日居小学校校庭	学校長	○			100*80	10	○
笛吹市	春日居町鎮目613-2		春日居中学校校庭	学校長		○		95*80	12	○
笛吹市	御坂町夏目原592		御坂西小学校校庭	学校長	○			90*70	7	○
笛吹市	御坂町上黒駒1692		御坂東小学校校庭	学校長	○			90*60	15	○
笛吹市	御坂町下野原1260		御坂中学校校庭	学校長	○			120*100	10	○
笛吹市	御坂町大野寺1973		大野寺スポーツ広場	大野寺区長		○		60*55	12	○

所属地		ヘリポート等の名称		施設管理者又は占有者	施設規模			広さ（幅×長）	消防署からの所要時間（分）	地域防災計画への掲上
市町村名	住所	専用	名称		大型	中型	小型			
笛吹市	一宮町東原335-2		一宮スポーツ広場	市長	○			90*60	5	○
笛吹市	一宮町末木801		一宮中学校校庭	学校長	○			100*100	6	○
笛吹市	一宮町土塚655-2		一宮南小学校校庭	学校長	○			90*86	7	○
笛吹市	一宮町中尾933		一宮北小学校校庭	学校長	○			101*76	7	○
笛吹市	八代町米倉1111		浅川中学校校庭	学校長	○			200*88	15	○
笛吹市	八代町南527		八代中央スポーツ広場	市長	○			100*56	12	○
笛吹市	八代町米倉36		南部スポーツ広場	市長	○			80*67	15	○
笛吹市	八代町岡780		八代小学校校庭	学校長	○			140*110	13	○
笛吹市	八代町竹居2156		花鳥スポーツ広場	市長	○			80*50	20	○
笛吹市	石和町広瀬無番地		ｳｲﾝｽﾞ石和駐車場	所長	○			166*132	10	○
笛吹市	石和町市部720		石和南小学校校庭	学校長		○		90*80	5	○
笛吹市	石和町松本1442-20		石和北小学校校庭	学校長		○		85*90	8	○
笛吹市	石和町中川478		石和東小学校校庭	学校長			○	70*55	5	○
笛吹市	石和町今井10		富士見小学校校庭	学校長			○	55*85	12	○
笛吹市	石和町小石和716		石和中学校校庭	学校長	○			101*130	10	○
笛吹市	石和町市部3		笛吹高等学校校庭	学校長		○		130*70	2	○
笛吹市	石和町中川1400		高等支援学校桃花台学園校庭	学校長	○			120*80	5	○
笛吹市	石和町市部地内		笛吹川河川敷	国土交通省			○	80*60	3	○
笛吹市	境川町小黒坂1941		境川小学校校庭	学校長		○		110*70	20	○
笛吹市	境川町三3		境川町スポーツ広場	市長		○		108*90	20	○
笛吹市	芦川中芦川835		芦川小学校	学校長		○		50*35	40	○
笛吹市	芦川鶯宿深川1613-1		芦川スポーツ広場	市長		○		60*50	50	○
上野原市	新田先桂川左岸		上野原レクレーション広場	知事	○			100*100	5	○
上野原市	上野原3454		上野原小学校校庭	学校長		○		80*80	5	○
上野原市	上野原3200		日大明誠高等学校野球場	学校長	○			100*120	4	○
上野原市	野田尻808		旧平和中学校校庭	学校長			○	55*65	20	○
上野原市	秋山6770		秋山中学校校庭	学校長	○			98*60	20	○
上野原市	秋山8674		秋山小学校校庭	学校長	○			90*80	15	○
上野原市	秋山2550		秋山東部スポーツ広場	市長	○			95*50	25	
甲州市	塩山上塩後240		中央公民館駐車場	市長			○	50*60	5	
甲州市	塩山下於曽995		塩山中学校校庭	学校長	○			110*110	3	○
甲州市	塩山上栗生野133		塩山北中学校校庭	学校長	○			100*90	7	○
甲州市	塩山小屋敷2		松里中学校校庭	学校長			○	75*65	7	○
甲州市	塩山上於曽1028		塩山南小学校校庭	学校長		○		85*75	3	○
甲州市	塩山千野3421		塩山北小学校校庭	学校長			○	55*80	3	○
甲州市	塩山熊野907		奥野田小学校校庭	学校長			○	50*80	6	○
甲州市	塩山上栗小野492		大藤小学校校庭	学校長			○	50*75	7	○
甲州市	塩山上萩原1518		神金小学校校庭	学校長			○	75*50	10	○
甲州市	塩山竹森3018		玉宮小学校校庭	学校長			○	60*40	8	○
甲州市	塩山小屋敷1381		松里小学校校庭	学校長			○	55*80	6	○
甲州市	塩山上井尻675		井尻小学校校庭	学校長			○	75*45	6	○
甲州市	塩山一ノ瀬高橋404		神金第二小中学校一ノ瀬分校校庭	教育長			○	40*30	90	
甲州市	塩山三日市場440-1		塩山高等学校校庭	学校長	○			130*140	7	○
甲州市	塩山千野193		塩山高等学校第二ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ	学校長		○		82*87	5	○
甲州市	塩山小屋敷1854		甲州市多目的広場	市長	○			100*150	10	
甲州市	勝沼町勝沼761-1		勝沼中学校校庭	学校長	○			90*100	15	○
甲州市	勝沼町勝沼309		勝沼小学校校庭	学校長		○		50*60	16	○
甲州市	勝沼町下岩崎960		祝小学校校庭	学校長		○		70*70	17	○
甲州市	勝沼町休息1560-1		東雲小学校校庭	学校長	○			50*100	10	○
甲州市	勝沼町菱山1071		菱山小学校校庭	学校長			○	50*50	20	○
甲州市	大和町初鹿野1679-5		大和小学校校庭	学校長			○	45*60	15	○

所属地		ヘリポート等の名称		施設管理者又は占有者	施設規模			広さ（幅×長）	消防署からの所要時間（分）	地域防災計画への掲上
市町村名	住所	専用	名称		大型	中型	小型			
甲州市	大和町初鹿野1643		大和中学校校庭	学校長			○	90*60	15	○
中央市	大鳥居3797		豊富小学校校庭	学校長		○		80*100	10	○
中央市	大鳥居3866		豊富農村広場	市長		○		100*100	10	○
中央市	成島2140		三村小学校校庭	学校長			○	93*100	7	○
中央市	乙黒1-1		玉穂ふるさとふれあい広場	市長			○	70*80	7	○
中央市	一町畑1189		中巨摩地区公園	市長			○	94*123	7	○
中央市	布施2122		田富小学校校庭	学校長	○			180*90	2	○
中央市	今福991		山梨県消防学校校庭	学校長		○		70*70	5	○
中央市	布施2493		田富中学校校庭	学校長	○			180*90	2	○
中央市	白井河原		釜無川左岸土手	国土交通省	○				5	○
市川三郷町	高田682		総合ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ	町長	○			200*120	10	○
市川三郷町	市川大門1733		青洲高等学校校庭	学校長	○			150*100	15	
市川三郷町	市川大門5064		市川中学校校庭	学校長		○		140*80	15	○
市川三郷町	市川大門5744		市川小学校校庭	学校長		○		100*70	15	○
市川三郷町	市川大門字向新田地先		富士川防災公園ﾍﾘﾎﾟｰﾄ	国土交通省	○			60*80	10	○
市川三郷町	黒沢1420		市川南小中学校校庭	学校長		○		100*70	15	○
市川三郷町	山保6320		市川東小学校校庭	学校長			○	50*50	20	○
市川三郷町	岩間2927		六郷中学校校庭	学校長			○	65*130	18	○
市川三郷町	落居2331		旧落居小学校校庭	町長			○	60*50	15	○
市川三郷町	楠甫282-1		富士川河川敷	国土交通省		○		200*50	20	○
市川三郷町	宮原120		山宮スポーツ広場	宮原区長			○	30*50	23	
市川三郷町	鴨狩5167		鴨狩スポーツ広場	国土交通省			○	30*65	20	○
市川三郷町	上野3552		三珠農村広場	町長				105*118	7	
市川三郷町	上野2628		三珠中学校校庭	学校長				60*80	6	
市川三郷町	大塚4264		大塚小学校校庭	学校長				70*31	12	
早川町	大原野651		ヘルシー美里広場	町長	○			90*80	2	○
早川町	湯島1780		湯島の湯グラウンド	町長	○			80*80	15	○
早川町	雨畑699		ヴィラ雨畑グラウンド	町長		○		60*50	20	○
早川町	高住574		早川南小学校校庭	学校長	○			100*60	15	○
早川町	保666		早川中学校校庭	学校長			○	40*70	10	○
身延町	下山10000-1		下山小学校校庭	町長	○			120*80	4	○
身延町	相又247		豊岡グラウンド	町長		○		85*68	20	○
身延町	丸滝454		大河内グラウンド	町長		○		町長	15	○
身延町	梅平1201-2		身延高等学校校庭	学校長	○			100*150	15	○
身延町	常葉1443		下部グラウンド	町長	○			90*120	15	○
身延町	三沢24		久那土グラウンド	町長			○	65*75	15	○
身延町	三沢河川敷		旧久那土中学校道路向こう河川敷	町長	○			95*110	15	○
身延町	古関229		古関ヘリポート	町長			○	30*55	3	○
身延町	古関2437		古関グラウンド	町長			○	35*55	3	○
身延町	手打沢1041		甲南スポーツ広場	町長	○			100*70	10	
身延町	遅沢無番地		遅沢グラウンドゴルフ場	町長		○		13,000㎡	8	
身延町	寺沢3250		中富中学校校庭	学校長		○		100*60	14	○
南部町	南部8746		南部中学校校庭	学校長		○		120*92	10	○
南部町	南部4375		睦合小学校校庭	学校長		○		80*80	15	○
南部町	内船8766		栄小学校校庭	学校長		○		94*96	15	○
南部町	富士川河川敷		南部橋上流河川敷	国土交通省		○		40*80	10	○
南部町	大和360		アルカディア南部総合運動場	町長	○			130*110	10	
南部町	片瀬地先		島尻スポーツ公園	町長		○		80*80	15	
南部町	福士28505-3		南部町営富沢野球場	町長	○			100*120	5	

所属地		ヘリポート等の名称		施設管理者又は占有者	施設規模			広さ（幅×長）	消防署からの所要時間（分）	地域防災計画への掲上
市町村名	住所	専用	名称		大型	中型	小型			
南部町	福士2700-18		旧富河中学校校庭	町長		○		100*100	5	○
南部町	万沢4119		旧万沢小学校校庭	町長			○	70*80	10	○
南部町	福士19021-2		徳間スポーツ広場	徳間区長			○	50*80	20	○
南部町	万沢15300		陵草スポーツ広場	陵草区長			○	58*66	25	○
南部町	南部8168		南部町地域救急搬送拠点ヘリコプター	町長			○	25*50	10	○
南部町	上佐野407-1		佐野場外離着陸場	佐野区長			○	55*55	40	○
富士川町	最勝寺320		増穂小学校校庭	学校長		○		90*85	12	○
富士川町	天神中条675		増穂中学校校庭	学校長		○		100*80	12	○
富士川町	小室2618		増穂南小学校校庭	学校長			○	50*45	20	○
富士川町	青柳町		富士川堤防	国土交通省	○			5,000㎡	10	○
富士川町	1164		鰍沢小学校校庭	学校長	○			110*90	5	○
富士川町	5056		旧鰍沢中部小学校校庭	町長	○			60*70	8	○
富士川町	鳥屋137-1		甲州鰍沢温泉かじかの湯	町長	○			50*75	13	○
富士川町	柳川1134		旧五開小学校校庭	町長	○			85*60	14	○
富士川町	十谷34		十谷農村公園	町長		○		25*35	25	○
富士川町	大法師		大法師公園	町長	○			90*60	8	○
昭和町	押越885		押原小学校校庭	学校長		○		90*90	15	○
昭和町	西条2222		西条小学校校庭	学校長	○			100*100	10	
昭和町	押越452-1		押原中学校校庭	学校長	○			120*100	15	
昭和町	西条3000		甲府昭和高等学校校庭	学校長	○			100*100	10	
道志村	11125		旧善ノ木小学校跡	村長			○	90*35	16	○
道志村	9013		横浜市スポーツ広場	横浜市長		○		90*52	12	○
道志村	8991		旧唐沢小学校跡地	村長			○	70*35	9	○
道志村	5596		旧同志小学校校庭	町長			○	100*35	2	○
道志村	5768		道志中学校校庭	村長	○			150*140	3	○
西桂町	小沼1874		西桂小学校校庭	町長	○			70*70	6	○
西桂町	下暮地884-1		西桂中学校校庭	町長	○			60*60	6	○
忍野村	忍草1516		忍野小学校校庭	学校長	○			80*130	15	○
山中湖村	山中705		山中小学校校庭	学校長	○			100*76	6	○
山中湖村	平野2435-1		山中東小学校校庭	学校長	○			75*66	15	
山中湖村	山中341-2		山中湖中学校校庭	学校長	○			120*100	10	○
鳴沢村	1585		鳴沢小学校校庭	学校長	○			100*100	10	○
富士河口湖町	船津5552		町営町民運動場	町長	○			90*120	5	○
富士河口湖町	船津3737		船津小学校校庭	学校長	○			60*130	5	○
富士河口湖町	小立2446		小立小学校校庭	学校長	○			121*74	5	○
富士河口湖町	本栖		旧上九一色中学校校庭	町長		○		70*80	12	
富士河口湖町	富士ヶ嶺		富士豊茂小学校校庭	学校長		○		70*80	11	○
富士河口湖町	精進		精進湖畔	学校長			○	70*50	8	○
富士河口湖町	船津1164		湖南中学校校庭	学校長	○			100*128	3	○
富士河口湖町	大石2583		大石小学校校庭	学校長	○			75*134	15	○
富士河口湖町	河口1550		河口小学校校庭	学校長	○			52*137	10	○
富士河口湖町	西湖2068		町営体育広場	町長	○			100*80	30	
富士河口湖町	勝山1047		勝山小中学校グラウンド	町長		○		90*80	8	
小菅村	4299(川池)		村民スポーツ広場	村長		○		70*86	3	○
小菅村	3321(中組)		村民第２スポーツ広場	村長		○		80*56	8	
丹波山村	1243		観光ﾚｸﾘｴｰｼｮﾝ広場	村長			○	45*80	3	